

研究紀要

元離宮二条城

第四号

2025

京都市 元離宮二条城事務所



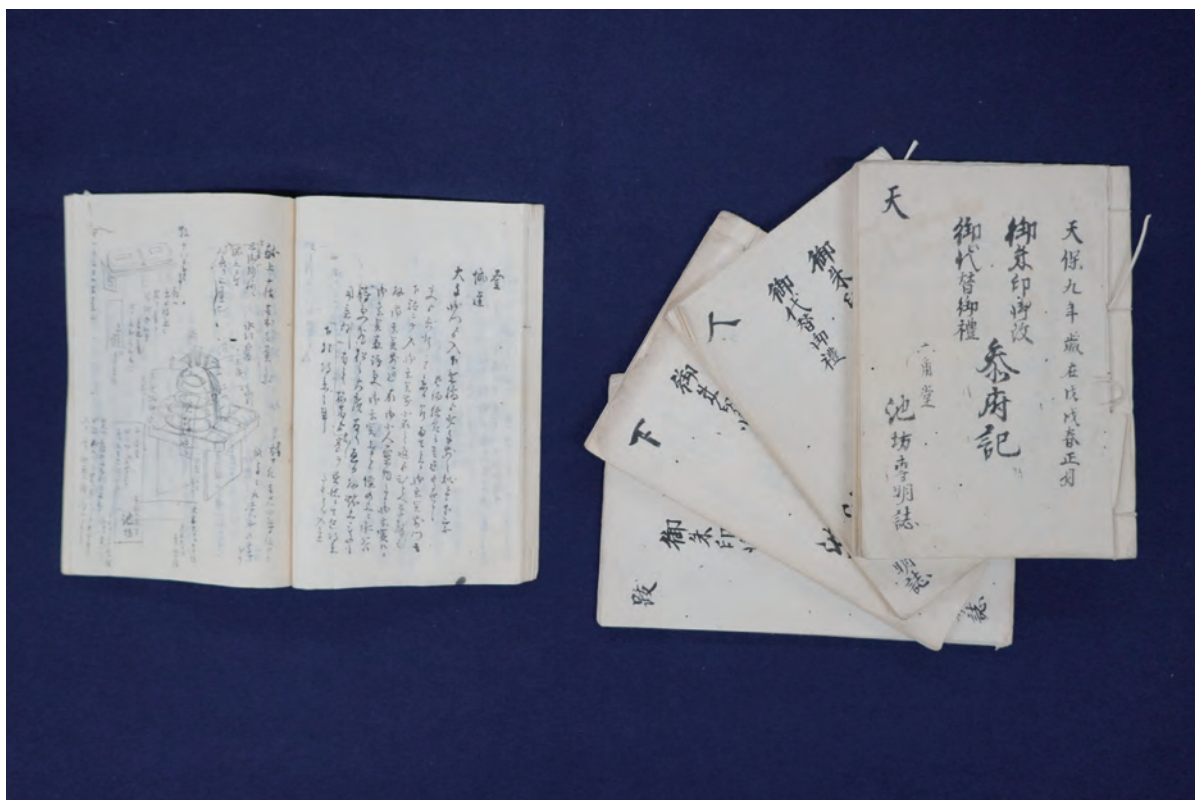
口絵 1 華道家元池坊総務所蔵「関東台覧立花砂之物図」(全体)



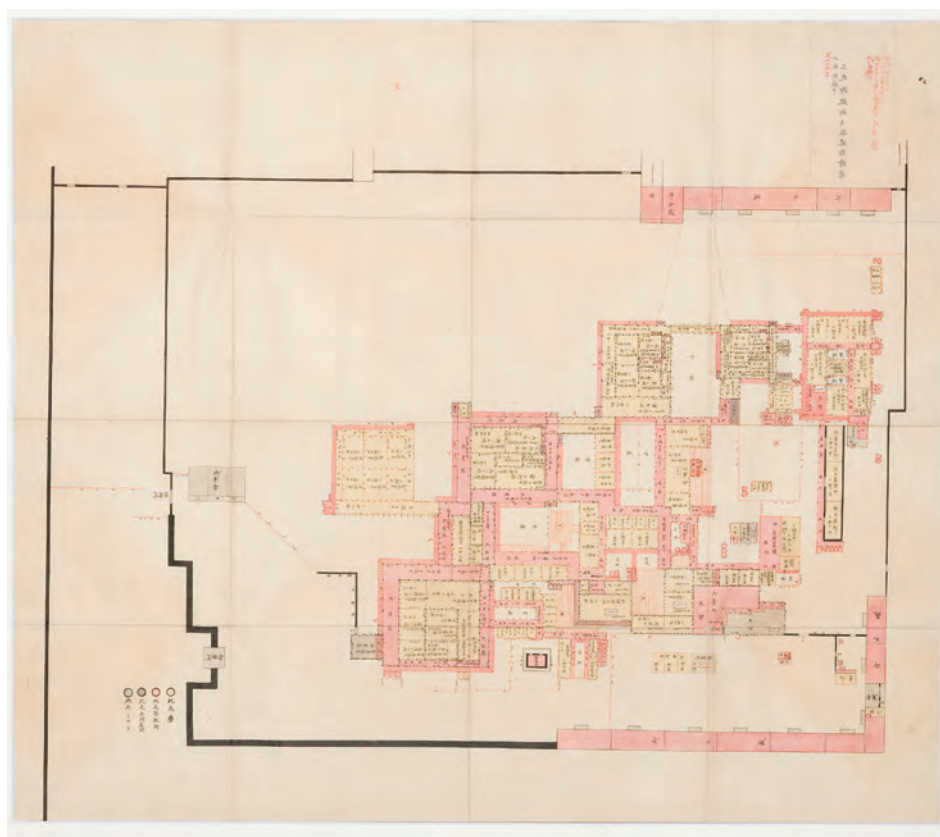
(右)



(左)



口絵2 華道家元池坊総務所蔵「御朱印御改御代替御礼参府記」



口絵3 元離宮二条城事務所蔵「二条御城二之丸御殿向并仮建物絵図」



口絵 4 元離宮二条城東大手門番所



口絵 5 元離宮二条城御清所



口絵 6 御清所室内板戸の落書き（右は赤外線撮影による拡大写真）

中央に肩衣を着けた馬が描かれている。その下には「宝暦七〇丑四月七日大泊納 平岩親信・長尾
(丁カ)
景親・雨宮正央・八重盛教道」と掘られている。



口絵 7 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館蔵「工事録 明治26年」(識別番号:4524)



口絵 8 同上 (めくった状態)

『研究紀要 元離宮二条城』第四号刊行にあたって

京都市では、文化財としての元離宮二条城の価値を次世代へ継承し、保存と活用を行うことを目的として策定した『史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画』を基に、二条城を中心とした京都の歴史・文化に関する調査・研究を進めています。『研究紀要 元離宮二条城』は、調査・研究の成果と、文化財に関する記録の発信を目的とし、令和三年度に創刊いたしました。本書はその第四号となります。

第四号では、元離宮二条城歴史資料として、東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」、および華道家元池坊総務所蔵「御朱印御改御代替御札参府記」を翻刻・掲載しました。後者の翻刻にあたっては、池坊中央研究所主任研究員・細川武稔氏の御助力を賜りました。

また、細川氏からは江戸での立花上覧についての御寄稿をいただきました。このほか、研究ノートでは、近世における二条城の番所について、また近代に入り「二条城」が二条離宮となる過程について論じました。また、史料紹介として、將軍徳川家茂の小姓の記録である国立公文書館内閣文庫蔵「昭徳公事跡 三」を翻刻し、解説を付しました。さらに、本号より修理記録を掲載し、その成果を積み重ねていくこととしました。修理記録の作成に際しては、京都大学大学院教授・小椋大輔氏の御助力を賜りました。

本年度（令和六年度）、元離宮二条城では、保存修理工事を終えた本丸御殿の一般公開を開始し、多くの皆様に御来城いただきました。また、京都市歴史資料館との共催による特別展「二条離宮―元離宮二条城 本丸御殿公開記念―」を開催し、より多くの皆様に元離宮二条城の新たな魅力を感じていただけたのではないかと思います。

最後になりますが、本書の刊行にあたっては、御指導を賜った先生方、玉稿を御寄稿いただいた細川武稔氏・小椋大輔氏、史資料を提供してくださった皆様をはじめ、各位からの御協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

令和七年三月

京都市文化市民局 元離宮二条城事務所長 市田 香

目次

口絵

『研究紀要 元離宮二条城』第四号刊行にあたって

目次

元離宮二条城歴史資料

(翻刻) 東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」(二条在番関係史料二) 6

解題 杉谷 理沙 59

(翻刻) 華道家元池坊総務所蔵「御朱印御改御代替御札参府記」 63

解題 細川 武稔 103

研究ノート

江戸における立花上覧の歴史 細川 武稔 106

近世における二条城の番所 杉谷 理沙 117

離宮時代の「二条城」の保存と活用 降矢 淳子 130

史料紹介

国立公文書館内閣文庫蔵「昭徳公事蹟 三」 今江 秀史 143

修理記録（建造物）

環境調査報告（一） 本丸御殿雁之間障壁画の支持体について

―屋内外温湿度環境が戸襖の反りに及ぼす影響の検討―

小椋 大輔
岡村 知明

xv

二条城障壁画 展示収蔵館活動報告

調査・研究活動報告

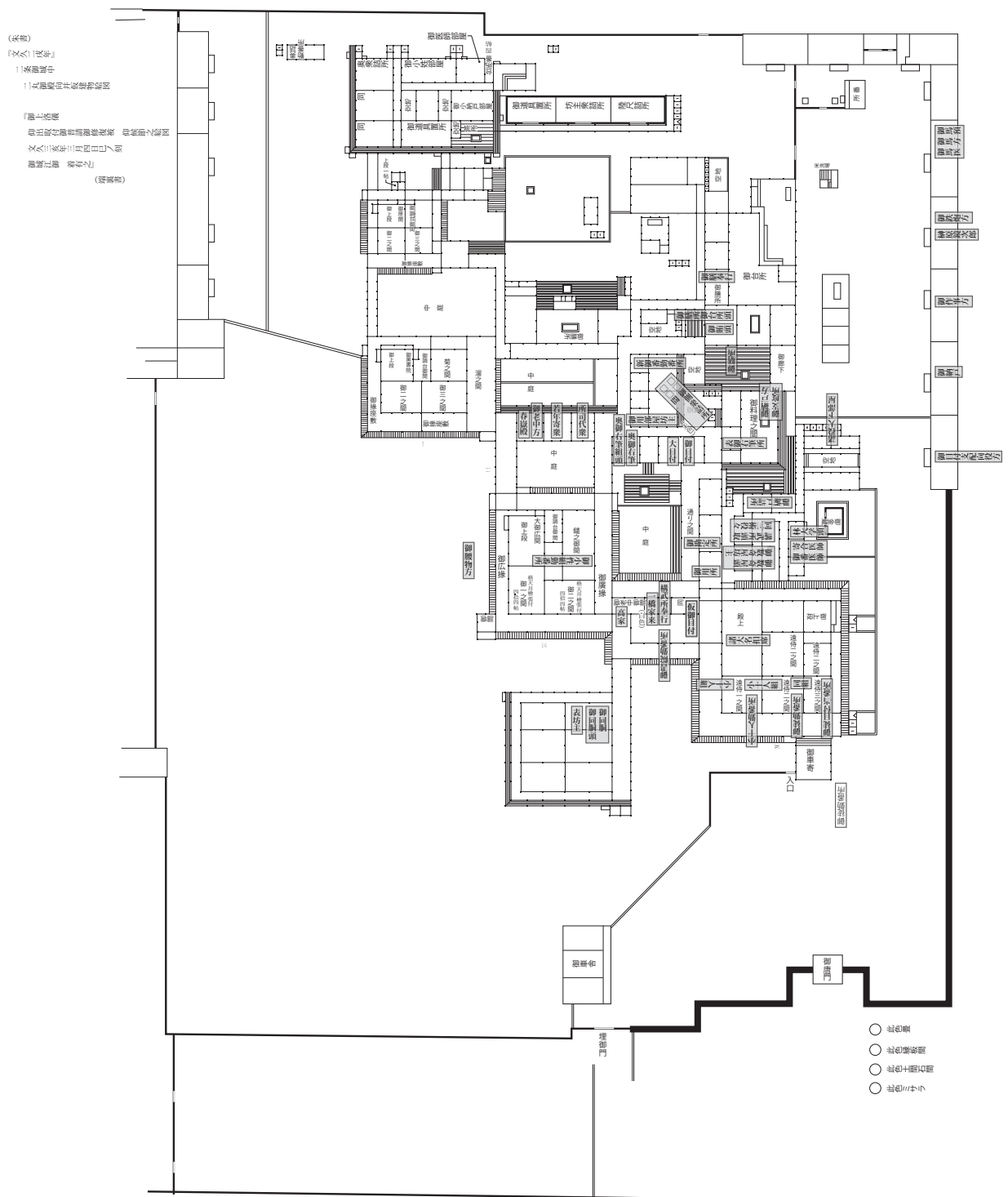
i

ii

【表紙】 二之丸御殿（黒書院） 牡丹の間障壁画 北側壁貼付《牡丹図》（白描）

本図は、重要文化財二の丸御殿障壁画の原画の写真を、デジタル加工し作成したものである。牡丹の間は、黒書院の東廊下にあたり、寛永三年（一六二六）の後水尾天皇行幸の際には、公家衆の饗応場所となった。牡丹の間の障壁画のうち、西側の襖と戸襖の貼付が、金地に牡丹の色や形が鮮やかに浮かび上がる、江戸時代の絵画様式を示す一方、本図を含む北側の壁貼付は、牡丹の根元や地面、雲や水辺を組み合わせて重層的な奥行きのある空間を描く、桃山時代の名残を残す古い様式を示す。西側と北側では、本紙を構成する一紙の寸法も異なり、北側は、西側よりも古い時代――すなわち徳川家康による二条城創建時――に制作された可能性が指摘されている。

（文：中野志保 作図：杉谷理沙）



参考図 文久2年の二条城二之丸御殿

元離宮二条城事務所蔵「二条御城二之丸御殿向并仮建物絵図」(口絵3)をトレースしたもの。京都大学附属図書館蔵「二条城絵図」(請求記号:中井家絵図・書類/35-1)により付箋の情報を付け加えた。

元離宮二条城歴史資料 例言

元離宮二条城歴史資料は、元離宮二条城の理解に欠かせない重要な文献史料を選び、これを翻刻・掲載するものである。

1. 二条在番関係史料として、東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」(請求記号…A〇〇〇…六三四〇)を翻刻・掲載した。天地は端裏書の向きに合わせた。翻刻は杉谷理沙(元離宮二条城事務所)が担当した。
2. 華道家元池坊総務所蔵「御朱印御改御代替御札参府記」の一部を翻刻・掲載した。本翻刻は、華道家元四十一世池坊専明が江戸城で行った立華上覧に伴う手続きや、実施の形態を明らかにすることを意図するものである。[※]そのため、翻刻範囲は、全五冊(天・地・人・下・跋)のうち、専明の江戸到着直前の川崎宿出立(天保九年四月一五日条、天42丁才(表))から、帰京の届出(同年五月二四日条、下20丁ウ(裏))までとし、その他の部分は省略した。なお、参府道中の記録は『静岡県史』資料編15近世七に一部翻刻が掲載されている。併せてご参照いただきたい。また翻刻は、細川武稔(池坊中央研究所)・今江秀史(元離宮二条城事務所)・杉谷理沙が担当した。
3. 翻刻にあたっては基本的に原文を尊重したが、趣旨を損なわない範囲において、次の原則で表記を統一した。
 - (1) 字体は原則常用漢字を用い、そのない場合は正字体を用いた。
 - (2) 合字の「𠂔」はそのまま表記した。また「而」「仁」「乎」「者」「茂」「江」「与」などの漢字で表記されている助詞もそのままとした。
 - (3) 本文中は、適宜読点「、」と並列点「・」を加えた。
 - (4) 虫損・破損などによる判読不明箇所は、字数が推定できる場合は文字数分の□で示し、字数が不明な場合はおおよその範囲を「」で示した。
 - (5) 抹消部分には二重線を付し、見せ消チの場合は文字の左側にゆす

り点(と)を付した。原文に修正や書き加えがある場合には右傍らに示した。また、上書きされ元の文字が判読不明な場合や、明らかな塗抹は■で示した。

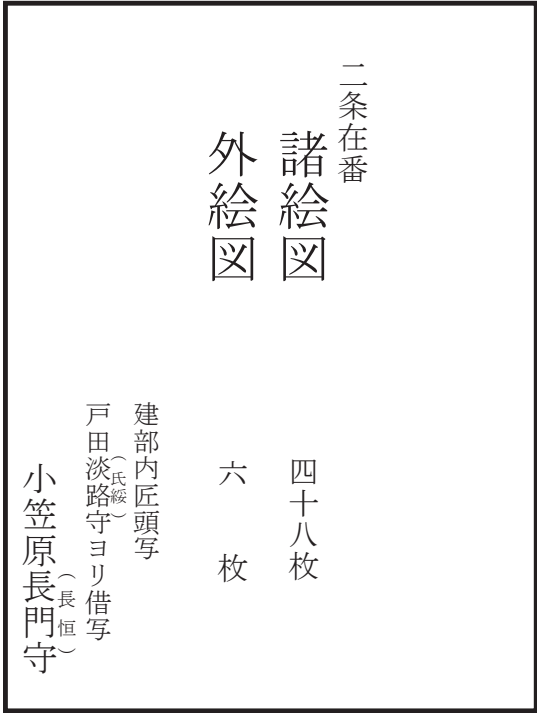
- (6) 文意の通らない文字は(ママ)、判読しづらい文字は(カ)、重複と思われる文字には(衍)などと傍注を付した。また、明らかな誤字・脱字は右傍らに適宜補訂した。
- (7) 本文中の朱書は『』で、図中の朱書は網掛けで示した。また、表紙・袋は枠線で囲み(表紙)・(袋)等と示した。
- (8) 表敬の平出・欠字はともに一字アケとし、特に注記はしなかった。
- (9) 文字があるべき部分に空白がある場合は(アキママ)と注記した。
5. 史料翻刻に対しては、読者の理解に供するため、それぞれ解題を付した。
6. 本文中、現在においては人権を侵害すると解釈される字句も含まれるが、歴史的事実を正確に理解するため、原文をそのまま掲載した。

史料の閲覧・利用・撮影等に関し、ご高配を賜りました東京大学総合図書館・華道家元池坊総務所(池坊中央研究所)、および同研究所主任研究員・細川武稔氏へ謝意を申し上げます。

※華道家元池坊総務所蔵「御代替御札継目御札記録」(『研究紀要 元離宮二条城』第三号に翻刻を掲載)では、元治元年(一八六四)における徳川家茂の二条城入城の際、四十二世池坊専正が立華上覧を計画したものの、実施されなかったことが記されている。今回翻刻を掲載した「御朱印御改御代替御札参府記」は、この未遂に終わった二条城における立華上覧を復元するための手がかりとなるものであるため、本書に翻刻を掲載することとした。

(翻刻) 東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」(二条在番関係史料二)

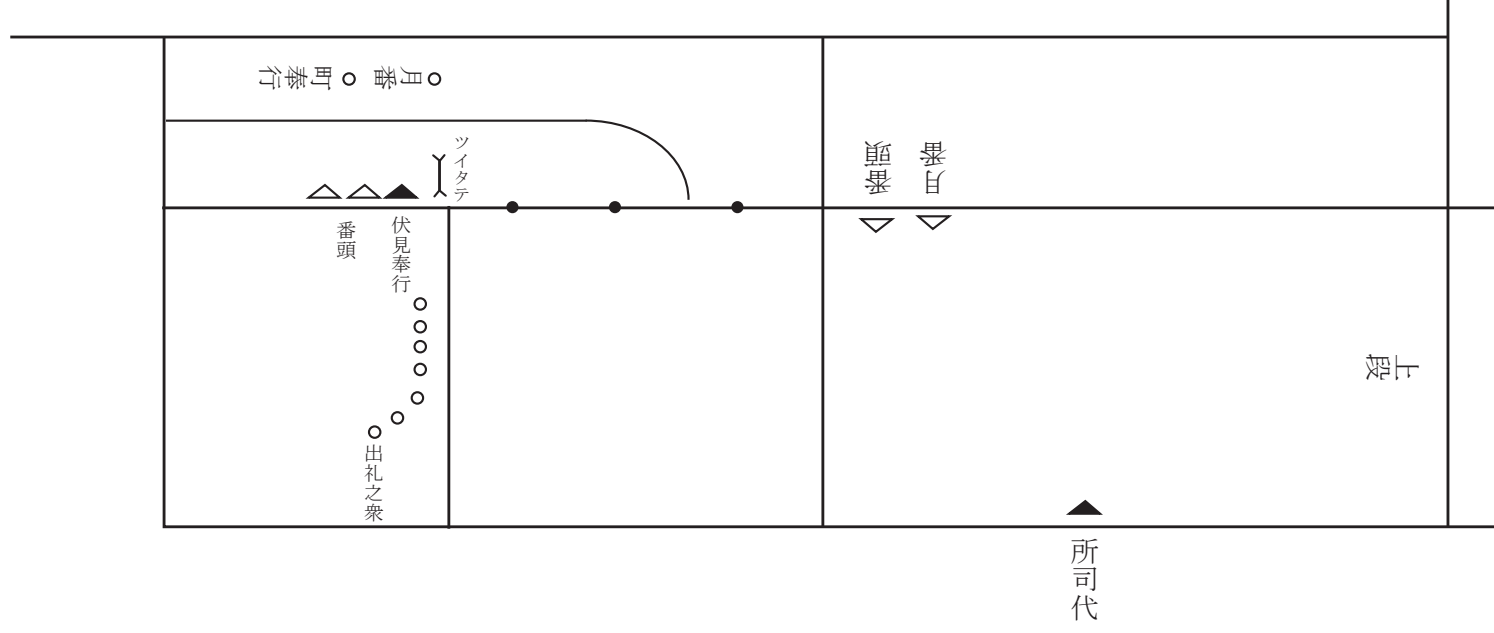
(袋)



1 年始節句朔望出礼之凶

（端裏書）

「年始節句朔望出札之図」



と相違なく、御機嫌伺之事、この図に於ても、物恐而悦事候、

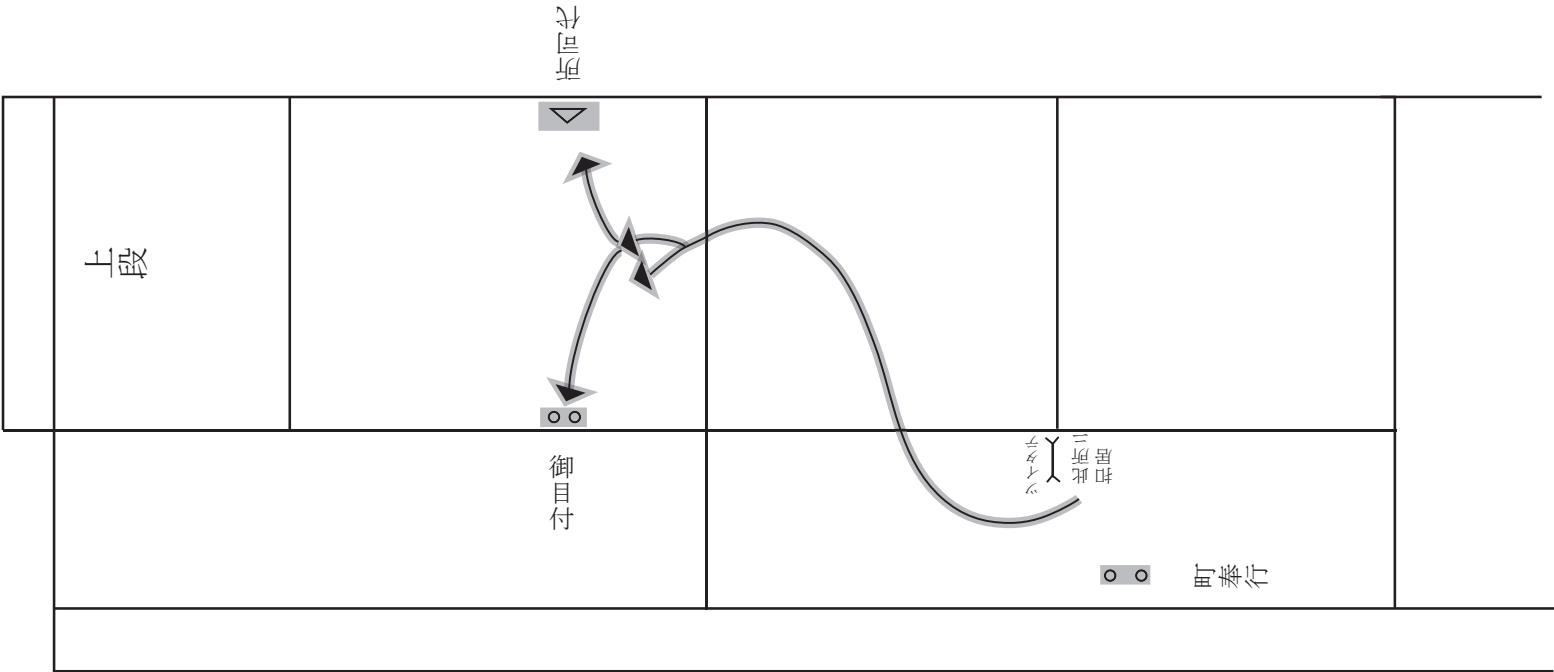
寛政二年三月亥三年同
尤中無座之候、勿論月番いこも上座也、
目之柱、引候節、上二本目之柱也、
町奉行衆引在之候、出候節、下二一本

出礼如圖 年始節句 朔望

蜜入道
朱事出道

2 御目付代上意申渡之図

(端裏書)
「御目付代
上意申渡之図」



寛政六甲寅年九月五日、御目付村瀬
(後總) 平四郎・榊原左衛門京着二付、服紗
(職序) 裕・麻上下着、五時前肥後守同道、堀田
(藤堂良等) 相模守殿室江罷越候、
(正順) 御目付兩人罷越、町奉行差引二而罷出、
(堀直略) 我等月番二付致上座、如図相模守殿方江
寄平伏、平四郎 上意申渡有之、相模守
殿方江向直り、上意之御札申述、又向
直り候節、左衛門奉書可相渡旨申付候、
我等如図罷出、請取帰座之上拝見、畢
而我等方江差戻候上、相模守殿江入御覧、
帰座之節、年寄衆方之伝言左衛門申聞候
間、及会釈候、夫方相模守殿方江振直り、
後剋御目付同道、御番所江罷越候段申達
候処、例之通可取斗旨被申聞候之間、直
二引申候、

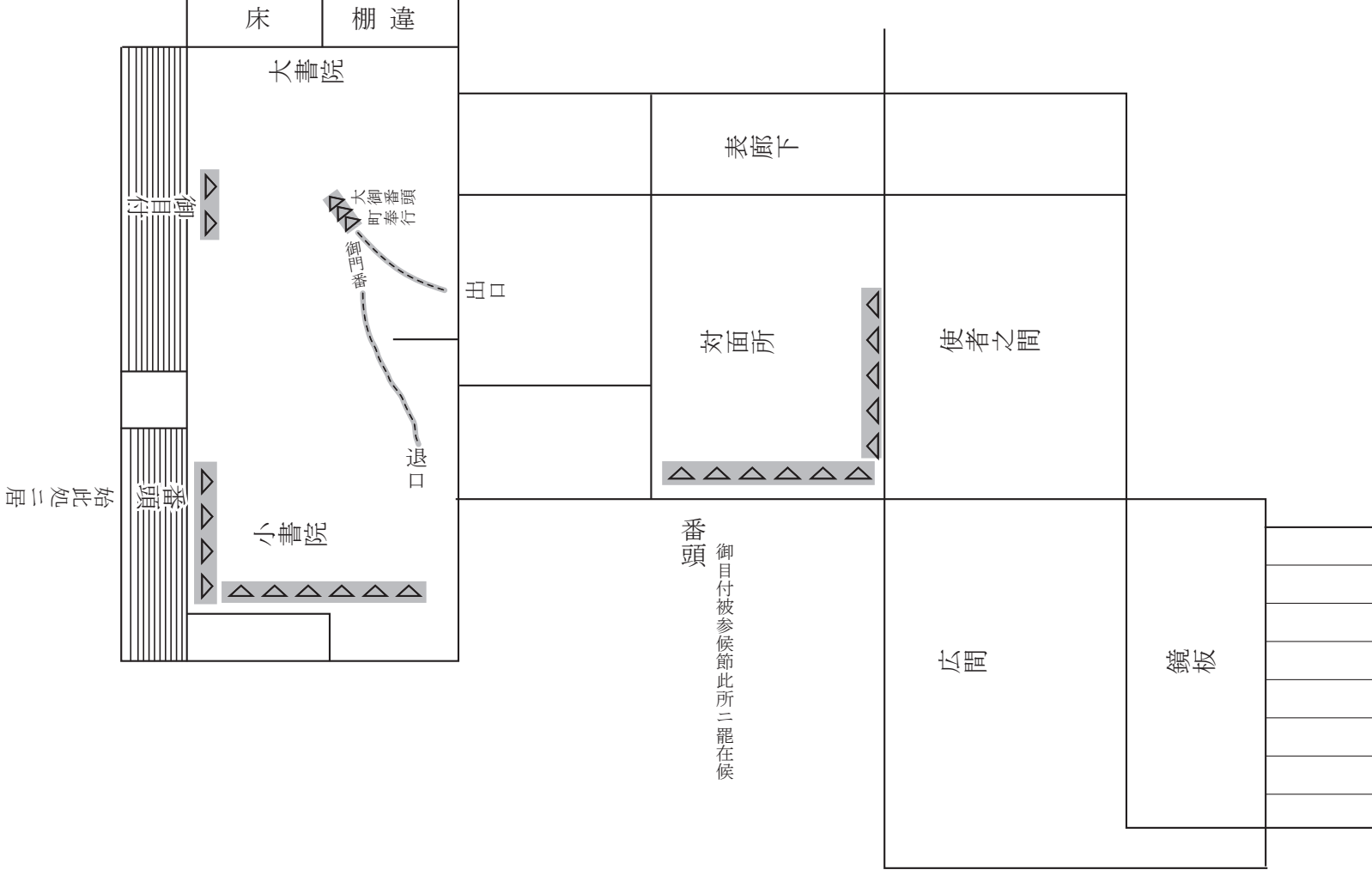
寛政四子年所司代明御目付代町奉行御役宅二而上意被申渡候節絵図

(端裏書)

「寛政四子年

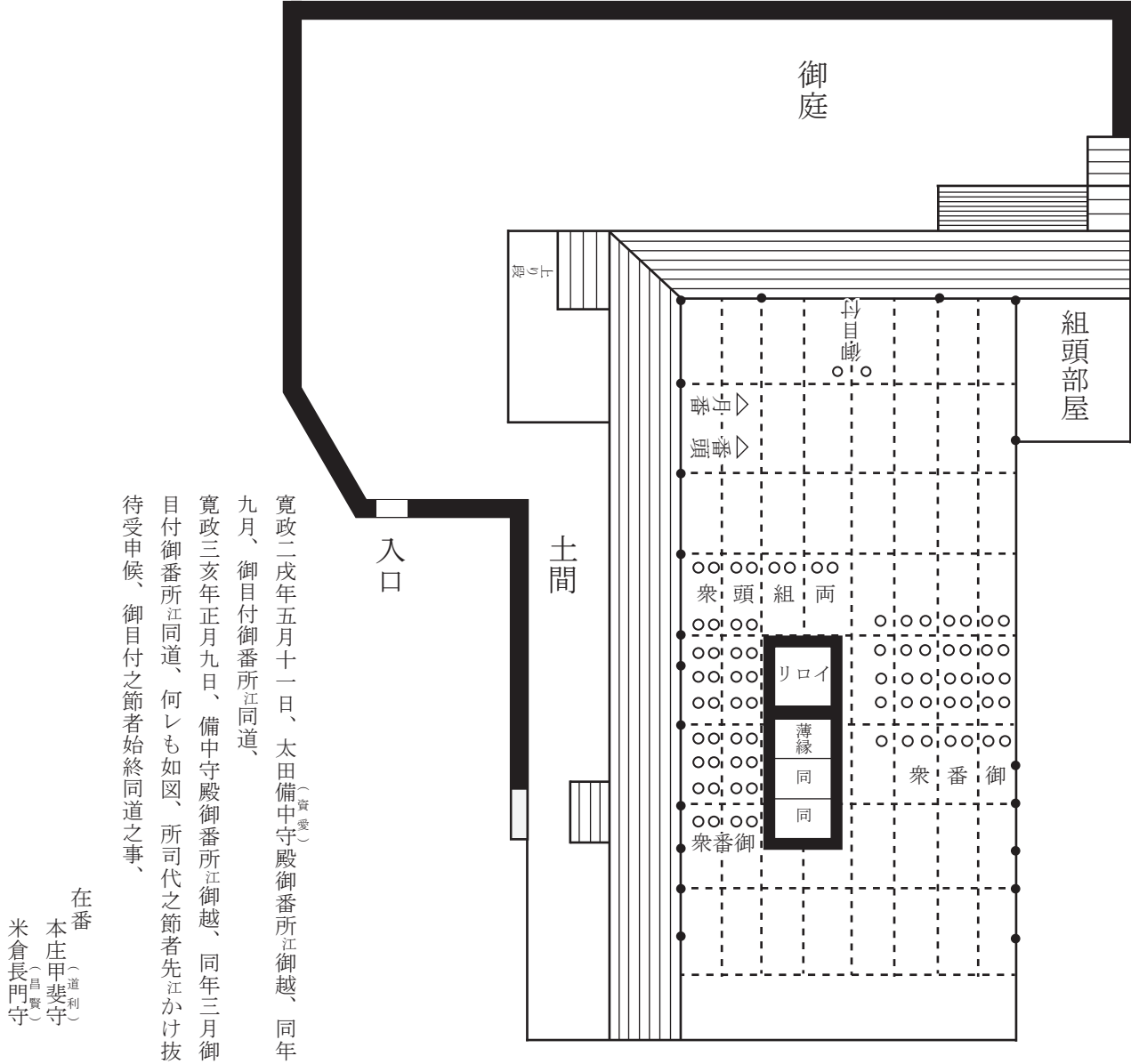
所司代

上意被申渡候節絵図



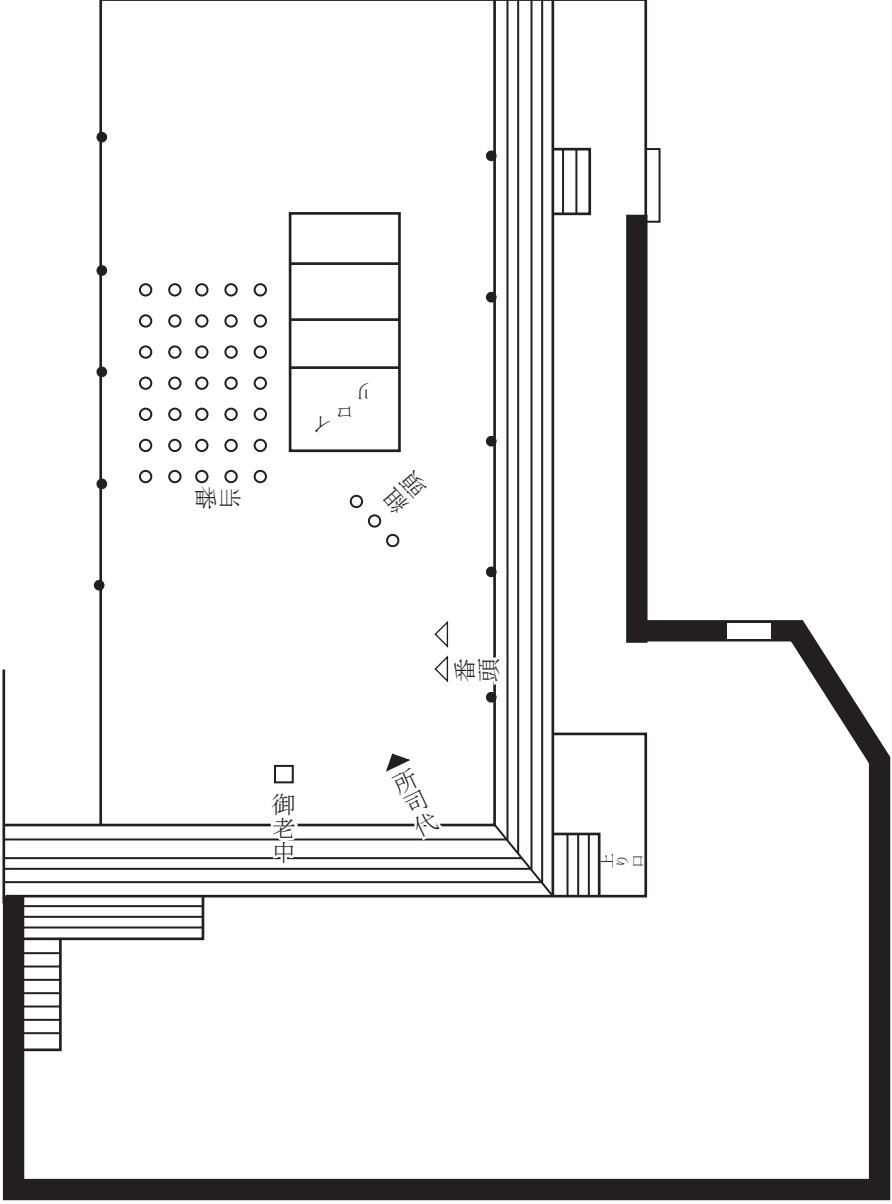
4 所司代御目付御番所江被越候図

「(端裏書)所司代
御番所江被越候図
御目付」

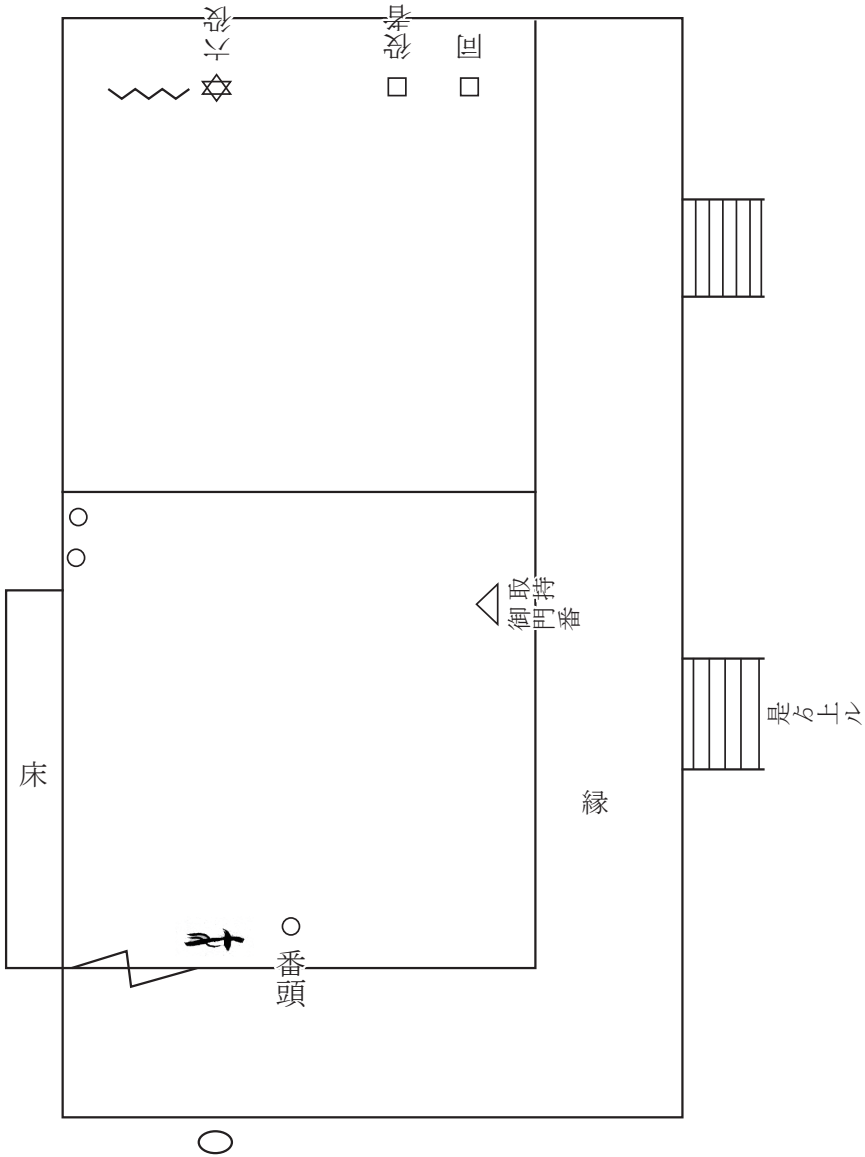


5 子十一月伊豆守殿上京之節所司代迎絵図

「子十一月伊豆守殿上京之節
所司代迎絵図」
（寛政四年）
（堀田正順）



下屋敷に参可正、御門番可正申候、
知恩院山茶屋図、餅・菓子・酒出、
曹有之、

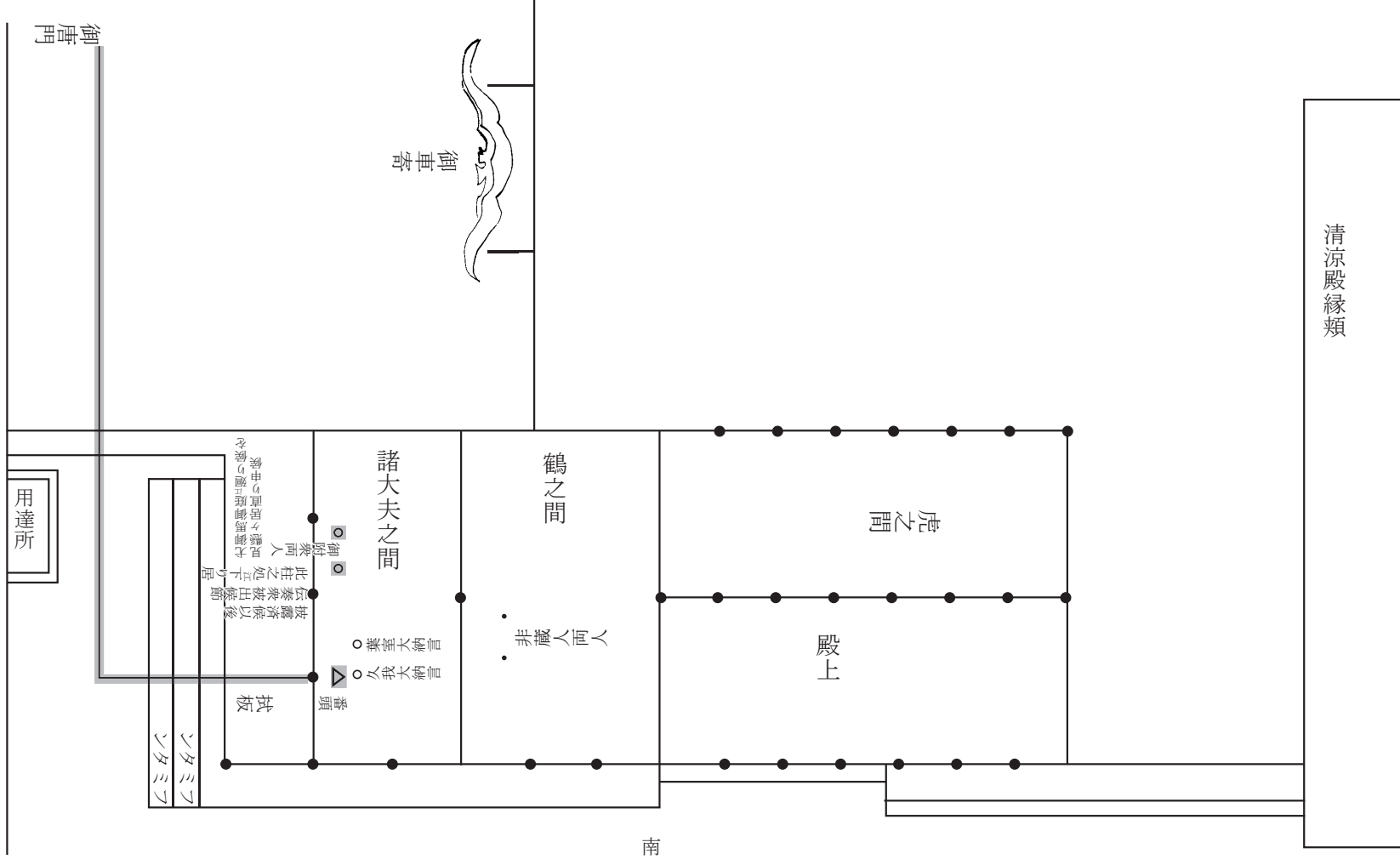


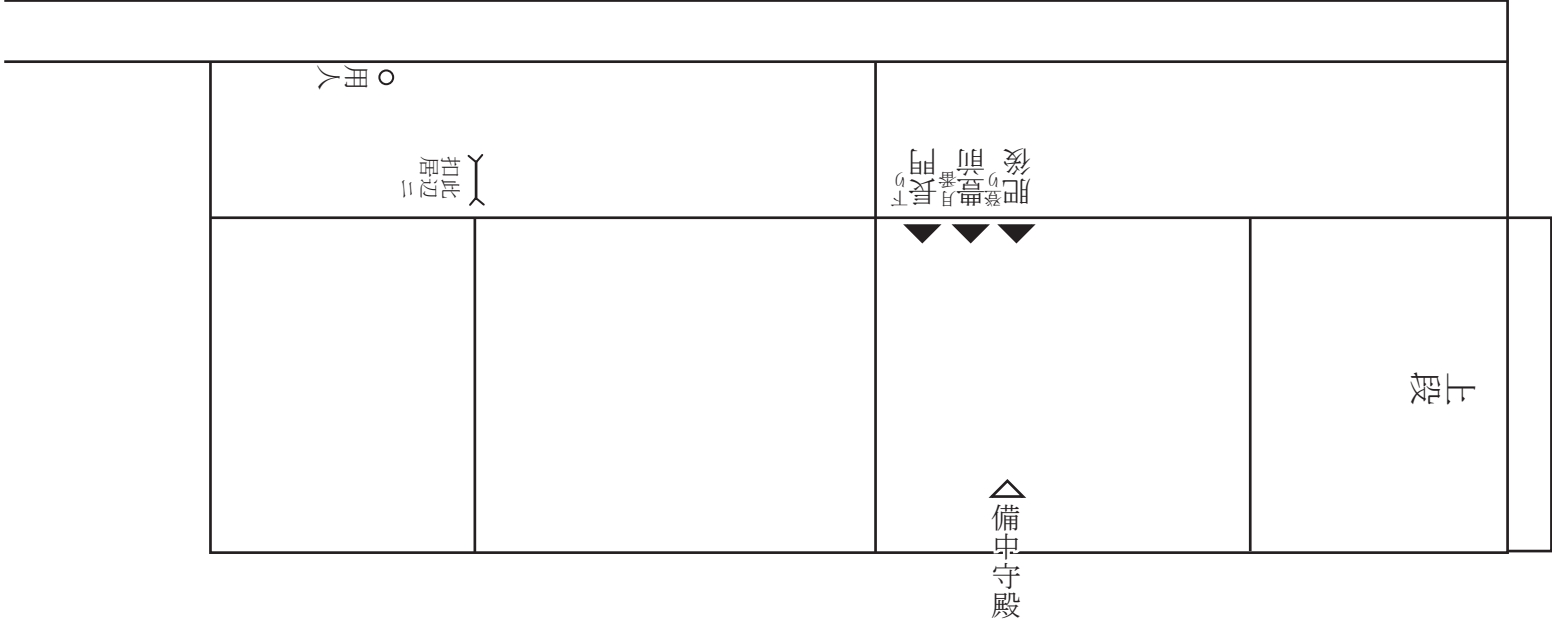
〔端裏書〕
「知恩院山茶屋振廻之節絵図」

6 知恩院山茶屋振廻之節絵図

7 八朔御使之凶

「八朔（端裏書）御使之凶」



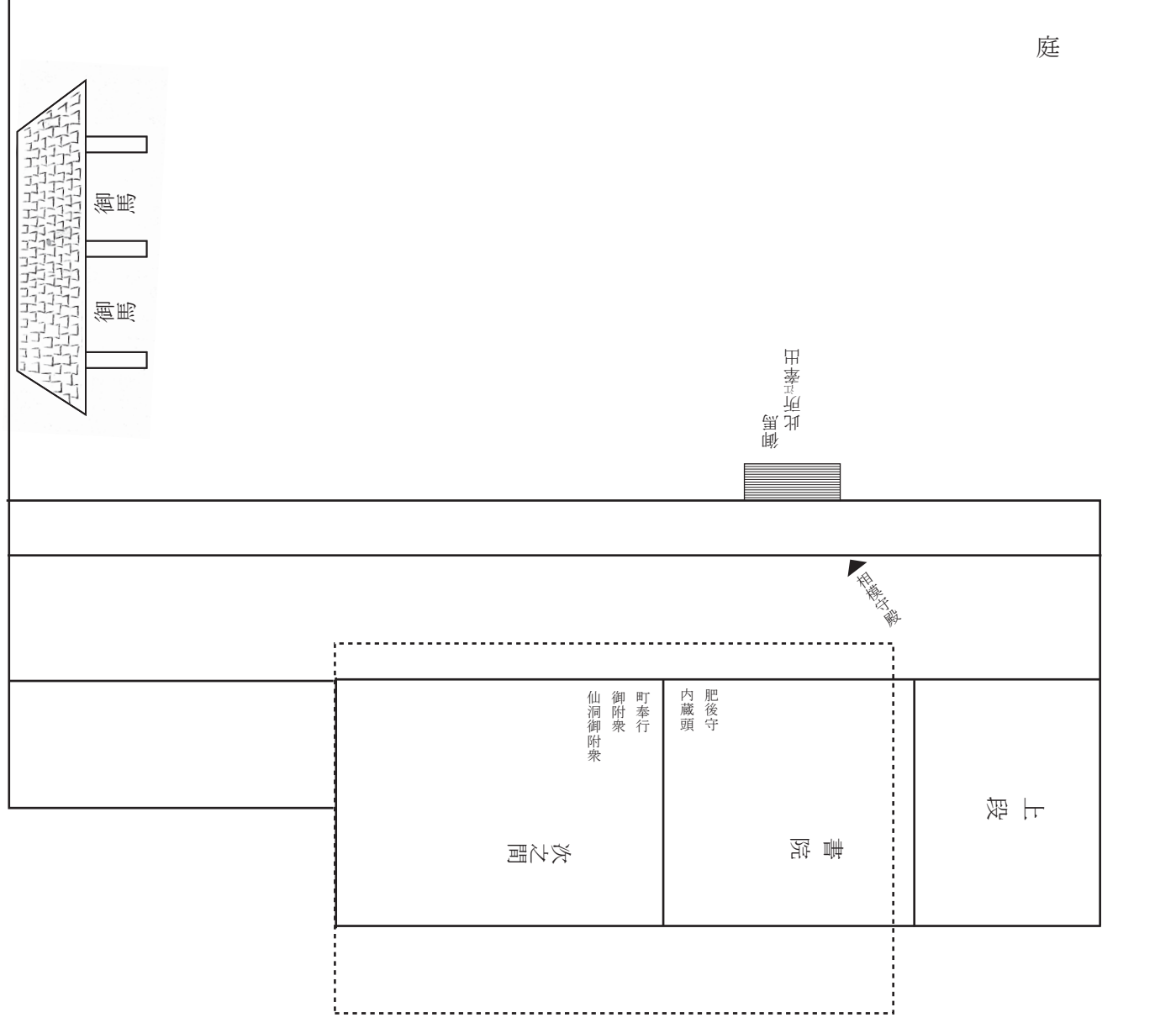


〔端裏書〕
〔太田資亮〕
跡登番頭所司代御逢之図

8 跡登番頭所司代御逢之図

八朔御進獻之御馬見分之図

（端裏書）
一八朔
御進献之御馬見分之図



※点線は張紙の位置を示す。この部分に帳面が貼り付けられており、各丁内容が異なる。以下、各丁の内容をそれぞれ翻刻・掲載する。

（張紙①）

△	所司代 周防守殿	△	御使 近江守	△	伊勢守	○ ○	町奉行	○ ○	御附衆	○ ○	仙洞御附衆
右之通当年者致着座、 （松平康任） 周防守殿御出座之節、右之方江ニジリ候处、御馬致見分候様被仰聞候間、相応及挨拶、又正面江向罷在候御馬二匹見分相濟、一之御馬宜相見候段、被仰聞候付、御同様奉存候旨申述候、直御会积有之、周防守殿御退座二付、 （堀直哉） 我等初何茂致退座候事、 文政九丙戌年七月 （直哉） 堀近江守記之、											

（張紙②）

△	御使 縫殿頭	△	美濃守	○	町奉行	○ ○ ○	御附衆	○ ○ ○	仙洞御附衆
周防守殿在府中ニ付、右之通着座致見分候处、 （松平康任） 周防守殿在府中ニ付、右之通着座致見分候处、一之御馬宜相見候間、其段我等美濃守江申談候处、同様被存候旨ニ付、町奉行衆江申談候处、是又同様被存候旨被申聞候之間、右之趣我等ヨリ周防守殿用人江申達、何茂退座、 文政八乙酉年七月 （東茂） 松平縫殿頭記之、									

（張紙③）

△	所司代 紀伊守殿	△	御使 大和頭	△	越前守	○ ○	町奉行	○ ○	御附衆
右之通当年者致着座、 （内藤信悠） 紀伊守殿御出座之節、右之方江ニジリ候处、御馬致見分候様被仰聞候間、相応及挨拶、又正面江向罷在候御馬二匹見分相濟、一之御馬宜相見候段、被仰聞候付、御同様奉存候旨申述、直御会积有之、紀伊守殿御退座二付、 （酒井忠嗣） 我等初何茂致退座候事、 文政七甲申年七月 （忠嗣） 酒井大和守記之、									

(張紙④)

△	所司代 紀伊守殿	△	御使 伊予守	△	出雲守	○ ○	町奉行	○	御附衆	○ ○	仙洞御附衆
右之通当年者致着座、 (内藤信致) 紀伊守殿御出座之節、右之方江ニジリ候处、御馬致見分候様被仰聞候間、相応及挨拶、又正面江向罷在候御馬二匹見分相濟、一之御馬宜相見候段、被仰聞候間、御同様奉存候旨申述候、直御会积有之、紀伊守殿御退座二付、 (牧野成善) 我等初何茂致退座候事、 文政六癸未年七月 (成善) 牧野伊予守記之、											

(張紙⑤)

△	所司代 和泉守殿	△	御使 飛騨守	△	信濃守	○ ○	町奉行	○	御附衆	○ ○	仙洞御附衆
右之通当年者致着座、 (松平乗寛) 和泉守殿御出座之節、右之方江ニジリ候之処、御馬致見分候様被仰聞候間、相応及挨拶、又正面江向罷在候御馬二匹見分相濟、一之御馬宜相見候段、被仰聞候二付、御同様奉存候旨申述、直御会积有之、和泉守殿御退座二付、 (酒井忠憲) 我等初何茂致退座候事、 文政五壬午年七月 (忠憲) 酒井飛騨守記之、											

(張紙⑥)

△	所司代 和泉守殿	△	御使 伊賀守	△	但馬守	○ ○	町奉行	○ ○ ○ ○	御附衆	○ ○ ○ ○	仙洞御附衆
右之通当年者致着座、 (松平乗寛) 和泉守殿御出座之節、右之方江ニジリ候处、御馬致見分候様被仰聞候間、相応及挨拶、又正面江向罷在候御馬二匹見分相濟、一之御馬宜相見候段、被仰聞候付、御同様奉存候旨申述、直御会积有之、和泉守殿御退座二付、 (五嶋運龍) 我等初何茂致退座候事、 文政四辛巳年七月 (運龍) 五嶋伊賀守記之、											

(張紙⑦)

△	所司代 和泉守殿
△	御使 豊前守
△	出雲守
○	町奉行
○ ○ ○ ○	御附衆
○ ○ ○ ○	仙洞御附衆

右之通当年者致着座、和泉守殿御出座之節、右之方江ニジリ候処、御馬致見分候様被仰聞候間、相応及挨拶、又正面江向罷在候御馬二匹見分相濟、一之御馬宜相見候段被仰聞候二付、御同様奉存候旨申述候、直御会釈有之、和泉守殿御退座二付、我等初何茂致退座候事、
(堀田正民)
堀田正民
文政三庚辰年七月
(正民)
堀田豊前守記之、

(張紙⑧)

松平和泉守殿御忌中二付、当年千本屋敷ヲイテ御馬致見分候二付、別紙絵図面有之、
(松平乗寛)
文政二己卯年七月
(光弘)
戸田和泉守記之、

(張紙⑨)

△	御使 土佐守
△	玄蕃守 ^(堀田)
○ ○	町奉行
○	御附衆

加賀守殿在府中二付、右之通着座致見分候処、一之御馬宜相見候間、其段我等玄蕃頭江申談候処、同様被存候二付、町奉行衆江申談候処、是又同様被存候旨被申聞候之間、右之趣我等加賀守殿用人江申達置、何茂退座、
(太田忠恵)
文政元戊寅年七月
(忠従)
戸田土佐守記之、

(張紙⑩)

△	所司代 加賀守殿
△	御使 遠江守
△	下總守
○ ○	町奉行
○	御附衆
○ ○	仙洞御附衆
右之通当年者致着座、 ^(大久保忠真) 加賀守殿御出座之節、右之 方江ニジリ候処、御馬致見分候様被仰聞候間、相 応及挨拶、又正面江向罷在候御馬二匹見分相済、 一之御馬宜相見候段、被仰聞候間、御同様奉存候 旨申述候、直御会积有之、 ^(水野信成) 加賀守殿御退座二付、 ^(水野信成) 我等初何茂致退座候事、 文化十四丁巳年七月 ^(信成) 水野遠江守記之、	

(張紙⑪)

△	所司代 加賀守殿
△	御使 大和守
△	周防守
○ ○	町奉行
○	御附衆
○ ○	仙洞御附衆
右之通当年者致着座、 ^(大久保忠真) 加賀守殿御出座之節、右之 方江ニジリ候処、御馬致見分候様被仰聞候間、相 応及挨拶、又正面江向罷在候御馬二匹見分相済、 一之御馬宜相見候段、被仰聞候之間、御同様奉存 候旨申述候、直御会积有之、 ^(加納久敬) 加賀守殿御退座二付、 ^(加納久敬) 我等初何茂致退座候事、 文化十三丙子年七月 ^(久敬) 加納大和守記之、	

(張紙⑫)

△	御使 伊予守
△	伊賀守
○ ○ ○	町奉行
○	御附衆
右之通当年者致着座、 ^(大久保忠真) 加賀守殿御在府中ニ付、右之通着座致見分候処、 ^(松平定能) 加賀守殿御在府中ニ付、右之通着座致見分候処、 一之御馬宜相見候間、其段我等 ^(五嶋連能) 伊賀守江申談候処、 同様被存候旨ニ付、町奉行衆江申談候処、是又同 様被存候旨被申聞候間、右之趣我等ヨリ加賀守殿 用人江申達置、何茂退座、 文化十二乙亥年七月 ^(定能) 松平伊予守記之、	

(張紙⑬)

○ ○ ○ ○	△ △
御附衆	御使 出雲守 紀伊守 町奉行

讚岐守殿在府中ニ付、右之通着座、致見分候処、
(酒井忠進)
一之御馬宜相見候段、我等紀伊守江申談候処、
(大久保教孝)
同様被存候旨ニ付、町奉行衆江申談候処、同様
(森川俊敏)
被存候旨被申聞候間、右之趣我等讚岐守殿用人
江申達、何茂退座、
文化十一甲戌年七月 大久保出雲守記之、
(教孝)

(張紙⑭)

○ ○ ○ ○	○ ○	△ △ △
仙洞御附衆 御附衆	町奉行	所司代 讚岐守殿 御使 若狹守 和泉守

右之通当年者致着座候、
(酒井忠進)
右之方江ニジリ候処、御馬致見分候様被仰聞候
間、相応及挨拶、又正面江向き罷在候御馬二匹
見分相濟、一之御馬宜相見候段、被仰聞候間、
御同様奉存候旨申述、直御会积有之、讚岐守殿
御退座ニ付、我等初何茂致退座候事、
(小笠原信成)
文化十癸酉年八月 小笠原若狹守記之、
(信成)

(張紙⑮)

○ ○	△ △ △
仙洞御附衆 御附衆	町奉行 伊勢守 玄蕃頭 御使 所司代 讚岐守殿

右之通当年者致着座、
(酒井忠進)
右之方江ニジリ候処、御馬致見分候様被仰聞候間、
相応及挨拶、又正面江向罷在候御馬二匹見分相
濟、一之御馬宜相見候段、被仰聞候間、御同様
奉存候旨申述、直御会积有之、讚岐守殿御退座
ニ付、我等初何茂致退座候之事、
(田沼意忠)
文化九壬申年八月 田沼玄蕃頭記之、
(意忠)

(張紙16)

○	○	○	△	△
仙洞御附衆	御附衆	町奉行	近江守	御使 下総守
讚岐守殿御不快御見分無之二付、右之通致着座、 (酒井忠進) 一之御馬宜相見候間、其段我等近江守江申談候 (森川俊世) 処、同様被存候付、町奉行衆江申談候処、是又 (内田正肥) 同様被存候旨被申聞候間、其段我等以用人申達 候処、被成御承知候之旨被仰聞候付、何茂致退 座候、 文化八辛未年八月 森川下総守記之、 (俊世)				

(張紙17)

○ ○	○	○ ○	△	△	△
仙洞御附衆	御附衆	町奉行	大和守	周防守	御使 讚岐守殿 所司代
右之通当年者致着座候、讚岐守殿御出座之節、 (酒井忠進) 右之方エニジリ候処、御馬致見分候様被仰聞候 間、相応及挨拶、又正面江向罷在御馬二匹見分 相済、一之御馬宜相見候段、被仰聞候間、御同 様奉存候旨申述候、直御会积有之、讚岐守殿御 退座二付、我等初何茂致退座候事、 (山口弘致) 文化七庚午年八月 山口周防守記之、 (弘致)					

(張紙18)

○ ○	○ ○	○ ○	△	△	△
仙洞御附衆	御附衆	町奉行	大和守	御使 式部少輔	所司代 讚岐守殿
右之通当年者致着座候、讚岐守殿御出座之節、 (酒井忠進) 右之方江ニジリ候処、御馬致見分候様被仰聞候 間、相応及挨拶、又正面江向罷在候御馬二匹見 分相済、一之御馬宜相見候段、被仰聞候間、御 同様奉存候旨申述候、直御会积有之、讚岐守殿 御退座二付、我等初何茂致退座候事、 (丹羽式部少輔) 文化六己巳年八月 丹羽式部少輔記之、 (氏昭)					

(張紙⑱)

△	御使 兵部少輔	〇〇	町奉行	〇〇	御附衆	〇〇	仙洞御附衆
(阿部正忠) 播磨守殿御不快二付、御見分無之二付、右之通着座候、一之御馬宜相見候間、其段町奉行衆江申談候処、同様被存候旨被申聞候間、其段我等^(森川俊敏)以用人申達候処、被成御承知候旨被仰聞候、相濟候二付、何茂致退座候、 (義行) 但对組佐野肥前守病氣二付、出席無之、 文化五戊辰年八月 森川^(俊敏)兵部少輔記之、							

(張紙⑳)

△	所司代 播磨守殿	△	御使 主水正	△	日向守	〇〇	町奉行	〇〇	御附衆	〇〇	仙洞御附衆
(阿部正忠) 右之通当年者致着座、播磨守殿御出席之節、右之方江ニジリ候処、御馬致見分候様被仰聞候間、相応及挨拶、又正面江向罷座候御馬二匹見分相濟、一之御馬宜相見候段、被仰聞候間、御同様奉存候与申述候、直御会釈有之、播磨守殿御退座二付、我等^(高木正則)何茂致退座候之事、 (正則) 文化四丁卯年八月 高木主水正記之、											

(張紙㉑)

△	御使 丹後守	△	大和守	〇〇	町奉行						

右之通当年者丹後守殿御不快、御見分無之二付、
(稲葉正誨)
右之通致着座候、且両御附衆二茂御所御用二付出席無之候、一之御馬宜相見候間、其段我等大和守
(松平信圭)
江申談候之處、同様被存候旨二付、町奉行衆江茂
(永井直聰)
申談候処、同様被申聞候間、其段我等用人ヲ以申達候処、被成御承知候之旨被申聞相濟候間、何茂致退座候、

文化三丙寅年八月
(信圭)
松平丹後守記之、

(張紙②)

△	所司代 丹後守殿
△	御使 伊賀守
○ ○	町奉行
○ ○	御附衆
○ ○	仙洞御附衆

右之通当年致出席候、(福樂正継)丹後守殿御出席之節、右之方江ニジリ候処、御馬致見分候様被仰聞候間、相応及挨拶、又正面江向罷在候御馬二匹見分相濟、一之御馬宜相見候段、被仰聞候間、同様奉存候旨申述候、直御会积有之、丹後守殿御退座ニ付、何茂致退座候事、

(元留)但対組竹中遠江守病氣ニ付出席無之、

文化二乙丑年八月 菅沼伊賀守(定候)記之、

知恩院座敷之図

振舞參候ハ、四時分知恩院江參着、御仏參之通り六役出向申候、御忌日ニ無之而も六役致參礼候哉と承り候ハ、拝礼可被致候、御位牌所前ニ而往帰とも時宜致候事、座敷ニ而挨拶有之、肩衣斗故候ハ、尤麻上下、料理之時分方丈引物有之候、膳前江出シ候而、引物被致候様致也、方丈と盃事ハ無之候、六役江盃致し候事御座候、後段者九時分山之上之茶屋江出申候、暇有、帰りハ八時前相濟候様ニ致候、八半時二者、御城人申候事ニ候、

内縁

- 此所ニ往歸リ共御時宜仕候

御位牌所

座鋪

知恩院我等歸之節此所迄被送候

内縁

ロウカ

内縁

役者

III

● ●

勝手口

庭

山の茶屋へ
参候得者
此所と参る也

小用所此辺ニあり

上段

中段

□ 智恩院

番頭

組頭
同
同
御門番

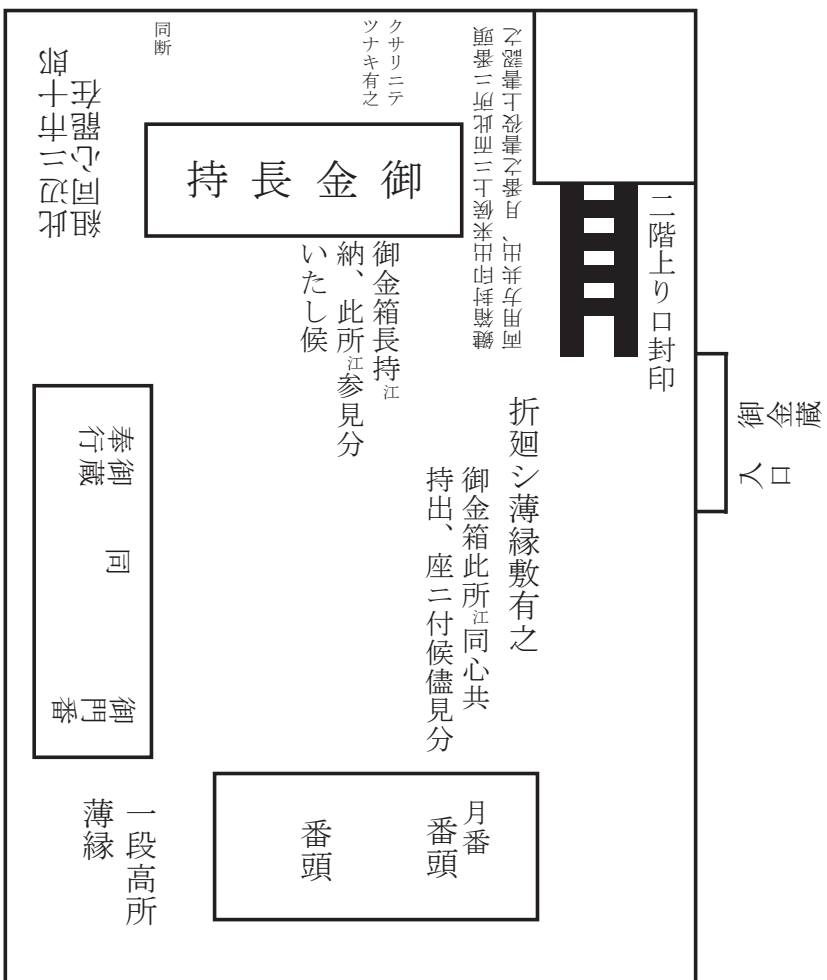
「智恩院振舞之節絵図」

御金蔵絵図

「金御蔵絵図」

(四力)
 天明三辰年九月廿二日、西郷若狹守殿・我等御金藏見分、封印切替二付、時之上下着、若狹守殿我等小屋江
(筑前守高綱力)
(盛時)
 被罷越候、御門番間宮孫四郎・小林弥兵衛、御藏奉行藤沢弥三郎、封印切替二付、時之上下着、若狹守殿我等小屋江
(正税)
(次賢)
 罷出候、尤我等小屋門前方御破損奉行衆兩人共先立被致候、御殿番三輪市十郎被参居候、何茂同道
(久邦)

一、御蔵外二扣居市十郎錠之封印切、同心錠明内江敷物致し、何レ茂如図着座、
但若狹守殿・我等用方壺人ツ、召連、若狹守殿二者月番故書役壺人被召連候、



一、御金入候長持封切可申哉と市十郎申聞候、其通可被致旨申達、長持錠之封切、北条安房守殿、久留嶋(通祐)信濃守封印改見請候、夫方同心共錠長持之蓋明、御金箱出并出揃、市十郎封印切、前々御金出入之証文共一覽、御金ふた市十郎明、御金見分、安房守・佐渡守兩人方申送之書付二、御金高引合相違無之二付、其段市十郎江申達、錠卸、市十郎封印いたし、同心長持江納、兩人長持之内致見分、鍵箱起し(カ)、市十郎印形調相濟、夫方二階致見分、御蔵方出、近々所司代見分有之二付、御蔵内我等共罷立候内二、二階并下共致掃除候、御蔵外二扣罷在候而、敷物等出し、土戸同心建錠卸、市十郎封印いたし、直二埋御門高麗御門方出、御太鼓櫓見分致し、直二坂ノ下而若狭守殿江致暇乞、市十郎初御破損奉行江も及挨拶罷帰候、

12 町奉行宅御機嫌伺之図

(端裏書)

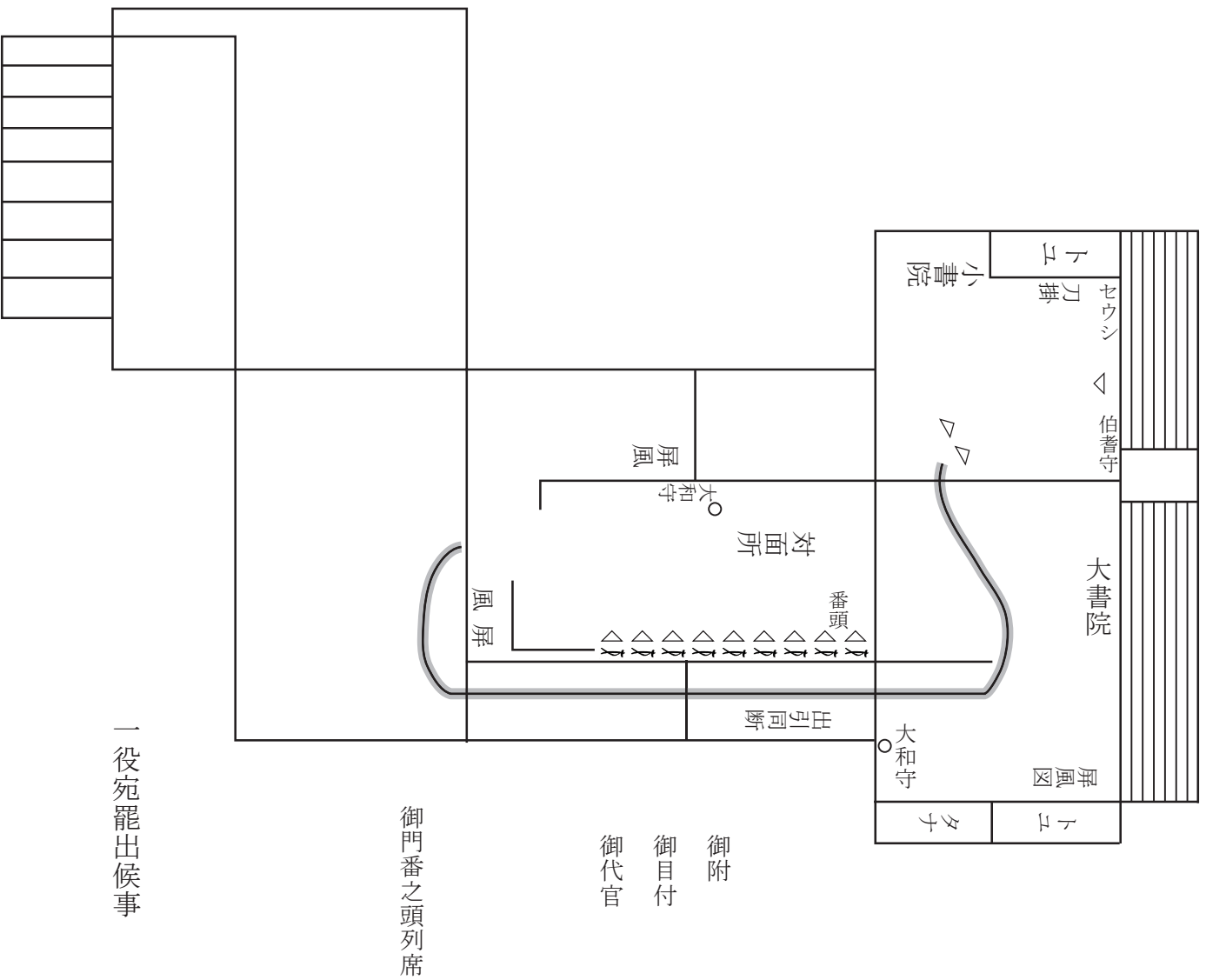
「町奉行宅」

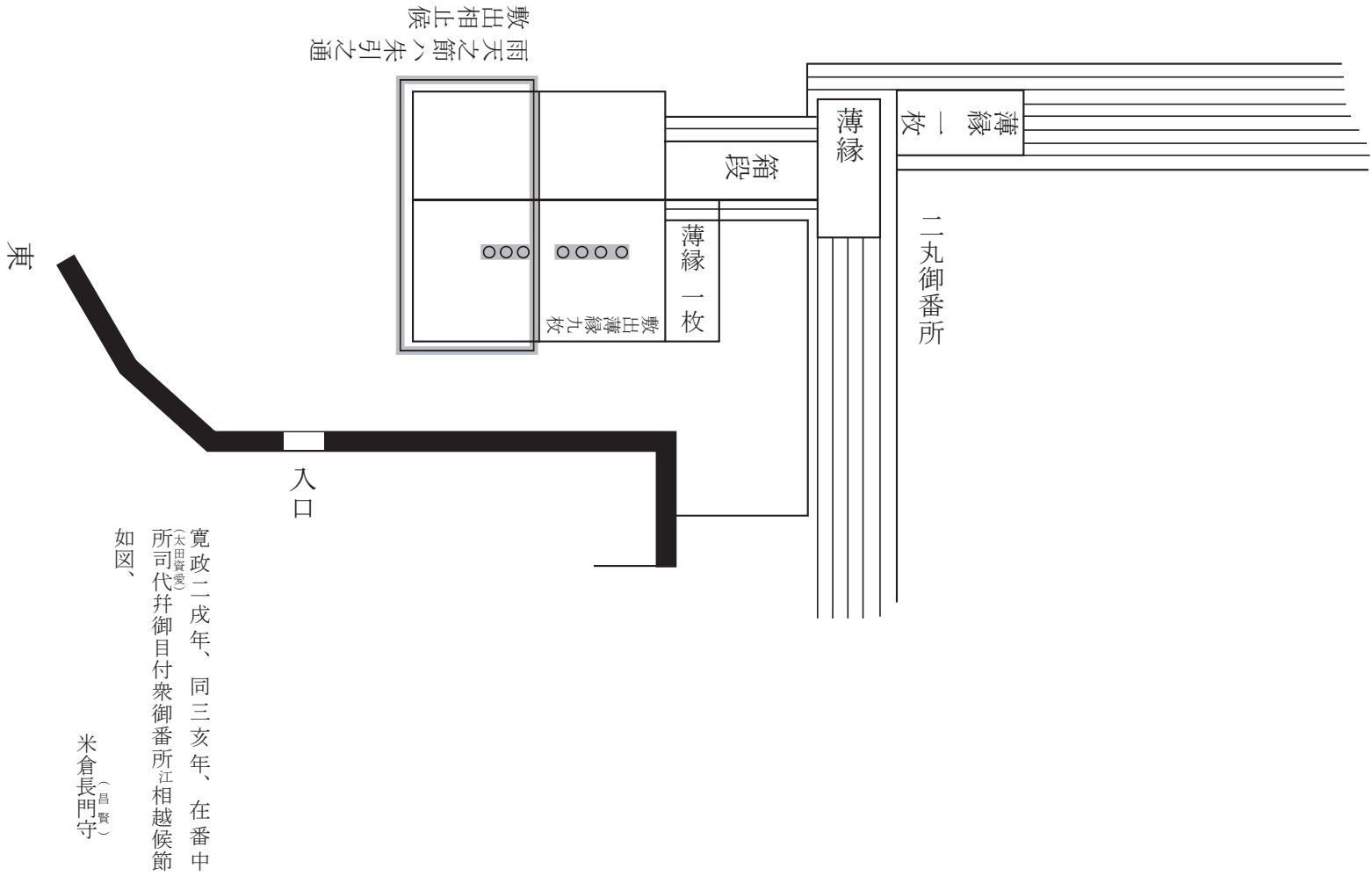
御機嫌伺之図」

所司代明中 町奉行牧野大和守（成徳）於御役宅、大坂町奉行齋藤伯耆守上京之節、伺御機嫌之図

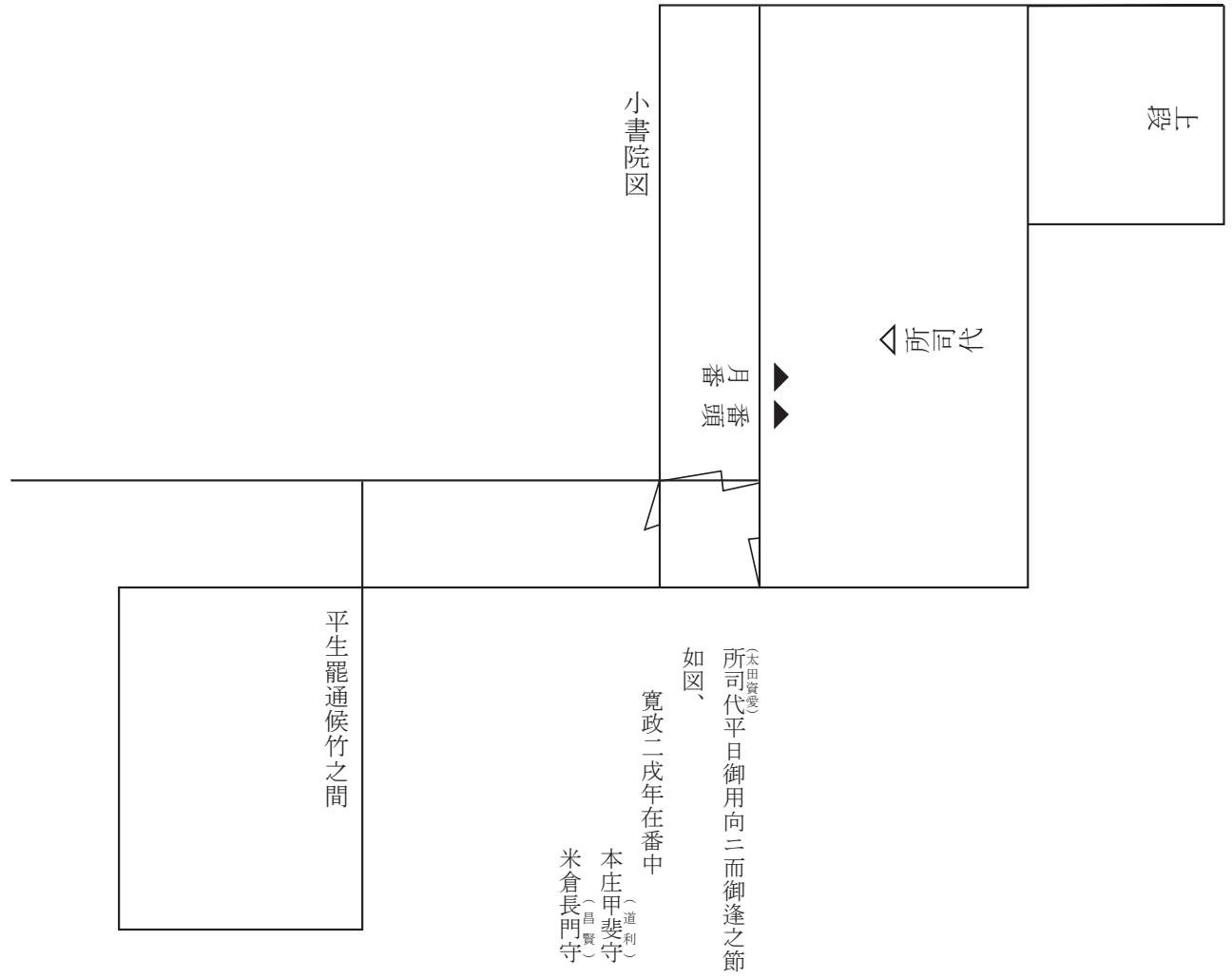
文化五戊辰年十二月二日

森川兵部少輔（俊敏）
佐野肥前守（義行）



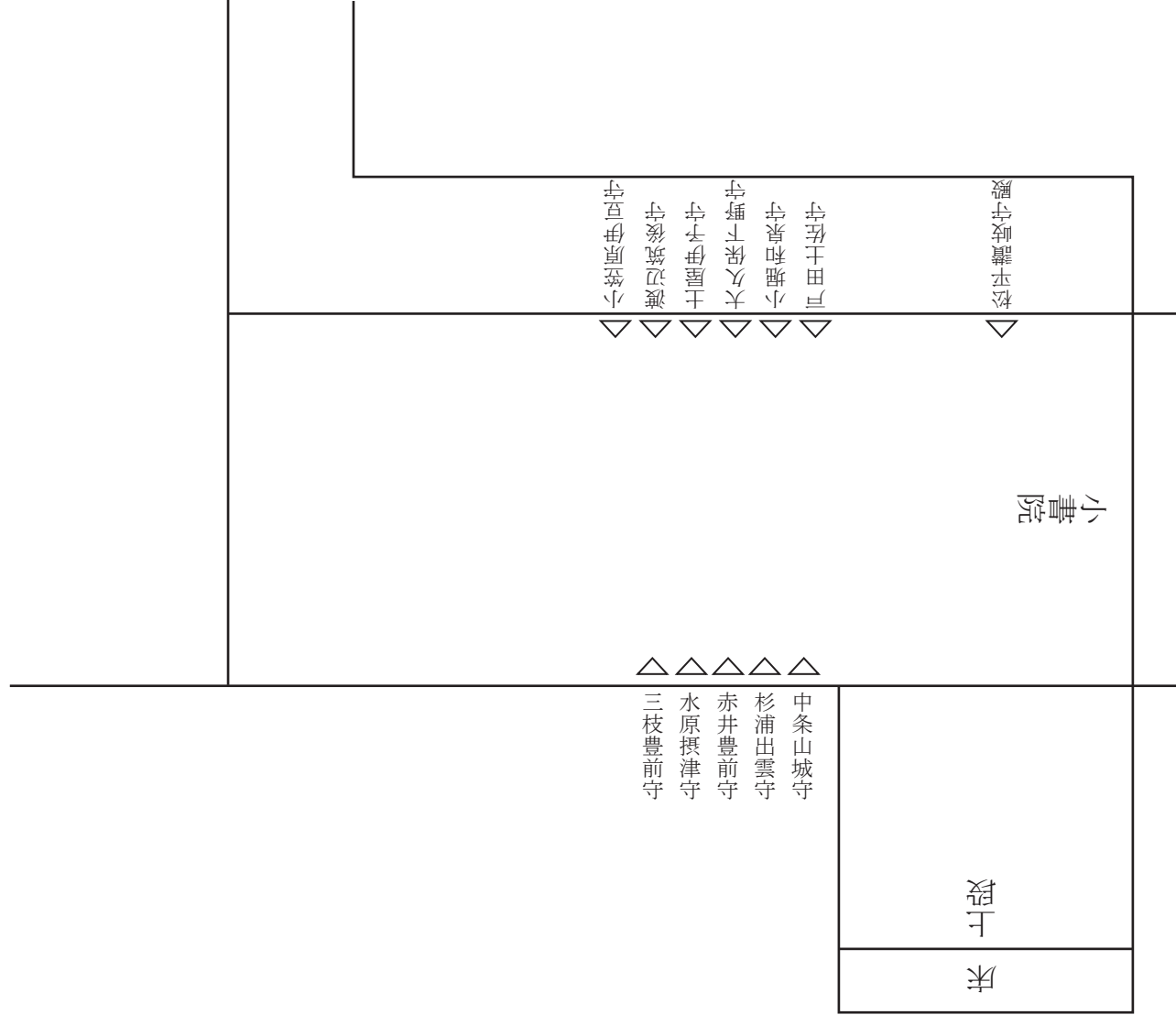


寛政二戌年、同三亥年、在番中
(太田資寛)
所司代并御目付衆御番所江相越候節
如図、
米倉長門守 (昌寛)



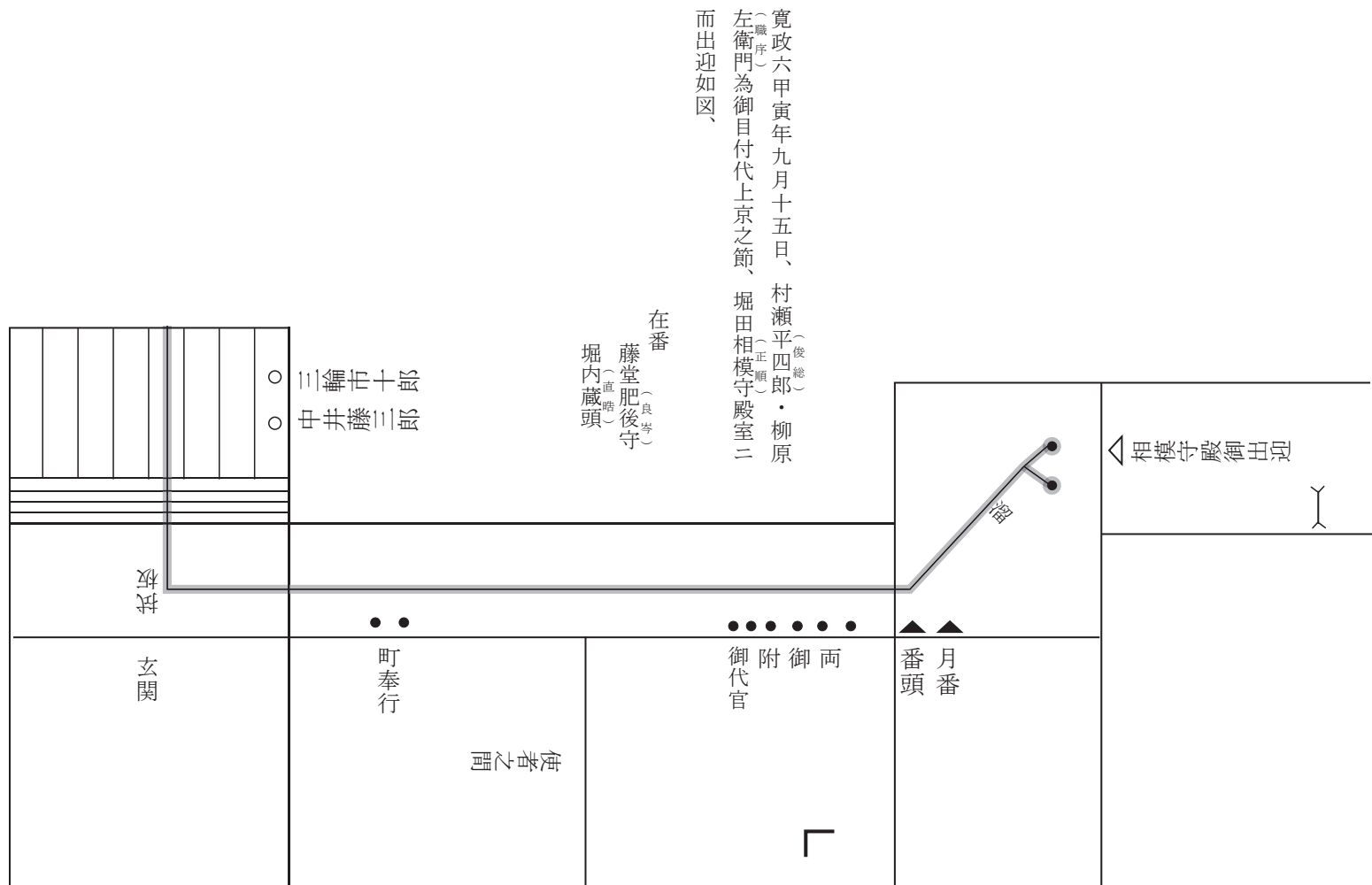
〔端裏書〕
所司代御用向二而御逢之図

14 所司代御用向二而御逢之図



〔端裏書〕
〔所司代江〕
〔牧野貞長〕
上使被招候節小書院着座之図

15 所司代江上使被招候節小書院着座之図



〔御目付衆所司代室江罷越候図〕

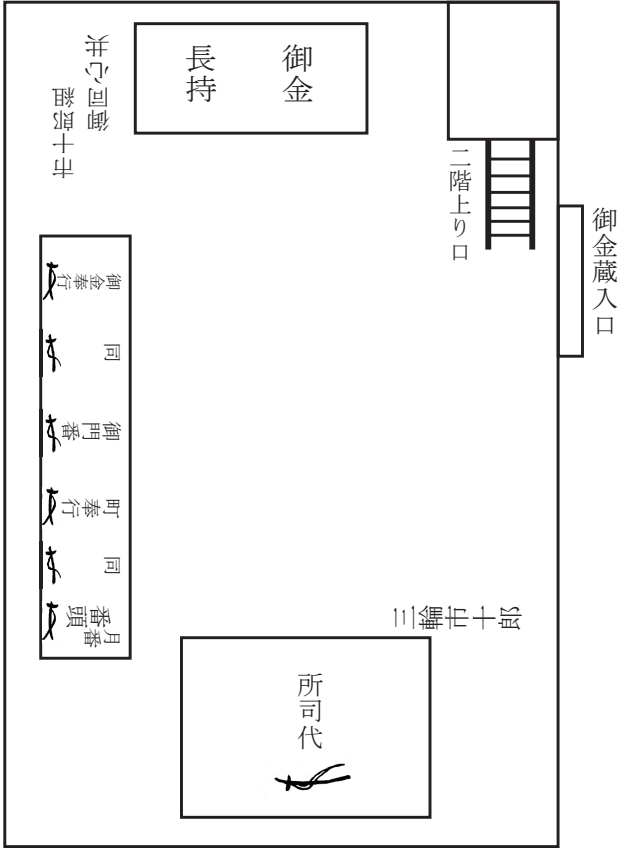
御目付衆所司代室江罷越候因

17 所司代戸田因幡守殿見分御金蔵之絵図

(端裏書)

「戸田因幡守殿所司代
見分御金蔵之絵図」

天明四年辰年九月十五日戸田^(忠寛)因幡守殿御金蔵見分之節図



一、御金蔵明、内江敷物敷候間者、^(所)諸司代初メ何も外二見合候、見分相済、錠御シ封印付候迄者、^(戸田忠寛)如前何レも外二見合、
但シ、内二而御金出入等之儀者、我等共見分之節相替儀無之、
一、右見分相済、夫方關所銀御蔵見分、番頭も内江入候、尤壹篇銀入御長持通り掛ケ二見分有之候斗也、

一、明和五子年六月九日、堀大膳亮代り米倉丹後守組替被 仰付候、上着翌日十日、於所司代組中引渡有之、四時過長門守・播磨守平服二而罷越、丹後守者染帷子・麻上下、旅宿正雲寺方長門守・播磨守方先達而罷越、月番長門守用人山田郷右衛門江申談、如図大書院次之間組頭御番衆差置、長門守・播磨守・丹後守如図内縁罷在、町奉行太田播磨守・石河土佐守、御目付神尾十左衛門最初方如図出席、各平服、所司代尤平服、如図御出席之節、長門守・播磨守・丹後守三人共不殘中座敷席之内江出席、所司代阿部飛騨守殿、堀大膳亮元組米倉丹後守組替被 仰付候、万事丹後守跡差図可相勤旨被仰渡、難有旨三人共申上、畢而所司代御退座、并町奉行・御目付退座、右退座相済、組頭・御番衆退座相済、一段之旨月番長門守申達相済、丹後守斗組頭衆江面談被致挨拶有之、今日引渡相済申候間、正雲寺江可相越处、旅宿之儀有之、用捨申渡、明十二日交代相済、於御座鋪面談可申旨丹後守申渡之事也、

右引渡、先格絵図等も月番長門守所司代用人山田郷右衛門江申談、所司代出席之处并町奉行・御目付出席之处、勿論番頭最初方着座之間、右中座不致儀等、其外万事長門守方申達、一通所司代承知二付、如図相済、御番衆面談、留帳二其趣江戸年格を以長門守宜取斗申候事也、

御目付町奉行	丹後守 播磨守 長門守	所司代	御番衆

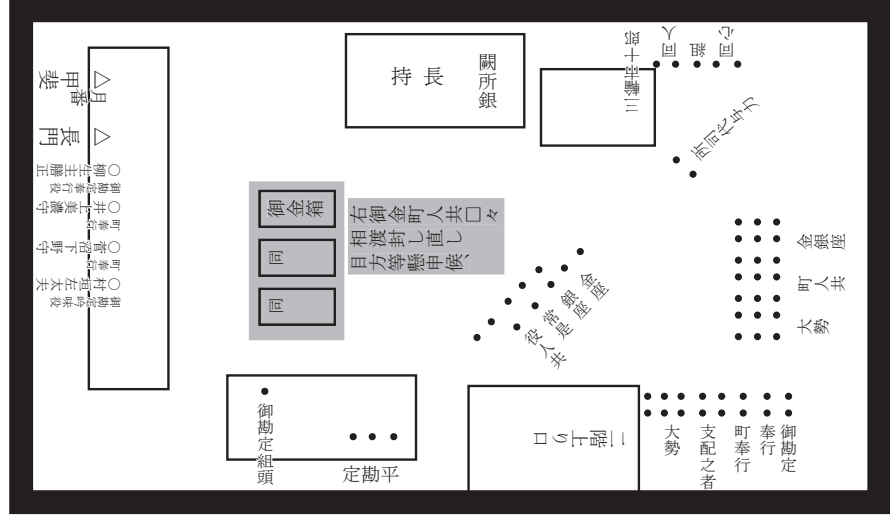
急代番頭組中引渡之図
二条在番

- 「
建部内匠頭
中坊河内守殿借写
菅沼織部正殿借写
堀内蔵頭殿借写
近藤石見守殿借写
米倉長門守殿借写
寛政二戌年四月二条在番之節、本庄甲斐守方借写、
御城入、御番衆御引渡之図
「端裏書」
米倉丹後守於江戸表堀大膳亮急代被 仰付、京着

御番衆御引渡之図

御勘定奉行 柳生主膳正 (久通)
御勘定奉行 柳大工頭 金座役人 上下拾五人
町奉行 (利恭) 御入用取調役 長持耆棹
井上美濃守 (定喜) 金井団左衛門
菅沼下野守
御勘定吟味役 町奉行 銀座役人 上下拾五人
村垣左太夫 与力式人 長持耆棹
同心式人
同組 鈴木門三郎
御勘定 石尾喜右衛門 御普請方 四人 常是役人 上下拾四人
勝与八郎 長持耆棹

寛政二戌年十二月八日、御勘定奉行二丸 御殿向見分二付、甲斐守小屋江何茂罷越、夫方 御殿向順々見分相濟、三輪市十郎御預欠所銀御蔵見分二付、我等罷越、立合申候、御蔵二階江何も罷越申候、尤拙者共迄御差図二付入申候、



在番 (道利)
本庄甲斐守 (昌賢)
米倉長門守

19 御勘定奉行關所銀見分之図

(端裏書)
「御勘定奉行關所銀見分之図」

20 大坂御城代阿部播磨守殿京着二付所司代稻葉丹後守殿室二而御機嫌伺之図

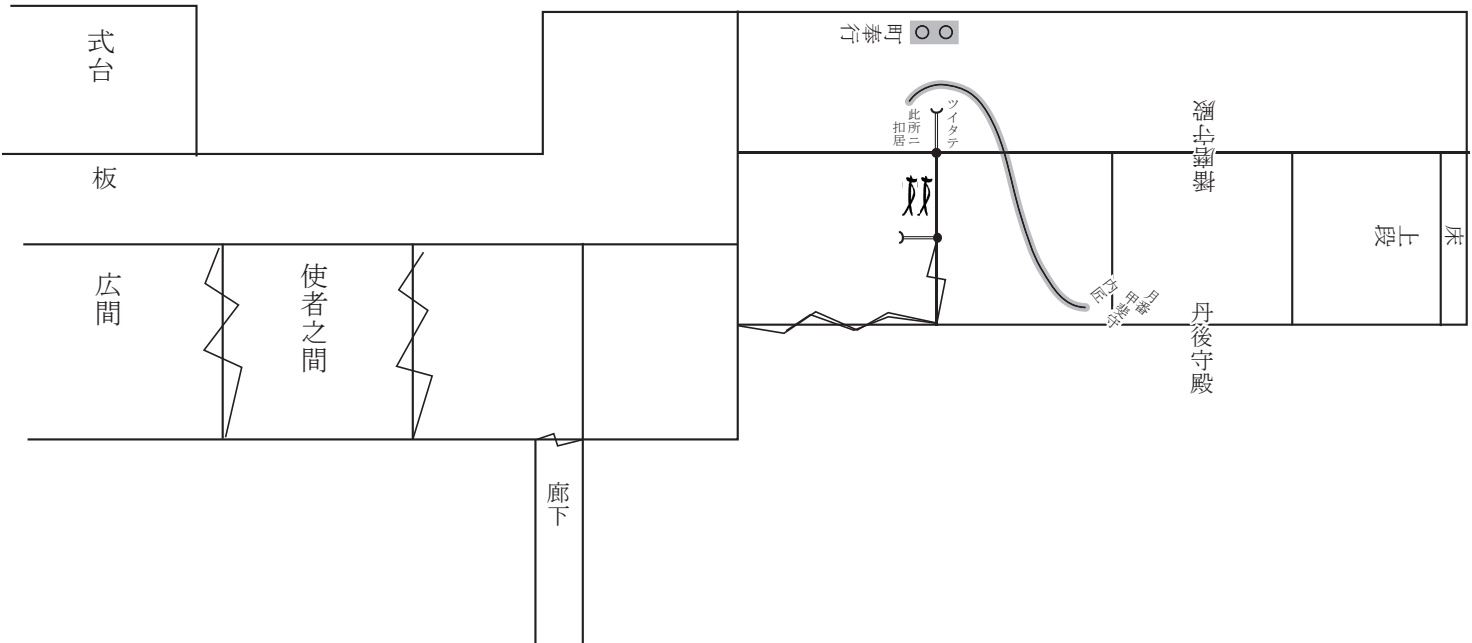
(端裏書)

大坂御城代阿部播磨守殿

京着二付、諸司(所)代稻葉丹後守殿

室二而御機嫌伺之凶

建部内匠頭殿留（政賢力）

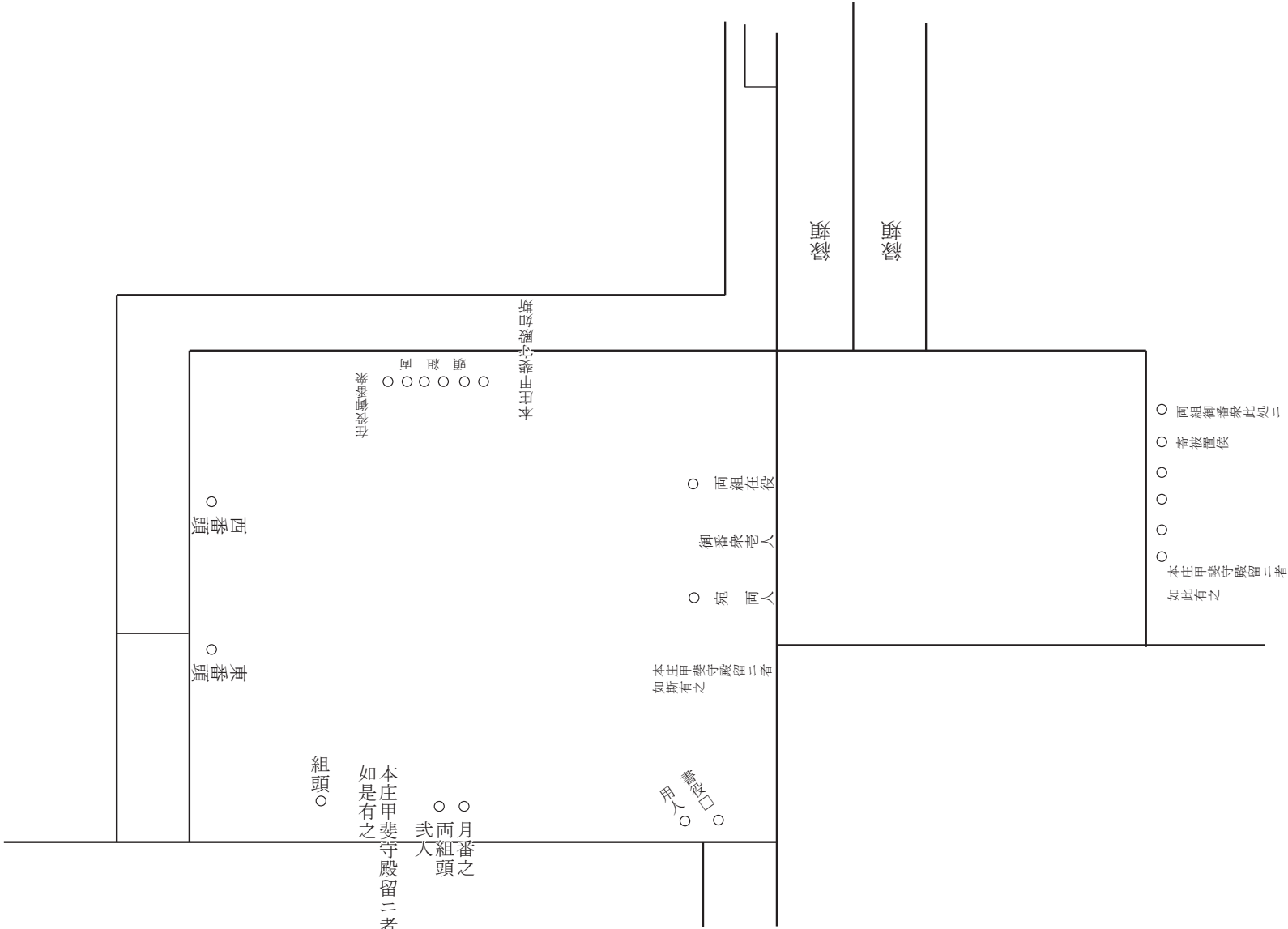


在番
建部
内匠頭
藤甲斐守
正範

年衆欠座之儀者、町奉行衆、東合候、
寄二番付、鳥渡致会衆、尤甲斐
開候間、直引申申候、
守間、直引申申候、
守殿方振直候節、年寄衆之儀又播磨
江向、恐二奉存候段申連入、共丹後守殿方
聞候に付、申守・我等（我）
嫌相候儀、益御機嫌能成候座候被申機
如図播磨守殿向公様（守川）
町奉行衆差引二而書院上之間敷居内江

攝摩守候、御出迎、

甲斐^(正)守同、道親越候、
二付、則染帷候、麻下上着、用、四時前、
二御機相伺付、御殿京喜、所代橘葉^(正)、
攝摩^(正)守、御殿、子元、甲辰年五月十五日、大坂御城代阿部



21 東小屋二而在役誓詞之座席図
(端裏書)
「東小屋二而在役誓詞之座席図」

22 所司代御鷹鳥御披節式

(端裏書)

所司代御鷹鳥御披節式」

(松平資訓)

- 一、熨斗目・麻上下着用、
一、玄關敷出左右江用人取次出、用人案内二而笹之間江通、
暫有之、用人案内二而小書院江通、

- 一、小書院取付、廊下迄御出迎、御案内二而、小書院画^(カ)

凶之通勝手口柱向縁頬之方着座、

(菅沼定用)

菅沼定用（菅沼定用）
酒井忠香（酒井忠香）

但伏見奉行

但伏見奉行參府留守故我等并

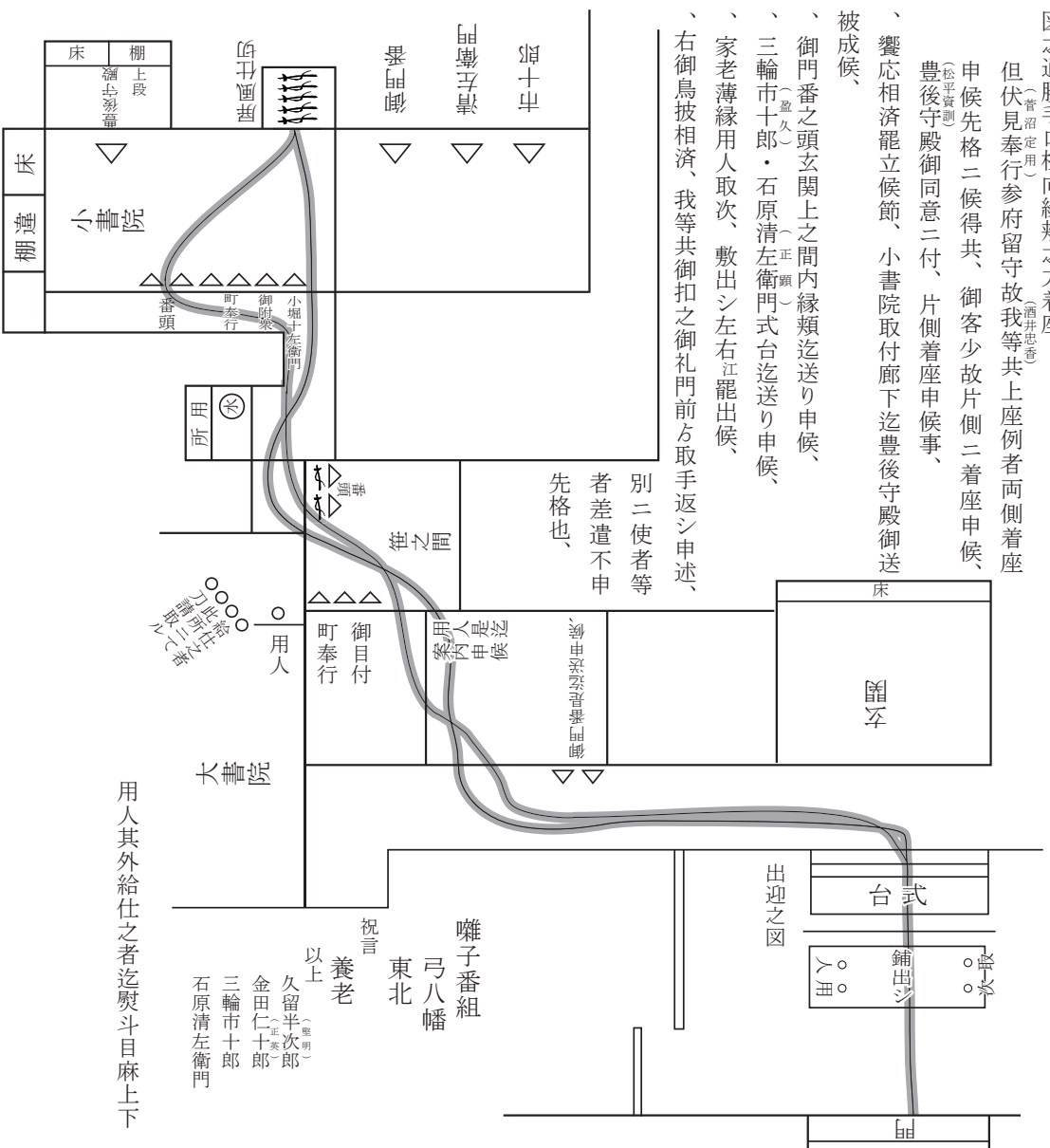
申候先格二候得共、御客少故片側二着座申候、

(松平資訓)

豊後守殿御同意二付、片側着座申候事、

- 一、饗応相濟罷立候節、小書院取付廊下迄豊後守殿御送被成候、

- 一、御門番之頭・玄關上之間内縁類迄送り申候、
 一、三輪市十郎・石原清左衛門式台迄送り申候、
 一、家老薄縁用人取次、敷出シ左右江罷出候、
 一、右御鳥披相濟、我等共御扣之御札門前方取手返シ申述、



用人其外給仕之者迄熨斗目麻上下

(次頁へ続く)

御鷹之鳥披饗応之節次第

一、小書院絵図之通着座、我等・戸田和泉守殿・永井丹州・山本(直之)筑州・小堀十左衛門此順二片類二着座申候、

一、塗三方長熨斗出、塗木具御鷹之鳥雁二セウロ土箸附銚子次酒取肴三方スミ市十郎持出、銘々授被申銚子出、加銚子入、尤豊後守殿絵図之处二御着座、御待被成、相応御挨拶有之、勝手口江御入、

一、塗木具二汁五菜料理出、台引豊後守殿銘々江御引被成候、清左衛門罷出取持申候、吸物出、豊後守殿御出被成候而、御盃斗被成候、○久留半次郎御取持、納者金田仁十郎御取持被申候、御盃事之次第左二記、

一、豊後守殿御初ベ、我等御肴進御加被成、我等江被下候而、肴御授被成候、順盃致候様被仰、勝手江御入、右盃和泉守殿江我等方進肴授、夫方永井丹州江参順二盃事有之、小堀者左方江盃扣被置、盃事之内被置不廻事之内、囃子三番有之、但仕舞囃子右、囃子済、際々又十郎方筑州江返盃有之、夫より順二和泉守殿方我等江返盃被申、右盃我等方江扣候而、豊後守殿御出候処、則返盃肴進之候、納申候事、

但豊後守殿と盃之節者膳之向江出申候、

一、銚子出、湯茶後菓子・薄茶、煙草盆引、豊後守殿御出、御挨拶有之、罷立候事、

一、床三幅対 養朴筆 寿老人 同竹鶴

違棚 抽物盆
敷板 青貝料紙硯

献立

鱒 うを せうかう ほうかう 汁 つみ入 ねいも 椎茸

香物 奈良漬 冬瓜 めし

坪 うを くりを 平皿 くしこ みんば はん さん

汁 たい こんぶ 焼物 たい せうが 台引 大根 敷つみこ

吸物 車海老 みる 肴 小さい 煮付 坪皿 香 かんひやう

一、塗三方長熨斗 御鷹之鶴 一、吸物 せうか

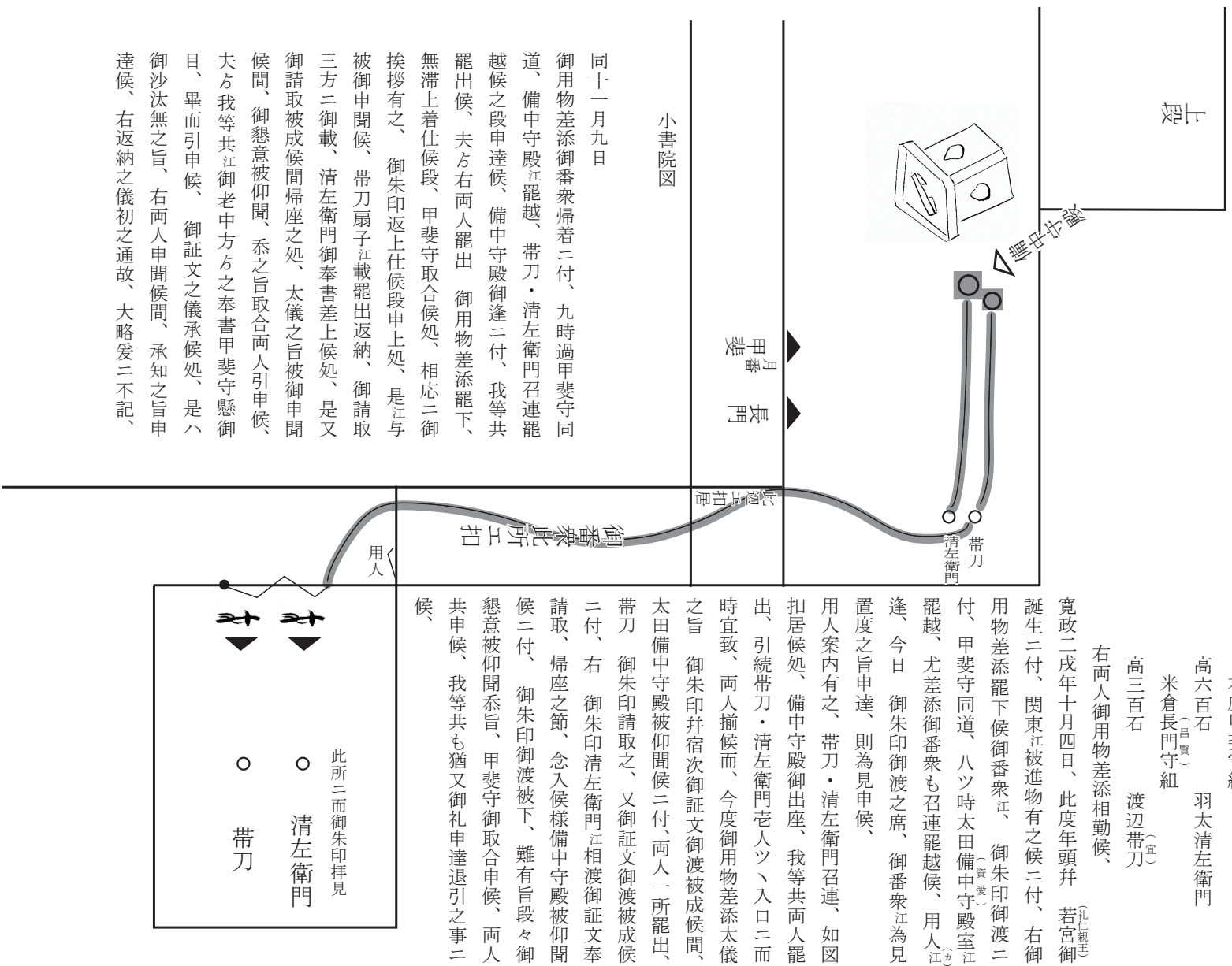
一、土箸附 一、取肴からすミ

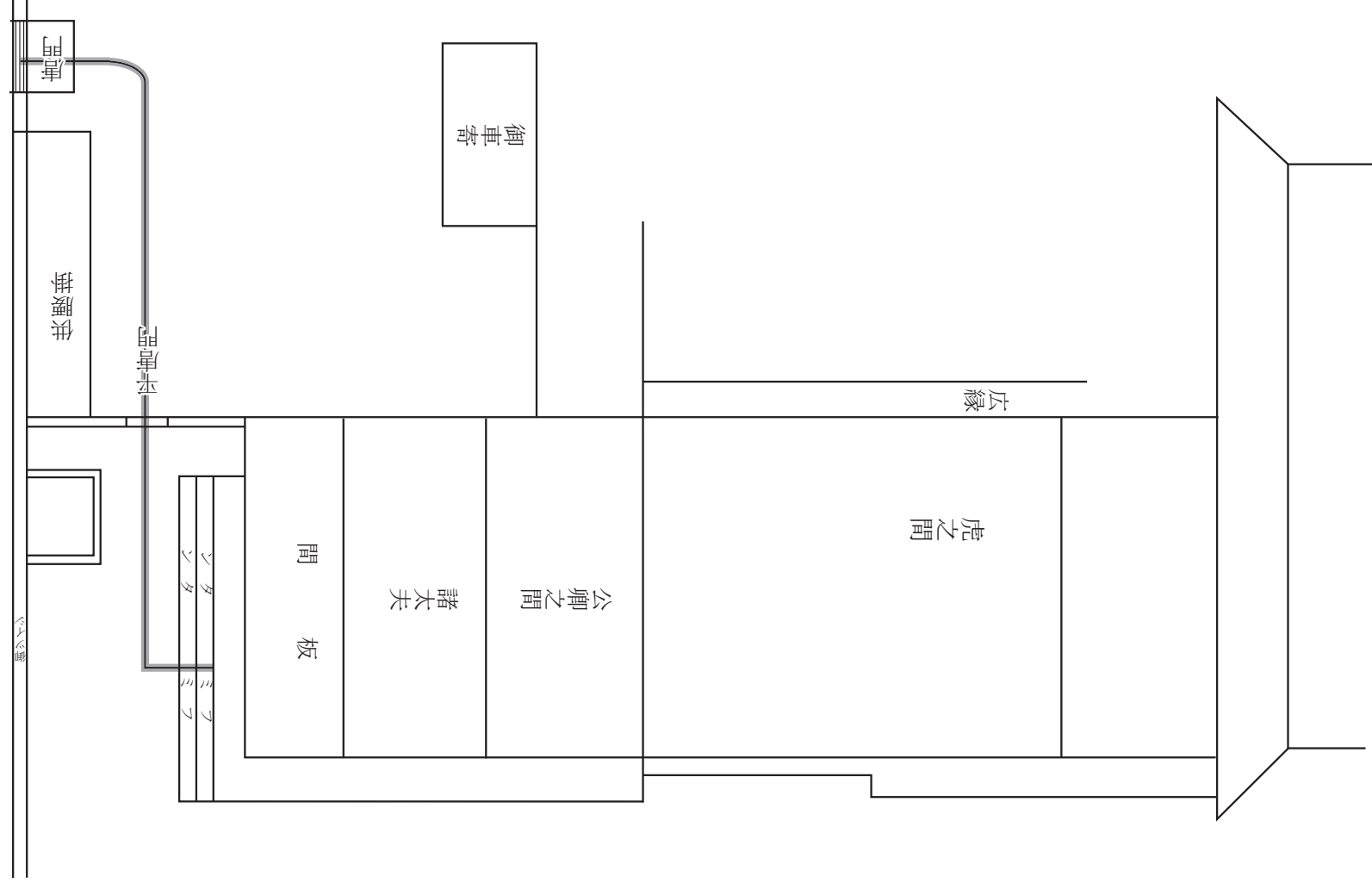
一、茶菓子 おほろまんぢう 川茸 干菓 まつ風 小あかい 同くさへい

御用者差添御番衆江御朱印御渡之図

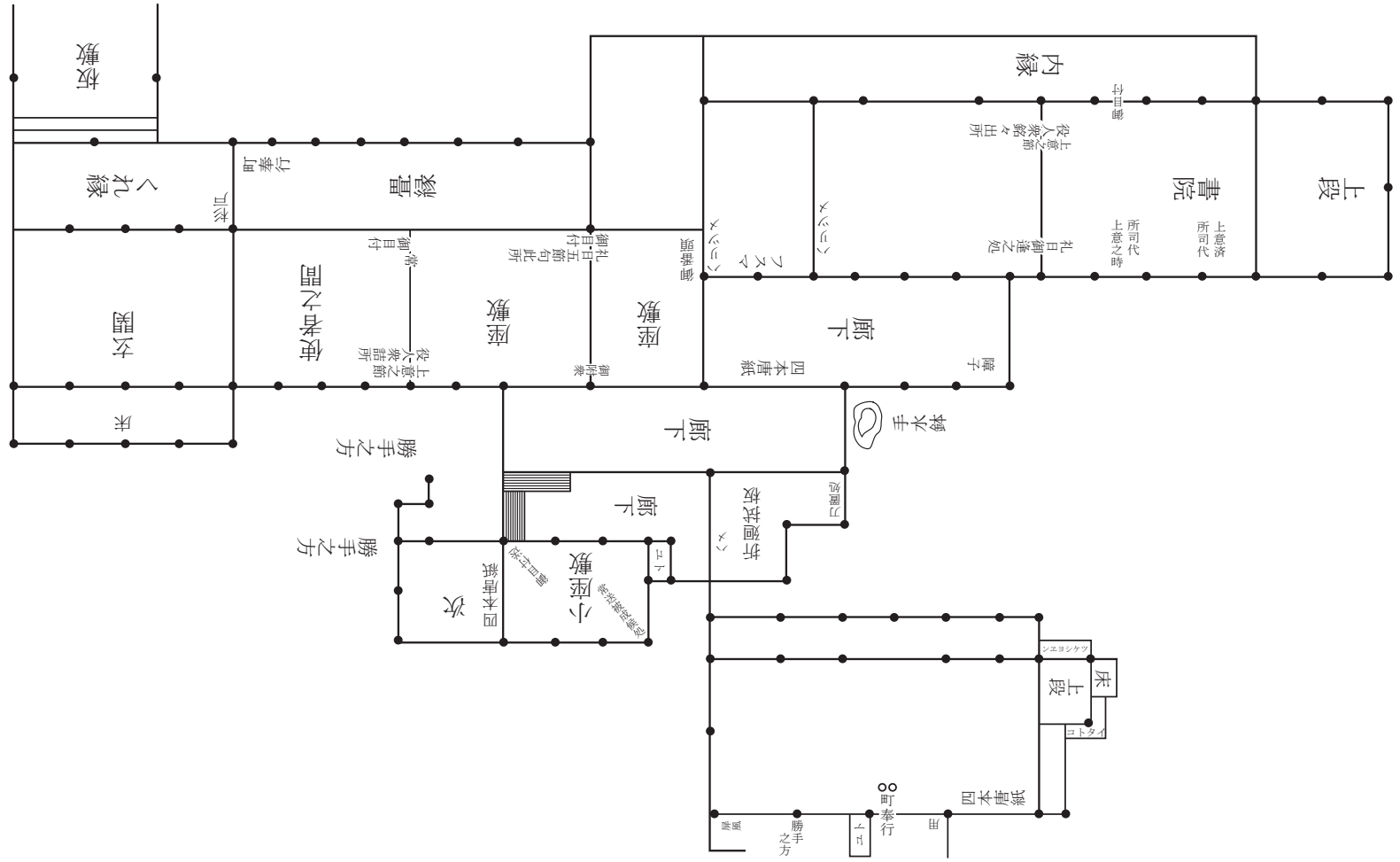
「御用物差添御番衆江

御朱印御渡之図





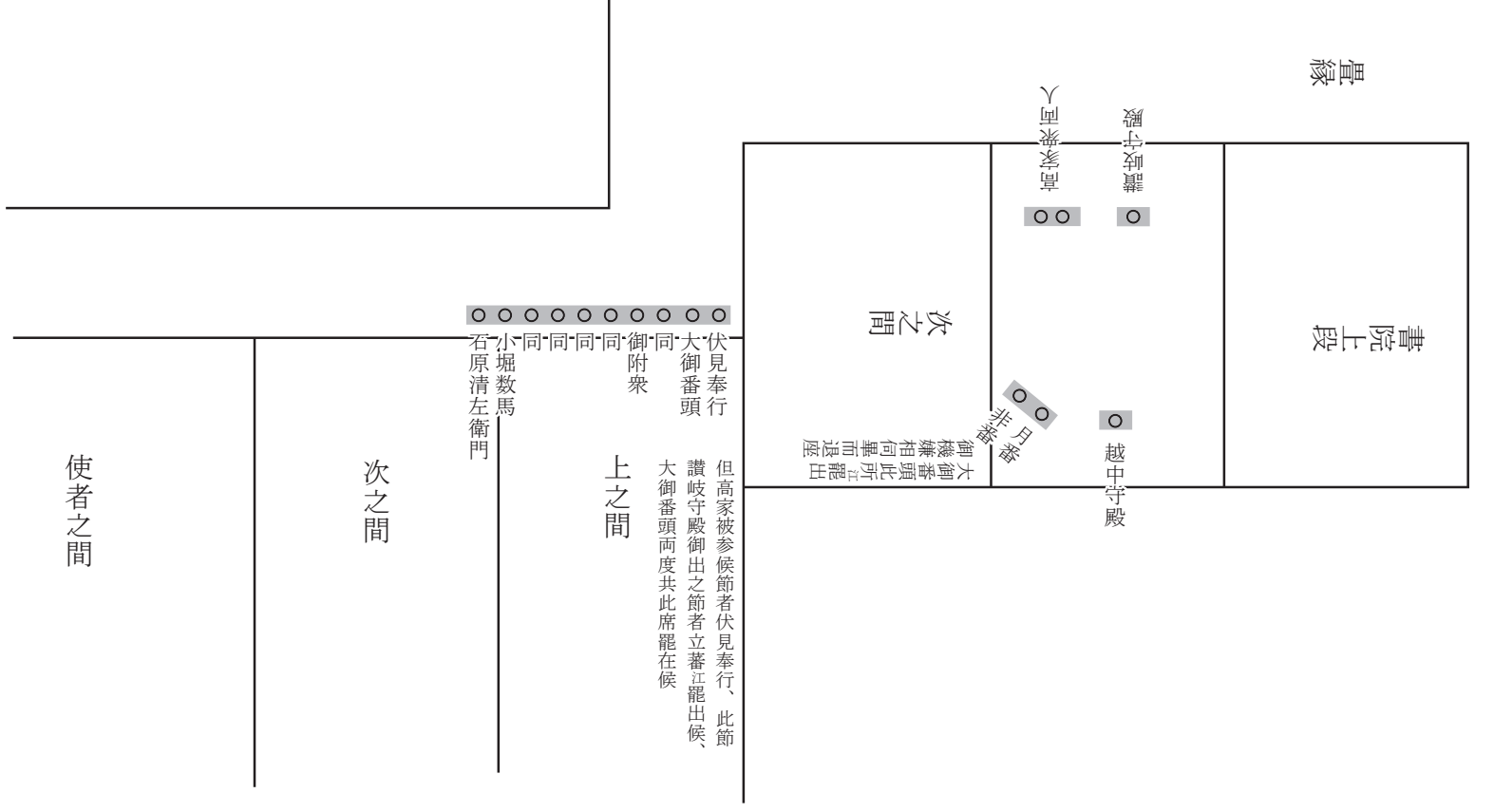
〔端裏書〕
「山本筑州より到来」

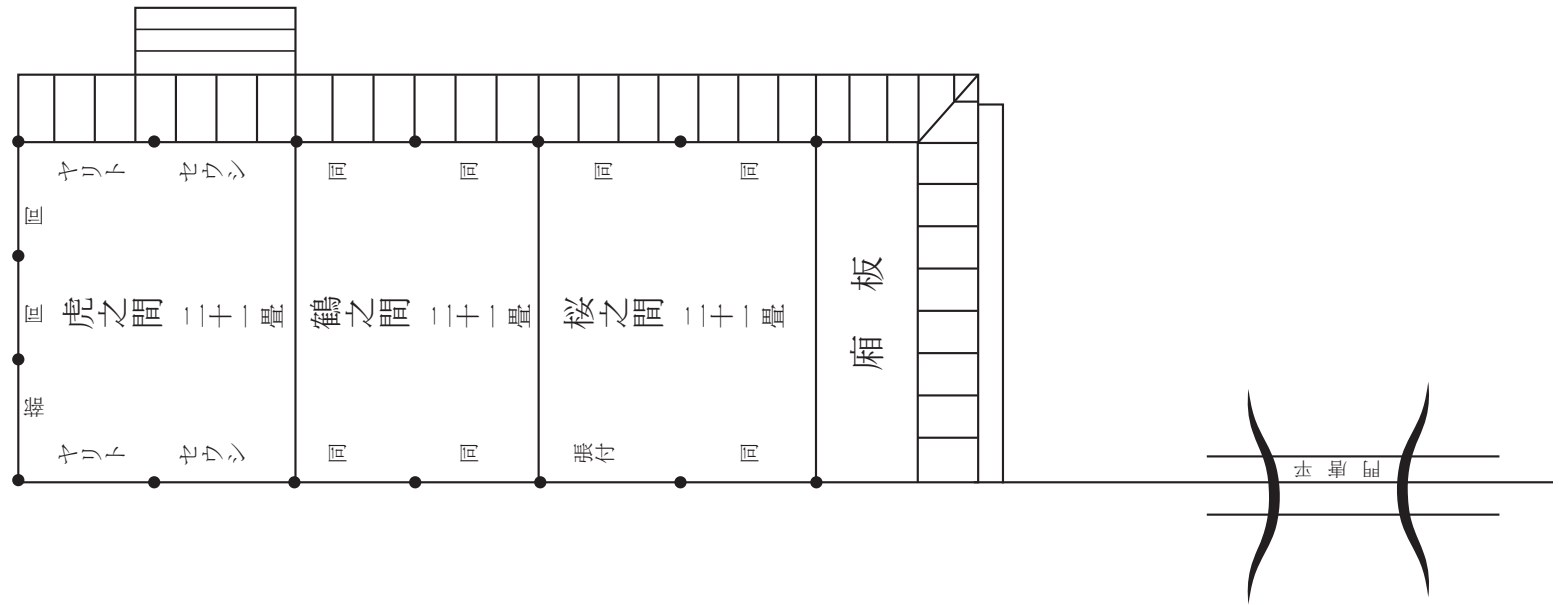


〔端裏書〕
「所司代座鋪之図」

上使松平讃岐守於所代御機嫌伺候節之絵図

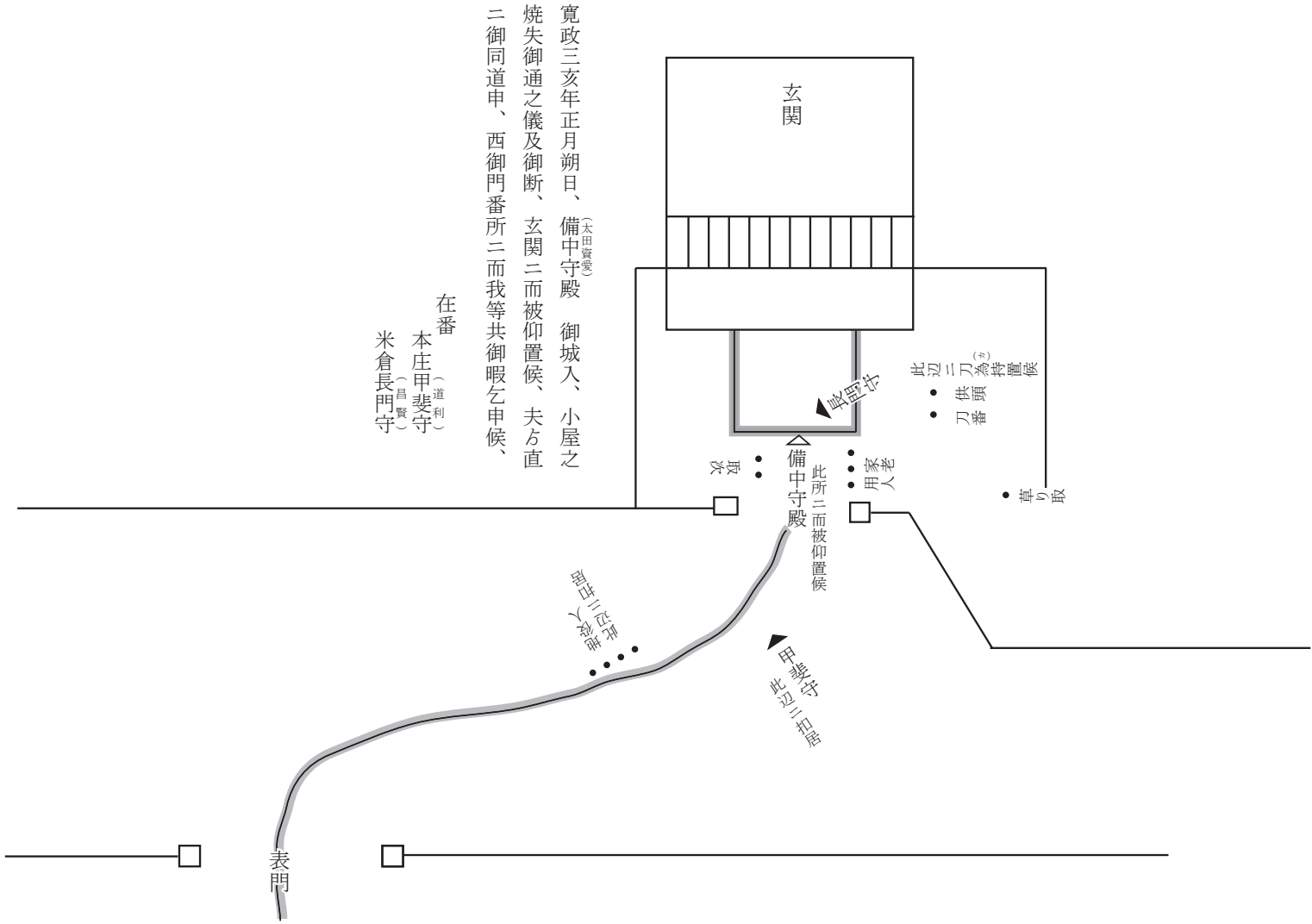
御機嫌伺候節之絵図





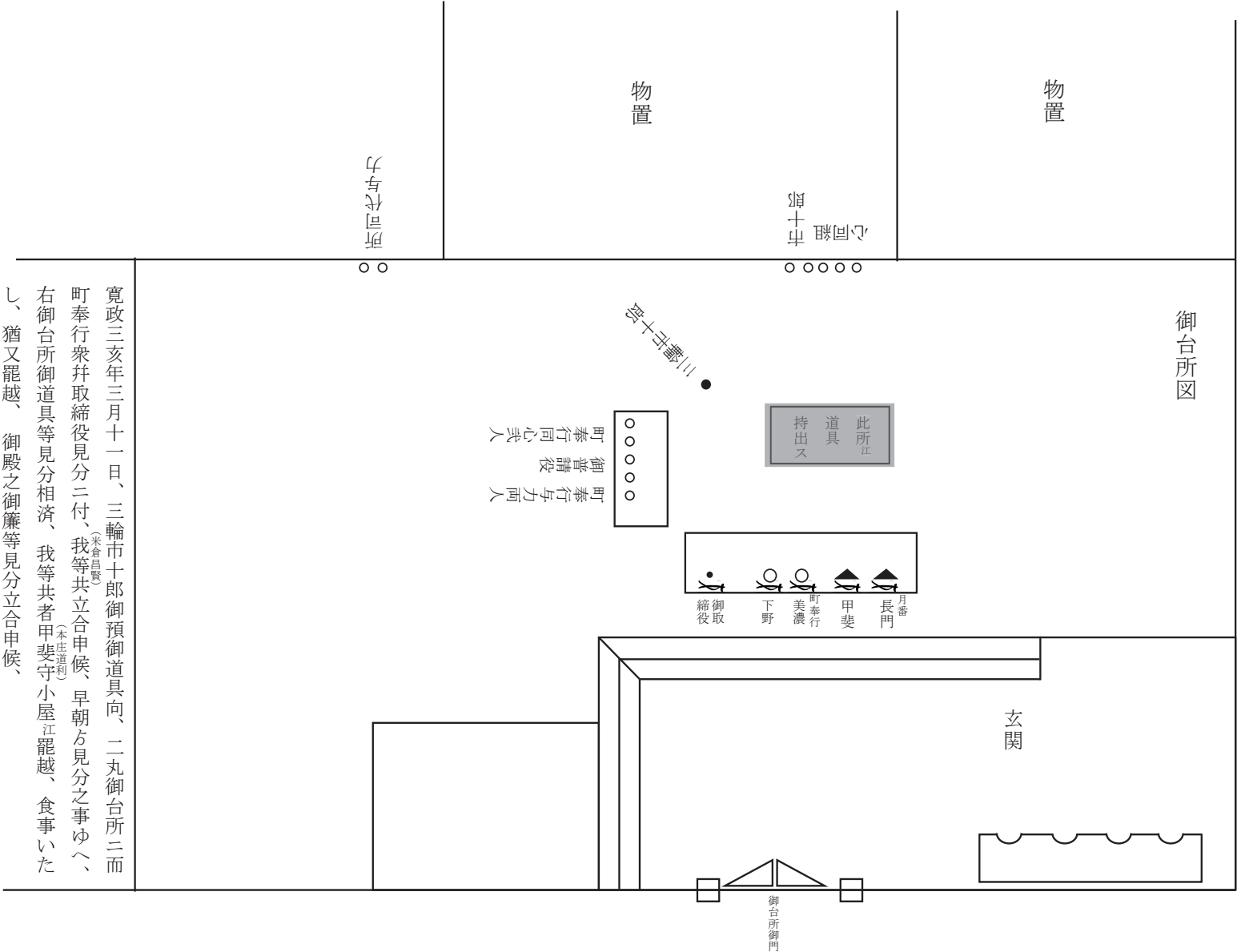
〔端裏書〕
「桜之間絵図」

「所司代西小屋江御越之図」
(太田資愛)



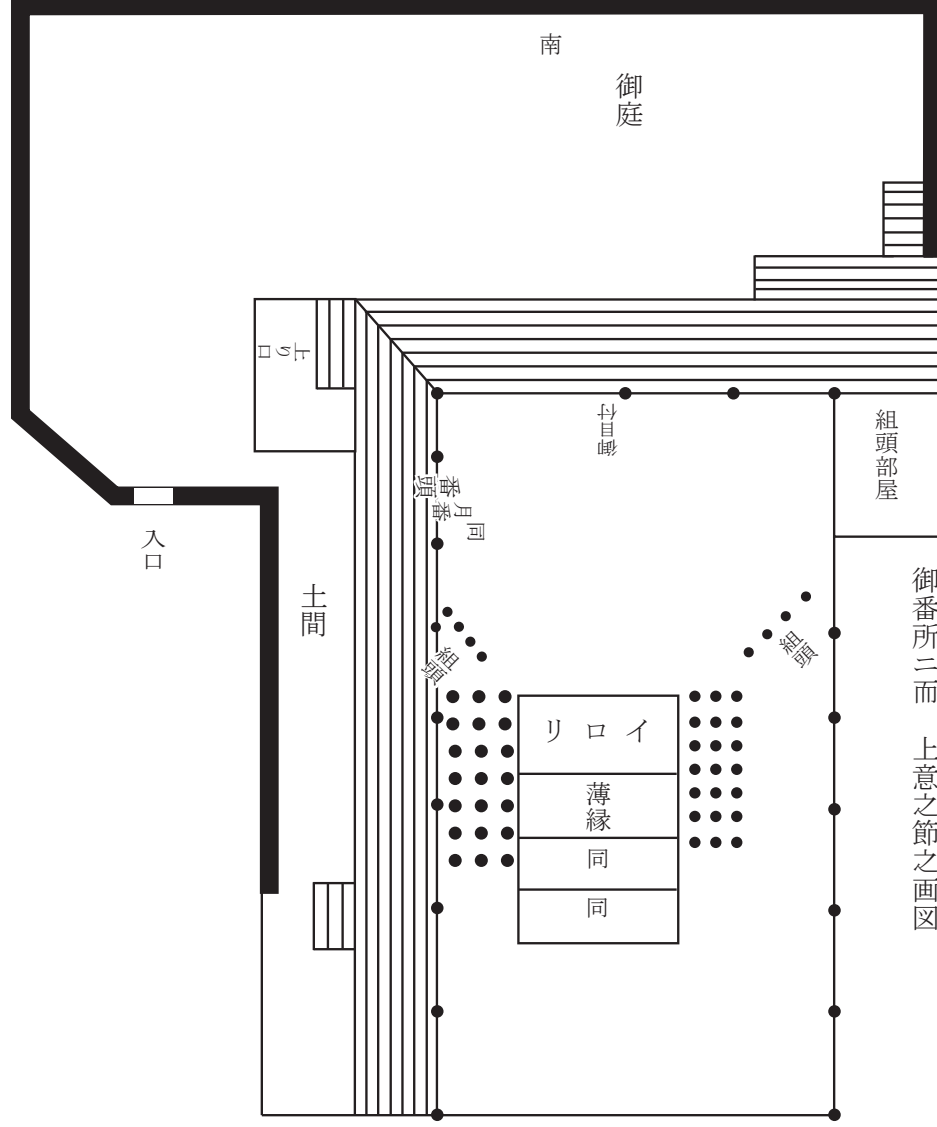
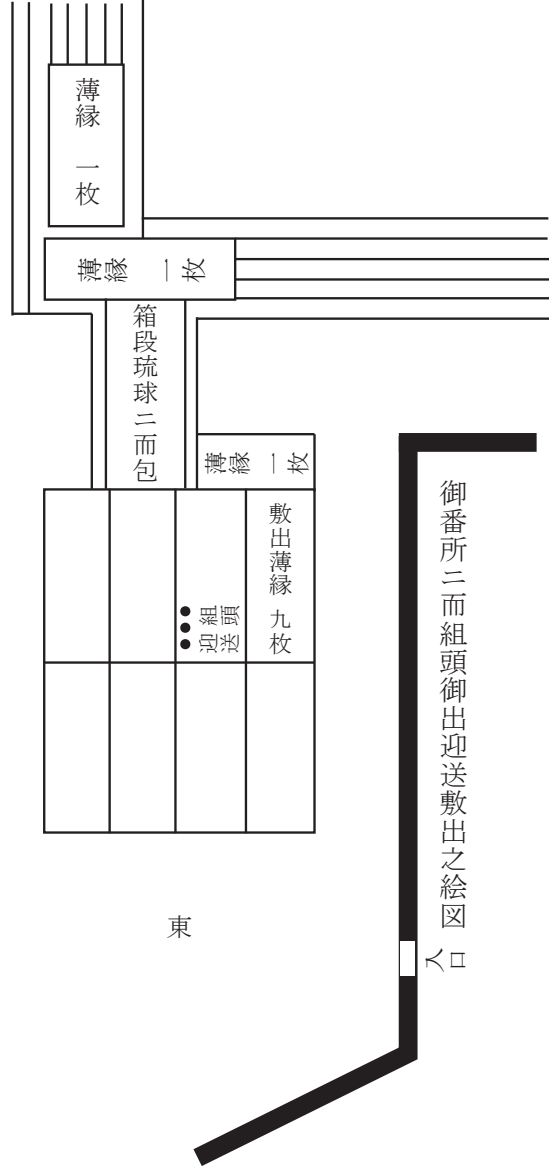
29 二丸於御台所御道具見分之図

〔端裏書〕
「二丸於御台所御道具見分之図」



寛政三亥年三月十一日、三輪市十郎御預御道具向、二丸御台所二而
町奉行衆并取締役見分二付、我等共立合申候、早朝方見分之事ゆへ、
右御台所御道具等見分相済、我等共者甲斐守小屋江罷越、食事いた
し、猶又罷越、御殿之御簾等見分立合申候、

在番
本庄甲斐守
米倉長門守

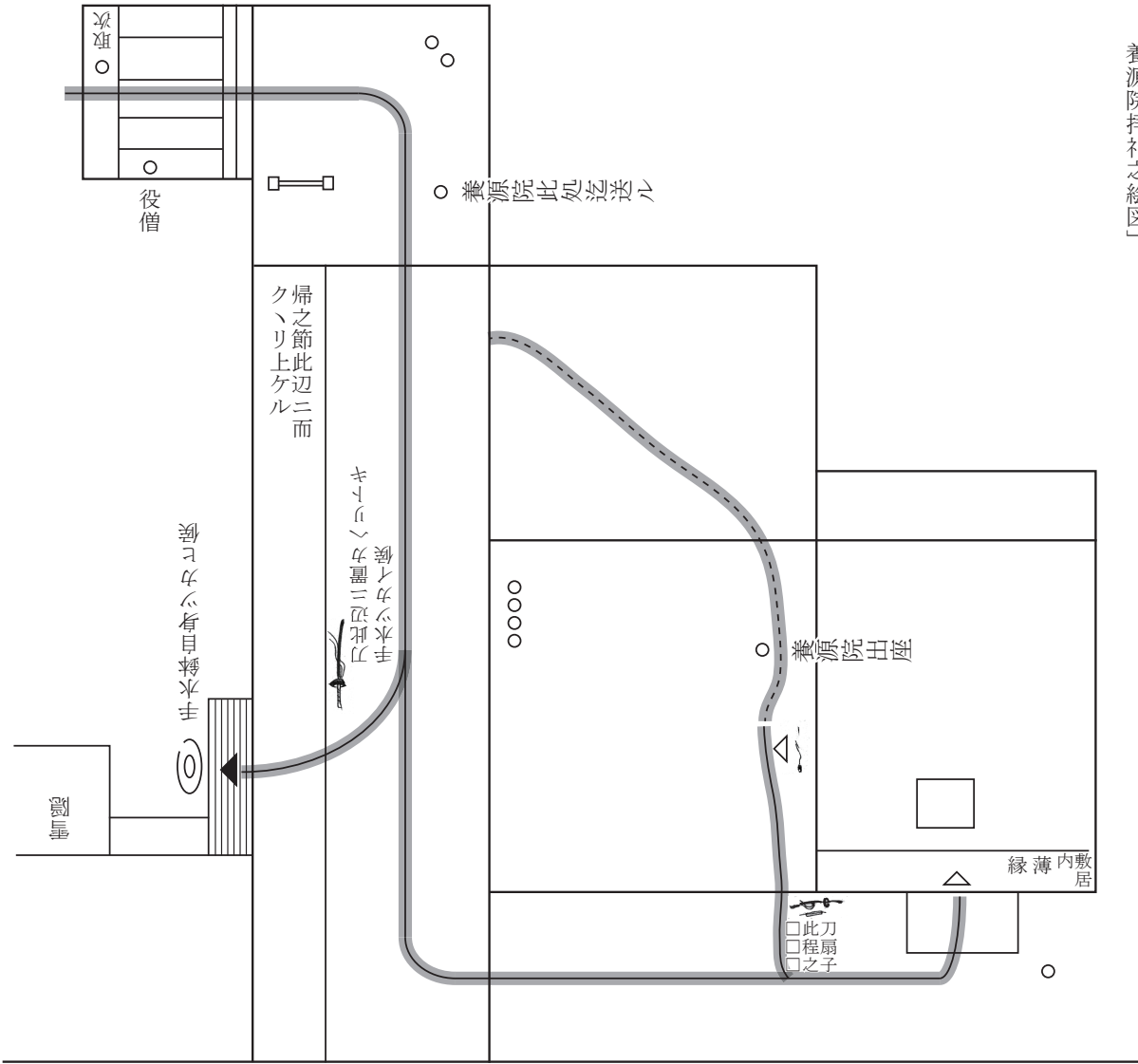


上意之節之絵図
御目付於二丸
(端裏書)

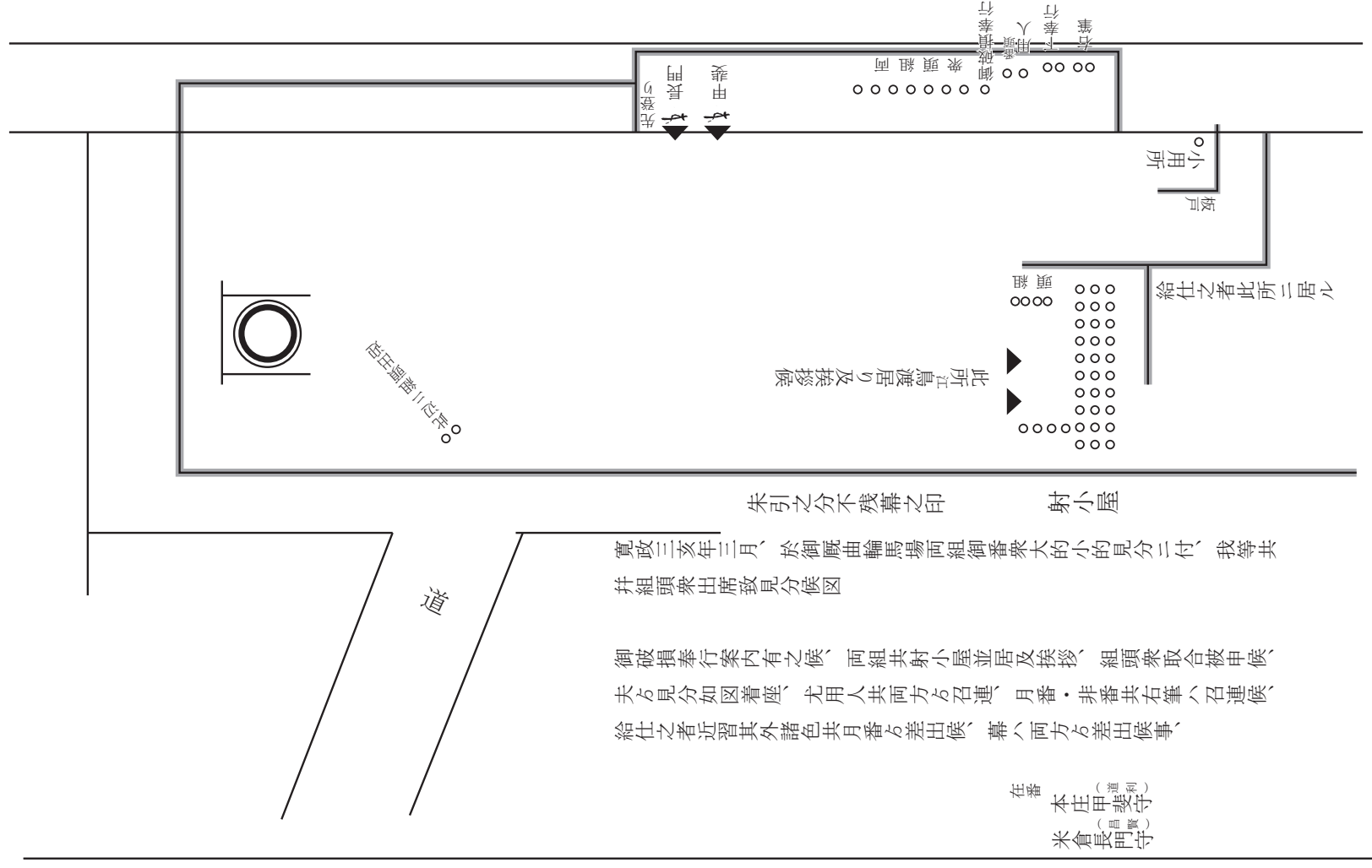
30 御目付於二丸上意之節之絵図

31 養源院拝礼之絵図

〔端裏書〕
「竹中遠州方讓
養源院拝礼之絵図」



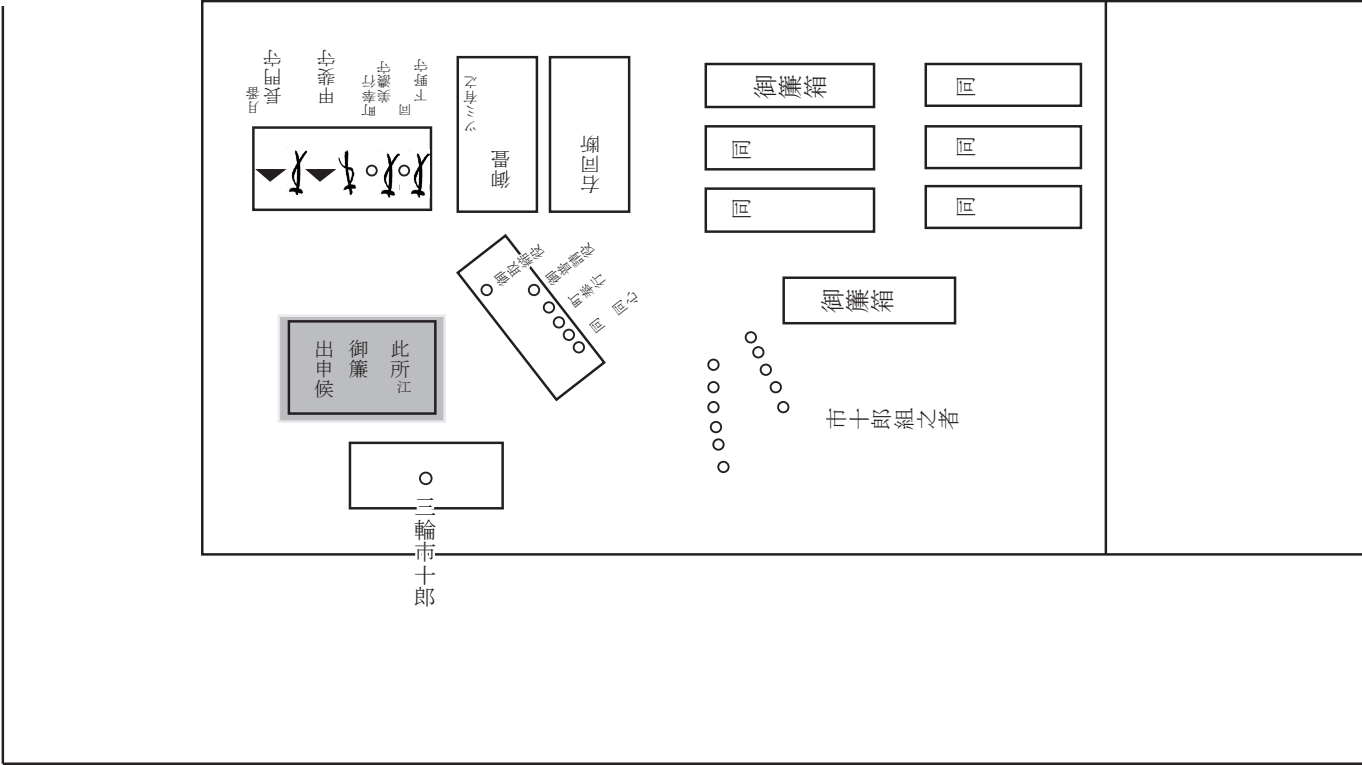
文化二乙丑年、在番中如図拝礼いたし候、旧例之図二者半疊之上ニ而拝礼有之、然ル処、五月八日菅沼伊賀守殿旧例之図のことく被致拝礼候処、役僧拝礼之處、被進候今日ハ最早宜御座候、重而御敷居之内ニ而可被致様申候二付、心得候段被申、併同役共申送、絵図面等ニ而拝礼被致旨被申候処、尤二候得共、今日之處ニ而者被進候段申候二付、大坂表高木主水正^(正則)江伊賀守殿早速問合ニ被及候処、酉年市橋下^(長昭)総守・高木主水正在番之節も兩人江右之通申候義ニ而、内々所司代^(稱業正謙)拝礼之振合承合候処、所司代ニも御敷居内右図之處ニ而拝礼之義ニ付、両氏も夫方図之處ニ而拝礼ニ相成候段、被申聞候二付、以来如図拝礼可致旨、伊賀守殿申合候、我等者五月八日朝罷出、旧例之如図致候得共、何とも不申聞旨、伊賀守殿拝礼之節申聞候様、以来之見合ニ新二図畢、



「於御厩曲輪大的見分之図」

33 町奉行衆於御殿三輪市十郎御預御道具見分之図

(端裏書)
一町奉行衆於
御殿三輪市十郎御預御道具
見分之図



寛政三亥年三月十一日、町奉行并御殿
取締役立合、三輪市十郎御預りの御簾
見分二付、御殿二有之御道具之儀故
我等共立合申候、勿論御破損奉行案内
有之、右相済、町奉行者外向見分有之
由二付、我等ハ罷帰申候、

在番

(道利)
本庄甲斐守
(昌賢)
米倉長門守

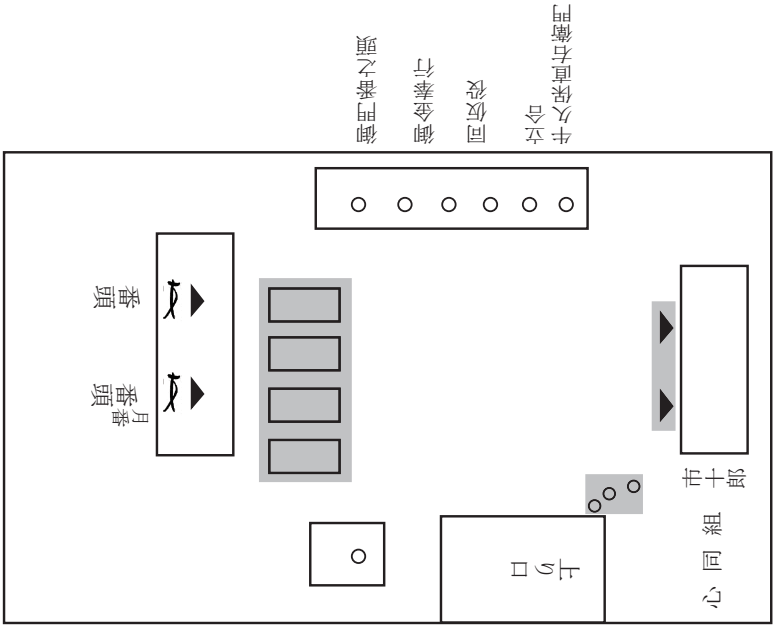
34 御金藏封印切替之図

〔端裏書〕
「御金藏封印切替之図」

封印切替之式大抵

御藏江罷越、市十郎鍵箱封之儘為見候間、封印切候様及差図、夫方外戸前明々、内之戸錠明、封印我等共江為見候、夫方何レ茂内江入、二階封印切り、市十郎為見申候、夫方市十郎組之者召連、二階江上り如図着座、夫方市十郎長持封印切、為見申候而、同心共御金箱不残我等共前江並へ申候、市十郎逸々蓋明為見申候間、我等共扣二引合相改申候、夫方証文共為見候間、遂一見候、右相済、元のことく長持江入、市十郎案内有之、我等共席を立、御長持之内之様子相改、又座二付申候、夫方御長持錠卸し、我等共方へ封印之紙市十郎差出候間、印形調、尤御門番致加印、市十郎封印付申候、夫方鍵箱市十郎封し、同心共案内二而我等共用人祐筆召連、二階江上り、右鍵箱之上書認直し、用人共者致退去候、右鍵箱江封印調畢而席を立、下へ参り、二階封印是また我等共印形市十郎取斗申候、夫方外江入口之戸封印、是又同様印形調、市十郎取斗申候、外戸前、市十郎・御藏奉行封印いたし、不残相済、罷帰候事、委細者手留之方二記、

在番
（道利）
本庄甲斐守
（昌賢）
米倉長門守

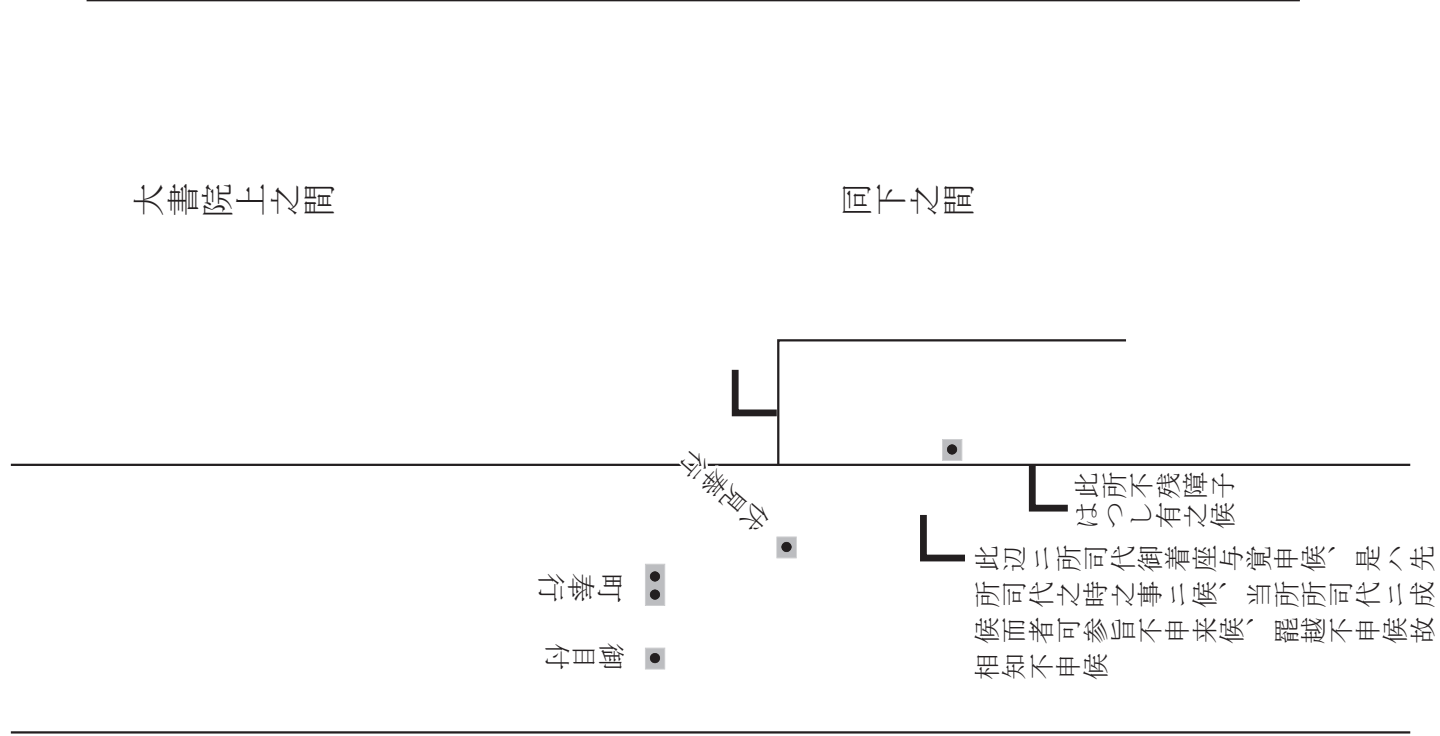


寛政二戊年十二月五日、御金藏封印切替二付、我等共并御門番頭小林弥兵衛、御藏奉行仮役岩間半十郎、且三輪市十郎立合相改候、

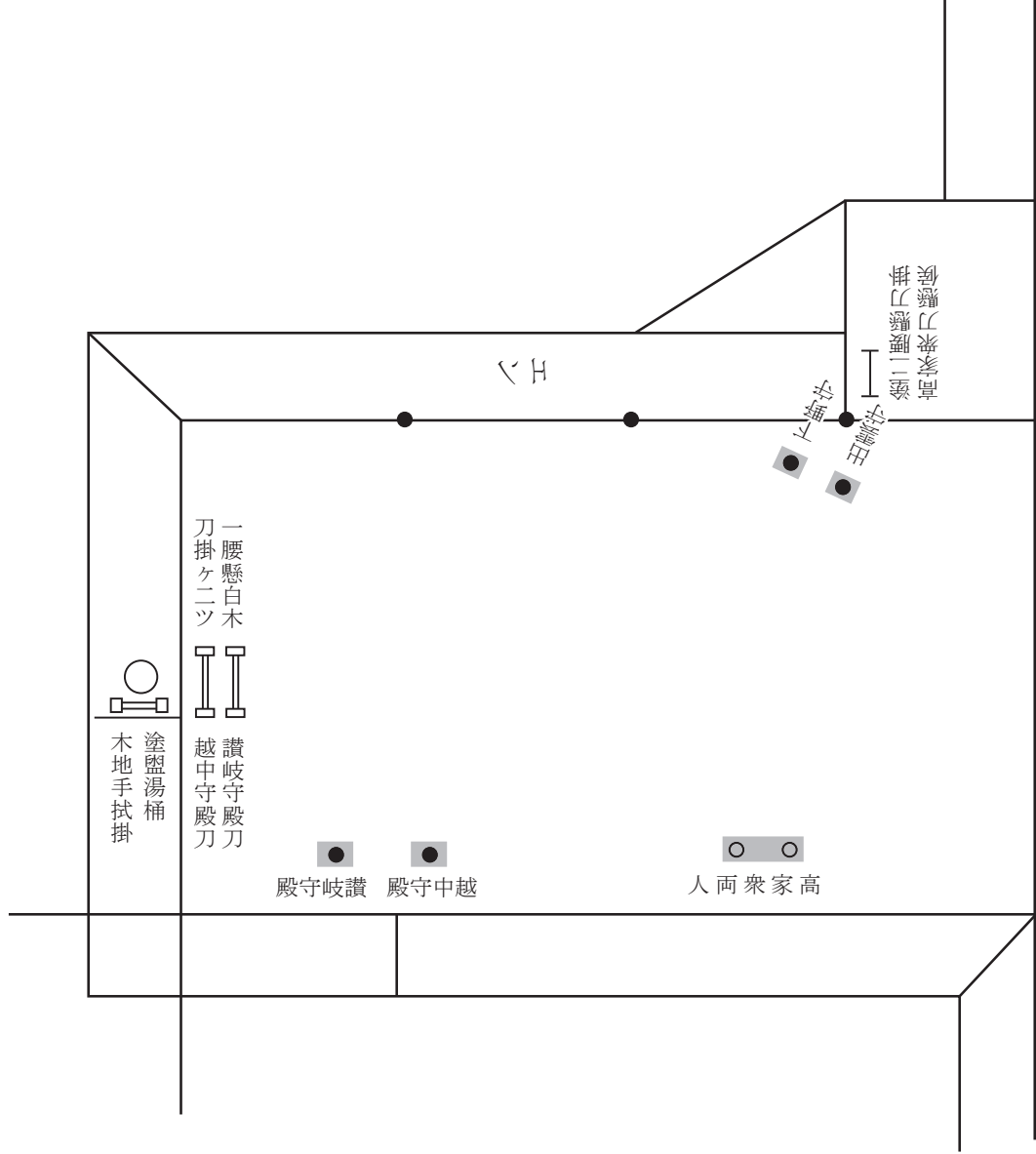
但、此節同役間宮孫四郎御役 御免二付、弥兵衛老人罷出候、且御藏奉行是又病氣二付、半十郎老人罷出、直右衛門儀も立合候処、是又外御用有之、出席無之候由、

同三亥年三月十三日、諸拝借上納金相納候二付、封印切替、我等共并右之面々立合相改申候、

但、此節も弥兵衛同役未上京無之候二付、老人罷出、御藏奉行興津李五郎老人罷出候、半十郎外御用有之故、直右衛門も外御用二而立合不申候、



〔端裏書〕
「所司代二而公事御聞之図」



天明二寅年 大納言様 御任叙被為 濟候二付、御使松平讃岐守・高家中条山城守・戸田土佐守上着、五月廿八日 御城入有之候処、高家衆番頭両小屋小書院江通候儀も有之、大書院江通候儀も有之、区々二付牧野越中守殿江相伺候処、近例二付小書院江通候様被仰聞候間、小書院江通申候、且又町奉行衆大書院江差置候間、右之通相心得罷在候旨申達候処、大書院江差置候様被仰聞候、

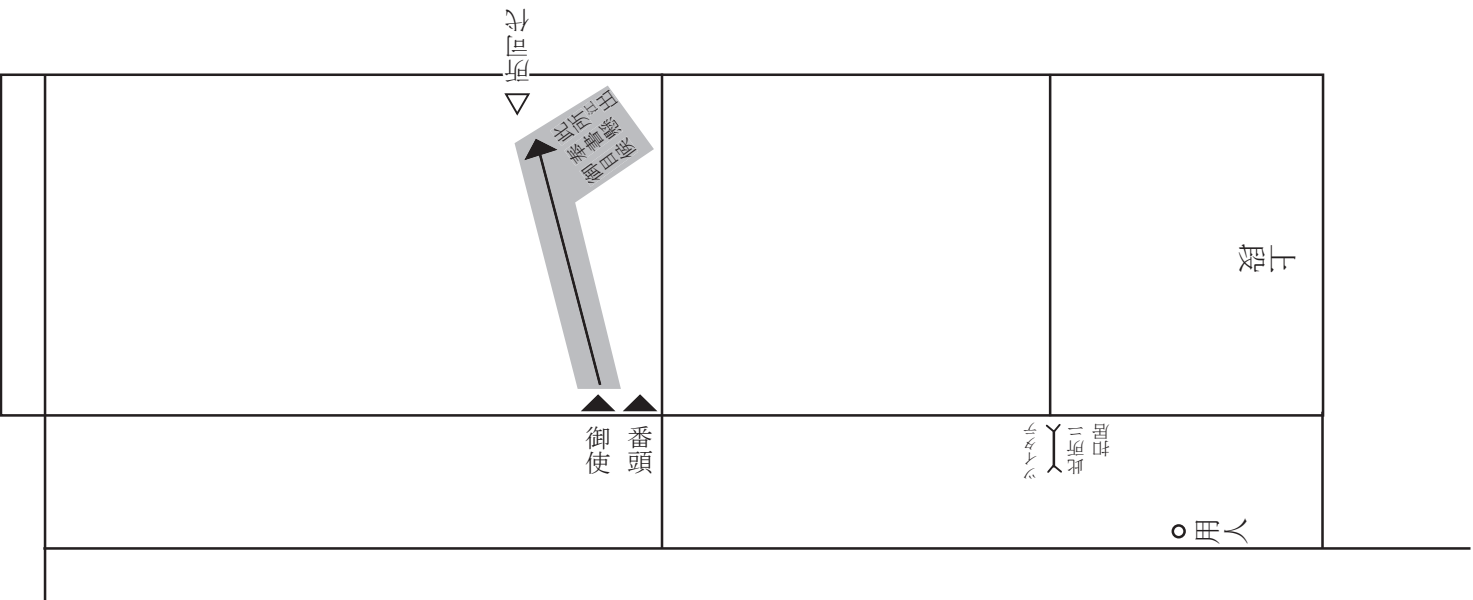
大納言様 御任叙二付
御使松平讃岐守 御城入之節
東番頭小屋小書院縁図

36 御使松平讃岐守御城入之節東番頭小屋小書院縁図

37 八朔御使御番入一覽候図

（端裏書）
一八朔御使

御番入一覽候図」



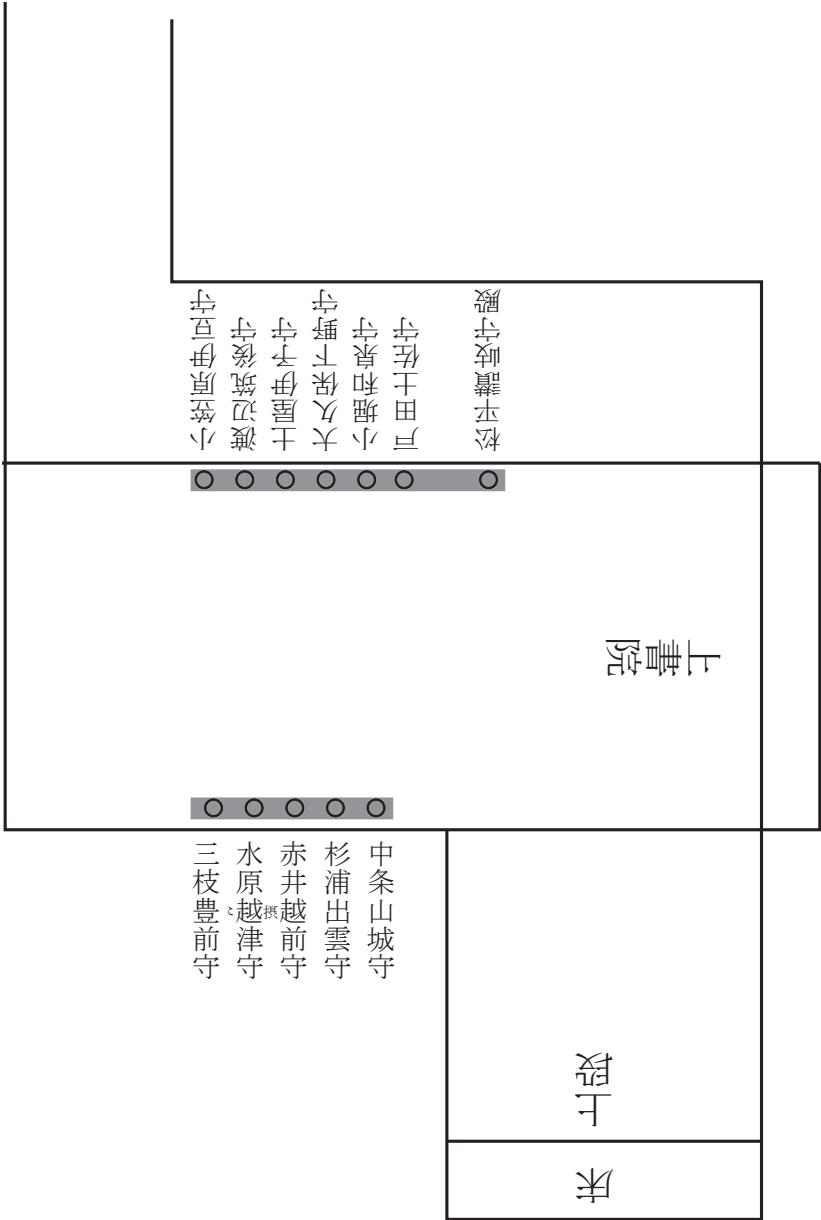
寬政二戌年、本庄甲斐守・米倉長門守在
番之節、七月十二日、禁裏江八朔、御使
奉書到来二付、即刻甲斐守同道、太田
備中守殿江罷越、奉書可入御覽旨申達、
則書院御逢有之候、

用人罷出、書院江廻候様申聞候間、例之
通衝立際二扣居候処、備中守殿御出座、
用人罷出候様申聞候二付、兩人罷出候、

我等儀、御使被 仰付候二付、我等上座二罷在候、私儀八朔 御使被 仰付候旨、御奉書被成下難有旨申達候処、一段之旨御挨拶有之、勤方之儀者先格之通心得可申旨被仰聞候、夫方奉書懸御目候而、

右相濟、直二甲斐守江扣被仰渡候旨、心覺書付同人江御渡被成候二付、同人請取埴座之上、奉畏候段被申上候而兩人共引申候、

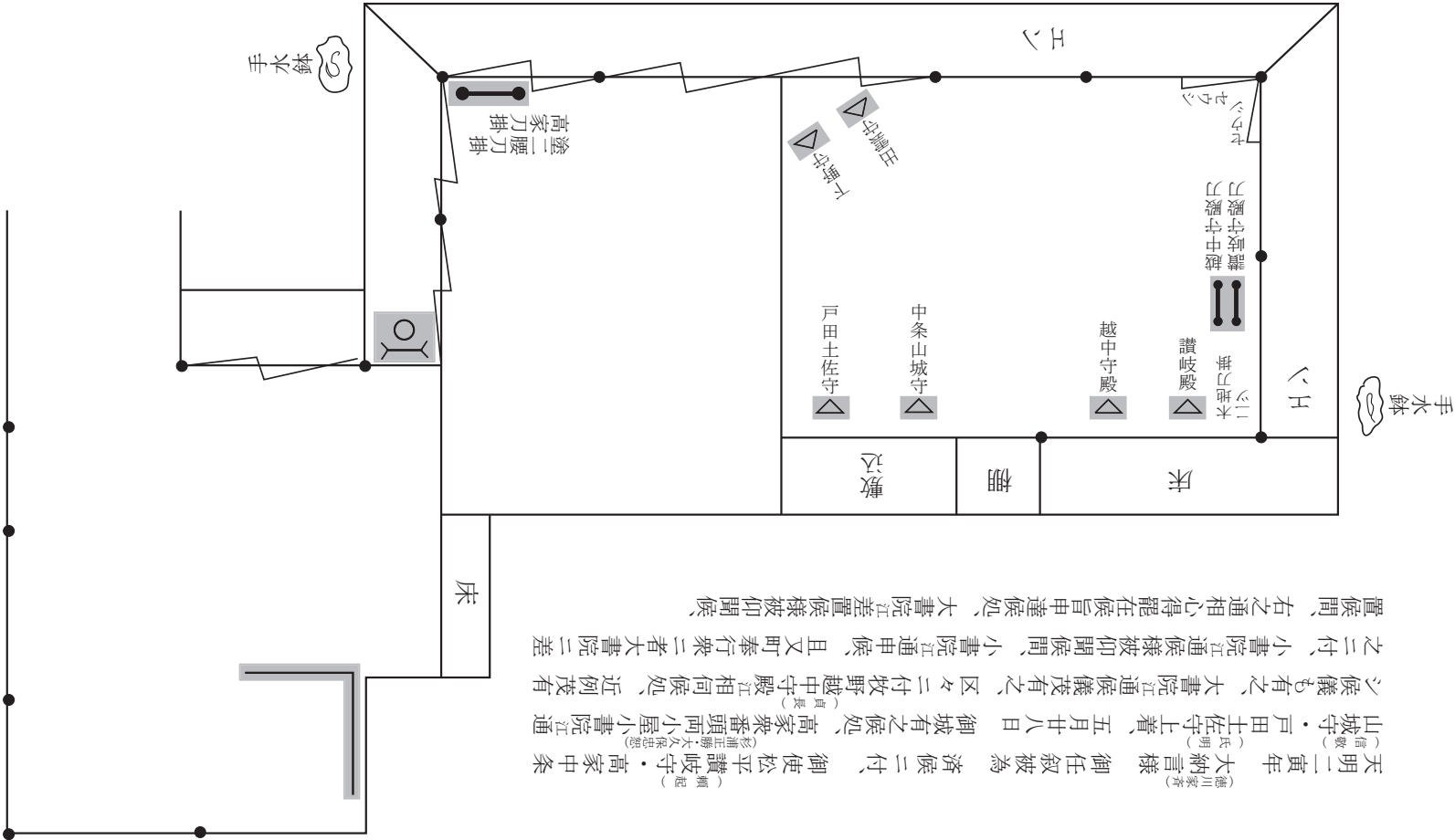
平日ハいつも月番之者致上座候得共、八朔御使之式之節者御使之者上座之事、



於所司代振廻之節絵図」
上使松平讃岐守京着
大納言様 御任叙二付
(徳川家斉) (頼起)
(端裏書)

39 御使松平讃岐守御城入之節西番頭小書院之図

〔端裏書〕
大納言様 御任叙二付
御使松平讃岐守京着 御城入之
節西番頭小書院之図



天明二寅年 大納言様 御任叙被為 濟候二付、御使松平讃岐守・高家中条
山城守・戸田土佐守上着、五月廿八日 御城有之候处、高家衆番頭両小屋小書院江通
シ候儀も有之、大書院江通候儀茂有之、区々二付牧野越中守殿江相伺候处、近例茂有
之二付、小書院江通候様被仰聞候間、小書院江通申候、且又町奉行衆二者大書院二差
置候間、右之通相心得罷在候旨申達候处、大書院江差置候様被仰聞候、

40 所司代於御宅御番御用誓詞之絵図

(端裏書)

「所司代於御宅

御番御用誓詞之絵図」

一、宝曆十二壬午年閏四月二日、岡部筑前守組服部又左衛門、所司代於御宅五半時誓詞有之候節、右又左衛門儀故伏見殿姫君田鶴之宮御下向ニ付、被 仰付候ニ付、筑前守交代後、御藏奉行明屋敷ニ逗留罷越候、右誓詞交代後ニ付、午在番稻垣周防守・堀大膳亮致立合候、
(定計) (直著) (元義)

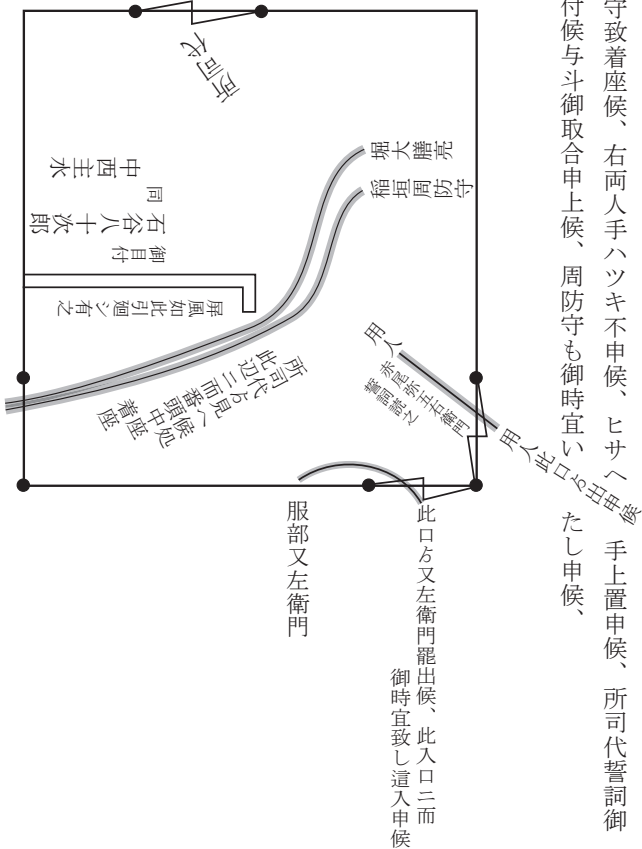
一、又左衛門血判相済、御目付中西主水請取之、所司代江掛御目候、右誓詞宛名之处、所司代并両御目付斗、番頭名者無之、

一、誓詞之節、月番大膳亮・周防守致着座候、右両人手ハツキ不申候、ヒサゝ 手上置申候、所司代誓詞御覧之節、月番大膳亮誓詞被 仰付候与斗御取合申上候、周防守も御時宜い、

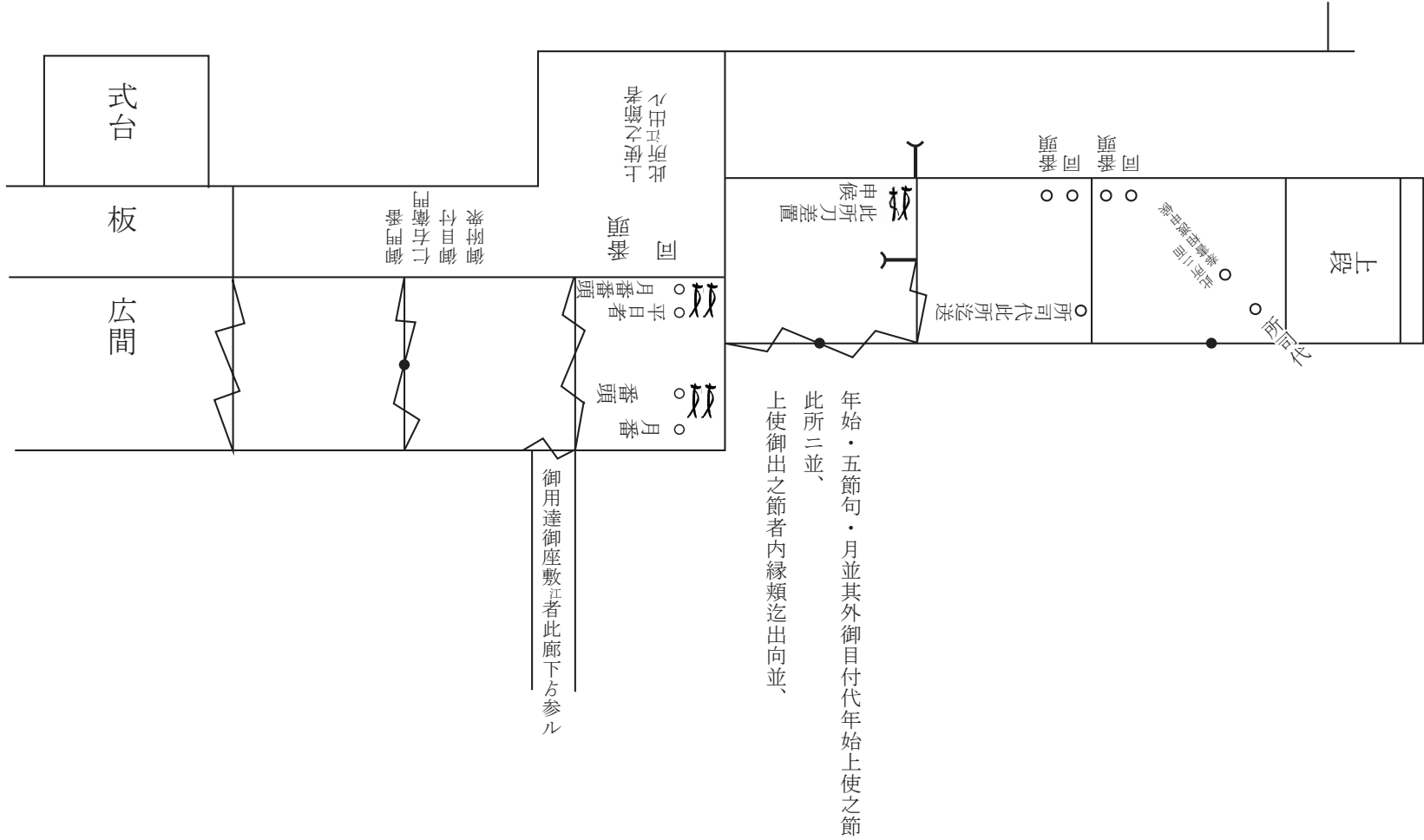
一、所司代御出座之上、両御目付罷出、其上并両番頭罷出候、

其上ニ而又左衛門罷出候、用人差図ニ而又左衛門罷出候、我等共差引不致候、誓詞又左衛門用人江直ニ相渡申候、

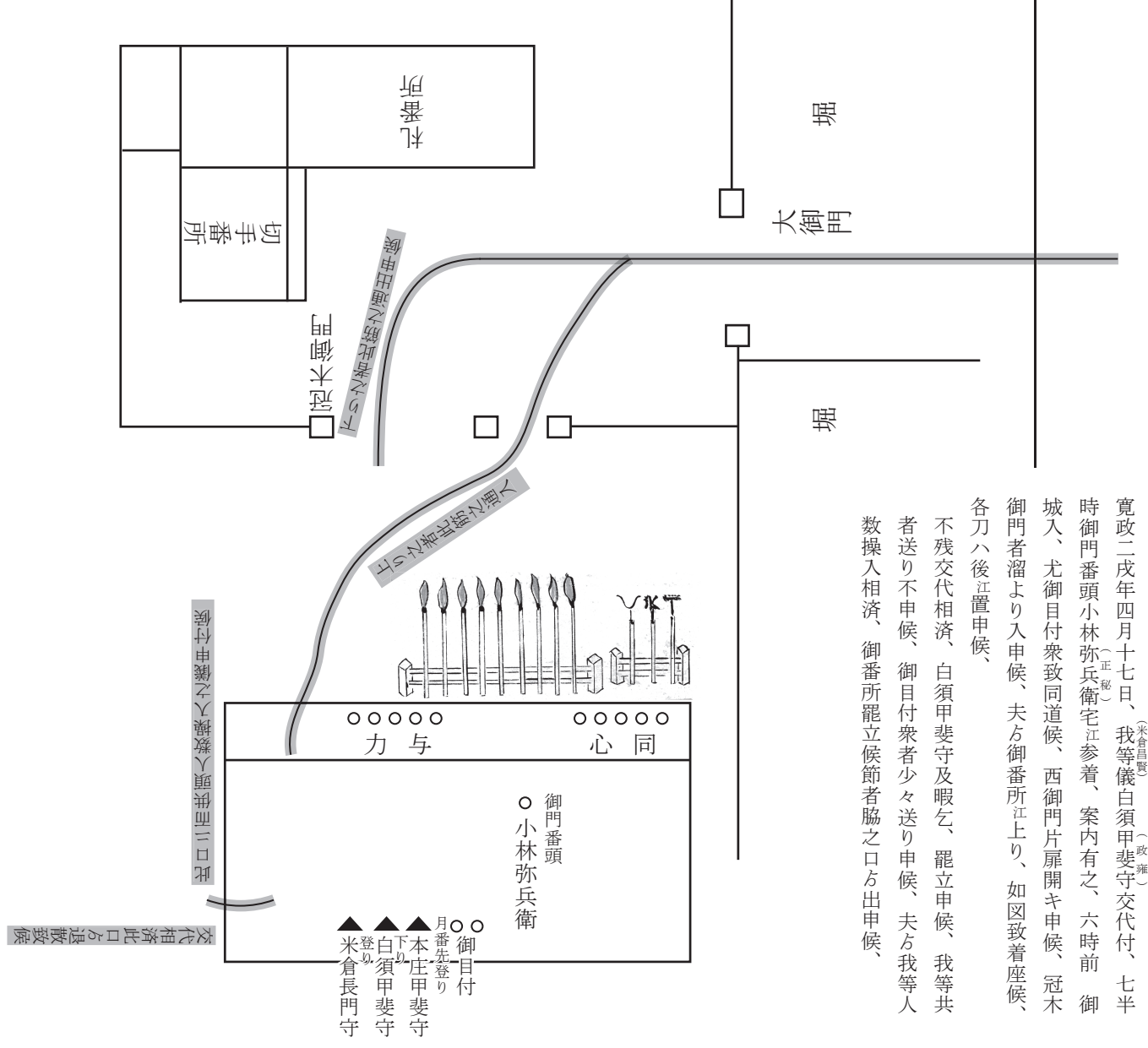
一、所司代・我等・御目付衆尤平服、又左衛門并誓詞懸り用人服紗袷・麻上下、誓詞者右用人弥惣左衛門白木へぎ硯筆并針入候、又白木へぎにてふた致持参候、血判之節右之白木へぎの蓋江誓詞載、又左衛門前江差出候、右誓詞へぎ江のセ候儘ニ而持出、所司代江掛御目候、



此座敷御役人衆相通候間ニ而、月並・五節句等番頭茂罷通候条、煙草給候座敷也、



〔端裏書〕
「所司代絵図」



「番頭交代之節西御門大番所之図」

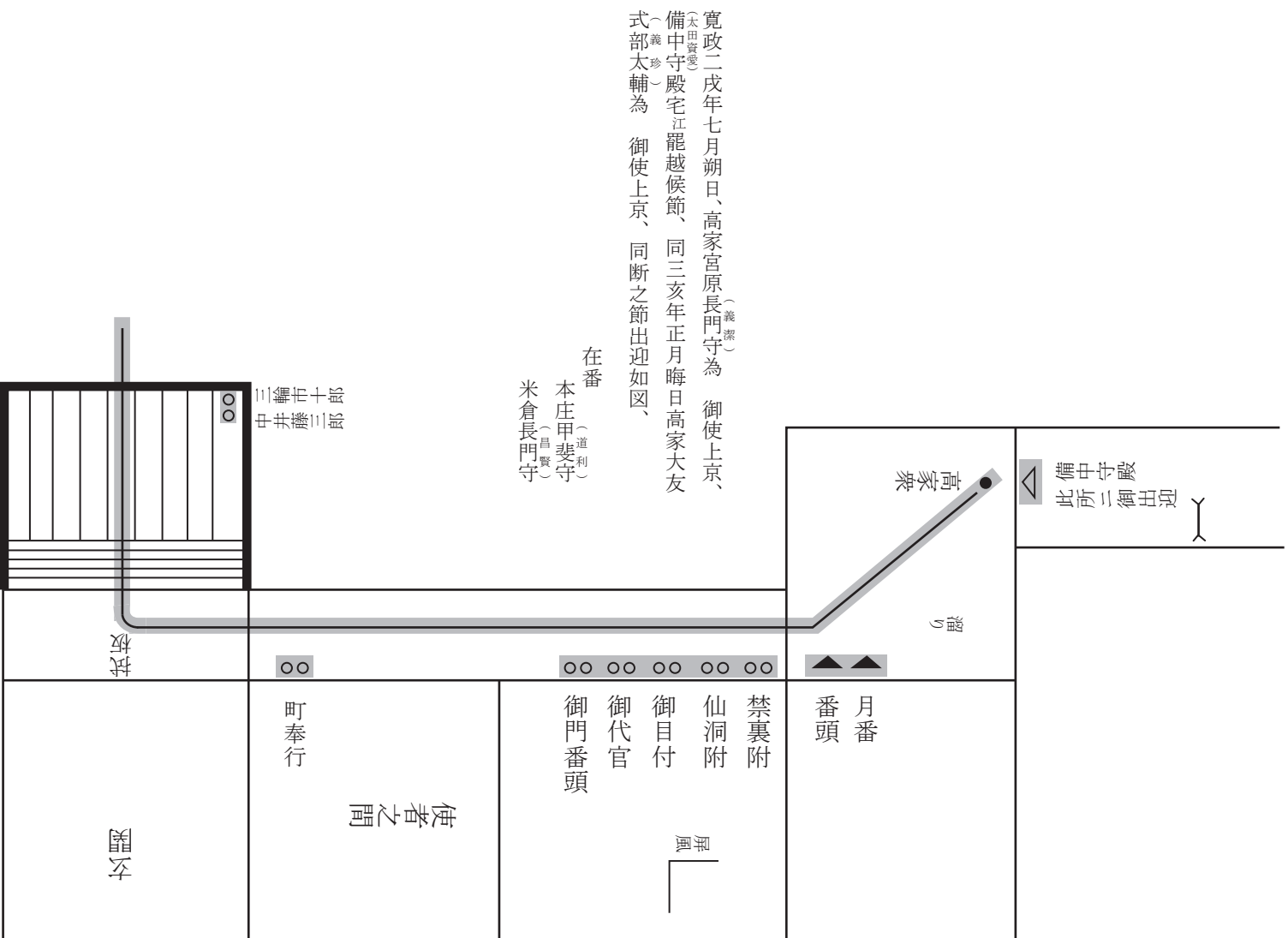
番頭交代之節西御門大番所之図

43 高家衆所司代宅江罷越候之節出迎之図

(端裏書)

「高家衆所司代宅江罷越

候之節出迎之凶



解題 東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」

杉谷 理沙

史料の概要

東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」（請求記号・A〇〇…六三四〇）は、二条在番中における大番頭の諸職務に関わる各所の絵図を集積したものである。形状は外袋一括、全四三点。外袋には「諸絵図四十八枚、外絵図六枚」とあり、表記の通りであつたならば一一点が失われている。また諸絵図と外絵図の区別は不明である。

本史料は東京大学総合図書館蔵「南葵文庫」に属する。「南葵文庫」は、徳川御三家の紀州徳川家の旧蔵書を母体とするコレクションで、大正一三年（一九二四）、旧紀州徳川家当主徳川頼倫侯爵によつて寄贈された。これは、前年に発生した関東大震災にて、東京帝国大学附属図書館の蔵書が灰燼に帰したことを憂慮しての寄贈であつた。元々の南葵文庫は、明治二九年（一八九六）、徳川頼倫侯爵が創設し、家蔵本に加え各界からの寄贈や新規購入によつて拡充されたものであつた¹⁾。

「二条在番諸絵図」の外袋裏面には「購入古本 紀元二千五百六十三年 明治三十六年」とあり、本史料は南葵文庫創立後および東京帝国大学への寄贈前に購入されたものであることが分かる。よつて購入以前の来歴は不明ながら、外袋には「建部内匠頭写 戸田淡路守ヨリ借写 小笠原長門守」とある。戸田淡路守（氏綏）は天保七〜一三年（一八三六・一八四二）の十番組大番頭で、天保一一年（一八四〇）に二条在番をつとめた。小笠原長門守（長恒）は天保一二〜一三年（一八四一・一八四二）の六番組大番頭で、天保二年（一八四二）に二条在番をつとめた。すなわち本史料は、二条在番をつとめることになった番頭小笠原長恒が、前任の二条在番である番頭戸田氏綏から「建部内匠頭写」を借り受け書写したものであつた。

では建部内匠頭とは誰か。候補として、政賢、あるいはその息政醇が考えら

れる。政賢は寛政六年〜文化六年（一七九四・一八〇九）の十番組大番頭で、寛政一〇年（一七九八）と文化元年（一八〇四）に二条在番をつとめた。政醇は文政一三年〜天保一二年（一八三〇・一八四一）の五番組大番頭で、天保二年（一八三一）と天保八年（一八三七）に二条在番をつとめた。各絵図中、最も新しいものは文政九年（一八二六）の9で、政賢の没年（文政元年（一八一八）以降のものとなる。そのため、袋一括の絵図の写し元が全て「建部内匠頭」の写しと考えるならば、建部は政醇とするのが適切だろう。ちなみに、最も時代を遡るものは宝暦一二年（一七六二）の40である。

これらはいずれも筆跡が同一と見え、複数度書写を重ねられた様々な二条在番経験者の絵図が集積され、最終的に小笠原長恒が書き写したものであつたと考えられる。例えば、18の端裏書には次のようにある。

米倉丹後守於江戸表堀大膳亮急代被 仰付、京着 御城入、御番衆御引渡之図

寛政二戊年四月二条在番之節、本庄甲斐守^{（道利）}る借写、

米倉長門守^{（昌賢）}殿借写

近藤石見守^{（用和）}殿借写

堀内蔵頭^{（直略）}殿借写

菅沼織部正^{（定前）}殿借写

中坊河内守^{（広看）}殿借写

建部内匠頭^{（政賢）}

二条在番
急代番頭組中引渡之図

本庄甲斐守（道利）・米倉長門守（昌賢）は寛政二年（一七九〇）、近藤石見守（用和）は寛政四年（一七九二）、堀内蔵頭（直略）は寛政五年（一七九三）・寛政九年（一七九七）・享和三年（一八〇三）、菅沼織部正（定前）は寛政八年（一七九六）、中坊河内守（広看）は寛政八年（一七九六）・享和二年（一八〇二）にそれぞれ二条在番の大番頭をつとめている。したがって、ここでの「建部内匠頭」は寛政一〇年（一七九八）二条在番をつとめた政賢である可能性が高い。他の文書も同様に、複数の書写が重ねられたのであろう。

なお、次頁に文書一覧を掲載した。本書では、翻刻にあたって各文書名を適

宜改めたが、東京大学デジタルアーカイブ (<https://da.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/portal/en/assets/472ea25f-0ec9-05f9-2471-6dcd1db56f2f>) にて公開されている写真との照合を行う際の利便のため、元文書名を併記した。

史料の内容

絵図に描かれている場所は、所司代上屋敷（一九点）、二条城（一六点）、内裏（三点、うち一点は推測）、町奉行（二点）、知恩院（二点）、養源院（一点）である。所司代の点数が多いのは、二条在番の番頭が所司代と関わる機会が多かったことと関連している。また、知恩院・養源院は徳川將軍家の菩提所である。

二条城が描かれた場所の内訳は、二之丸大御番所（四点）、金蔵（四点）、東番頭小屋（二点）、西番頭小屋（二点）、台所（一点）、御厩曲輪（一点）、西御門番所（一点）、御殿（二之丸御殿（二点））となっている。二条城の指図類は中井家文書を始め多く残されているが、場の使用者としての視点から描かれている絵図は、管見の限り手留等に書き写されたものを除き本史料以外になく、非常に貴重なものである。以下、いくつかのトピックを取り上げたい。

（１）金蔵の見分

11・17・19・34が金蔵を描いたものである。この時代、二条城の金蔵は二之丸御殿の東側にあった。防犯上の理由からか、金蔵に関しては中井家などの指図が残されておらず、実際の使い方や内部の構造を知る上で貴重な絵図である。これらによれば、金蔵は二階建てで、上階に置かれた長持に御金が納められていたことがわかる。11によれば、長持は鎖で繋がれ、厳重に管理されていた。本史料に金蔵の絵図が含まれているのは、金蔵の封印切替が両番頭の職務であったためで、その様子は『研究紀要元離宮二条城』第三号に翻刻を掲載した「二条在番手留」文政三年（一八二〇）十一月二日条に詳しい。これによれば、金蔵の鑑を管理するのは御殿番で、大番頭・御門番頭・御蔵奉行の立会いのもと員数を確認し封印切替を行った。なお、寛政九年（一七九七）に御金蔵破りが発覚したのは、この恒例の見分のときであった²⁾。

（２）大的の見分

32では、二条城の御厩曲輪（東大手門入って北側の空間）において行われた

在番衆の大的（歩射）見分の様子が描かれている。在番衆の武芸に関しては、弓術が重視され、御厩曲輪での大的のほか、小屋内での大的、尺二の小的、所司代千本屋敷での定日稽古も行われた。京都大学蔵「二条在番支度覚」には、御厩曲輪における大的は四のつく日に行うとある。

32からは、御厩曲輪一帯を幕で覆い、内部には簡易的な小用所が設けられたことが知られる。当日は御破損奉行が案内をし、東西両組の番衆が並んで挨拶をしている。両番頭は用人と右筆を召し連れており、また給仕や近習、そのほか様々な人々は月番（その月の当番を担当する番頭）が用意した。ここで右筆が登場するのは、弓術見分の際には「中り附帳面」が作成され、誰が的を射たか記録されたためであると考えられる³⁾。

（３）御番衆引き渡し

これら文書の多くは、番頭の例年の業務に関するものだが、そのほかイレギュラーが起こった場合の覚書も含まれる。例えば、18が記された経緯はこうである。明和五年（一七六七）、七番組の大番頭堀大膳亮直著が、二条在番への登り道中、大津で急死した³⁾。そのため、米倉丹後守昌晴が五番組から七番組に組替えとなり、二条在番をつとめることとなった。本文書は、所司代屋敷において行われた組中御番衆引渡に関するものであり、所司代・番頭・町奉行・御目付・組頭・番衆がどのように着座するかが図示されている。着座の後、所司代は組頭・番衆に対し、「万事米倉丹後守の指示に従うように」と仰せ渡した。

このように、番頭は様々なケースを想定して絵図を書き写し、通常業務および突発的な出来事が起こった場合双方に備えていたのだろう。

【注】

（１）佐藤賢一「東京大学総合図書館所蔵『南葵文庫』について」（『大学図書館研究』七四、二〇〇五年）。

（２）『梅翁隨筆』巻五「二条御金蔵盜賊之事」（『研究紀要元離宮二条城』一、編年史料386）参照。

（３）拙稿「近世後期における二条在番の生活」（『研究紀要元離宮二条城』三、二〇二四年）参照。

（４）『大日本近世史料 柳營補任』一、一五七頁。

「二条在番諸絵図外絵図」文書一覧

No.	和暦	西暦年月日	文書名	場所①	場所②	元文書名	備考
1	寛政2～3	179099999	年始節句朔望出礼之図	所司代	大書院	年始節句朔望出礼之畧	
2	寛政6	179409005	御目付代上意申渡之図	所司代	大書院	御目付代上意申渡之畧	
3	寛政4	179299999	寛政四子年所司代明御目付代町奉行御役宅ニ而上意被申渡候節絵図	町奉行所	役宅	寛政四子年所司代明御目付代町奉行御役宅にて上意被申渡候節絵畧	所司代の空位は4/7～8/26。
4	寛政2、3	179105011	所司代御目付御番所江被越候図	二条城	二之丸番所	所司代御目付御書所江被越候圖	
5	(寛政4)	179211099	子十一月伊豆守殿上京之節所司代迎絵図	二条城	二之丸番所	子十一月伊豆守殿上京之節所司代近絵畧	寛政4年11月に老中松平信明が上京。
6	不明	999999999	知恩院山茶屋振廻之節絵図	知恩院	山茶屋	智恵院山茶屋振量節絵畧	
7	不明	999999999	八朔御使之図	内裏	唐門 ～虎之間	八朔御使之畧	
8	(寛政3)	179104099	跡登番頭所司代御逢之図	所司代	大書院	跡登番頭所司代御邊之畧	
9	文政9 文政8 文政7 文政6 文政5 文政4 文政3 文政2 文政元 文化14 文化13 文化12 文化11 文化10 文化9 文化8 文化7 文化6 文化5 文化4 文化3 文化2	182607099 132507099 182407099 182307099 182207099 182107099 182007099 181907099 181807099 181707099 181607099 181507099 181407099 181308099 181208099 181108099 181008099 180908099 180808099 180708099 180608099 180908099	八朔御進献之御馬見分之図 ① 〃 ② 〃 ③ 〃 ④ 〃 ⑤ 〃 ⑥ 〃 ⑦ 〃 ⑧ 〃 ⑨ 〃 ⑩ 〃 ⑪ 〃 ⑫ 〃 ⑬ 〃 ⑭ 〃 ⑮ 〃 ⑯ 〃 ⑰ 〃 ⑱ 〃 ⑳ 〃 ㉑ 〃 ㉒	所司代	厩舎・庭・大書院等	八朔御進献之御馬見分之圖	
10	不明	999999999	知恩院振舞之節絵図	知恩院	御位牌所他	智忍院振舞之節絵畧	
11	天明3 (4カ)	178409022	御金蔵絵図	二条城	金蔵	御蔵絵畧	「天明三年辰年」とあり。辰年は4年。
12	文化5	180812002	町奉行宅御機嫌伺之図	町奉行所	役宅	町奉行宅御機嫌伺之畧	
13	寛政2、3	179099999	所司代御目付御番所江被越候図	二条城	二之丸番所	所司代御目付御番所江被越候畧	
14	寛政2	179099999	所司代御用向ニ而御逢之図	所司代	小書院	所司代御用向にて御邊之畧	
15	(天明2)	178299999	所司代江上使被招候節小書院着座之図	所司代	小書院	小書院着座之畧	
16	寛政6	178409015	御目付衆所司代室江罷越候図	所司代	玄関・使者之間～	御目付前所司代室江被越候畧	
17	天明4	178409015	所司代戸田因幡守殿見分御金蔵之絵図	二条城	金蔵	戸田因幡守殿所司代見分御令蔵之絵畧	
18	明和5	176706009	御番衆御引渡之図	所司代	大書院カ	御城入御番前御門渡之畧	寛政2年に借り写したもの。
19	寛政2	179012008	御勘定奉行關所銀見分之図	二条城	金蔵	御勘定奉行關所銀見分之畧	
20	文化元	180405015	大坂御城代阿部播磨守殿京着ニ付所司代稲葉丹後守殿室ニ而御機嫌伺之図	所司代	玄関廻 ～大書院	御機嫌伺之畧	
21	不明	999999999	東小屋ニ而在役誓詞之座席図	二条城	東番頭小屋	座席圖	
22	不明	999999999	所司代御鷹鳥御披節式	所司代	玄関廻 ～大書院 ～小書院	御披節式	

No.	和暦	西暦年月日	文書名	場所①	場所②	元文書名	備考
23	寛政 2	179010004	御用物差添御番衆江御朱印御渡之図	所司代	小書院	御渡之畧	
24	不明	999999999	山本筑州より到来之図	内裏	唐門 ～虎之間	山本筑州	
25	不明	999999999	所司代座鋪之図	所司代	玄関廻 ～大書院	御司代座鋪之畧	
26	(天明 2 カ)	178299999	上使松平讃岐守於所司代御機嫌伺候節之絵図	所司代	玄関廻 ～大書院	御機嫌伺之畧	徳川家斉任叙は 天明 2 年 3 月 5 日。
27	不明	999999999	寅之間・鶴之間・桜之間絵図	(内裏)	唐門 ～虎之間	桜之間絵畧	
28	寛政 3	179101001	所司代西小屋江御越之図	二条城	西番頭小屋	所司代西小屋江御越之圖	
29	寛政 3	179103011	二丸御台所御道具見分之図	二条城	二之丸台所	御道具見分之畧	
30	不明	999999999	御目付於二丸上意之節之絵図	二条城	二之丸番所	御目付於二丸上意之節之絵畧	
31	文化 2	180505008	養源院拝礼之絵図	養源院	玄関～	養源院拝禮之絵畧	
32	寛政 3	179103099	於御廐曲輪大的見分之図	二条城	御廐曲輪	於御廐曲輪大的見分之畧	
33	寛政 3	179103011	町奉行衆於御殿御道具見分之図	二条城	御殿	御道具見分之畧	
34	寛政 2、3	179012005	御金蔵封印切替之図	二条城	金蔵	封印切替之畧	
35	不明	999999999	所司代ニ而公事御聞之図	所司代	大書院	所司代にて公事御聞之畧	
36	天明 2	178205028	御使松平讃岐守御城入之節東番頭小屋小書院縁図	二条城	東番頭小屋 小書院	小書院縁畧	
37	寛政 2	179007012	八朔御使御番入一覽候図	所司代	大書院	八朔御使御番入一覽候畧	
38	(天明 2)	178299999	御使松平讃岐守於所司代振廻之節絵図	所司代	上書院 (小書院カ)	於所司代振量節絵畧	
39	天明 2	178205028	御使松平讃岐守御城入之節西番頭小書院之図	二条城	西番頭小屋 小書院	小書院之畧	
40	宝暦 12	176204102	所司代於御宅御番御用誓詞之絵図	所司代	「御宅」	折々詞之絵畧	伏見宮邦忠は宝暦 9 年 6 月 2 日死去。
41	不明	999999999	所司代絵図	所司代	玄関廻 ～大書院	於司代絵圖	
42	寛政 2	179004017	番頭交代之節西御門大番所之図	二条城	西御門大番 所	番頭交代之節西御門大番所之圖	
43	寛政 2	179007001	高家衆所司代宅江罷越候之節出迎之図	所司代	玄関廻	出迎之圖	

凡例

- 1) 掲載順は東京大学デジタルアーカイブにて公開されている順番による。
- 2) 「西暦年月日」は西暦・月・閏月有無・日を表す。閏月は 1 とし、そうでない月は 0 とした。不明の場合は 9 で示した (例: 宝暦 12 年閏 4 月 2 日=176204102、寛政 4 年月日不明=179299999)。複数の年月日が記されている場合は最も早いものを記した。
- 3) 「文書名」は原則端裏書をもとに採用した。「元文書名」は写真との照合のため、東京大学デジタルアーカイブに掲載されている各文書名を示した。
- 4) 推定により記入したものは () 付きで示した。
- 5) 「所司代」は所司代上屋敷を指す。

(翻刻) 華道家元池坊総務所蔵「御朱印御改御代替御礼参府記」

(外袋)

天保九年歳在戊戌春正月
御朱印御改
御代替御礼
参府記
六角堂
池坊専明代

(表紙)

天保九年歳在戊戌春正月
御朱印御改
御代替御礼
参府記
六角堂
池坊専明誌
天

(前略) ○参府に伴う諸手続き・準備
および道中の記事は省略。

四月十五日、快晴、辰、

一、今朝五ツ半時、川崎宿出立之事、

途中神奈川方

紗衣 修高輪袈裟 上二黒秋田織
下二白羽二重

侍中野袴着用、

四ツ時、品川着にて、

観音堂前 釜屋方

出迎 相田丞輔 相田半三郎

高橋休嘉

称名寺 秀房 小高隼太
関法眼 次郎右衛門 伊勢屋伝兵へ
花屋中 牧保三郎代
右之通出迎にて酒宴、飯等出馳走之事、出迎花屋中へハ此方方出し候趣
にて、酒出申候事、
長サ六尺斗、巾巻尺斗、

池坊門弟中出迎所

紫幕者不用之事、
其後茅場町薬師別当

旅宿 知泉院へ着之事、

せんし茶・菓子巻折 — 智泉院へ

火事見舞
翁水から 牧保三郎へ

江戸着土産物

花筒 季鷹之書 (寅庚カ)

同断

唐更紗 帛紗

冷泉殿短冊 扇子五 (承真カ)

棗巻ツ 帛紗巻 寅宝書念仏さし 如露 扇五

如露 帛紗 短冊 花図 先代方預り

如露 帛紗 花図 扇子五

○大徳寺書二

短冊 ○帛紗 如露 ○急須二

○花図 広しまようし紅

岩崎彦右衛門
服部源左衛門

相田半左衛門

相田半兵衛

水谷斎跡

称名寺

小高隼太

牧保三郎

小児へ

如露 扇子五 短冊 花図

川村理兵衛

到来食
提重菓子入

大黒屋三右衛門方へ（火事見舞かた）

菓子老折
うす茶

炭屋七左衛門方へ

四月十六日、快晴、巳、

蒸菓子
扇子五
ふくさ
扇子五

いせ太へ
いせ伝へ

一、昨十五日、道中無滞江戸着二付、今日者休足之事、

一、牧保三郎入来之事、一、小高隼人入来之事、

菓子到来

一、相田丞輔入来、一、相田半三郎入来、

一、伊勢伝入来、肴酒到来、

一、明十七日、

御大老・御老中・御若年寄・寺社奉行

着府御届廻勤二付、陸尺・笠籠持人足申付候事、相田屋丞輔殿セ話

二而、八丁堀一通り二而申付候処高料也、

陸尺老入 四百文 老人二付支度料老度二付六十四文、但三人也、

笠籠 途中用意弁当入ル不用二相成候

三百五十文

（忠良）

一、寺社御奉行青山因幡守殿へ、着府御届申上節差出候願書、京都方之御添

翰差上候事、

小奉書二相認候事、上包美濃紙

上

京都六角堂
池坊

奉願口上書

一、此度拙僧儀、参府仕 御代替御礼申上度、京都御奉行所江奉願

候処、勝手次第出立仕候様被仰渡、出府仕候、先格之通御代替

御礼奉申上度、則例書相添奉願候、以上、

天保九年戌四月

京都六角堂頂法寺

池坊印

寺社

御奉行所

京都六角堂

池坊

先例書

一、惇信院様御代始

（徳川家徳）

延享三年寅六月、專純儀、恐

悦奉申上、三御所様江御同様

（徳川吉宗・家重・家治）

十帖老本老台宛奉献上、同月

十日御暇之節、時服二拝領仕

候、

一、浚明院様御代始

（徳川家徳）

宝暦十一年巳四月、專意儀、

（池坊）

恐悦奉申上、両御所様江御同

（徳川家重・家治）

様十帖老本老台宛奉献上、同

月七日御暇之節、時服二拝領

仕候、

一、大御所様御代始御礼参府之儀、

（徳川家徳）

早速可奉願処、先住専定儀、

（池坊）

■病氣罷在、延引相成、

寛政九年巳四月、繼目御礼奉

（徳川家重・家治）

申上、両御所様江御同様十帖

老本老台宛奉献上、同月五日

御暇之節、時服二拝領仕候、

（天保九年）
戊四月

奉願口上書

一、御代替御礼奉申上候節、

（徳川家重・家治）

三御所様江御同様十帖老本献上仕

度奉願候、御暇被下候節、時服

小奉書

願書老通

中奉書半切

願書老通

中奉書半切

例書老通

手扣三通入老包

都合四包也、

中奉書半切

例書

京都六角堂
池坊

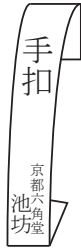
中奉書半切

上

京都六角堂
池坊

二被下置候様、是又奉願候、以上、 京都六角堂頂法寺 池坊印 天保九年戌四月 寺社 御奉行所	京都六角堂頂法寺 池坊 御代替御礼申上候節衣鉢 白素絹 紫紋白五条袈裟 紫指貫	京都六角堂 池坊 文政五年午閏正月、当池坊繼目 御礼参府仕候節、御奉行 水野 (忠邦) 左近将監様、 同年二月朔日、繼目御礼奉申上、 同月五日、御暇時服二拝領仕候、 同月六日、立華 上覧之儀被 仰 渡候、 同八月、立華 上覧前々日、御 床御花瓶等拝見之儀、先例之通 被 仰付候、 右同日 上覧御当由十二日、於 御城立 華可相勤旨被 仰付候、
--	--	---

中奉書半切二認、三通
とも一諸ニ美濃紙にて
上包、手扣として、
是ハ若御尋之儀も御座
候哉と奉存候間、私手
扣ニ持参仕候由申相
渡、



上包美濃紙二ても、半
紙二てもよし、

改本紙

右同日立華 上覧之儀、十二日
可相勤旨被 仰付候、

同十日、御床御花瓶拝見登 城
仕候、
同十一日、木物下指登 城仕候、
同十二日、御立華 上覧無滞相
勤申候、
同十四日、立華 上覧為御褒美
御銀十枚頂戴仕候、
右之通御座候、以上、

京都六角堂頂法寺
池坊
茅場町薬師別当
智泉院
旅宿

右之通相認候願書類都合四通持参之事、

取次 服部源左衛門落手有之、猶当廿七日御礼窺ニ罷出候様被申渡候事、

四月十七日

一、旅宿座敷入口へ左之通書付出し置申候事、

先例之通 御用相済候迄、花稽
古并口伝等之儀、御断申入候事、

月 日 家元

小奉書
堅紙

四月十六日

一、林春塘方味噌白・赤二桶到来、
一、同人方大鯛壹尾・海老到来、

水野越前守殿御内

岩崎彦右衛門

青山因幡守殿

寺社役

金森丞左衛門

山室弥兵衛

服部源左衛門

丹波ニテ
（太田三郎右衛門舎弟
中野慈意之仁也、

三日・十三日・廿三日

是ハ最初ニてもよし、

朔日・十一日・廿一日

是ハ手紙斗、小封斗也、

御用人仕立飛脚也、

（表紙）

天保九年歲在戊戌夏四月

御朱印御改

御代替御札

参府記

地

池坊専明誌

天保九年戌年

四月十七日、快晴、午、

一、当十五日江戸着府、昨十六日休足、今十七日着府御届廻勤之事、

朝五ツ半時方罷出、今日御祭日ニ付、御役方御登城ニ付、廻リ仕舞候、御懸り寺社へ罷出候事、

近藤泰輔

網代乗物 陸尺三人 笠籠老荷、并当用意致候得共、入用ニ無之候事、

磯野源次郎

下部伊助

觀理院へコタエテ
此札出ス、先到ナリ、

表門札

長三尺

京都六角堂

池坊旅宿

心

白衣

修高輪袈裟

名札

四寸老部

京都六角堂頂法寺

池坊

茅場町薬師別当

智泉院

1117 柳屋

玄關ハシラ

老尺五寸

池坊旅宿

心

一、玄關紫幕

御留中張置、

今日廻勤之先々大名方門番江参上之節、役人先々遣し手札相渡し可
申事、門番方玄關之方へ参上かござりますと申込候事、是者申とも
不申とも不苦、右名札相渡し申候事、
扨御門ハ開きたるもあり、又べりたるもあり、開きたるハ正面方入、
べりたるハくづり方入へし、玄關正面へり方玄關へ上り、又手札出
し申候事、

口上

京都六角堂池坊此度参府二付、御届申上候、
何ゆへ之参府と尋候得ハ、

御代替御礼・御朱印御改ニ参府仕候由、答申べし、

廻リケ所左之通、廻リ順ハ陸尺へ申付、勝手能様ニ
廻る事よし、

御大老
(直亮)
井伊掃部頭殿

御本丸 松平和泉守殿
(乗寛)
御 水野越前守殿
(忠邦)
老 太田備後守殿
(資始)
中 脇坂中務太輔殿
(安董)

御本丸 増山河内守殿
(正寧)
御 堀大和守殿
(親密)
若 小笠原相模守殿
(長貴)
年 林肥後守殿
(忠英)
寄 森川内膳正殿
(俊知)

大御所様
(徳川家彦)

御 松平伯耆守殿
(宗發)
老 土井大炊守殿
(利位)
中 土井大炊守殿
(頭)

大御所様
御 永井肥前守殿
(尚佐)
若 本多豊後守殿
(正意)
年
寄

右大将様
(徳川家彦)

御 堀田備中守殿
(正篤)
老
中

右大将様
御 大岡主膳正殿
(忠固)
若 堀田摂津守殿
(正衛)
年
寄

酒井雅楽頭殿
(忠学)
是ハ先例ニ付、此度参府ニ付、御機嫌窺申候
由申置候事、

寺社 御朱印御懸り
牧野備前守殿 御朱印懸り加役
(備中守忠雅)
御奉行 青山因幡守殿 本多下総守殿
(忠良)
(康禎)

阿部能登守殿
(正瞭)

松平伊賀守殿
(忠優)

寺社御月番
一、青山因幡守殿へ罷出、着府御届申上候上、寺社懸り御役人へ御目ニ懸
り度申入候処、例席へ通り申候様との事故、

使者之間の方

惣席 別席

右之通之書付張有之、

別席と申処へ通り、控居申候事、

多葉粉盆も出し有之候事、甚丁寧取扱也、

扱無程寺社懸り役人服部源左衛門殿面会有之、

京都奉行所方之

御添翰・御状箱相渡し候、

御代替御礼願書 壺通

并例書 壺通

拝領物献上物願書 壺通

手扣として一包

衣鉢書 旅宿書 文政五之例書三通入
共合

右之通相渡申候処、披見之上奥へ持行、暫相待申候所、程なく同人罷出、

委細致承知候、当廿七日窺ニ罷出候様被申渡候事、猶宜敷相頼申候由、

申入置候事、

一、本多下総守殿 御朱印懸りニ付罷出、御朱印懸り御役人衆へ御面会申
度段申入候所、例席へ通り申候様被申候ニ付、則別席と有之席へ扣居申候、

然ル処、出火之由沙汰有之、旅宿之辺之由ニ聞へ申候ニ付、則出火

之様子ニ付、今日ハ先引取申候由断申、引取申候事、玄関へ断申而

もよし、

此時之出火小田原町と敷申所より出火にて、一番原と敷申辺迄類焼、京都出立之節迄ハ、小田原町辺旅宿之心得にて出立之处、江戸へ着、品川先年之にて茅場町薬師二相成候由承り申候儀ニ付、京都二而ハ嘸心配致し候事と存、早速手紙も出し候得とも、漸廿八日相届申候よし、江戸之出火は京都へハ四日目ニ相知申候事也、此時本多殿火之見之噂ニ、ふき屋町辺か申事ニ候得とも、ふきや町ハ何方敷存不申候处、其内ニ茅場町敷と申沙汰御座候ニ付、我旅宿之町名ヲ聞、大ニ相驚、早々相断引取之事也、

四月十八日、曇、未、

一、本多下総守殿御朱印懸りニ付、昨日罷出候所、出火ニ付引取、今日御朱印写、

中奉書ニ認候分 九通 沓通り

大直しニ認候分 九通 式通り 短冊箱二入持参、

右之通持参、御朱印懸り御役人衆へ御面会申度段申入候所、例席へ通り申様との事、則

別席ニ控居申候、多葉粉盆も出し有之、茶も出る、

大ニ丁寧也、屋敷ニよりて風儀有之、大ニ権柄之处も有之事也、多分権柄也、此度ハ青山も至極ニ宜敷両家ともよし、

懸り役人石川甚左衛門

右之御朱印写得与披見之上、張紙ニ

御朱印と斗有之ニ付、写之字書加可申段被申候ニ付、持帰り申候事、一、御朱印仕立方之事左ニ記、

中奉書ニ認候写 合九通 沓通り、

大直しニ認候写 合九通 式通り、

手目録 中奉書半切にて 三通り、

御両代沓紙ニ包有之候御断書 三通り、

左ニ記、

権現様
(徳川家康)

山城国一乗寺内沓石之事、全可寺納者也、仍如件、

元和元年七月廿七日 御黒印

六角堂

嚴有院様
(徳川家綱)

山城国愛宕郡一乗寺村内沓石事、任元和元年七月廿七日同三年七月廿一日寛永十三年十一月九日先判旨、六角堂全收納、永不可有相違者也、

寛文五年七月十一日 御朱印

一点一クワクモ相違なし、

此通りニ認候事、文字等も同様ニ氣ヲ付、写取べし、認申へし、御朱印 御黒印

ノ文字ハ真字ニテ認べし、

尤年号之下ニ御印有之ハ、(徳川家光)三代將軍迄也、(徳川家綱)四代將軍迄、

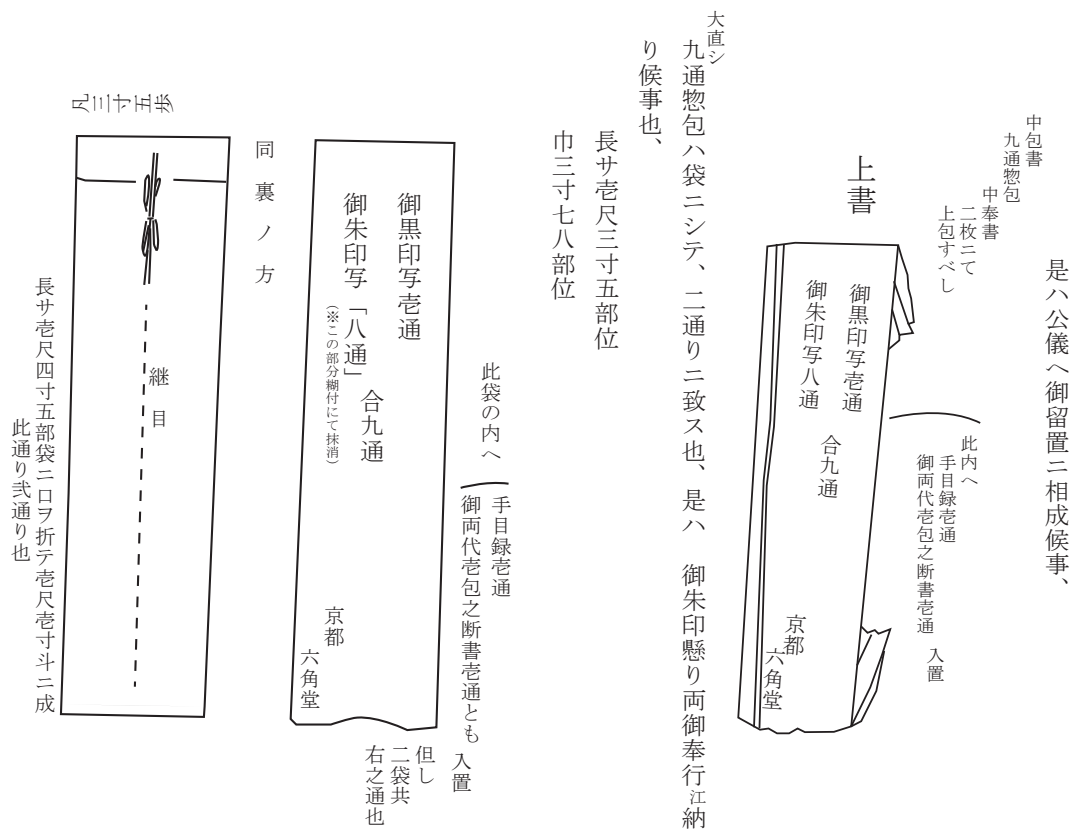
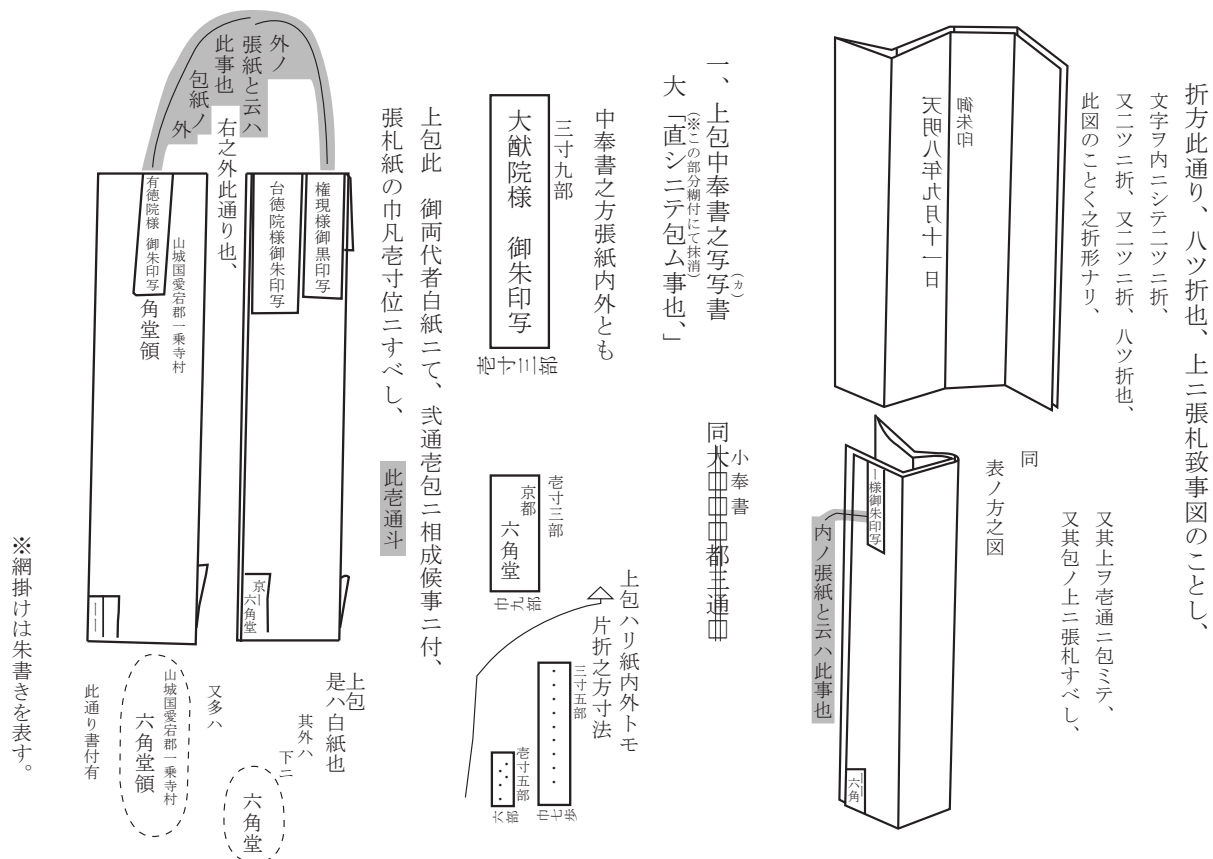
年号月日

○ 此処へ御印有之候ニ付、此御印スワリ有之候処へ御朱印と書也、

三代將軍迄ハ年号ノ下ニ御朱印とすべし、

御朱印之数ハ合九通也、当時にて 十二代様ニ候得とも、(徳川家康)文昭院様 (徳川家徳)有章院様

右御両代 御朱印無之候、御早世故歟、諸寺社ニも同様之事也、



目録

京都御奉行所御支配

六角堂頂法寺

天台宗 無本寺 池坊

高老石 観音堂附

権現様 御黒印 元和元年七月廿七日

台徳院様 御朱印 元和三年七月廿一日

大猷院様 御朱印 寛永十三年十一月九日

厳有院様 御朱印 寛文五年七月十一日

常憲院様 御朱印 貞享二年六月十一日

有徳院様 御朱印 享保三年七月十一日

惇信院様 御朱印 延享四年八月十一日

浚明院様 御朱印 宝暦十二年八月十一日

大御所様 御朱印 天明八年九月十一日

右之通頂戴仕候、以上、

旅宿 茅場町薬師別当 智泉院

手目録者中奉書半切ニ認候事、

上包 美濃紙

左のことし、

都合三通、三通とも中奉書半切、

手目録

京都六角堂

…此处ニ御改治定之上、月日書入候事、

御朱印御両代老包ニ御座候御断書左之通、

乍恐口上書

一、如何仕候哉、古来方上包白紙老枚ニ而、

権現様 御黒印

台徳院様 御朱印

御両代一包ニ御座候、如何成訳ニ御座候哉、古来方右之通仕有之候、以上、

天保九年戊四月

御朱印 御奉行所

京都六角堂

池坊(印)

小奉書堅紙ニ認、

上包美濃紙にて、

都合三通とも小奉書也、

上

京都六角堂 六角堂

戸田采女様御懸り

宝暦十一日二月專意師参府之節方

右之通ニ書付差出ス、其已前ハ

御朱印写ニ張紙にて御断書相済候事也、

四月十九日

申、快晴、

一、称名寺入来、重■到来之事、

一、伊勢伝入来、酒出し申、

一、小高入来之事、

一、献上物 十帖三本、三台 老台

表御坊主 老部二朱宛、

右、水谷斎跡殿へ相頼申候事、取斗らひにて、別ニ旅宿方持参ニ及不

申、甚便利也、

一、扇子五本入、台とも、都合十八日付候事、老台ハ用意也、

四月廿日、酉、快晴、

一、本多下総守殿へ罷出、石川甚左衛門江面会、御朱印写内見相頼候处、

此通りにて宜敷由、於当月末着帳窺ニ罷出候様被申聞候事、則写三通と

も返却有之、持帰申候事、

一、阿州前野健太郎入来之事、金百足持参、夕飯出し申候事、

一、立華 上覧之願書、是ハ御目見相済、御礼廻り相勤申候節ニ、懸り寺社

御奉行へ差上申候儀ニ御座候、兼而認置可申事、

上覧願書小奉書堅紙ニ認

老通

同先例書中奉書半切ニ認

老通

同門弟召連候例書中奉書半切ニ認

老通

合三通、同時ニ差上候事、

(※ 張 紙 貼 付 位 置)			
不用二相成候事、 覺 寛政九年巳四月、先住^(池坊專定)参府仕先例ヲ以、寺社御奉行土井大炊頭^(利和)様江御願申上、願之通被 仰付候、 例書 一、四月朔日、御城江参上仕御礼申上候御事、 一、同日、立華 上覧窺書并先例書差上候御事、 一、同五日、於 御城首尾能御暇被下置、時服二拝領仕候御事、 一、同十八日、立華 上覧之儀、願之通被 仰付候御事、 一、同廿六日、願之通立華 上覧被仰出、日限五月四日ニ可相勤旨被仰付候御事、 一、五月朔日、御床御花器拝見、御城江参上仕候御事、 一、同三日、立花下指 御城江参上仕、		右小奉書豎紙上包美濃紙 上 池坊	乍恐口上覧 一、此度 御代替為御礼参府仕候、右二付、立花奉入 上覧度奉窺候、則例書相添奉願候、以上、 天保九年戌四月 寺社 御奉行所 京都六角堂頂法寺 池坊^(印) (專明)
中奉書半切 例書 京都六角堂 池坊 此例書差上申候处、四月晦日、青山様方御召ニて罷出^(忠良)候所、 御代替御礼之節、立華上覧之例、 近年立華 上覧之例、 右二例ニ宜敷候間、認直し可申旨、則閏四月朔日ニ認替持参、			

御料理頂戴仕候御事、 一、同四日、御当日、真行草砂物都合 四瓶、首尾能相勤、御料理頂戴仕候 御事、 一、同六日、今般立華 上意二相叶、 為御褒美御銀十枚被下置、御懸り御 奉行於土井大炊頭様被 仰聞、難有 頂戴仕候御事、 文政五年午二月、当池坊参府仕候 節、先格之通被仰付候例書、 一、二月朔日、御城江参上仕、御礼申上 候御事、 一、同日、立華 上覧窺書并先例書差 上候御事、 一、同五日、於 御城首尾能御暇被下置、 時服二拝領仕候御事、 一、同六日、立華 上覧之儀、願之通 被 仰付候御事、 一、同八日、御床御花瓶等拝見之儀、 先例之通被 仰付候御事、 一、同日、立華 上覧之儀、十二日可 相勤旨被 仰付候御事、 一、同十日、御床御花器拝見、御城江 参上仕候御事、 一、同十一日、立華下指、御城江参上仕、 御料理頂戴仕候御事、 一、同十二日、御当日、真行草砂物都 合四瓶、首尾能相勤、御料理頂戴仕 候御事、	
---	--

尤此例書斗下り申候事、
門弟召連申候例書ハ納候事、
四月晦日之所ニ記し置、

一、同十四日、今般立華 上意二相叶、 為御褒美御銀十枚被下置、御懸り御 奉行於水野左近將監様被 仰 ^{忠邦} 、難 ^渡 有頂戴仕候御事、 右先例書相違無御座候、以上、 戊四月 京都六角堂 池坊 ^印	
覺	文政五年当池坊立華 上覽被 仰出 候二付、御城江参上之節、召連候人数 例書、 一、御華具・御床拝見参上仕候節、召 連候人数、 門弟 相田半左衛門 同 西岡安碩 侍 兩人 下人 兩人 右侍者中ノ口迄召連候、 一、立華 上覽之前日、木之類取組ニ 参上仕候節、召連候人数、 門弟 松居善右衛門 同 松井権四郎 同 松房 侍 兩人 下人 兩人 外口長持人足四人、但シ武荷、 宰領耆人 右侍者中ノ口迄召連候、

中奉書半切、上包
美濃紙也、

門弟召連候例書 京六角堂 池坊

一、立華 上覽御当日召連候人数、 門弟 坂本雄峰 同 川嶋理輔 同 宮嶋貞藏 侍 兩人 下人 兩人 外二長持人足四人、但シ武荷、 宰領耆人、 右侍者中ノ口迄召連候、 右之通二御座候、 戊四月 京都六角堂 池坊 ^印	
例書	一、宝曆十一年巳五月十八日、於御黒 書院溜之御間、立華真行草四瓶奉入 上覽候、 同十九日、右為御褒美、御銀十枚頂 戴仕候、 一、文政五年午二月十二日、於御黒 書院溜之御間、立華真行草四瓶奉入 上覽候、 同十四日、右為御褒美、御銀十枚頂 戴仕候、 右之通、先例相違無御座候、以上、 戊四月 京都六角堂頂法寺 池坊△印なし
右合三通とも御目見濟御礼廻勤之節、懸り寺社御奉行へ差出し申候事也、 (※張紙) 四月廿日ニ 例書差上置候処、あまり 数多、くだく敷由にて、 同月晦日 青山様より被仰付書改、 閏四月朔日ニ差上候、 例書此通り也、	

四月廿一日、戌、(以下空白)

四月廿二日、亥、快晴、

一、称名寺へ土産物、外二先代之三巻為持遣し申事、

小高へミやけ物遣、
(集) 使長門、
(集)

一、牧保三郎・伊勢伝へミやけ遣、使長門、

一、林春塘・相田半三郎入来之事、

四月廿三日、子、快晴、

一、水谷方へ兼而頼置候得とも、猶又念のため献上物十帖三本用意之事頼遣、
(斎勝)

谷村可順へ大徳寺書扇子ニ先年名染二付、ミやけとして水谷へ頼遣、

一、林春塘へあてばんミ木等取二遣し申候事、

一、相田半三郎案内にて、江戸見物之事、

野々口 泰輔 (近藤) 伊助

妻恋稻荷

神田明神

不忍之池

浅草

中食、酒出ル、

湯島天神

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂

鉢

下素板

此寸法

にてよし



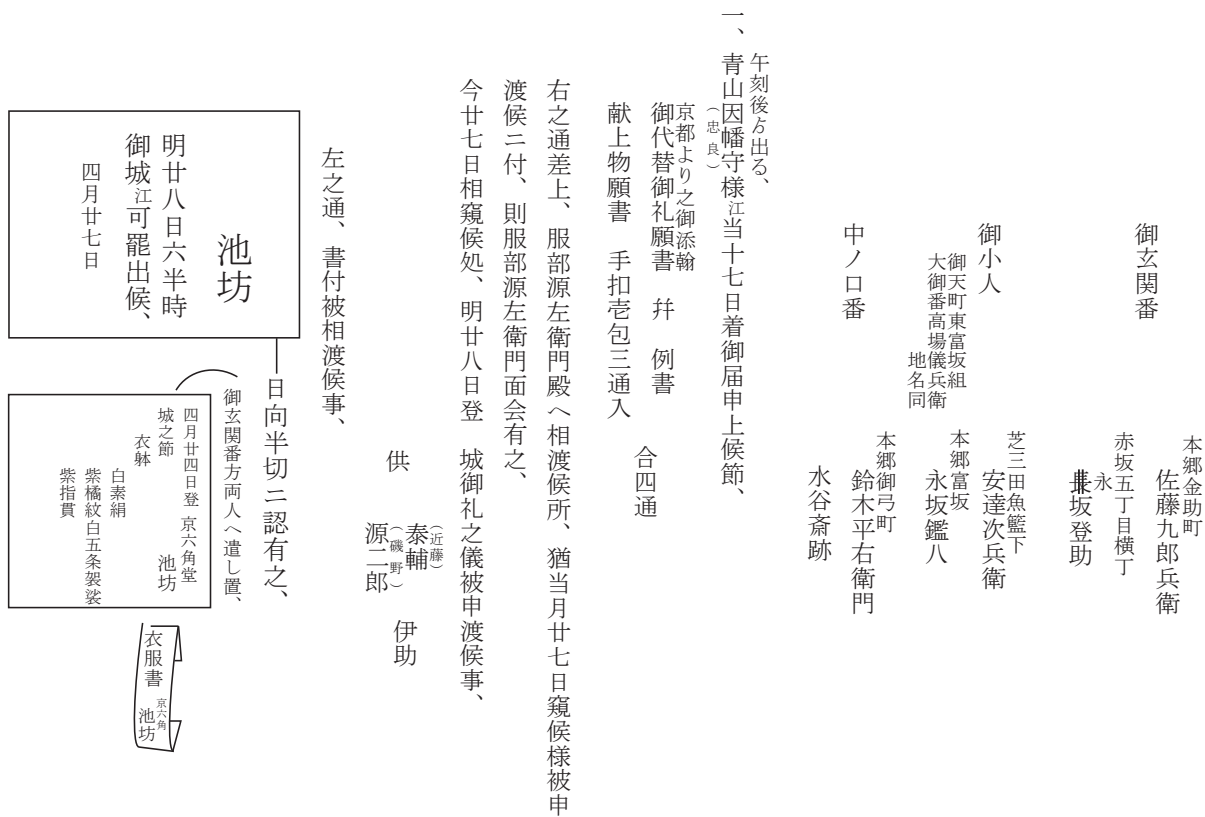
湯島天神
帛宅之上酒宴にて、今夕
半三郎殿止宿之事、

中食、酒出ル、

檜ノ木節ナシ、御砂物下素板申付候事、

御城

御砂



一、青山様へ参りかけ、阿州屋敷留守居へ立寄、林春塘セ話ニて御長屋中見物致し申候、御厩等見物、
(殊須賀音目) 薄茶出る、
一、本多下総守殿へ 御朱印着帳窺ニ罷出候所、石川甚左衛門面会ニて、未相知不申、来月二日三日比ニ又窺出候様被申渡候事、
一、小高隼太入来之事、一、相田半三郎入来之事、
一、明日登 城二付、左之通頼二廻り申候事、
御玄関番 佐藤九郎兵衛へ 長坂登助
此兩人方へハ扇子五持参、
御坊主 水谷斎跡 前田久盛
御小人 安達次兵衛 永坂鑑八
(兼藤) 長門・泰輔兩人ニ而廻り申候事、赤坂芝辺ハ泰輔ニ相田半三郎案内ニて廻勤之事、
一、名札四十枚余持参之事、御老若門番玄関ニて入用也、
一、明日登 城二付、人足申付候事、
陸尺四人 笠籠老人 長柄 挟箱 片
弁当入置
雨懸一荷 御老若方へ進物 扇子入置候事、
一、長柄・挟箱ハ称名寺方借用之事、
一、御小人永坂鑑八今夕方此方旅宿へ止宿ニて入来有之、酒・飯等出して宜敷候事ニ候得とも、断二付、酒めめしも出し不申、見合ニ付蕎麦等出す事ニてもよし、
右ハ相田方頼、明日登 城之節、下乗後 御玄関迄案内致し申候、御門々ニ而も右之仁付添候得ハ、断ニも及不申、又込合申候諸家供廻り之中も通行致しやすし、登 城之節ハ懷中草履など用意致し候ものも御座候得とも、右之通坊主衆始御玄関御小人等頼置候得とも、懷中草履等ニも及不申候事、
四月廿八日、曇、巳、

一、正六ツ半時方登 城之事、

侍近藤泰輔麻上下、雨天ニハ合羽・わらし也、

一、網代乗物 陸尺四人 長柄

雨天ニ候ハ、長柄
御玄関迄差懸てよし例也、

侍磯野源二郎

雨懸 是ハ御老若方へ
扇子入申候事也、

御城ニ
用意致し
有之

挟箱 笠籠 中元伊助

一、献上長持宰領付持参之例候得とも、此度ハ献物水谷へ頼置候ニ
付不用、

装束 白素絹 紫紋白五条 紫貫白指貫

一、相田半三郎殿も付添扇出し候事、引受られ候事、

一、名札凡二十枚斗供侍方御老若方御門番へ酒井様差出し可申事、又自分

二も廿枚程懷中、

京都六角堂
池坊

御玄関ニて入用也、 長サ四寸二三部、巾壹寸五部位、

登 城道 大手御門方入、下乗橋方少手前之處ニて下乗、長柄・挟箱も是
迄もたせ申候、

夫方歩行ニて参る、若雨天ニ候ハ、御玄関前門も下駄ニテ入、御玄
関前小石之辺方ひとへ草履也、扱御玄関前迄右御小人案内ニて、御玄
関口ニ御玄関番待受、御玄関上申候、壇の上ニ水谷待受られ、松之大
広間へ通る、扱献上ものも用意致し有之、旅宿方巻テ美濃ニて包持参、
たもとへ入置、 下札持参之事、

献上十帖老本壹台之図

此度ハ

三御所様へ

献上二付

此通り三台也

水引白赤

末広

水引

台
高サ凡老尺四五寸位アリ
紙とも二凡二尺斗の高サ
アリ

数十八に付候

事

扇ハ

京方持参也

箱と台と

張紙御影堂

香林庵

江戸扇屋ニて出来也

京都六角堂

ザツトシタル箱台也

巾

老寸五部位

包有之

末広柄紙ニテ

右札此

邊

置られ候

文字大キサ七部位

文字大キサ

老寸五部位

下タヨリ三寸五部位

ノ処ヨリ書べし

是ヲ三役入用なれと用意ニ

四枚グルノと堅ニ巻ミノニテ包たもとへ

入テ上リ水谷へ渡し候得ハよし

池坊

京都六角堂

中奉書

四ツ切 巾凡四寸二三部

長サ凡老尺二寸二三部

右献上ものハ已前常盤橋御影堂七兵衛へ申付候へハ、登 城之節、長持二宰
領等付申候事ニ付、此度ハ御坊主水谷セ話ニて御城ニ用意致しおかれ申候ニ
付、大ニ都合よし、

右献上物、老ツニ付老部式朱也、

上下色々御座候由ニ候得とも、それニて可然よし、

水谷申され候事、旧記ニ

昔ハ三十五匁も懸り申候、文政五ニハ廿五匁ニて出来候、書留也、
一、今日殿中ニて、松の大広間ニ扣居可申所、一応ハ松の間へ献上物並へ、
その前ニ着座致し、其上ニて水谷部屋へ案内致され、茶たばこ、くわし
と切めし、にしめ一ツ盆ニのせ出され、休息致し申候、御目見之場所
内見致し可申事、

右休息所へ 御数奇屋方

鈴木宗休

鈴木宗栄

利倉善佐

右之衆入来 上覧之節之儀等咄合有之、

谷村可順

已前方近付二付入来、

中ノ口番 鈴木平右衛門

相田方頼置候二付、御用候ハ、承り申入来、
餅まんちう到来、

一、便所へハ御坊主部屋之便所ニ而も、又ハ 御城之便所ニ而もよし、其
内御城之便所之方よし、御坊主部屋甚ムサクテ、モシアヤマチアリテハ
アシ、小便たらけニて下駄はきながらすべるべき事アリ、
一、殿中ニて 和州柳本 織田大和守殿、

水谷引合ニテ面会、華道稽古之儀御頼有之、

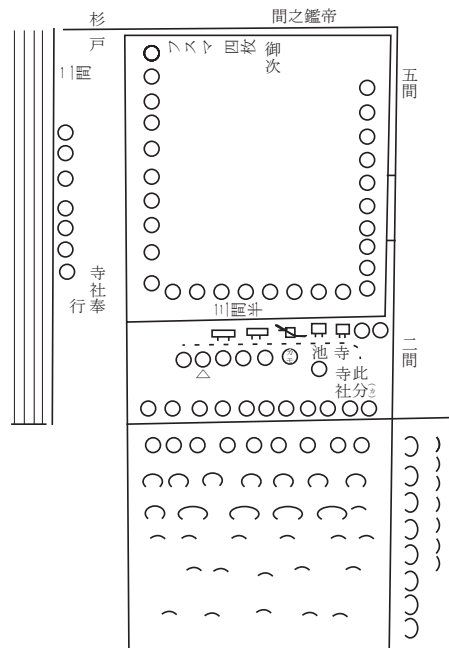
右待合候後、御礼前ニ及申候而、又松の間へ参り扣居申候、此時ハ献上
ものもうちや奥へ廻し有之、

一、御礼始り申候得ハ、帝鑑之間へ御坊主案内ニて参り、暫隙取、御白書
院相済候後御礼有之、着座之場所ハ時ニとりて替り候得とも、此度之処
絵図之通也、当年ハ寺社甚多し、

(忠良) 青山因幡守殿、遠国寺社ト斗御披露有之、

已前ハ△印之处ニ着座致し申候事アリ、文政五ノ時也、

此度ハ○印之处、孰右ノ宅並びの処、寺社之場所と相見へ申候事也、



右之通無滞相済、直ニ退出之事、

廻勤左之通、

御大老 (井伊直亮) 御老中 (松平重寛・水野忠邦・太田資始・脇坂安基)

御所 (徳川家斉) 同 (永井尚佐・本多正意) 右大將様 (徳川家定)

御老中 (松平宗發・二軒 土井利徳) 御老中 (堀田正徳)

右大將様 御若年寄二軒

拾七ヶ所、五本入扇子箱持参之事、

玄関ニて口上

外ニ (忠学) 酒井雅楽頭殿 此度 御代替御礼参府之处、今日先格之通御礼無
滞相勤、難有奉存候、依之右御礼参上、先例之
通扇子差上申候、御序之節可然御沙汰可被下候、

寺社方 阿部能登殿 (正瞭) 扇子なし

牧野備前殿 (忠雅)

青山因幡殿 (忠良)

松平伊賀殿 (忠優) 新役

各口上者、今日ハ 御代替御礼無滞相勤、難有奉存候、右御礼参上仕候、

先例ニ付扇子差上申候、御序之節宜敷御沙汰被下度と申置候事、

寺社方ニハ御礼斗、扇子なし、

(忠優) 松平伊賀守殿、寺社役新御役ニ付、着府御届ニも罷出不申、今日御役付後

始而罷出之儀ニ付、則口上申演候後寺社懸り御役人ニ面会致し度段申入、

別席へ通り、京都六角堂池坊今日先格之通御代替御礼無滞相勤、難有奉

存候、右御礼申上候御序ニ宜敷御沙汰奉頼上候、扱此度出府当月十五日

着、十七日ニ着府御届廻勤仕候得とも、当御屋敷へハ今日始而参上仕候、

旅宿之儀ハ茅場町薬師ニ罷在候、猶在府中立華上覧等も先例之通相願可

申、則青山様へ出願仕置候、宜敷御頼申上候由申入退出之事、

寺社役名前
山本市右衛門
被相渡候事、
加藤角右衛門
波多桓兵衛

四月廿八日
御礼済之続

一、青山因幡守殿江罷出候節、

口上 御代替御礼相済候、御礼申上候後、服部源左衛門殿へ御面会申

度段申入候所、則別席へ通り同人面会ニ付、先例之通、

立華上覧願書

同例書

合三通

当月廿日之處ニ
願書等留書有、
兼而認置候事也、

同門弟召連候例書

右三通とも差出し、宜敷御頼申上候由申入、扱御暇窺ニハ何日比罷出

可申哉与相尋申候所、来月二日ニ罷出候様被申渡候事、

右御代替御礼一条万々無滞相済候事、相田半左衛門段々心配被致候ニ

付、長門挨拶ニ遣、水谷へも長門遣し申候、

(兼遣)

四月廿八日

(録頭賀喜)

一、阿州様磐瀬殿方酒壺壺、大德利、肴物八寸之重三重、手紙相添、右到

来之事、

一、伊勢伝方肴物到来之事、

一、長塩甚太左衛門入来、菓子壺折到来、

一、水口家老菅亀毛入来、内儀同道ニて、

右到来合肴物ニて酒出し申候、

四月廿九日、曇、午、

一、大黒屋三右衛門方へ到来合菓子持参ニて、長門遣、仮之御世話参、昨

日も無滞登城申候御礼ヲ申て、折節到来合候ニ付として菓子壺折遣、

一、梶佐平太会中・軒号之取次兩人同道入来之事、

一、青山番所窪田忠次郎と申もの入来之事、御番所役人也、

一、牧保三郎方、類焼後深川ニ仮宅、長門遣、昨日ハ 御目見相済候ニ付、
安心被下度段申遣、

一、林春塘より蕎麦到来候事、

一、勝浦宗運入来之事、

一、青山因幡守様方御使来、茶たばこ盆等出ス、

被尋儀有之間
明晦日四時可被相
越旨因幡守被申候

青山因幡守
四月廿九日
京六角堂
池坊

役人

向日 半切

京六角堂 青山因幡守
池坊

役人

上包

ミの紙半枚也

伊予奉書

半切紙

上包ミの紙

御尋之儀御座候ニ付
明晦日四ツ時参上可仕旨
奉畏候以上

四月廿九日
京六角堂
池坊

青山因幡守様
御役人中様

右之通清書遣ス、

(忠学)

一、酒井様御内安井治太右衛門入来之事、七十九歳老人、

菓子壺折到来、

在府中 殿様へ罷出候様との事也、

一、京都へ書状出、御代替御礼相済候段申遣、友七便り也、

一、松盛齋法眼里遊入来之事、くわし料式朱到来、

一、梶佐平太会中・軒号、兩人同道、式人十九ヶ条相済、

右折紙・席札等相渡候、

かきつ一色出来、直し遣、

四月晦日、快晴、未、

一、青山因幡守様へ今日四ツ時参上可仕旨、昨日御差紙被下候ニ付罷出候

所、服部源左衛門面会ニて、当廿八日ニ差出し候例書相下候、左之通相

改差出候様被申渡、

例書

一、宝曆十一年巳五月十八日、於御黒書院、**井溜**之御間立華真行草四瓶奉入 上覧候、
同十九日、右為御褒美御銀十枚頂戴仕候、
一、文政五年午二月十二日、於御黒書院**井溜**之御間立華真行草四瓶奉入 上覧候、
同十四日、右為御褒美御銀十枚頂戴仕候、
右之通先例相違無御座候、以上、
京都六角堂頂法寺 池坊△印なし也、
戊四月

中奉書半切

例書

京都六角堂 池坊

廿八日ニ差出候例書ハあまりニ委敷過候ニ付、却テ■**ダ**々敷候よし、水野様の節之例書ハ此振合のよし被申聞、
印致し置候所、印ニハ及不申候由也、

（京都大變ニ付、病氣と御断申延引、專定尊師、天明八年御代替 御礼ハ御流レニ相成申候ニ付、寛政九年繼目御礼、專定、

御代替之節之例と近例と二例ニ而宜敷由、

閏四月朔日、快晴、申、

一、青山様へ昨日認置候例書持参之事、服部源左衛門殿落手有之、

一、水谷方へ一応此度下向中挨拶ニ立寄候事、

一、酒井様御隠居（忠実カ） 浜町御屋敷へ御窺罷出候事、着後御上屋敷へ者罷出候得とも、未御隠居へ窺不申ニ付、今日罷出候事、

一、鈴木宗栄方内々心得のため、上覧之節用意之品承り度由、左之通書付遣、水谷ニ頼置候事、

覚

水 手桶ニて二荷

柄杓 壹本

寒水石凡壹升入十袋

水次

如露 壹ツ

水ぬき 二丁

毛氈 十五枚斗

右之通、先例之通御座候、

別断ニ、

油紙十枚斗

是ハ先年宗休様御斗ひニて、御当日之早朝ニ拝借仕候事、

右之通御座候、

閏四月朔日

池坊

長持式棹蓋之儘相下ケ申候節、御附人被成下候事、

浅草新堀袋町

御数寄屋組頭格

鈴木宗休

同所

御数寄屋方御座敷懸り 鈴木宗栄

同 下谷池北端茅町 利倉善佐

下谷池の端茅町

御数寄屋方

御数寄屋方

山里御道具番

之内ニて壹人

御帳役

表御座鋪役之内ニて壹人

已来参府之節、右之通相定置、差支無

之候由、水谷斎跡殿方被申聞候事、

いよ杉原半切ニ認、御数寄屋方御坊主方沙汰無之候ハ、

平井 谷村へ内談致し、旧記ニ御座候由申立、此書付出事よし、

○此通書付も相認、差出し申候事、

併 平井敷谷村へ内談致し、旧記ニハ御座候ニ付、如何ニ可仕哉と尋て出すへし、

天保九年戊四月

一、遠州川合専助事、此度 上覧之立華手伝として今日着之事、
一、上州松井権四郎方病氣ニ付府断状到来、猶江戸出立之日限案内
之儀頼来候事、

一、京都へ書状出、御朱印改届之事、昨日阿州屋敷へ頼遣、

一、上覧御用ニ付、花瓶壺対・砂鉢、

阿州御屋敷ニ而拝借之事

御花司

林春塘取斗也、此度始テ也、

耳口花瓶壺口

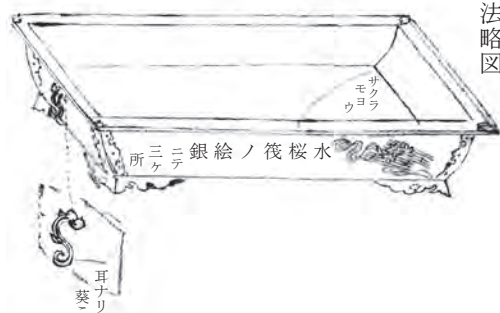
水谷齋跡方借用、

阿州様御花瓶壺対之略図



高サ壺尺壺寸
口壺尺貳寸貳歩
込入三寸七部
深サ九寸三部
込長サ八寸六部
巾 三寸七部

同御砂鉢寸法略図



外ノリ

長三尺二寸

巾壺尺六寸

惣高サ七寸

内ノリ

底 二尺六寸六部

底ニテ 二尺六寸六部

底ニテ 底壺尺六部

深サ五寸

閏四月二日、曇、酉、

一、今日九ツ半時方、兼而御暇窺ニ罷出候様被仰付候ニ付、青山因幡守様
へ罷出候所、服源左衛門殿面会、

左之通書付被相渡、

日向半切ニ認有之、難有旨申退出、

池坊

明三日五半時

御城江可被出候

閏四月二日

一、本多下総守様へ 御朱印着帳窺罷出候所、当月十四五日之比ニ又相窺

候様被申渡、

一、相田半左衛門入来之事、

一、相田半左衛門方へ、弥明日御暇ニ付、例之通、

御玄関番

御小人

右之衆中へ通達之儀頼遣候事、手紙ニて頼遣、

是も先年ハ此方頼ニ別段
ニ遣し候得とも、此度ハ相

田方子息ヲ頼ニ廻
し呉られ申候事、

一、水谷齋跡方へ弥明日御暇ニ付、長門頼遣、

閏四月三日、曇、戌、

一、正五ツ時登 城之事、

白素絹 紋白五条袷袷 紫指貫

侍 近藤泰輔 麻上下

網代乗物 陸尺四人 長柄 挟箱 笠籠

侍 磯野源次郎 麻上下

草履取 伊助

今日ハ御暇時服拝領ニ付、先年者小長持江戸ニ而借用致し、宰領麻上下
ニて付添候得とも、此度者時服給ニ付、別段ニ長持用意致し不申、△印
挟箱ニて仕舞申候事、

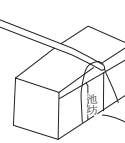
長持二候ハ、ハツピキセ人足二人、
右挟箱ニ
京都六角堂
池坊
此通り之札ヲ張申候事、
袴羽織
川合專助、
已前ハ麻上下二候得共、
夫ニハ及不申候由、

中奉書四ツ切

拝領物
京都六角堂
池坊

時服包大ふくさ用意之事、

追而考
書入



此処ニ張参り、□□ニハ
参り、御玄閑脇ニて

京
池坊

此通之札にて

此札と張替申候事、
のり用意之事、

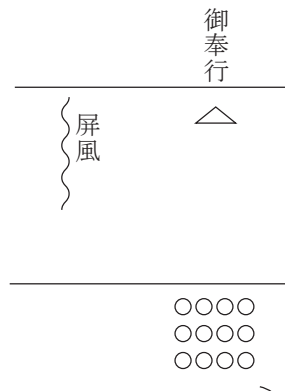
又長持等持込申候節ハ、御老中御上り無之内ハ番所通し不申候由ニ而、
挟箱も其通りニ承候得共、此度外寺社方御老中御上り無之内ニも御玄
閑へ持込申候由、持込申儀ハ不苦、持出し之節とかめ申候趣ニも承り
申候事心得べし、
一、右之通用意ニ而参り、
例之通下乗橋手前ニて下乗之处、兼而頼置申候
御小人 永坂鑑八是ニ待受居られ、案内ニて通り申候事、
御玄閑番待受られ、則上り申候所、頼之坊主衆未待受無之、直ニ松の大
広間へ無案内通り扣居申候事、此御広間ニて
泉州貝塚真教院殿へ久々ニ而面会致し申候、
凡九ツ比迄も相待候所、蘇鉄之間へ通り候様、坊主衆被申、蘇鉄之間ニ
扣居申候所、諸寺社多有之、
讚州金光院 (松尾寺) 豊前宇佐八幡 上加茂社家 其外数々有之、
右拝領物之席ハ

柳之間と 檜之間と有之、
独御札之分也、此方檜之間ニて

無程柳之間相濟、檜之間始る、

御奉行 松平伊賀守殿着座有之、
御暇拝領物被下と御申渡し有之、

御奉行 松平伊賀守殿着座有之、



此処寺社三行ニ順列ニ並ひ、平伏し
て一統又蘇鉄之間へ引、其後ハ又
順々壺人宛出て、少し腰ヲかゞめて
御奉行側前迄すゝみ、首ヲ下ケな
から時服ヲ手ニ御渡し有之、上下ニて
手ニておさへ、ひざニて退ク事、凡
間中位ニて立て、蘇てつの間の方へ
引、

頼之御坊主時服ヲ受取申候ニ付、わたし申、

其後又始之通一統順々ニ出て三行ニ並ひ、平伏して退ク事也、

尤右習札有之候事也、

■黄
ムク 白ムク 被下之候事、

キキヨウグチ

扱梗口ニて、右の張札ヲめぐり申候事、夫より

御大老・御老中・若年寄・寺社奉行

右之分合二十壺軒廻勤之事、

名札出し 京都六角堂池坊

今日御暇拝領物仕、難有奉存、右御札罷出候、御序之節よろしく候、
右挟箱ニても長持ニて下り申候節ハ、番所へにて届申候事、京都六角堂
池坊拝領物 と云大声ニて云べし、
門番へも聞へ申候事、

御小人付添候得ハ、御小人方届申候得とも、右之通心得へし、

右之通無滞相濟、
八ツ半比旅宿へ引取申事、

中食弁当 数寄屋橋
水谷齋跡殿方

あわ雪とうふ

塩鶴すいもの

養老酒

牧野様(忠雅 あまこ) 孟壺ツ せ見申候事、

蒸

一、相田屋・水谷(築瀬)へ長門挨拶ニ遣し申候事、

相田屋ニて酒出、夜ニ入帰り申候、先方方送らせ申候、

一、阿州留守居集堂小平太入門として入来、
(縁須賀寄昌)

目録

外ニ櫛間懸物到来、
家来中へも 目録到来、

右集堂へ酒出し申候事、

吸物 御肴 取肴 作り身

閏四月四日、快晴、亥、

一、青山百人組 窪田甚二郎 兩人入来、
源

昨日ハ無滞相済、恐悦として入来、

右之もの、先年ハ頼申候例無之候得共、
此度ハ度々旅宿へも参り、
甚迷惑ニ付、たま／＼の参府ニ付、先々心付遣し可申つもり、
跡ニて

住居尋置候事、

一、旅宿智泉院へ進物、

菓子老折 智泉院留守居へ
せんし茶箱入

是ハ着早々到来合ニ付遣、土産として、

一、金百疋

留守居之僧所勞ニ付、見舞として彼是菓子ニ而も進上申度候得共、不案内ニ付御取斗御頼申之由、智泉院用人へ頼遣、

智泉院用人へ

一、金百疋

菓子料 彼は土産と存候得とも、用意も無之ニ付、僥幸なからとして遣、

一、式朱

菓子料

同下男へ

一、式朱

菓子料

同下男へ

一、ふくさ壺

扇子五

山王之観理院方用人へ遣、

右之通漸今四日ニ遣、

兩人へ

右之外ニ滞留中ニ下男へ三百文、
同下男へ 三百文遣、到来合菓子等、両三度

留主居へ遣、
(カ)

閏四月五日、快晴、子、

一、(以下空白)

閏四月六日、快晴、丑、

一、青山因幡守様方御使、
午半刻(忠良)

被迎儀有之間
只今可被相越旨
因幡守被申候
以上
青山因幡守様
壬四月六日
池坊
京六角堂

役人

御達之儀御座候ニ付
只今参上可仕旨奉畏候
右御請奉申上候以上
壬四月六日
京都六角堂
池坊
青山因幡守様
御役人中様

日向半切

京六角堂 青山
池坊 役人

青山因幡守様 京六角堂
御役人中様 池坊
御報

右ニ付即刻、

青山様へ罷出候所、服部源左衛門面会、

立華 上覧之儀、弥被 仰付候段

被申渡、左之通書付被相渡、

立花
上覽可被遊旨被
仰出候事

日向半切ニ認有之、
此書付請取難有旨申
入、猶明日先例書持
参可仕旨申入退出、

先例者此書付被相渡候節、御奉行御逢有之、立華上覽之儀弥被仰付
ト、右之由御直ニ被仰渡候得とも、此度者其儀無之、役人方被申渡、
右書付斗被相渡申候事、
此度者御用繫ニ付、右之通ニ相成候得とも、先例之通御直達之趣ニ書留
置候様、十二日罷出候節、被申渡候事、

(表紙)

天保九年歲在戊戌夏閏四月

御朱印御改
御代替御礼
参府記

人
池坊專明誌

閏四月七日、曇 寅、風、出火三ヶ所、

歩行之節
定例此通也、
黒衣輪袈裟、
若党兩人・下部

一、青山因幡守様方、昨六日、立華 上覽之儀被 仰付候ニ付、先例之通
之願書例書左之通持参之事、

一、門弟之者為手伝召連候願書

別紙之通、先格之通被仰付被下度願

老通

合五通也

一、上覽之節、御用意被下度品々願書例書

老通

一、寛政年巳年土井様方御尋ニ付差上書付

老通

一、為手伝召連候門弟名前書

老通

一、四瓶とも前日下指仕度口上書

老通

小奉書堅紙ニ認、上包美濃紙、

奉願口上覽

一、文政年中 上覽御花相勤候節、為手伝門弟三人召連罷出候ニ
付、此度茂手伝門弟三人召連申度奉存候、此段御間届被成下候
ハ、難有奉存候、
一、別紙先例之通、先年相勤候儀ニ付、此度茂諸事先格之通被
仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上、

天保九年戊戌閏四月

京都六角堂

池坊

(印)

御奉行所

上

京都六角堂
池坊

中

立華 上覽被仰出候節差上来候例書
一、御立花仕候節込藁之儀者、前日持
参仕、仕込候様可仕候、

一、御立花之花具、池坊旅宿ニ而仕入、
中ノ口迄池坊持人ニ而長持二棹持参
り、夫より御坊主衆取扱ニ而、御黒
書院江御運付被下、立花指上候後、明
キ長持出シ候節者、残花入置見苦敷
御座候ニ付、蓋致シ候儘ニ而相下ケ
申候ニ付、御附人被仰付被下度先例
ニ御座候、但前日・御当日とも長持
式棹持参仕候事、

一、前日^{〔貼紙〕}御城江罷出候者、明六ツ時比
方罷上り、行之花二瓶・草之砂物一瓶、
都合三瓶下組仕候ハ、凡一時半ニ
者出来可仕候、何レニも八ツ時過ニ
者取仕舞候様可仕奉存候、
一、真之花一瓶者、御当日ニ仕立候得者、
真受流枝等者下拵仕置持参仕、夫よ
り取組、其外之品者荒道具方仕立候
而も、一時半程相懸り候、六ツ過時
より取懸り候ハ、四ツ時過出来仕

中印

中奉書半切之事

上包美濃紙

候様可相成と奉存候、

一、水之儀者、手桶ニ而式荷程之積ニ
被 仰付置被下候様仕度奉存候、但
柄杓老本御添置可被成下候、

一、砂之儀者、寒水石ニ而凡壺升入十
袋程御用意被 仰付候様書留ニ御座
候、

一、御日限御治定御座候ハ、何卒

二三日程間御座候様仕度奉存候、

一、水次壺ツ御用意被 仰付候様仕度
奉存候、

一、毛氈十五枚程御用意被 仰付候様
仕度奉存候、

一、御床御花具拝見参上之節、御砂鉢
底板、先格之通御下ケ被成下候様仕
度奉存候、

一、御床拝見并ニ前日立花取組・御当
日三度共 御城江参上之節者、中ノ口
方罷上り候、門弟共同様之儀ニ御座
候、

一、御花立調、前日・御当日両日共、
池坊儀者御医師之間ニ而御料理被下、
門弟共ハ上御台所ニ而頂戴仕候事、
右之通先年相勤候儀ニ御座候、以上、

戊閏四月

京六角堂
池坊

先例書

京都六角堂
池坊

此毛氈ハ、立華指申候節敷
置、御見分前ニ取払、御数
寄屋方取斗申候事、
御床ニ七八寸斗かけて、水
のこほれ申候道すし毛氈敷
事也、

寛政年中方差上来候口上覚書

中

一、荒道具方立花仕立候得者、一時半程二者出来仕候、併砂物之儀者木拵手間取候間、凡二時斗相懸り可申奉存候、

一、前日二下指仕候得者、一瓶半時斗二出来仕候、

一、立花仕候節御覽之儀者、花出来之上入御覽候儀ニ御座候、併御好ニ而御覽御座候ハ、花指候正面之^少脇方御覽御座候ハ、宜敷哉ニ奉存候、花指候中者貴人方ニ而も御挨拶不仕候、

一、座敷中ニ而立花仕候儀者無御座候、何レニ而も床ニ而仕候、左も無御座候ハ、後ニ後立御座候処ニ而、立調仕候儀ニ御座候、

戊閏四月

京都六角堂池坊

乍恐口上之覚

中

一、此度拙僧儀、希御代替為御礼参府仕候ニ付、立花被仰出、難有仕合奉存候、右ニ^付立花上覽被為在候四五日前、御床御花瓶拝見ニ参上仕度奉願候、其節為手伝門弟

後 玉木祐甫
林春塘
前 相田半三郎

中印
中奉書半切之事也、

寛政年中方
差上来候口上覚書

京都六角堂池坊

右之者兩人召連申度候、

一、立花 上覽之前日参上仕條下組仕度奉願候此節門弟^者

三 近藤泰輔

一 川合專助

二 野々口市郎助

右之者三人召連申度候、

一、右立花 上覽之御当日、門弟

相田半左衛門

林春塘

近藤泰輔

右之者三人召連申度候、

右願之通御許容被成下候ハ、難有可奉存候、以上、

戊閏四月

京都六角堂池坊

乍恐御届奉申上候口上覚

中

一、安永年中方差上来候例書之内、上覽立花四瓶之内三瓶者、前日二下指仕置、真之立花壹瓶者、御当日荒拵方立調仕候段相認置候得共、別段御好ニ而御透見等不被為在^{候節}者、四瓶共前日二下指仕候儀ニ御座候、則寛政之度・文政之度共ニ此度之通り先例書差上置候得共、御透見等之御沙汰無御座候ニ付、四瓶共前日下指仕候、右二付、此度茂御透見等無御座候ハ、四

上包美濃紙

上覽之節
非低門弟召連候願書

京都六角池坊

寛政年中方
差上来候口上覚書

京都六角池坊

印 同断

一、牧保三郎方へ眼病見舞、(築瀨)長門遣、相田半蔵方到来候菓子壺折遣、

京都六角堂
池坊

小奉書半切

青山様方出申候紙二認、印形なし、

- 一、いせ伝へ当月五日ニ招ニ逢申候礼ニ遣、
- 一、源次郎・野々口同道、庄兵衛浅草辺見物ニ遣、
- 一、里むらも使遣し候所、先月晦日出立之由也、
- 一、林春塘入来之事、

閏四月十日、巳、快晴、

- 一、今朝虎之門京極屋敷野々口同道、源次郎・庄兵衛・川合金毘羅へ参詣之事、

- 一、林春塘・勝浦宗運入来之事、林有肴物到来之事、

- 一、水谷斎跡入来、菓子・肴等到来、团扇三到来、

- 一、京都へ火事歛状到来之返事出ス、庫之丞・山内・たね・里と・三千代・歌・よねへ遣、

- 一、身木作り出来之事、

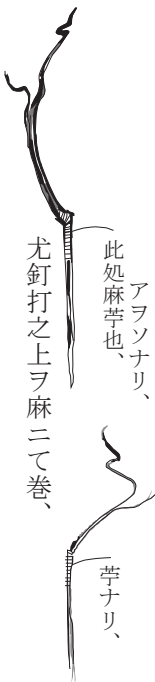
上覧之節高度

- 一、奉行所へ長持下ケ申候節、御附人之儀書出し候へ共、文政五之節方御小人頼申候ニ付、実ハ御附人之儀書出し申候儀ニ及不申候事也、乍去已前方書出し候例ニ付、此度も書出し申候、

- 一、此度之工夫にて、

幹作り真・受・扣とも足の付所ニ麻ヲ巻申候、上覧前日下指之儘ニ致し差置候ニ付、已来とも右之通ニ致し申候事よろしく候、左ニ図ヲ以記ス、又幹ノ繼所ニ松やニ油ヲませ煮て、苔松の皮ヲ付る、

九日



- 一、(築瀬)長門事、大丸店へ罷越、饗応ニ相成戻る、草書淵後相求、
- 一、上州松井権四郎死去之由届状飯田庄蔵方到来、
- 一、(忠良)青山因幡守様方夜四ツ前御差紙到来、左之通、

日 向 半 切

被尋儀有之間、 明十一日五時可被 相越旨、因幡守 被申候、以上、 青山因幡守 閏四月十日 京六角堂 池坊	役人	京六角堂 池坊 青山因幡守 役人
---	----	---------------------------

御尋之儀御座候ニ付、 明十一日五時参上可仕旨 奉畏候、右御請奉申上候、 以上、 閏四月十日 京六角堂 池坊 青山因幡守様 御役人中様	御役人中様	青山因幡守様 御役人中様 京六角堂 池坊 御請
--	-------	-------------------------------------

いよ杉原
半切

上包
ミの紙

閏四月十一日、快晴、午、

- 一、(忠良)青山様方夜前御召ニ付、今朝五ツ時罷出候事、若党式人、草履取、

服部源左衛門殿(面会ニ而、

延享之度・宝暦之度御懸り承度由ニ付、則早速引取、左之通相認差出ス、

先例書

- 一、延享三年寅五月十八日
立華 上覧御懸り大岡越前守様
始松平主計頭様御懸りニ候処、
西之丸御老中被仰付候ニ付、
右大岡様へ御引渡しニ相成、
宝暦十一年巳五月十八日
立華 上覧御懸り 松平和泉守様
安永四年未十月廿六日

名代 (築瀬)長門ニ為持遣、

服部源左衛門落手之事、

中奉書半切

上包美濃紙

先例書

京六角堂
池坊

立華 上覽御懸り 牧野越中守様
一、寛政九年巳五月四日
立華 上覽御懸り 土井大炊守様
一、文政五年午二月
立華 上覽御懸り 水野左近将監様
右之通二御座候、以上、
戊閏四月 京都六角堂 池坊
印なし、

一、此度 上覽御用ニ付、白木長持式棹、
右者 松平阿波守様御屋敷方拝借之事、
取次 御花司 林春塘
御留守居 集堂小平太殿
已後永々右之趣先例申立拝借願可申事、
一、阿州様深川御下屋敷并八丁堀御屋敷今日拝見之事、案内林春塘、
已後此度之例ヲ以御留守居へ出願候へ、相叶可申事、深川御屋敷御
庭廻り、御茶屋迄不残拝見、八丁堀江罷出候とも、当時御類焼後未
御殿廻り・御庭等無之、御家中建家斗也、
一、深川八幡へ参詣之事、
同道 相田半三郎 泰輔 庄兵衛

閏四月十二日、快晴、未、
一、いせ太方へ、此度着後九日比迄之道具諸式・米・炭・酒・肴等入用、
当月九日比迄之分払、
一、上覽之前日下指ニ登 城之朝、御奉行青山因幡守様へ立花花組書付差
上候事、先例ニ付、用意ニ今日荒増認置、立花指立之上ニて、品々種類
書加へ申候様ニ致し候事左之通、
中奉書半切

天保九年戊閏四月十八日御立花
上覽三瓶壺対御花組覚

上包美濃紙
右五通

（※14丁ウ右七）
閏月
十二日

左行之御立花
副菖蒲 扣檜木
真檜木 正真 胴 前置
見越縦 受檜木 流枝菖蒲
外二菊・百合・まさ木・ひあふき・
紅花・夏梅・とへら
中真之御立花
見越菖蒲 受松 流枝菖蒲
真緑松 正真菖蒲 胴イブキ 前置ツゲ
副垂檜木 扣松
外二枇杷・菊・下つけ・栗もり草・
百合・とへら・著我・まさ木・縦
右行之御立花
見越菖蒲 受檜木 流枝菖蒲
真檜木 正真若松 胴ツゲ 前置ツゲ
副菖蒲 扣檜木
外二菊・ひあふき・さつ木・若竹・
縦・もち
両株 御砂物
受芍薬 流枝松
女株 正真菖蒲 胴イブキ 前置小菊
外二ひあふき・とへら・百合・菊
見越檜木
男株 真松 正真茶釜松 胴ツゲ 前置ツゲ
副菖蒲 扣檜木
外二菊・著我・小菊・まさ木
右之通御花組ニ而立調仕候、以上、
戊閏四月 京都六角堂 池坊

外二伊予杉原半切二而
十式五六通主通斗、
是ハ上包なしにてよ
し、殿中ニ而大ニ入用
也、銘々所望ニ相成候
事也、
得与読合、違不申様ニ
認置候、
御奉行へ五通ハ文字并
二花之順ニも違不申候
様、

上覽
御花組之覚

日向半切

被達儀有之間、 只今可相越旨 因幡守被申候、以上、 青山因幡守		請書 いよ 杉原 御達之儀御座候二付、 只今参上可仕之旨奉 畏候、右御請迄申上候、 以上、 京都六角堂 池坊	
京六角堂 池坊 役人	青山因幡守 御役人中様	青山因幡守様 御役人中様 京都 池坊 御請	上包みの紙

一、青山因幡守様方御使左之通御差紙来、

閏四月十二日

一、青山様へ罷出候所、服部源左衛門面会、左之通書付被相渡、

立花 上覧被 仰出候付、 右御座敷御床 御花瓶御砂鉢 御花台等拝見 仕度旨、尤其節 門弟兩人召連罷出 度段願之通被 仰付之候、	日向半切 日向半切二相認候、此通り之書付被相渡候 事、先例二者同様御書付相渡り不申、立華 上覧之御当日被仰渡候節、 御床御花瓶等拝見之儀、先例之通 被仰付候事、	右之通之書付、水野様方御渡し有之、此度 者少々古例二相振申候也、
--	---	-------------------------------------

当月六日、立華 上覧之儀被 仰付候節、青山因幡守様御直達之儀先例
之处、此度者御用繁二而、御役人方申達し候得とも、先例之通御直達之
趣二相心得居候様被申渡、

- 一、尾州蓮開寺入来之事、
- 一、林・相田入来、牧保三郎入来、
- 一、上州松井権四郎事、旧冬方病氣之所、養生不相叶、当月六日死去之由、
飯田庄蔵方届来候二付、悔状出ス、
焼香老包、羊羹二棹、代六匁、

閏四月十三日、晴、申、

- 一、林春塘入来、煮染・白飯到来、勝浦入来之事、

閏四月十四日、晴、酉、

- 一、京都へ書状相認申候事、明後日方為蔵上京之由申来候事、星艸登し申
候事、

- 一、林春塘入来之事、
- 一、牧保三郎入来之事、

閏四月十五日、晴、戌、

- 一、林春塘入来之事、

閏四月十六日、晴、亥、

- 一、今朝方川合専助・下部伊助、八王子山葉松切二遣し申候事、右ハ上
覧御延引二付、若松色悪敷相成候節之用意也、
- 一、京都方当月四日出之書状到来、

閏四月十七日、曇、子、夜大雨、

- 一、牧保三郎方方催二而、当所茶人宗匠川上渭白と申方へ茶事二罷越候事、
相伴長門、

- 一、林春塘入来、勝浦宗運入来、
- 一、長塩甚太左衛門方書状到来、

閏四月十八日、快晴、丑、

- 一、芝之泉岳寺へ参詣之事、同道林氏・供源二郎・伊助、
へ立寄、夫より又帰路、田町相田別荘へ立寄、夕飯・酒等出る、馳走也、
精進料理馳走也、夜五ツ比帰宅、
一、青山因幡守様方御召状到来、
当分之儀なから少々所勞と申、名代築瀬長門罷出候事、

(※18丁ウ右七十八日)

呼状左之通、

被達儀有之間、
只今可被相越旨
因幡守被申候、以上、
青山因幡守
京六角堂
池坊
役人
壬四月十八日

御達之儀御座候二付、
只今参上可仕之旨
奉畏候、右御請迄申上候、
以上、
京六角堂
池坊
青山因幡守
御役人中様
御請
青山因幡守様
御役人中様
御請
京都六角堂
池坊

右二付、
留主中二付
名代として長門罷出候処、服部源左衛門面会、左之通
書付被相渡、

杉原半切

池坊
来ル廿四日、於
御城立花可
相勤候事、
閏四月十八日

此書付相渡候事、奉畏候趣申入、猶又御床拝見之儀者、明日別段御沙汰被下候由被申渡候事、
今日被仰渡者、御披露席にて御直々被仰渡候筈之処、夕刻ニモ及申之儀二付、不能其儀候得とも、
右之振合ニ心得居候様被申渡、

閏四月十九日、寅、

- (斎跡)
一、水谷方手紙到来、廿四日御治定之由手紙来、
(保二郎)
一、牧へ長門一昨日之礼二遣、
(華太)(兼備)
一、小高入来、煮染到来、
(忠良)
一、青山様御呼状到来、左之通、八ツ時来、

被達儀有之間、
只今可被相越旨
因幡守被申候、
以上、
青山因幡守
京六角堂
池坊
役人
壬四月十九日

書 請 御

御達之儀御座候二付、
只今参上可仕之旨
奉畏候、右御請迄奉
申上候、以上、
京六角堂
池坊
青山因幡守
御役人中様
御請
青山因幡守様
御役人中様
御請
京都六角堂
池坊

右二付罷出候所、則服部源左衛門面会にて、左之通書付被相渡、

難有段申入退出之事、

明廿日五時
御座敷御花瓶等
為拝見
御城江可罷出候、
閏四月十九日

一、右二付、今日長門明日登城之儀取扱頼のため、廻勤左之通、

御数寄屋 浅草新堀袋町
同家
御小人 芝三田魚籃下
同 御天町東富坂組
大御番馬場儀兵衛地面内
中ノ口番
右之通ケ所頼遣候事、
明日御床拝見登 城二付用意之品、
一、竹の三尺寸ヲ合し 壺本 継足のことくすべし、其内細キ方よし、
一、同細キ竹、御花瓶の内のおとさヲ取事、 でんかく串位、

鈴木宗休
同 宗栄
安達次兵衛
永坂鑑八
鈴木平右衛門

水谷斎跡
鈴木宗休
同 宗栄
安達次兵衛
永坂鑑八
鈴木平右衛門

御床 落シ懸方下 高サ 八尺二寸五部
横巾 老丈八尺九寸
奥行 三尺式朱

御花瓶 脇丸龍 惣高サ老尺式寸八部
差渡シ老尺四寸 式寸二部
込入 老尺壹寸五部
亘 四寸四部

御花瓶 中象耳 惣高サ老尺三寸
差渡し老尺四寸
込入 深サ老尺壹寸七部
亘 四寸三部

御砂鉢 長二尺八寸 惣高サ六寸四部
横老尺六寸六部 内長サ二尺二寸八部
深サ 内深 底 巾 老尺老寸八部
深サ 三寸四部 底丸ク候二付、
板ハ巾老尺 長サ二尺よし、

一、右込八寸法之通りニ致し置候得ハ、当日ニ宜敷候、



脇御花瓶者往古方耳口御花瓶候得共、当春 西ノ丸炎上ニ付、其節御焼
失ニ付、此度丸龍ニ替り申候事、表向ニテハ寸法サツト取置、御奉行御
目附等引かれ申候上ニテ、又得と寸法取申候事、御数寄屋方へ入魂すへ
し、着座ニ而ハ大ニ面倒也、

右無滞相済、九ツ過引取申候事、帰りかけニハ (アキマツ)

一、青山様ニ而今日御花・御花瓶等拝見被仰付、難有奉存候旨、玄閑帳前ニ
而宜敷事ニ候得とも、服部源左衛門ニ面会致し、廿三日ニハ弥下組
ニ上り申候ニ付、刻限先例之通四ツ半比方罷出申候よし申入置候事、
万一刻限ニ付御沙汰御座候ハ、猶又可申入之由被申渡候事、
其後水谷へ立寄、酒ニよはれ借盆、見廻り、八ツ半比帰宅之事、

(※23丁右)
壬月廿日

一、今夜青山様方御使、

被達儀有之間、
明廿一日四時可被
相越旨、因幡守
被申候、以上、
青山因幡守
壬四月廿日 役人
京六角堂 池坊

御達之儀御座候ニ付、
明廿一日四時参上
可仕旨奉畏而右御請迄
申上候、以上、
京六角堂
壬四月廿日 池坊
青山因幡守様
御役人中様

立花仕立之儀、
上覧前日下拵等
可成丈仕置、当日
手廻宜様可致候、

廿一日四ツ時、名代として

(長門差出候処、左

之通書付被相渡候事、

閏四月廿二日、巳、晴、

一、明廿三日御花下組登 城ニ付、左之衆中頼之ため、相田方廻り呉られ
申候事、

中ノ口番 鈴木平右衛門
御小人 安達次兵衛
御数寄屋 鈴木宗栄

(※25丁右)
壬四月廿二日

一、青山因幡守様へ左之通書付差出、

一、明廿三日御花下組罷上候節
召連候門弟之内近藤泰輔儀、
所勞ニ罷在候ニ付、牧保三郎
召連申度、此段御断奉申上候、
以上、
戊 壬四月 京都六角堂 池坊

中奉書書、半切ニて、
上包ミの紙、
(兼頼) 長門持参之事、其節御立華花
組書付之儀者、今日七ツ過比
ニ持参可仕旨断申置、未花物
相揃不申候ニ付、

一、同時ニ立華花組書付持参致申之処、書損等有之、納リ不申、又持帰り
申候ニ付、明日持参可仕旨申、引取候事、

一、壬四月廿一日・廿二日とも下指ニて大混雑之事、

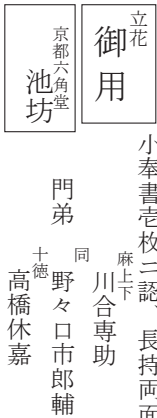
手伝 川合専助
近藤泰輔

壬四月廿三日、四ツ半時方登城、

- 侍 袴羽織 近藤泰輔
- 一、乗物 陸尺三人 草履取伊助
- 侍 袴羽織 相田半三郎

案内御小人 安達次兵衛

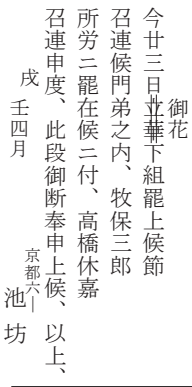
長持式棹 此長持阿州様方拝借、
長サ五尺七寸、巾式尺式寸、高サ式尺三寸、
小奉書壹枚二認、長持両面へ張、



門弟 同 野々口市郎輔
十徳 高橋休嘉
宰領 川合専助
宰領之節袴羽織ハ坊主部屋ニて麻上下、

右之通ニ而例之通中ノ口方上リ申候事、尤下乗橋手前ニて下乗、長持之儀者已前者番所々ニ而届申候事ニ候得とも、右御小人案内ニ付、届等ニ及不申、御徒目附差図にて蘇鉄之間へ通り可申所、直ニ水谷セ話ニて水谷部屋へ入、中ノ口番等取扱有之候事、休足之事、

一、今日青山様へ立華花組書附相改持参致し申候所、又少々間違有之、認替申候様被仰付候事、其節同時ニ差出牧保三郎当病ニ付、高橋休嘉召連候御断書、左之通、



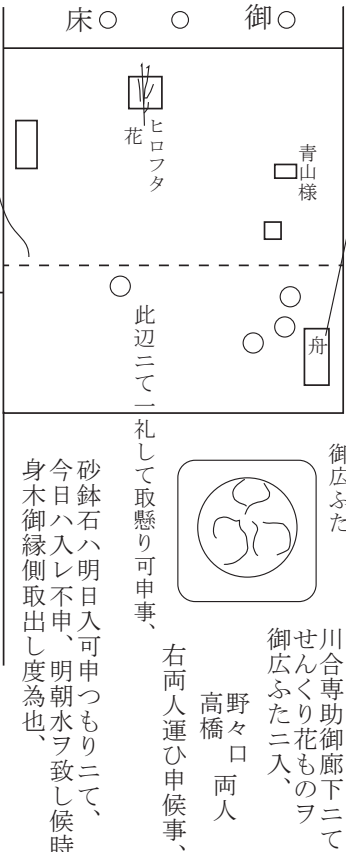
中奉書半切也、

上包ミの紙、
池坊

已来右之通差懸り当病有之御断申上候節者、御奉行御宅へも尅通差出し、又御城へも尅通持参にて、頼之坊主衆・頼御奉行へ差上候様ニ致し可申候、御奉行御出勤中之儀ニ付、御目附へ被仰達候儀ニ御座候事、尤御城へも右書付持参仕候段、御宅へ届可申事、左様候得へ、別段御宅方急ニ右書付御城へ為持遣申候事ニ及不申候、

一、登城之上、御数寄屋方・水谷・御徒目附案内ニて、御黒書院へ通り申候事、

一、此已前ニ御数寄屋坊主頼候得へ、御黒書院拜見出来候事、
一、青山様方明日ハ早朝方罷出、四ツ迄ニ指上申候様被仰渡、



此辺方毛氈御床敷有之、水ニて畳よこれぬ為又チリナトヲチル故也、

長持 竹ノ御廊下

右之通無滞相済候後、

一、御料理被下候事、先例医者溜りニ候得とも、此節ハ御台所御普請ニ付、そてつの間屏風ニて囲ひ、此節ハ此席ニて御料理被下之、

御坊主給仕 御徒目付案内

門弟ハ檜の間廊下ニて被下、是も先例ハ御台所ニ候得とも、此節御台所御普請ニ付、

汁 菜 平 やきしょうふ
猪口 糸こん からし
やきもの ひらめ

其後、相済申候由断申、退出之事、引取ハ徒目附へ断、御坊主へ頼てよし、一、御徒目附方明日ハ訳而早朝方罷出、四ツ前ニ出来候様致し度候ニ付、

早朝方罷出候様被申、御門断致し置候間、御門アキ無之候ハ、断申候て入可申旨被申渡、

一、青山様へ御玄関にて今日立華下組無滞相済候二付、此段御届申上候由申置候事、

四ツ半方登城、八ツ過帰宅之事、

右相済下り申候処、立華花組書付青山様にて又間違有之納り不申候二付、直ニ取懸り認直し申候事、七ツ過長門持参之事、

△

青山様方御使、立華^花下組書付早々差出し候様申来候事、入違ニ相成候事、

一、草花之類今夕少々取替申候事、菖蒲等ひらき申候故也、

一、今夕方御小人目附安達次兵衛入来之事、酒出し申候、肴もの・すし・小鉢等也、

一、相田半左衛門・林春塘 相田半三郎

右、今夕方入来之事、

一、御城ニ而門弟当病之書付相認、水谷方御奉行へ差上申候事、

△ 青山様方御手紙、切封也、

同返事、

立華

上覧之節花組

書付持参、早々

被相越候様致度

存候、以上、

壬四月廿三日

池坊
青山因幡守内
服部源左衛門

立華

上覧花組書付

大二延引奉恐入候、

先刻相認差上

申候二付、定而御披見

可被下奉存候、右御請

迄申上候、以上、

壬四月廿三日
青
服部源左衛門殿池坊

閏四月廿四日、七ツ半時方登城之事、曇、

侍川合専助

乗物 六尺四人

草履取伊助

侍相田親類

登城中雨天ニ相成、白衣・白むく着かへ、旅宿へ取二遣し、合羽等取寄申候事、長柄とも、

白衣輪袈裟

門弟

相田半左衛門

林春塘

近藤泰輔

案内者 御小人目附

安達次兵衛

長持ハ両日とも二棹と申上置候得とも、当日ハ草花斗二付、老棹ニ而相済候二付、老棹持参之事、番所届等之儀ハ、右御小人頼置付添二付、別二届ニ及不申、尤長持老棹ニ相成候事ハ、別ニ其儀ヲ届ニも及不申、例之通下乗橋手前方下乗にて中ノ口方上り、中ノ口番待受セ話致し、御坊主部屋にて休足致し、水谷セ話にて相待申候所、御黒書院へ案内有之、^(番所)水谷夜前方止宿也、

一、御黒書院へ罷通り、立花三瓶・砂物とも御縁側へ出し、如露にてタツフリ水致し、其後御床へ直し申候、御床の内表面ニ合羽敷置申候、露落申之故也、

右ハ先年水谷計らひにて此通りニ致し、其後露も大かたやミ申候上、合羽もと、又元の御坊主部屋にて休足致し、御役方御出勤之上ニ而表向にて御黒書院へ通り、それ方取懸り申候事ニ候得とも、此度ハ別段御急ニ付、直ニ取懸り不苦之由、御数寄屋方被申候二付、直様本指ニ取懸り申候事、

此処へ三瓶とも花ヲ出し、水致し申候、道すしハ毛氈・油紙等敷申候事、砂物もガス板ハのこして此処へ出し、水致し申候、此故ニ昨日石ハ入置不申候事也、

此辺ニ手桶有之、

花取懸り中ニ青山様も御出二付、下座下り一礼致し、^(忠良)又花ニ取懸り申候事、水ノ上ノチリナドの事、処々青山様方御差図有之、

三瓶之立華相済候比ニ、

朝之御料理被下之候、医者溜り飯席そてつの間へまいり申候、

一、医者溜り当時無之候二付、そてつの間かこい御料理被下、

汁 大こん、

壺 ぐくしやう

門弟も同様ニ是も御台所ニて被下

平 とうふ、

猪口、

候事先例ニ候得とも、当時御普請

めし

中ニ付、檜之間廊下ニて被下之、

右頂戴後、又御黒書院へ通り、砂物ニ取懸り申候事、五ツ半比ニ出来候事、其後砂鉢へ石ニ入、毛氈等者御数寄屋方へまかせ置引取、又御坊主部屋ニて休足致し申候、

全躰ハ蘇鉄之間ニ扣居可申答也、

一、其後夕之御料理被下、則已前之通御席ニて、門弟中も同様也、

壺 かまぼこ

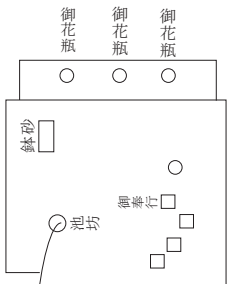
汁

猪口

めし

焼物 ひらめ

一、此度者早速花ニ懸り申候二付、取懸り中ニ追々役方等御黒書院へ結られ候得とも、御奉行斗ハ水谷方しらせ申候二付、下座へ下り一礼致し候得とも、其外ハ一礼もなく花ニ懸り居申候、已前之通り役方列座候ハ、一礼して花ニ懸り可申事也、



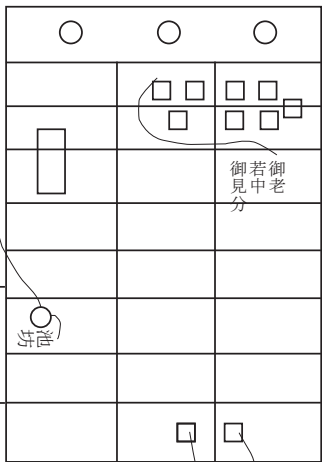
御黒書院溜之間御床三間 式拾四帖敷

此辺ニて一礼有へき事、

右之通無滞相濟、又御坊主部屋ニ而休足致し申之所、御奉行御見分御座候由ニ而召され候二付、御黒書院へ罷出候所、則御見分之上ニて、無程御老中御見分ニ付、此処へ着座致し可申旨、青山様御差図有之、扣居申候所、無程 御老若方御揃御見分有之、

古来ハ御老若御見分之節も御同間ニ着座致し申候事ニ候得とも、中古方竹ノ御廊下へ出申候事ニ相成候得とも、此度青山様御取斗ニて、古来の通り御老若御見分之節も御同間ニ着座致し申候事相成、誠ニ難有事也、尤寺社奉行又ハ 御老若御出之節ニハ平伏致し、始終手

ツッキ居申候事よし、



寺社奉行

牧野様

同

青山様

文政五年之節ハ、御老中御見分之時ハ御黒書院出テ此処ニ着座致し申候、

此処則青山様御直ニ御差図御座候席也、

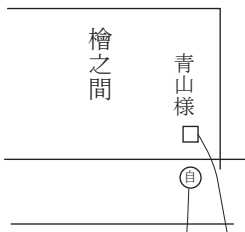
竹ノ御廊下

此度之通り之着座席、得与帳面ニ留置、已来とも急度例ニ相定可申旨、青山様方被仰付候事、誠ニ難有事也、

右相濟後、又差扣居申候所、青山様御逢被成候由ニ付、檜之間へ罷出る、

御坊主部屋ニて

上覧相濟て勝手ニ引取ル、



檜之間

青山様

段々難有と申、

御花御奥へ引ケ申候由ニ而、今暫相待可申旨被申候、扣居申候所、無滞奥へ納り申候由、御数寄屋方沙汰有之、其後下り申候事、

下り之節雨天ニ付、雨具等取寄、中ノ口方長柄差かけさせ下り申候事、御老中 御老中 若年寄 寺社奉行

右不残廻勤、玄関帳面ニて 御朱印懸り 本多へハ参り不申、

今日立華 上覧被仰付、無滞相勤難有、依之御礼申上候、と申置候事、

已来手札ニ上ニ口上書之方よし、

青山様ニても右之通申置候例ニ候得とも、格別ニ着座席等之儀御懇命

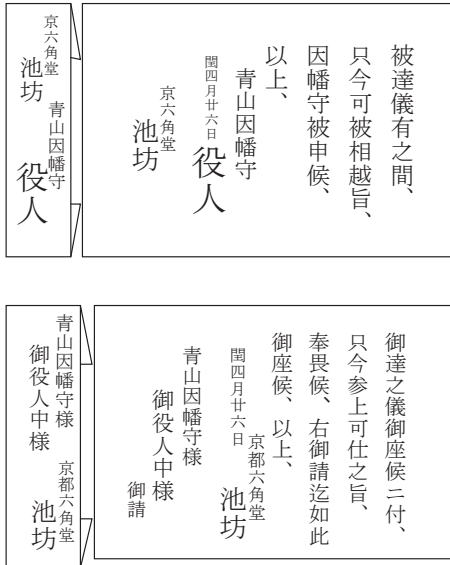
蒙り申候ニ付、寺社方役人へ面会申込、一通り玄關ニて礼ハ申置候上、役人ニ面会ニ而、此度溜之間御席之儀、旧例之通ニ被仰付候所、別而難有奉存候、依之別段右御礼奉申上候由、寺社役人へ申入置退出之事、

万々声、無滞相済、難有事也、

一、今夕京都へ六ヶ限ニて右之由書状出し申候事、

閏四月廿六日、雨、

一、青山因幡守様方御呼状到来、左之通、



雨天ニ付、駕籠ニ而早速罷出候事、六尺三人 恒二郎・伊助、侍羽織袴、

此時

印形 (大ふくさ 銀十枚之台ヲ 包申候事、 小ふくさか文庫、銀十枚入るなり、

黒衣・輪袈裟右之通、草物着用、

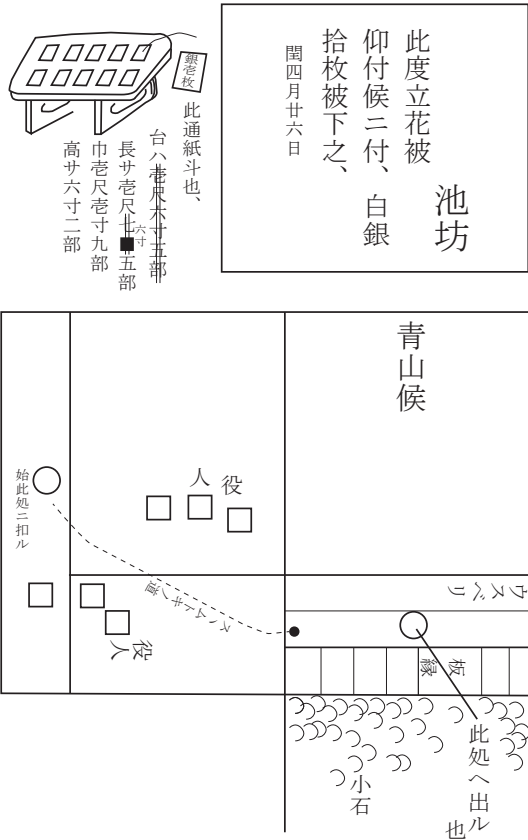
罷出候所、服部源左衛門面会、今日御銀被下候由也、右ニ付、一応御場所案内有之、習礼致し申候事、

始、白砂上縁へ出て平伏シテ居ル時、

青山侯仰ニ、此度立華被仰付候ニ付、銀十枚被下之、此仰有テ次へ引、

二度目ハ銀十枚ハリ付御座候台ヲ小役人持テ出ル、是ニ付テ又元

ノ上縁ニテ平伏シテ台ヲイタ、キ、直ニ持ナガラ次エ引、又台ヲ次ニ置テ自分ハカリ元ノ縁へ出テ平伏シテ次エ引、都合三度也、其後、別席へ引取、余程相待候処、御銀十枚服部源左衛門被相渡候事、則請取も認有之、是ニ調印致し、相済申候事、



(表紙)

天保九年戊戌閏四月

御代替御礼

御朱印御改

参府記

下

池坊専明誌

閏四月廿六日

一、本多下総守様御朱印懸り、兼而廿日後二着帳窺二罷出候様被申候二付、
今日所勞、名代築瀬長門罷出候所、来月五日・九日比二御改可有之之旨、
猶右御定日四五日前呼出し可申旨被申候事、

閏四月廿七日、曇、

一、御銀拝領二付、御老若寺社方御礼廻り、

五ツ時方

侍 袴羽織

源次郎

雨天二付

乗物 六尺四人

下部伊助

笠籠

侍 袴羽織

庄兵衛

手笠也、

長サ四寸老歩

黒衣・輪袈裟

此度立花

京都六角堂

此通口上書二而持之方、玄関二而手

上覽被 仰出候

二付、為御褒美

間取不申宜敷候、

御銀十枚被下之、

難有仕合奉存候、

右御礼参上仕候、

池坊

池坊

池坊

廻りケ所左之通、

(井伊直亮) 御本丸

御大老

御老中 四軒

御本丸 (増山安寧・堀親審・小笠原長貴・林忠英・森川俊知)

(徳川家斉)

大御所様

大御所様

御老中 二軒

若年寄 式軒

(永井尚佐・本多正意)

(徳川家定)

右大將様

御老中 老軒

若年寄 式軒

(堀田正徳)

寺社奉行 四軒

(大岡忠古・堀田正徳)

(牧野忠雅・青山忠良・安部正勝・松平忠徳)

式拾壹ヶ所

一、酒井鷲山様御内安井弥太右衛門入来、

御子様二方・外之家中并女中入門取次有之、明後廿九日御招申候事、

閏四月廿八日、雨、

一、酒井様安井取次折紙・席札等相揃為持遣、使者河合専助、

一、今夕丑下刻出火、備前御上屋敷、

一、今日 御城懸り御坊主衆・御小人等へ挨拶二廻り申候事、委敷明日之

所二記、

閏四月廿九日、曇、風、

一、酒井様へ罷出候二付献上物、

細長竹懸二重切 豊後産斑竹、

銘文じか関 箱入

上包中奉書 三枚 のし付ル、

白紅水引

献上

上書 華筒 壺

一、昨廿八日、此度御城懸り頼之方へ礼廻り、

廻勤

築瀬長門

近藤泰輔

左之通、

表御坊主

一、金貳百疋

水谷斎跡

外二百疋肴料

同

一、金百疋

水谷宗跡

同息

表御座敷役同

下谷池ノ端

一、金百疋

前田久盛

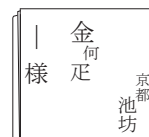
一、金貳百疋 御同朋頭 下谷新屋敷 相生丁 萩原林阿弥 長門持参、菓子沓折 到来合有之、長サ八寸、巾六寸位之折遣、五六匁之品にてよし、御数寄屋頭 三味せん堀佐竹様川向 鈴木林碩 長門持参、御数寄屋組頭 横山宗知 宗知 鈴木宗栄 宗栄方へ頼置候事、山里御道具番 高畠道朔 道朔 水谷差図也、御小人 安達次兵衛 相田方届ル、一、金二百疋 右三度相頼候二付、御小人 本郷御弓町富坂上 永坂鑑八 泰輔持参、一、金貳百疋 右ハ両度相頼候二付、中ノ口番 本郷御弓町 鈴木平右衛門 泰輔持参、一、金百疋 外ニ肴料 是ハ供之もの部屋へ入、セ話ニ相成候二付心付、御玄關番 金助丁 佐藤九郎兵衛 泰輔持参、一、金百疋 同 魚籃下 長坂登助 相田屋方届ル、已来参府之節ハ御坊主頼候ハ、山里御道具番之内にて参人、御帳役 之内にて参人、表御座敷役之内にて参人、右之通ニ而、別条無之事之よし、水谷方被申聞候事、御数寄屋方方利倉善佐と申仁も、名前書出し候得とも、是ハ水谷方

断申置候由ニ付遣し不申、金之目録左之通、

杉原二ツ折口三ツ二折、

へぎにのせ

別ニハ又別之へぎにのせ、上書肴料として遣、



(※右ウ右エ) 壬四月廿九日

一、江戸会日之儀、来五月七日ニ治定之事、

先例之通茅場町薬師別当所ニおゐて興行也、尤此席而已ニ而者手狭ニ付、向ひ十組之寄合所いセ太と申方借用申候事、

此いセ太方ハ相田方江戸町同心安原鉄三郎相頼、是方申付候事、一、茅場町別当も本坊ハ山王観理院ニ付、則観理院方へ相尋候上、会日治定之事、則別当所方尋ニ遣され被下候事、

(点線内張紙) 七日延引、十日ニ相成候事、

来五月七日、晴雨とも

立華 惣会

生花

茅場町薬師別当所ニおゐて

興行

池坊内 花方役人 戊閏四月 江戸 惣社中

千枚申付候事、京ニて杉原と申候歟、地奉書と申位之紙、江戸ニてのり入ト申候歟、水谷方来、四帖来、六ツ切也 代物未知 此紙水谷方進物、

閏四月廿九日

一、今日九日後方 酒井雅楽頭様御隠居鷺山様方御招ニ付、御用人中面会

ニて献上、長筒 懸花生

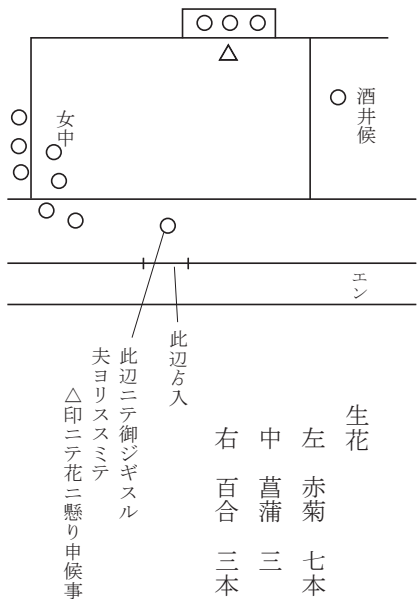
御書院ニ而一通り表向之御逢有之、其後大奥ニて生花三瓶被仰付候事、

安井弥太右衛門・順八両人、

其外花懸り 新井五郎右衛門

中嶋磯五郎

右之衆中取持にて、



其後又大奥へ通り、殿様・御子様御三方、其外女中・御家中生花有之、少々ツ、直し進申、色々御はなしなと有之、其上御二階并御庭、丹頂の鶴拝見被仰付、

其後表之使者之間にて、

御酒・御飯・御菓子

御目録金三百足被下之、

献上物 豊後斑竹、桐箱入、銘もしか関

長サ凡二尺廻り七寸斗、

ウコンモメン、キヌサナダ、奉書上包水引ノシ、

右之通相済申候事、

五月朔日

(忠実)

一、酒井鷲山様へ昨日御礼として罷出候事、新井五郎右衛門殿へ申置、
一、今日相田丞輔殿方招請ニ付罷出候事、途中見物ヶ所、雲州様大崎御屋敷・東海寺、同道 水谷・同息子・林春塘・高橋休嘉、
右之通見物にて、夕刻田町相田別荘にて酒飯馳走有之、夜九ツ比旅宿へ

引取申候事、

五月二日

(信陽)

一、織田大和守殿此度御入門有之、明三日罷出之儀御約束ニ付、一草立華下指之事、

五月三日

(蜂須賀吉昌)

一、阿州様へ明四日砂物献上ニ付、下指之事、
一、九ツ後方 織田大和守殿へ罷出候事、

案内 水谷齋跡 同道 川合専助

林春塘

大和守殿大奥にて、酒飯等御馳走被下、夜九ツ比引取、
生花も数瓶出来候事、御目録金五百足被下、川合・林へも百足ツ、

五月四日、雨天、

(蜂須賀吉昌)

一、阿州様へ砂物持参之筈、雨天ニ付御延引、明日ニ相成候事、

五月五日

(蜂須賀吉昌)

一、阿州様へ砂物持参之事、御留主居集堂小平太殿宅ニ而立調之事、
右集堂にて酒飯等馳走ニ相成申候、

一、今日八ツ半比方芝之辺へ遊行、神明へ参詣致し、同道水谷之事、
(斎跡)

五月六日

一、小日向称名寺方へ招ニ付罷出、酒飯等饗応有之、立華三瓶出来有之、
同道水谷・相田、
(斎跡)

一、東条権太夫殿へ罷出候事、案内相田丞輔、
此度入門申談、白縮緬老反申受候事、土産として嵯峨竹獅子口老本箱入持参、但しきぬさなた・ふこんもめんにて包、

五月七日

一、江戸立華会十日二付、下指二取懸り申候、

両株
御砂物

受白菖蒲 流枝姫子松

女株 正真菖蒲 桐葉牡丹 前置柘榴

外二ひあふき・菊・小菊・檜木、

見越菖蒲
檜木

男株 真松姫子 正真姫子松 胴ツケ 前置ツケ

副菊 扣檜木

外二著莪・姫百合、口なし、

右之通御花組二而立調仕候、以上、

戊五月

京都六角堂
池坊
(専明)

五月九日

一、青山因幡守様方御召状到来、左之通、

日 向 半 切			
被達儀有之間、 明日中可被相越旨 因幡守被申候、以上、 青山因幡守 五月九日 京六角堂 池坊			
役人			
京一 青			
杉 原 半 切			
御達之儀御座候二付、 明日中参上可仕之旨 奉畏候、右御請申上度、 如此御座候、以上、 五月九日 京都六角堂 池坊 青山因幡守様 御役人中様 御請			

五月十日

一、青山因幡守様方昨夕御召二付罷出候所、服部源左衛門面会二て、京都へ之御返翰被相渡候事、

御状箱

佐橋長門守様	阿部能登守
牧野備前守	青山因幡守
松平伊賀守	

七寸六部半

川中樂屋

右之通京都へ之御返翰御渡し有之、

先例者別段二御願申上候儀二候得とも、此度者願不申内々御渡有之、難有事也、

一、在府御届も申上候事二候得とも、此度ハ御朱印相済不申候二付、逗留仕候事二候間、在府御届ハ不申上候事、

扱源左衛門へ度々御セ話二相成候一礼、互ニ暇乞も申置候事、いつれ出立之節ハ、今一応御届可申上之心得二候得とも、先暇乞ハ申置候、江戸にて生花稽古始り候ハ、家中のものも遣し度よしなと噂有之候事、万事大ニ厚思召二て難有事也、

一、今日江戸花会二付、早朝二立華生花致し置、青山様へ罷出候事、

江戸花会所 旅宿 智泉院

同向 伊勢太

留守居中酒出し申候席 高麗屋 薬師境内也、

受いふき 黄菊三 流あし

ミこし菖蒲 白菊五・ゆり 石竹■

真立華 真いふき 正真あし・菖蒲 胴前ツゲ

副あし ひあふき まさき・さくろ・口なし 扣いふき

生花 白菖蒲五本 花生 相田屋方 玄猪

賑々敷無滞相済候事、

五月十一日

- 一、今日ハ大ニ疲申候ニ付休息、
堺町芝居ヘ行、同道相田半三郎・高橋休嘉、

五月十二日

- 一、水谷方(斎跡)ヘ罷越候事、

五月十三日

- 一、阿州集堂(小平太)催ニテ、鎧のわたし方乗船ニテ利根川ヘ遊参之事、色々馳走
ニ而、終日相樂、
同道 長塩甚太左衛門、水谷斎跡、保保三郎(夜)、相田半三郎、
妙見嶋之辺庄屋天野弥十郎方ニ而酒飯出、風呂迄有之、夜ニ入、又船ニ
移り、四ツ比旅宿ヘ引取申候事、

五月十四日

五月十五日

五月十六日

- 一、加藤能登守殿内菅亀毛方ヘ罷出候事、酒出申候、絹かたひらすそ直し
相頼申候所、十八日ニ為持越され申候事、
一、織田大和守殿小立華持参罷出候所、泰輔立華調進也、

同道 水谷斎跡、

- 御客、鍋嶋撰津守殿(直身)、宮原弾正大弼殿(義周)、御同様之木具ニ而御相伴、
大ニ酒宴有之、及深更引取、

五月十七日

- 一、酒井様安井順八入来、一、沢田正之進入来之事、
一、浅草ヘ船ニテ参詣、案内林春塘、

- 一、勢州村田伊右衛門、七右衛門同道入来、酒出し申候事、
一、牧野備前守様(忠雅)方今夕六ツ半比御使有之、左之通、

被達儀有之間、 明日中可被相越旨、 備前守被申候、以上、 五月十七日 牧野備前守 京都六角堂 (法寺) 池坊	役人	御達之儀御座候ニ付、 明日中参上可仕之旨、 奉畏候、右御請如斯 御座候、以上、 五月十七日 京都六角堂 牧野備前守様 御役人中様御請 池坊
---	----	---

上包
半紙

- 一、北条宗喜入来之事、

五月十八日、曇、午、

- 一、牧野備前守殿方昨夜御召ニ付、今日五ツ過方罷出候事、
則別席ヘ通り申候所、寺社懸り役人出會、御朱印片折之写ニ通り
差出し申候所、落手有之、暫相扣申候処、無程又出會、左之通書付
被相渡候事、

五月廿四日六半時
備前守宅寄合
前日猶又可被同出候
四ツ半

是ヲ着帳と云也、此御呼出し之節、御朱印
写持参之事わするヘからず、
一、前日何時方罷出可申哉、刻限承り合可申事、

右之通ニ而着帳済也、則早速引取申候事、

- 一、本多下総守殿(康頼)ヘ御届左之通、

今日牧野備前守方
被召出
御朱印着帳相済
難有奉存候、依之御届
申上候、
京都六角堂役者
築瀬長門
三寸五部

- 一、今日牧野様方歸りかけ、龍の口太田備後守様御用人長塩甚太左衛門方

へ立寄申候事、酒出し申候、精進二付、断申候得とも、暫酒宴致し、八ツ比引取、

右ハ在府中之礼旁暇乞也、

一、相田半左衛門惣会頭之請として入来、

一、北条宗喜入来、明日小堀へ案内之事、

五月十九日

一、水谷へ花生少々返し、又青碗借用二遣、

一、牧保三郎方へ茶箱持参、長門暇乞二付罷越候事、

一、小堀大膳殿へ茶道入門として罷越候事、

案内 水谷齋跡殿

一、進物菓子壹折、一、金貳百疋 目録台、二ツ折、のし、
凡百疋位、

一、貳朱 御用人中
一、貳朱 北条宗喜へ

吸もの出て盃出、

酒肴、四色小さらにて出る、

小さいも、あなこ、
かまほこ、小さいも、
つくり身、小鯛煮付、

一、今夕方川合相田方へ遣、

五月廿日

一、今日ハ智泉院にて大般若修行二付、終日他行、暇乞廻り左之通、

酒井鷲山様 水谷齋跡 集堂小平太

尾張丁にて寿口波文庫見る、供 泰輔・伊助、

夕刻いせ太二而支度、智泉院へ戻る、

五月廿一日

一、相田半左衛門方招請にて、田町別荘にて饗応有之、及深更、

集堂小平太・林春塘も入来、供長門、

夜駕籠にて戻る、

五月廿二日

一、今日七ツ比江戸門弟中相招申候事、

席 伊勢太二而、左之衆中入来、

長塩甚太左衛門 水谷齋跡 集堂小平太 相田半左衛門

相田半三郎 林春塘 市川利兵衛

称名寺 小高集太

芸者四人 内老人此方、
三人ハ阿州方召連、

平汁猪巾

献立 (アキマ)

○廿四日之節、
御朱印箱 大キサ寸法

御朱印箱駕籠前へ入、牧野様門前混雑二付、□□手前乗物出、出る
前二御朱印若党二もたせ、

御朱印箱ハ外羽二重ふくさ二包、

牧野殿門前にて草履はきかへ、門ひらき有之、正面方入、

雨天二付、長柄差懸させ、玄關帳前へ出、名札出ス、

通り候様被申、通り申候所、諸寺社多人数有之、御朱印箱

ふくさ二包ながら持て通る、此時別席惣席の札の上二白紙

帳有之、其差別なし、凡四百人参の入込也、大ニ混雑之

事、扱御朱印箱前二置扣居申候所、大勢之内二番二呼

出し有之相済、寺格二も前後二も抱り不申候様子、如何

候とも相知不申、壱番長崎大音寺也、扱御朱印御改之儀

ハ、廿三日習礼之通り二て相済之後、仮座之处二て御朱

印ふくさ二包箱へ入、ふたヲ致し申候処、役人方勝手引

取、帰京も勝手二致し候様被申候事、

五月廿三日

一、牧野備前守様へ前日窺として罷出候事、習礼有之、

解題 華道家元池坊総務所蔵「御朱印御改御代替御礼参府記」

細川 武稔

本史料は、天保九年（一八三八）、京都・六角堂（頂法寺）住持の華道家元四十一世池坊専明が参府（江戸へ下向）した時の、池坊側の記録である。天・地・人・下・跋の五冊から成り、各冊の表紙に「池坊専明誌」とあること、文中に専明を指して「自分」と書いている箇所があることから、専明の自筆と考えられる。今回は、専明一行が江戸に滞在していた四月一五日から五月二五日までの部分（「天」冊途中、「下」冊途中）を翻刻する^①。

参府の目的は、史料名にあるように「御朱印御改」および「御代替御礼」であり、これらは一二代將軍徳川家慶の就任にともなうものだった。六角堂に発給された御朱印すなわち朱印状は、天正一三年（一五八五）、豊臣秀吉によるものが最初で、江戸幕府がそれを継承した。内容は、山城国一乗寺村に一石の領地を認めるといふものである。將軍の名で朱印状が発給されるため、將軍の代替わりがあると新たな朱印状の発給を受ける必要が生じ、江戸にそれまでの朱印状を持参して、寺社奉行に確認してもらうことになっていた。これが「御朱印御改」である。また、それに連動して、江戸城で新將軍に拝謁すること、すなわち「御代替御礼」が行われた。

池坊にとって、参府の目的はもう一つあった。それは、延享三年（一七四六）以降行われるようになった「立花上覧」である。立花は江戸時代前期、池坊専好（二代）によって大成されたいけばなの様式で、多くの花や草木で構成され、大自然の姿を器の上に表現する。参府に際し、江戸城本丸御殿の黒書院溜之間で立花四瓶を將軍に披露するのが恒例で、本史料はその最も詳細な記録として価値がある。なお、立花上覧の歴史については別稿を参照されたい^②。

専明一行は、京都の町奉行所で事前手続きを終えた後、三月二二日京都を出立、四月一五日江戸に到着した。品川で池坊の門弟たちの出迎えを受けた後、旅宿へ向かった。旅宿は当初、小田原町（現・中央区日本橋室町一丁目あたり）を予定していたが、変更されて文政五年（一八二二）の参府時と同じく、茅場

町の智泉院（現・中央区日本橋茅場町一丁目）となった。

京都からの同行者のうち重要人物は、家元役人の近藤泰輔と築瀬長門である。近藤は立花にも堪能で、築瀬は専ら事務的な仕事に従事している。江戸の門弟では、相田半三郎（丞輔）が目立つ。田町に別荘を所有しており、江戸城内の人脈も豊富で、五月には池坊の江戸惣会頭になった^③。

専明は、一日休息をとった後の四月一七日、大老・老中など諸方へ「着府御届」すなわち江戸到着の報告を行った。その後の「御朱印御改」「御代替御礼」「立花上覧」の手続き・準備は、並行して進められたので、読解にあたっては注意を要する。以下、目的ごとに整理し、適宜説明を加える。

●「御朱印御改」

〔四月一八日 御朱印写持参〕

前日の一七日に御朱印懸りの寺社奉行・本多下総守（康禎）への着府御届の際、朱印状の写を持参したが、旅宿のあたりで火事が起こったという情報が入ったため、日をあらためて確認を受けた。貼紙の「御朱印」に「写」の字を書き加えるよう求められたので、訂正して翌一九日に再び持参し、確認の上返却された。写は、初代家康から一一代家斉までの九通（家康のみ黒印、六代家宣・七代家継は早逝のためなし）で、これを三組作成した。

〔五月一八日 着帳〕

着帳とは、写二組（御朱印懸りの寺社奉行二人分）を提出し、御朱印御改の日時を通知されること。同じ目的で参府している者が多く、事務処理に時間がかかることもあつてか、着帳の日程が決まるまで約二カ月を要した^④。

〔五月二四日 御朱印御改〕

もう一人の御朱印懸り・牧野備前守（忠雅）宅に参り、まず朱印状の写一組（公儀分）を提出。その後、御朱印懸りの寺社奉行二人が着座する儀式に臨んだ。前日に習礼（予行練習）があつたので滞りなく終了し、確認を受けた朱印状の本紙は返却された。後日、新たに発給された朱印状を京都で受け取ることになる。

旅宿には先例にならって「御用が済むまで花の稽古などはお断り」と掲示を出していたが、実際には立花上覧終了後に様々な活動を行い、御朱印御改が終わるとただちに京都への帰途についている。

●「御代替御礼」

〔四月一七日 寺社奉行へ願出〕

月番の寺社奉行・青山因幡守（忠良）への着府御届の際、御礼の願書と先例書、献上物・拝領物の願書を提出した。青山は丹波篠山藩主で、家中の中野家から三十六世池坊専純の後妻が輩出するなど、池坊とは親しい関係にあった。青山家の寺社役で専明とたびたび面会する服部源左衛門は、中野と懇意の間柄だったという（同月一六日条）。

〔四月一八日 御代替御礼〕

大手門・下乗橋を経由し、御玄関から本丸御殿に上がった。御玄関までは御小人の永坂鑑八が、御殿内では御坊主の水谷斎跡が世話をしてくれた。水谷は文政五年（一八二二）に入門した池坊の門弟で、専明にとつて頼りになる存在だった。三御所（将軍家慶・大御所家斉・継嗣家定）へそれぞれ献上する十帖一本も、以前は常盤橋御影堂七兵衛へ申し付けていたのを、水谷が準備してくれたという。

待機場所は松之大広間だったが、水谷の御坊主部屋で休息させてもらい、いったん松之大広間へ戻ってから白書院帝鑑之間へ移動。寺社奉行の青山が「遠国寺社」と披露し、御礼が行われた。専明が着座した位置が図で示されている。

〔閏四月三日 時服拝領〕

前日の二日、御暇窺で青山宅へ出向いたところ、登城を命じられた。蘇鉄之間で待機し、檜之間で時服（袷）を拝領。拝領の場所は柳之間と檜之間が用いられ、池坊は「独御礼」格なので檜之間だった。

●「立花上覧」

〔四月一七日 先例書提出〕

寺社奉行の青山への着府御届の際、文政五年の先例書を提出。

〔四月二五日 準備開始〕

立花上覧は恒例となっていたため、正式決定前から準備を始めている。この日の葉松拵（枝に付ける松の葉を作ること）に続き、閏四月七日には八王子に門弟を派遣して松を切らせ、同月一〇日の幹作り（部材をつなぎ合わせて理想的な枝ぶりにつくこと）と続く。同月一六日には、上覧が延期になることも考

慮し、再度八王子山で葉松を切らせている。

〔四月一八日 立花上覧願〕

御代替御礼が済んだ後、お礼回りをする中で青山宅を訪れた際、二〇日に準備しておいた願書および寛政九年・文政五年の詳細な先例書を提出。先例書を簡略にするよう命じられ（同月晦日）、閏四月朔日に再提出した。

〔閏四月朔日 用意之品依頼、花瓶拝借〕

御数寄屋方御座敷懸りの鈴木宗栄より、立花上覧に必要な品を尋ねてきたので、書付を渡した。そこに記されたのは、手桶に入れた水、柄杓、寒水石、水次・如露などであった。寒水石は、上覧に供する四瓶のうちの一瓶・砂物に用いた。砂物は立花の一類型で、通常は水面を見せるところに砂（小石）を敷き詰めることからこの名がある。

また同日、阿州（蜂須賀斉昌）屋敷で花瓶と砂鉢（砂物用の器）を拝借している。これは、上覧時に用いる器が江戸城備え付けで持ち出せないため、下準備で使うことを想定した措置である。蜂須賀は阿波徳島藩主。家中の林春塘は池坊の門弟で、藩の「御花司」を務めており、本史料では頻繁に登場する。

〔閏四月六日 立花上覧仰付〕

青山から服部を通じ、正式に立花上覧の命が通知され、書付も渡された。本来は寺社奉行から直接通知されるが、今回は青山が多忙だった旨の注記がある。

〔閏四月七日 手伝い関係等の願書・例書持参〕

門弟を手伝いのため連れていくことの願書、用意してほしい品々についての願書、上覧前日の下指についての口上書などを提出。込藁（藁を束ねて枝を挿し、固定する道具）と花具（花材）は池坊側で準備するという。下指は本史料では下組とも記され、下準備のこと。仮に器に挿し入れるところまで行う。

〔閏四月八日 瓶数書付〕

青山の求めに応じ、上覧の瓶数を書面にしたためた。真の立花一瓶、行の立花対瓶（二瓶）、草の立花（砂物）一瓶の計四瓶。

〔閏四月一八日 上覧日通知〕

床・花瓶等の拝見許可（同月一二日）に続き、上覧日が閏四月二四日に決まったという書付を服部から渡された。

〔閏四月二〇日 床・花瓶等拝見〕

門弟二名を連れて登城。中ノ口から御殿に上がり、黒書院溜之間で床の間や花瓶等を拝見。竹やものさしなどを用いて寸法を測った。溜之間の図が描かれ、用意を依頼した寒水石などが部屋の隅に置かれていたことがわかる。脇の花瓶（行の立花用）はかつて耳口のものを使っていたが、この年の西の丸の火事で失われたため、丸龍の花瓶に変更された。

〔閏四月二三日 下組、花組書付提出〕

門弟三名を連れて登城し、中ノ口から御殿に上がった。二二・二二日は旅宿で下指をしたが、この日は上覧の場となる黒書院溜之間で下組。溜之間の図には、水で畳が汚れないように毛氈を敷いたなどの注記がある。門弟の一人川合専助は遠江（静岡県）の人で、上覧の立花を手伝うために江戸に来ていた（同月朔日）。

下組終了後、料理を下された。家元の先例の場所は医者溜りだったが、御台所が普請中のため蘇鉄之間に変更。門弟は先例の御台所から檜之間廊下になった。花組の書付（使用した花材の名を書き出したもの）は、一二日にあらまし準備したものを二二日に提出したが、間違いがあったために二三日登城した時に再提出。ところがまた間違いがあったので、下城後に再々提出した。

〔閏四月二四日 立花上覧〕

門弟三名を連れて登城し、中ノ口から御殿に上がった。黒書院溜之間で四瓶を仕上げ、水を注ぎ、砂鉢に石を入れた。ここでも溜之間の図が描かれており、真・行の立花計三瓶が床の間に、砂物はその左手前に向きを九〇度変えて置かれたことがわかる。立花三瓶完成後に朝の料理を、砂物完成後に夕の料理を下された。場所は下組の時と同じ。

寺社奉行の御見分に続く老中の御見分にあたっては、中古より池坊は隣の竹之廊下に出ることになっていたが、青山の取り計らいで古来のとおり溜之間に着座することを許された。その後、御坊主部屋で控えていると、上覧終了後に檜之間に入った青山から呼び出され、花を奥へ移動するのでしばらく待つように言われた。専明と門弟は、将軍が立花を見る場にいることを許されていない。花が奥に移されたという報告を受けて下城した。

〔閏四月二六日 御褒美頂戴〕

呼び出しに応じて青山宅に赴き、褒美の白銀一〇枚を頂戴した。

●その他

姫路藩主の酒井雅楽頭（忠孝）と隠居の鷺山（忠実）が、たびたび登場する。譜代大名の酒井家は、寛保元年（一七四一）、酒井忠恭が前橋藩主・大坂城代の時に入門して以来の、池坊にとって特別な存在だった。

大名関連では、大和柳本藩主・織田大和守（信陽）の入門も注目される。四月二八日条には稽古を希望していると殿中で聞いたこと、五月二日条と同日条には入門したこと、織田邸に向いて立花と生花を調進したことが記されている。

専明は五月一日、江戸在中の門弟たちと盛大な花会を催した。会場は旅宿の智泉院に加え、向かいの料理茶屋・伊勢太も借用した。閏四月二九日条に宣伝の紙が貼り付けられており、「立花生花惣会」と記される。生花（しょうか）は立花より簡略な様式で、江戸時代中期に成立し、当時人気が高まりつつあった。また専明は江戸滞在中、何度か名所見物に出かけている。特筆すべきは五月一日で、旅宿から近い鎧の渡しから船に乗って利根川（現・旧江戸川）の妙見島あたりまで行っている。当時の江戸は運河が整備されており、この時も小名木川や新川といった運河を経由したと推測される。

【注】

- （１） 本史料の内容を紹介したものとしては、池坊中央研究所編「四十一世専明宗匠参府道中記」〔『華道』二〇〇三年一月号〜二〇〇四年二月号〕がある。
- （２） 天正一三年一月二二日豊臣秀吉朱印状（名古屋博物館編『豊臣秀吉文書集二』吉川弘文館、二〇一六年）。
- （３） 本紀要所収の拙稿「江戸における立花上覧の歴史」。
- （４） 『門弟仮留帳』（華道家元池坊総務所蔵）。
- （５） 天保九年には閏四月があるので、約二ヵ月となる。

（華道家元池坊総務所池坊中央研究所主任研究員）

研究ノート 江戸における立花上覧の歴史

細川 武稔

【要旨】

京都の六角堂（頂法寺）住持である華道家元池坊は、江戸へ赴いて活動することがあった。江戸前期には、徳川一門や外様の有力大名邸への將軍の御成に
 おいて、座敷飾りとしての立花を担当したことが確認できる。その後、門弟を幕府の御用のため江戸に住ませたが、その家が断絶してしまう。すると、江
 戸中期以降は、御朱印御改や継目御礼を目的とする家元の参府に際し、江戸城で立花を上覧に供することが恒例となった。池坊に所蔵される参府記からは、
 黒書院溜之間で立花・砂物計四瓶が飾られたことや、家元と門弟、幕府側の人物が協力して準備を進めたことなどがよくわかる。

はじめに

江戸時代、京都の六角堂（頂法寺）住持である華道家元池坊^①は、江戸におい
 て將軍に立花を披露した。これは、江戸前期の大名邸御成で座敷飾りとして担
 当した立花と、中期以降の江戸城における立花上覧に大別される。このたび、
 天保九年（一八三八）の立花上覧に関する史料が翻刻されたのを機に、池坊に
 所蔵される他の史料も紹介しつつ、歴史を通覧することとしたい。^③

1 大名邸御成の立花

（１）徳川一門への御成

徳川家康が慶長八年（一六〇三）江戸に幕府を開くと、江戸城の周囲には大
 名屋敷が次々と建てられた。それらの屋敷に対し、二代將軍徳川秀忠の末期か
 ら三代將軍徳川家光の初期にかけて、將軍と正嗣（秀忠將軍期）または將軍と
 大御所（家光將軍期）による「式正の御成」が行われた。御成は、主従関係を
 確認するための儀礼であり、室町幕府や豊臣秀吉政権でも行われ、江戸幕府も
 これを継承した。^④

御成を迎える側には、周到な準備が必要とされた。御成専用の建物の造営に

加え、内部の設え（座敷飾り）にも工夫が凝らされ、そこに池坊の花が求めら
 れたのである。ただし、京都に住む家元をわざわざ江戸まで呼び寄せる大名は
 限定される。まず思い浮かぶのは、徳川一門であろう。

いわゆる御三家（尾張・紀伊・水戸）の家格形成には、御成が重要な役割を
 果たした。藩主の徳川義直・頼宣・頼房は、それぞれ家康の九男・十男・十一
 男にあたり、屋敷は江戸城の半蔵門内に並んで建っていた。

御三家への御成はまず元和九年（一六二三）二月、尾張徳川邸に対して行わ
 れた（一三日秀忠、一八日家光）。『元和御成之記』（徳川美術館蔵）によつて、
 茶事を公式に取り入れた「数寄の御成」だったことが判明し、以後はこれが規
 範とされた。花に関する記述は、数寄屋で杵折形花入、御成書院で胡銅の花器、
 御広間で耳口の花器が用いられたことなどが目につくが、池坊の名は見えない。

続いて、元和一〇年（一六二四）正月、紀伊徳川邸への御成があった（二三
 日秀忠、二七日家光）。『南紀徳川史』に詳細が記されており、数寄屋で秀忠自
 ら紅梅と白玉椿をいけたこと、御広間の床には薄端花器を含む五具足と壺花瓶
 一對が飾られ、棚の下には砂之物が飾られたことなどがわかるが、注目される
 のは、御成書院の床飾りについて「二幅対かんさん十徳 かんき筆 小机式つ
 朝（胡）銅の花入二つ 花入池坊」と記されていることである。寒山拾得を描
 いた掛軸（顔輝筆）二幅それぞれの前に小机（卓）が置かれ、池坊が対の立花

をたてたのである。

同年二月には、水戸徳川邸へ御成があつた(六日秀忠、十日家光)。『徳川家光水戸邸御成飾図』(徳川美術館蔵)があり、花が飾られたことは間違いないが、池坊の関与は確認できない。

当時の家元は、立花を大成した池坊専好(二代)である。⁶⁾専好の立花図は二〇〇種類以上残っており、最も早いのは元和三年(一六一七)五月四日、京都・竹内門跡(曼殊院)でたてた立花である。専好が本格的に名声を得るのは、寛永元年(一六二四)の七夕に参内して立花をたて、後水尾天皇の寵愛を受けるようになってからだが、それに先んじて紀伊徳川邸で花をたてていたとすれば、興味深い。

御三家以外では、家光の弟・徳川忠長が重要人物として挙げられる。池坊には、寛永元年(一六二四)一月のものと考えられる次の文書が伝わっている。京都所司代板倉重宗触状(華道家元池坊総務所蔵、写真1)

甲斐中納言様為御用、池坊被罷下候之間、御定之駄賃錢令取、馬四疋可遣候、由断あるまじき者也、

極月十三日 板周防(印)

京都方
江戸迄

大宿中年寄

文中の甲斐中納言が忠長で、この年国替となり、のちに駿河大納言と称されるようになる。文書の内容は、江戸へ下向する池坊に配慮するよう、街道の宿場に命じたものである。翌寛永二年(一六二五)二月五日に秀忠、一二日に家光の忠長邸への御成があつたことを考慮すると、忠長の「御用」とは、御成を迎える座敷飾りとしての立花をたてることであろう。忠長邸は、江戸城北の丸にあつた。

(2) 前田家・島津家への御成

寛永六年(一六二九)四月、加賀前田家下屋敷(本郷邸)へ御成があつた(二六日家光、二九日秀忠)⁷⁾。藩主は前田利常で、御成が屋敷整備のきっかけとなった。『東武実録』には、大広間の座敷飾りとして「一、三幅一對 一、花瓶 花は池の坊立る」と記される。このほか、数寄屋には胡銅の柑子口の花器が置かれ、

白書院の棚には砂之物が飾られた。

また、『將軍様相国様御成之次第』(金沢市立玉川図書館蔵)によれば、黒書院の「次ノ床」に「うすはたニ花入 作池房」が飾られた。⁸⁾「うすはた(薄端)」とは、口の部分が薄く広くなっている花器のことで、専好が好んで用いた。

外様大名の石高で前田家に次ぐのが、薩摩島津家である。その上屋敷(桜田邸)へ寛永七年(一六三〇)四月、御成があつた(一八日家光、二一日秀忠)。藩主は島津家久で、『旧記雑録』所収の「中納言家久公江御成之記」、島津家文書(東京大学史料編纂所蔵)、『御数寄御成記』(尚古集成館蔵)⁹⁾、など、関連史料が豊富に残っている。花に関する事項をまとめると、次のようになる。

まず数寄屋では、家光がイチハツと岩藤を、秀忠が百合草と鉄線花をいけた。これらはいわゆる茶花で、家康も嗜んでいたという。¹⁰⁾そして御寢殿(御成書院)の上壇の床には、池坊が立花一對をたてた。さらに御会所(御広間)の上壇の床に、池坊が立花一對をたて、同四之間の床にも立花一對が飾られた。立花は数多くの枝を用いて大自然の姿を表現する様式であり、茶花とは異なり専門家に依頼する必要があつた。

立花の花材についても記述があり、例えば御寢殿上壇の立花は、『御数寄御成記』の座敷飾り絵図の注記によれば、左(向かつて右)は初日・後日ともに松、右(向かつて左)は初日松・後日竹であつた。この場合、初日は家光、後日は秀忠の御成を指し、花材に変化を付けたものと推測される(ただし、『旧記雑録』はこの変化に言及しない)。なお、この場合の松や竹は、真(心とも書く)という、立花の中心となるいちばん高い枝の花材である。

また『旧記雑録』によれば、池坊に銀子五十枚と小袖三、池坊弟子の大坂屋藤兵衛尉と玄碩にそれぞれ拾壺・帷子壺が下されている。この記述から専好本人が江戸へ下向したことは確実で、池坊に伝わる島津家久の札状もそれを補強する。

島津家久書状(華道家元池坊総務所蔵、写真2)

今度者就 御成、遠境迄下向御芳煩之段、難申盡候、花共別而致出来、彼是首尾無残所相調、満足不過之候、仍銀子五十枚・小袖三進之候、誠表祝儀計候、猶上洛前以面心静可申談候、恐々謹言、

卯月廿八日

家久（花押）

〔松封ウハ書〕

松薩摩守

家久

池坊 床下

寛永六年と同七年は、専好が京都でたてた立花の図が多く残っているが、その日付を見ると、前田家と島津家への御成とその前後は空白期間となっている。この時期の江戸での本格的な立花図が残っていない『御数寄御成記』の座敷飾り絵図の立花は簡略なもの^⑪のは、京都で立花を描かせていた絵師を連れていけなかったためであろうか。

（3）江戸在住の御用立花師

御成を迎える立花をたびたびたてたことによって、江戸における池坊の評価は高まったと思われるが、家元が頻繁に江戸へ下向するのが難しいことに変わりなかった。京都の寺院の住持である以上、絵画の狩野派のように江戸に移住するわけにはいかなかったのである。そこで、將軍の御用を務めるために弟子を江戸に置くことにしたという。元文四年（一七三九）成立の「池坊立花正統系図」（華道家元池坊総務所蔵）の専好のところに、関係する記述がある。

寛永十八（月日不知）下東武拝謝家光大君、（中略）家光大君下命曰、門弟子撰花法精者而使仕、則以岡西卜立（初名八兵衛、専朝（専好）家僕、入仕東武、賜祿十人扶持、為御茶道並、子孫相統仕東武、

寛永一十八年（一六四一）、専好が江戸城で家光と対面し、門弟のうち一人を江戸に置くよう命じられたというが、これが史実であるかどうかは現時点では不明である。ただし、そこで選ばれたとされる岡西卜立については、いくつか史料を挙げることができる。

まず、池坊の高弟である安立坊周玉の系譜『ふ』（華道家元池坊総務所蔵）は、延宝四年（一六七六）から江戸に一年間滞在した周玉について、「寓居ハ木立か館なり」と記す。木立は卜立と音が通じることから、当時の岡西家の当主と考えたい。寛文一二年（一六七二）刊行の『古今立花集』^⑫に、「江戸 中西木立」の立花図が収録されているが、中西は岡西の誤りである可能性が高い。

花の御用については、元禄十一年（一六九八）三月、五代將軍徳川綱吉の尾

張徳川家麴町邸御成の記録「御成御殿御床御棚御饗之図」（名古屋蓬左文庫蔵）がある。^⑬二つの建物の座敷飾りの図に、次のような文字が書き入れられている。

〔表御書院御饗之図〕

〔奥御小座敷御饗之図〕

銀花瓶一対

御拝領

花林花台

銀御花生 花林花台

立花

花杜若 岡西松立生之

岡西木立

岡西松立 建之

ここでは、表御書院に木立と松立が一对の立花をたてたのに加え、奥御小座敷に松立が杜若をいけている。松立は木立の後継者であろうか。立花が「建之」とされるのに対して杜若は「生之」と表記されており、内向きの部屋にふさわしい軽やかな花だったと推測される。このような花は、池坊ではこの後「生花（しょうか）」という様式に発展していく。

さらに、池坊の門弟の記録『第二永代門弟帳』（華道家元池坊総務所蔵）には、岡西卜立が入門を取り次いだ人物として、享保六年（一七二一）一月三日に甲府藩主柳沢吉里の近習衆が、同七年（一七二二）一月朔日に銀座役人が、同八年（一七二三）二月二九日に中津藩主奥平昌成の御内が見える。すべて江戸在住の人物と考えて問題ない。

その後の卜立については、「元文中 卜立跡一件」と題された文書群（華道家元池坊総務所蔵）があり、元文元年（一七三六）三月、跡継ぎの男子が不在のまま当主が急逝したため、五代続いた岡西家は断絶してしまったという。また、池坊はこの事態を受け、門弟のうち一人を「御立花御用達人」に採用してほしいと要望したが、実現しなかったらしい。^⑭

2 延享三年の立花上覧

（1）池坊の参府

華道家元池坊総務所は、家元の参府（江戸への下向）について記した冊子形態の記録（参府記）を七種類所蔵している。本稿で用いる略称（家元の名に基

づく」とともに次に掲げる。

享保一一年（一七二六）「専純繼目御礼勤方」（専純①）

延享三年（一七四六）「立花上覧并御代替御礼之記録」（専純②、写真3）

宝暦一一年（一七六一）「参府之記録」（専意）

安永四年（一七七五）「出府日記控」（専弘）

寛政九年（一七九七）「専定様御参府」（専定）

文政五年（一八二二）「江府諸礼御控」（専明①）

天保九年（一八三八）「御朱印御改御代替御礼参府記」（専明②）

重要事項については、【家元の参府記 一覧表】にまとめた。家元が参府する目的は、六角堂住持継承にあつての「繼目御礼」または新將軍就任にあつての「御朱印御改」で、後者には「御代替御礼」が付属した。六角堂は、將軍名義の朱印状で一石の領地を認められていたので、將軍の代替わりごとに朱印状を更新する必要があつた。宝暦一一年専意の参府のみ、「繼目御礼」「御朱印御改」両方の目的を兼ねていた。

池坊専純は、それぞれの目的で一度ずつ参府している。一回目は享保一一年、繼目御礼のため（専純①）、江戸では京橋銀座三丁目の岡西卜立邸に滞在した。卜立邸では江戸の門弟たちが参加する花会も催されたが、専純の花が將軍に披露された形跡はない。

（2）急遽実現した立花上覧（池坊専純）

専純の二回目の参府は延享三年、御朱印御改のためであつた（専純②）。一回目の後に岡西家が断絶したため、以降は旅宿を他に求めている。

そして、一回目にはなかつた立花上覧が実現する。『徳川実紀』延享三年五月一八日条に、「京六角堂頂法寺池坊専純を黒木書院にめし出て、立花のわざをなさしめらる」と記されている。

この上覧は、当初の予定にはないものだった。専純は五月一日、寺社奉行松平武元から呼び出され、立花を見るという將軍徳川家重の意向を伝えられた。

「専純②」五月一日条

早速主計頭殿^江参候処、山口佐太夫と申役人被出逢、立花^ニ真行草と申有之哉と被申、立花拵様之事など被相尋候上^{ニ而}、奥之間へ通され、主計頭

殿被為達、御口上、池坊今度御朱印御改^ニ付参府せられた、就夫立花を上覧あらふと仰せらるゝ、委細ハ役人共方申達するであらふと直^ニ御申わたし有之候、

これを受けて翌一二日、池坊から立花上覧の願書を提出した。

「専純②」五月一二日条

乍恐口上書

一、此度参府仕候^ニ付、私家之立花奉入

上覧度奉存候、立花真草行^ニ式法相定^リ御座候、直真之立花^ヲ真之立花^与申、砂之物を草^与申、除真之立花を行^与申候、（中略）立花ハ日数三日程用意仕候得者、四日目^ニ者立花相勤^リ申候、砂之物茂瓶^ヲ申候、立花^{ニ而}も砂物^{ニ而}茂、一時斗隙取申候、御床・御花瓶・御花台拝見仕度奉存候、其品々^ニより相心得之儀茂御座候、以上、

延享三年寅五月 京都六角堂頂法寺

池坊 印

寺社御奉行所

ここには、立花には真（直真の立花）・草（砂物）・行（除真の立花）があること、上覧にあたつて三日の準備期間が欲しいこと、事前に床・花瓶・花台を拝見したいことなどが書かれている。直真とは中央の真の枝がまっすぐなこと、除真とはそれが曲がっていることを指す。砂物（砂之物）とは、通常は水面を見せるところに砂（小石）を敷き詰めることによる名称で、横長の構成をとる。専純は翌一三日、江戸在住の門弟・谷村三祝を訪ねて砂物用の晒木^⑮を見立てており、ここから準備を本格化させたと考えられる。

幕府側の窓口は、同月一五日に同じ寺社奉行の大岡忠相に変更され、一六日に床・花瓶等を拝見、一八日に立花上覧という日程が決まっていた。花瓶は江戸城にあるものを使うことになっており、砂鉢（砂物用の器）の下栖板^⑯以外は持ち出し禁止だったため、立花を飾る床の間とともに確認することには重要な意味があつた。なお、拝見に際し谷村三祝を同行させている。

上覧に供されたのは、真の立花一瓶・行の立花二瓶・草の立花（砂物）一瓶の計四瓶で、場所は本丸御殿黒書院の溜之間が指定された。

当時の老中首座で姫路藩主の酒井忠恭は、寛保元年（一七四一）に入門した池坊の門弟だった。大名本人が入門した例としては、最も早い部類に属する。忠恭は江戸城大手門前の酒井家上屋敷へ専純を招き、城内の世話役として同朋頭と御数寄屋頭を専純に紹介した。

「専純②」五月一日条

大手向左角御屋敷酒井雅楽頭殿（兼日方御招^ニ而、対之立花致持参候、雅楽頭殿御懇意之思召^ニ而、御城堂坊頭原田順阿弥・御数寄屋頭谷村三育右両人其日被召寄、此方とちかづき^ニ御前^ニ而直^ニ御引合^セ被下、十六日・十八日池坊御城^江上り候而案内之儀手つだい等委細右両人へ雅楽殿池坊同席^ニ而御頼被下、

床・花瓶等拝見の日と上覧当日、専純と門弟は中之口から御殿に上がったが、これは紹介された二名の、玄関から上がるのは「万事勝手悪敷候」という意見によるものだった。

このほかにも忠恭は、立花は二、三日間城内に置かれるので、弱い草木は用いないようになど、門弟らしい助言もしている。岡西卜立の先例を知っていたのかもしれない。また、花の下指は、真と行の立花については専純の旅宿で行われたが、砂物は酒井家上屋敷の鍵之間が用いられた。そして上覧当日の一八日には、専純はその屋敷で準備を整え、長持に「立花御用 京六角堂池坊」と書いた紙を貼り付けて登城した。手伝いの門弟二名（谷村三祝と京都から随行した川井武左衛門）の同行が認められたのも、忠恭の取り計らいによるものであった。

溜之間では、真と行の立花計三瓶は床に置かれた花台に、砂物は床の右手（向かって左）の畳にまず台を置き、それに重ねて置かれた花台に飾られた。砂物の花台には葵の御紋が付いており、砂は備後の水晶石が用いられた。

専純と門弟は六ツ半時より作業に取り掛かり、御扨従衆や御側衆が見物する中、朝飯を辞退するなどして急いだ結果、五ツ半時過ぎに四瓶を完成させた。その後、専純と門弟は波之間で休息・待機し、専純は医者之間、門弟は上台所で料理を頂戴した。

続いて、老中と若年寄の内覧の場に専純が呼ばれ、この後上覧があるので、

花瓶の水を替え、花に露を打つようにと忠恭から命じられた。これも門弟ならではの助言である。その後再び波之間で待機している間、四ツ半時ごろから九ツ時過ぎまで上覧があった。専純と門弟は同席を許されていない。上覧終了後、専純と門弟は溜之間に呼ばれ、立花が上意に叶ったこと、大御所（徳川吉宗）に見せるため四瓶ともに西の丸へ移すことを忠恭から告げられた。西の丸へは谷村三祝が付き添い、専純は川井武左衛門とともに下城した。

なお、上覧終了後に若年寄から「花形次第之書付」を求められ、その場で専純が「七ツ道具・あいしらいのしな／＼・木とめ・草とめ迄」を書いたという。これは、使用した花材すべてを書き出したものである。七ツ道具とは、立花の主な構成要素（役枝）である真・副・請・正真・見越・前置・流枝を指し、胴・控を加えて七九の道具とも呼ぶ。

その後、同月二九日に大岡宅で御褒美として白銀一〇枚を頂戴した。また、池坊は継目御礼を欠かさず行っている一方、御代替御礼は途絶えているとして、これを申請して六月一日に実現している。

さて、この時の四瓶を描いた絵図が池坊に伝わっているが（口絵「関東台覧立花砂之物図」）、きっかけは吉宗の命であった。

「専純②」五月一八日条

夜^ニ入、谷村三祝旅宿へ参候而申候^ニ者、今日谷村三育へ小笠原石見守殿仰^ニ、今日之立花西御丸へ上り、大御所様^ニ茂被為遊 上覧候処、甚上意^ニ相叶、至極首尾好候間、此段池坊へ申聞せ候様^ニと被仰、且亦今日相勤候立花・砂物絵図^ニ仕差上候様^ニと被仰付候間、是又池坊へ申聞、早々差上候様^ニと石見守殿三育へ被仰付候故、右申入候と三祝申候故、先御請申、三祝^ヲ返^シ申候、

「専純②」七月一日条

先達^而江戸表^ニ被 仰付候上覧之立花・砂物絵図、武左衛門相認懸^リ申候、極上之絹幅老尺三寸余之絵絹地、たけ六尺余^リ、右立花・砂物四瓶之図認させ候、其図控別^ニ有、

吉宗が立花を絵図にして献上するように命じたのに対し、川井武左衛門が京都に戻ってから描き、献上したのである。池坊に伝わるのはその控ということ

になる。真の枝の花材は、真の立花が緑松(若松)、行の立花が檜、砂物は老松であった。

3 恒例化した立花上覧

専意以降の立花上覧についても、専明の文政五年以外は『徳川実紀』『続徳川実紀』に載っている⁽¹⁹⁾。以下、池坊側の記録の内容を紹介する。

(1) 宝暦二年の立花上覧(池坊専意)

「専意」は、単純な時系列順に記すのではなく、目的別に整理されているのでわかりやすい。この時以降、【家元の参府記 一覧表】に挙げた立花上覧に関する事項が恒例化するので、それらに即して説明する。

〔四月二日 寺社奉行に願出〕月番の寺社奉行の屋敷に参上し、立花上覧の願書・

先例書・京都町奉行からの添状を提出。

専意は京都出立前、京都町奉行に対し、専純が江戸逗留中に立花上覧を命じられた旨報告し、今回は「拙僧在府中立花 上覧之儀御沙汰無御座候者、寺社御奉行衆へ御覧申上度奉存候」、すなわち、上覧の沙汰がない場合は池坊側から寺社奉行に願出したいと述べ、了承を得たうえで添状も獲得していた。上覧を恒例にしたいという強い思いが感じられる。そして、江戸到着後一カ月以上経過しても沙汰がなかったため、御代替御礼の翌日に願出したのである。

〔四月二十六日 立花上覧仰付〕寺社奉行の屋敷へ参上し、將軍から立花上覧の命が下されたことの通知を受ける。

〔五月七日 上覧日通知〕寺社奉行の屋敷へ参上し、上覧日が決まったことの通知を受ける。

右の二種の通知については、寺社奉行本人が行うのが基本だったが、役人が対応した例もある。また、通知内容を記した書付の交付が、上覧仰付については「専弘」から、上覧日については「専意」から確認できる。

〔五月一四日 床・花瓶等拝見〕手伝いの門弟一名(のちに増員)を連れて登城。

黒書院溜之間で床・花瓶・砂鉢・花台などを拝見し、寸法を測定する。

御殿へ上がる場所は、下組・上覧当日を含め、専意は玄関、門弟は中之口だ

った。家元が立花上覧関係で玄関から上がったのはこの時だけで、他の参府記では中之口となっている。なお、継目御礼と御代替御礼では玄関から上がっている。

〔五月一七日 下組〕手伝いの門弟二名(のちに増員)を連れて登城。黒書院溜之間で下準備をする。

専純の時にはなかった登城で、寺社奉行側からの提案によって実施された。

「専意」五月一〇日条

和泉守殿方手紙^{ニ而}呼^ニ参、請書遣し、直^ニ罷出候へハ、兵左衛門被出逢、十八日朝五ツ半時迄^ニ四瓶共^ニ出来揃候様^ニ致さす而ハ不宜候^ニ付、前日十七日半分指置候而ハ如何之由尋^ニ付、左候ハ、木之向を十七日^ニ指、草之向を十八日^ニ指候へハ、十八日五ツ半迄^ニ出来立可申段申候へハ、然者其通可然と被申、

上覧の時間までに必ず完成させる必要があったため、前日に作業を半分ほど進めておくことになったのである。前日に挿す「木之向」とは、松や檜など木物と呼ばれる花材を、当日に挿す「草之向」とは、燕子花や菊など草物と呼ばれる花材を指す。下準備はこれ以前に旅宿でも行うが、城内で行った場合、木物を挿したままにできるという利点があった。

なお、「専意」「専明①」では午後に登城、「専弘」「専定」「専明②」では午前中から登城という違いがある。後者の場合は、家元と門弟に料理が下された。場所は、家元が医者の間(医者溜りとも)、門弟は上台所だった(後述の上覧当日も同じ)。

〔五月一八日 立花上覧〕手伝いの門弟二名(のちに増員)を連れて早朝から登城。黒書院溜之間で草物を挿し、立花・砂物計四瓶を完成させる。家元と門弟は他の部屋に移って休息・待機し、その間に上覧が行われる。上覧終了後、寺社奉行などから立花が上意に叶った旨告げられ、下城する。

「専意」五月一八日条

御目附曲瀧勝次郎殿度々御見廻、其外彼は御見廻有之候得共、御挨拶不申、花指立申候、(中略)和泉守殿御挨拶有之、花之道具書付いたし候様^ニとて、奉書五枚斗とち候帳出申候^而、三瓶之花形付砂物迄七ツ道具・

あしらひ・草とめ・木とめ迄も書付候様被仰、認申候、和泉守殿へ御落手被成、

見回りに来た幕府側の人物に挨拶せず、作業に集中するのは以後恒例となり、専弘では事前に「御貴人様にても御挨拶ハ不仕候」と断りを入れている。専純の時と同じように提出した花材一覧は、他の参府記では「花組書付」などと表記される。「専弘」以降は、下組の日に提出するようになった。

休息・待機の場合は、「専意」では松之間とするが、参府記により異なる。また、昇殿している間に二回料理を下されるのが通例となった。どの時点で下されるかは一定せず、「専意」では四瓶完成後と、上意に叶った旨告げられた後だが、「専定」では作業前と四瓶完成後、「専明①」では四瓶完成後と老中の見分後、「専明②」では真と行の立花三瓶完成後と砂物完成後となっている。

上覧終了後の立花は、城内の別の場所へ移された。「専意」では西の丸へ、「専定」では立花一瓶が奥へ、砂物は西の丸へ、「専明①」では真の立花は御座之間へ、行の立花と砂物は西の丸へ、「専明②」では奥へ移されている（「専弘」は不明）。〔五月十九日 御褒美頂戴〕 寺社奉行の屋敷へ参上し、褒美の白銀一〇枚を受け取る。その後、日を改めて寺社奉行から京都町奉行の添状に対する返書を受け取り、帰京後、町奉行への報告時に提出する。

（２）安永四年の立花上覧（池坊専弘）

「専弘」は他の参府記に比べ簡略な記述になっており、「専定」以降の参府記に先例として挙げられているために判明することも多い。

専弘は、継目御礼終了後、その日のうちに立花上覧願を提出した。これは御代替御礼の場合も含め、恒例となった。専意の時に、幕府からの沙汰がないことが判明したので、御礼後一日待つ必要がなくなったためであろう。

登城する際の手伝いのうち一名は、「同姓 小野木工」だった。この「同姓」とは、池坊が小野妹子の末裔と称することによる。小野木工は実際には専純室の甥で専弘の後見人でもあった永田彦四郎（華亭）だったと考えられる。そして、木工の存在によってか、床・花瓶等拝見の時の手伝いが二名に増員された。「専弘」一〇月一七日条からは、準備の分担がわかる。込藁（藁を束ねて枝を挿し、固定する道具）と花具（花材）は池坊が、手桶に入れた水、砂物に使

う砂、汚れ防止のための毛氈などは幕府側が用意することとされた。砂は先年と同じく寒水石とされているので、専純の時の備後産水晶石から専意の時に変更されたのだろう。

専弘の時の最も大きな特徴は、下組で木物を挿すのは行の立花と砂物の計三瓶にとどめ、真の立花一瓶は上覧当日にほぼ最初から作業したことである。

「専弘」一〇月一六日条

御当日外之三瓶ハ五ツ半比^ニ被仕廻、真花一瓶ハ前日下組不仕、当日^ニ四ツ時^ニ被取組候様ノ手組可然ト被申候事、

「専弘」一〇月一七日条

真之花一瓶之儀者、御当日仕立候共、真・請・流等者、下拵仕置持参仕、夫方立込、其外之品者、荒道具方仕立候^ニ者、一時半程相掛^リ、四半時方取懸^リ候ハ、八時前迄^ニ出来仕候様可相成奉存候、

「専弘」一〇月二五日条

御花瓶三瓶共こみ仕込、行式瓶并砂物木ノ向下組いたし、水張并御砂鉢砂も入、五ツ半比仕廻候所、

真・請・流枝など骨格となる部分については下拵えをしたが、それら以外は上覧当日に「荒道具」すなわち手を加えていない状態から作業することになったのである。二五日条には黒書院の簡略な図が描かれており（写真4）、溜之間の床に〇印が三つあって、真と行の立花計三瓶が飾られる場所を示しているが、黒書院下段の床にも〇印が一つある。ここが、当日真の立花の作業をした場所であろう。

「専弘」は、上覧当日である一〇月二六日条の記述が登城したところで終わっており、詳細については別記があったと考えられるが現存しない。ただし、「専定」四月朔日条に先例が書き上げられる中で「御当日真之立華者 上覧被為 在候間、荒拵方差立」とあるので、真の立花が仕上がっていく様子を將軍徳川家治が見たことがわかる。

そして通常とは異なるこの立花上覧は、褒美の加増をもたらした。

「専弘」一〇月一日条

同日夕方御褒美先規之外御加増有之事、

具体的には白銀一五枚だったことが、「専定」から判明する。なお、当時は老中兼側用人の田沼意次の全盛期にあたり、「専弘」にも、立花と砂物を進上するなど、意次との交流が記されている。翌安永五年(一七七五)には意次の勧めによって、専弘は立花五〇図・生花五〇図を描いた巻物を幕府へ献上しており、意次は池坊の花に高い関心を持っていたらしい。特別な立花上覧の実現にも、意次の関与があつたかもしれない。

(3) 寛政九年の立花上覧(池坊専定)

「専定」には、専弘の時の「格別上覧」が先例として挙げられているが、それを継承することではなく、上覧前日に四瓶の下組を行うというやり方に戻っている。幕府側からの要請がなかったためであろう。

下組と当日の手伝いについて、前回のような同姓の者はいないという理由で、二名から三名に増員することを願い出て、認められた。また、専意の時に登場した花組書付は、この時から参府記にも写されるようになったので、詳細が判明する(写真5)。実際の立花と照合できるように、七九の道具については、どの位置にどの花材を使ったかわかるように書かれている。

この時の専定の作品は版画にされ、専定の作品集に収録されている。かつての肉筆画に代えて版画をすることで、多くの人が上覧の立花の姿を知ることができるようになった。

(4) 文政五年の立花上覧(池坊専明)

専明は寺社奉行の役人から、専定の時に続いて手伝いの門弟が三名であることと理由を尋ねられた。

「専明①」二月二日条

寛政之度立花相勤申候之節、門弟三人召連申候之儀者、都而近躰之立花者追々甚密^三相成、格別^二あしらい枝等数多差立申之儀^二付、先例^ハ、兩人召連候得とも、別段^二相願、三人召連申候、立花が複雑になり、あしらいの枝(七九の道具以外の補助的な枝)が多くなつたので、三名必要になったという主張である。

「専明①」の特徴としては、花の寸法を記していることが挙げられる。二月一〇日条によれば、真・行の立花が高さ四尺七寸、砂物が横九尺、高さ五尺で

あつた(高さは込藁から上)。

また、「専明①」二月一五日条には、御数寄屋方の鈴木宗休から、「此度上覧之立花彫刻^二相成候ハ、内々御城内へ差出候様^二依頼を受けたことが記されている。専明の作品集に収録されているのと同じ版画が、江戸へも送られたと推測される。

参府記を通覧すると、家元の江戸到着時、門弟とともに江戸の花屋も出迎えにやって来ている。門弟の記録のうち、「専明①」に近い年次のところに、花屋へ遣わした文書が写されており、花具(花材)の調達を依頼していたことがわかる。

『門弟仮留帳』(華道家元池坊総務所蔵) 文化一四年(一八一七)

江戸華屋(遣文)

其方事、華道執心故、永可被相守家伝候、当坊出府御用御華之節者、花具可有調達者也、

(5) 天保九年の立花上覧(池坊専明)とその後

「専明②」の江戸滞在中の内容については、本紀要掲載の翻刻と解題を参照されたい。帰京後は前回同様、立花を版画にして江戸へ送った。大老井伊直亮をはじめ、「都合三十六冊差出申候」とある。この表記から冊子状になっていたことがわかるが、現存する「関東上覧図」がこれにあたる(写真6)。門弟などへの頒布も想定される。参府記と現存する絵図を見る限り、四瓶の真の枝の花材は、専純以降変わらなかったと考えられる。

家元の参府記は「専明②」が最後となったが、嘉永七年(一八五四)、安芸国忠海在住で専明の高弟だった灌園房が、専明の代理として御朱印御改のために参府している。ただし、立花上覧は行われていない。

そして、元治元年(一八六四)、將軍徳川家茂が上洛した機会をとらえ、池坊専正は二条城で継目御礼と御代替御礼を済ませた。池坊側は立花上覧を望んでいたが、家茂が大坂城へ移動したため、果たせなかったのである。

おわりに

御成の場で立花を担当したことや、江戸城内で立花を上覧に供したことは、華道家元にとって名誉なことであり、幕藩体制の中で池坊がその地位を確固たるものにするための重要な出来事だったといえる。また、立花上覧の準備から当日、さらには事後処理までの過程では、京都から連れてきた門弟、江戸在住の門弟、幕府関係者が様々な動きをしており、多様な人的交流が垣間見えるが、今回は詳細を明らかにできなかった。今後の課題としたい。

【注】

- (1) 家元の称号は江戸中期以降に一般化するが、本稿では便宜上江戸前期にさかのぼって用いる。
- (2) 本紀要所収「(翻刻) 華道家元池坊総務所蔵『御朱印御改御代替御札参府記』」。本稿での略称は「専明②」。
- (3) 立花上覧の歴史を述べたものとしては、池坊中央研究所「池坊歴史紀行第十三回 江戸城」(『華道』二〇一五年一月号)、拙稿「江戸東京歴史探訪第九回 將軍への立花上覧」(『華道』二〇一九年九月号)、拙著『1日5分 いけばなの歴史』(淡交社、二〇二二年) などがある。
- (4) 御成については、『徳川將軍の御成』(徳川美術館、二〇一二年) を参考にした。
- (5) 深田てるみ「江戸時代初期の紀州徳川家上屋敷における座敷飾にみられる立花について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集(北海道)』、一九九五年)。
- (6) 山根有三「立花様式の完成—二代専好の生涯と作品を中心に—」(『専好作品の研究史料とその解説』(『花道史研究』中央公論美術出版、一九九六年)、熊倉功夫『後水尾天皇』(岩波書店、一九九四年)。
- (7) 深田てるみ「江戸時代前期の加賀前田家本郷邸における御殿の性格—座敷飾にみられる立花などの花を中心に—」(『日本建築学会大会学術講演梗概集(東海)』、一九九四年)。
- (8) 『加賀藩江戸屋敷—本郷邸の儀礼とくらし—』(石川県立歴史博物館、二〇二〇年)。
- (9) 島津家文書中の島津邸指図を用いて御成を分析したものとして、藤川昌樹「寛永7年島津邸御成における御殿の構成と式次第」(『日本建築学会計画系論文集』五三九号、二〇〇一年) がある。

- (10) 土田美緒子「—資料紹介—『御数寄御成の記』(仮題)」(『尚古集成館紀要』四号、一九九〇年)。「黎明館企画特別展 茶の湯と薩摩」(鹿児島県歴史・美術センター黎明館ほか、二〇二二年) には御寝殿の座敷飾り絵図のカラー図版が掲載され、史料名は『御数寄御成記』となっている。
- (11) 小林善帆「徳川家康が生きた時代のいけばな—たて花、抛入、立花」(笠谷和比古編『徳川家康 その政治と文化・芸能』宮帯出版社、二〇一六年)。
- (12) 『いけばな美術全集第四巻 立花の大成』(集英社、一九八二年)。
- (13) 前掲『徳川將軍の御成』。
- (14) 岡西家については、森谷尅久「池坊における家元制度とその組織」(『いけばな美術全集第八巻 生花と流派』集英社、一九八二年) に若干の言及がある。詳細については、別に検討の機会を持ちたい。
- (15) 曝木(しゃればく)。風雨や天日にさらされた枯木のこと。
- (16) 下簀板、下素板とも表記する。砂鉢の口よりやや下がったところにはめる板で、その下は水で満たし、その上に砂(小石)を敷き詰める。他の参府記では底板を拝借したとも記されるが、これは砂鉢の底に敷く板で、砂物の中心軸となる胴木を打ち付けて固定する。
- (17) 『第二永代門弟帳』(華道家元池坊総務所蔵)。入門時は厩橋(前橋)藩主で大坂城代。
- (18) 他の参府記では、下組とも表記される。下準備のことで、実際に器に挿してみるところまで行う。
- (19) それぞれ立花上覧日の条。おおむね「黒書院で池坊の立花を御覧になった」という内容だが、寛政九年専定の時は、四瓶の花材が詳しく記されている。
- (20) 『立花上覧絵巻』(『いけばな美術全集第五巻 立花の展開』集英社、一九八二年)。
- (21) 『いけばな美術名作集第五巻 専定代花瓶花図』(日本華道社、二〇〇六年)。
- (22) 『いけばな美術名作集第七巻 専明瓶華集・専明挿華集』(日本華道社、二〇〇七年)。
- (23) 『東路日記 灌園房』(竹原市立図書館蔵)。
- (24) 「(翻刻) 華道家元池坊総務所蔵『御代替御札継目御札記録』」(『研究紀要 元離宮二条城』三号、二〇二四年)。

(華道家元池坊総務所池坊中央研究所主任研究員)

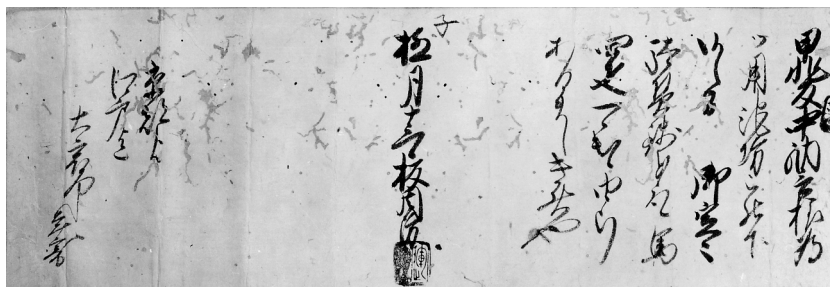


写真1 京都所司代板倉重宗触状

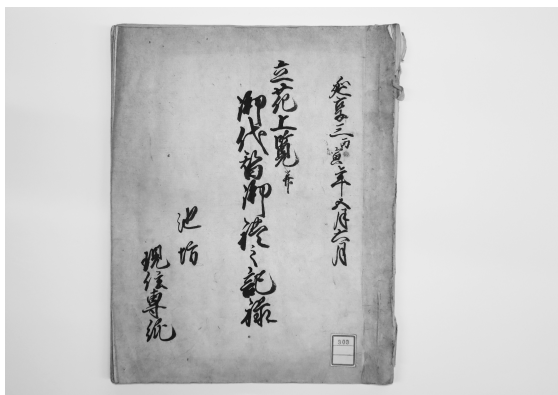


写真3 「立花上覧并御代替御礼之記録」

(「専純②」) 表紙

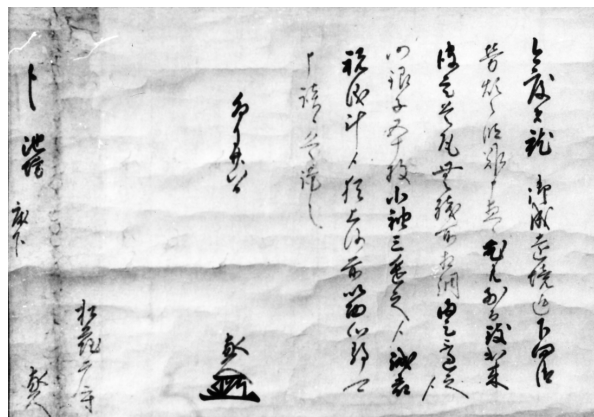


写真2 島津家久書状



写真5 「専定様御参府」(「専定」) 花組書付

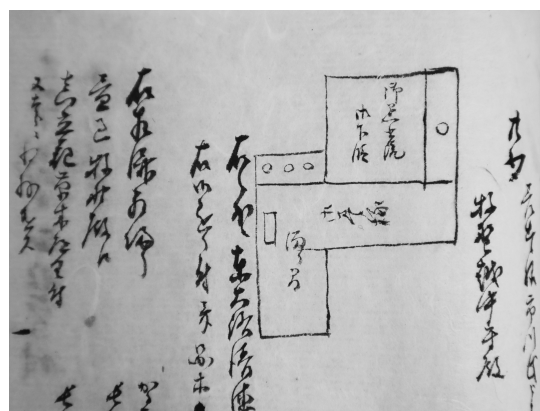


写真4 「出府日記控」(「専弘」) 黒書院の図

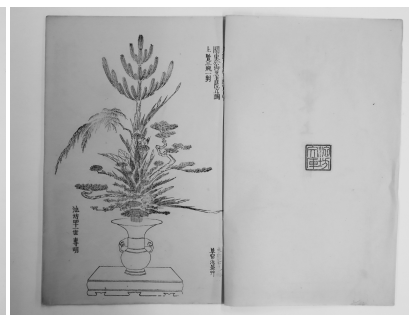


写真6 「関東上覧図」(天保9年池坊専明の立花・砂物)

【家元の参府記 一覧表】

年	享保 11	延享 3	宝暦 11	安永 4	寛政 9	文政 5	天保 9
西暦	1726	1746	1761	1775	1797	1822	1838
参府記	専純①	専純②	専意	専弘	専定	専明①	専明②
将軍	吉宗	家重	家治	家治	家斉	家斉	家慶
目的	継目	御朱印	継目・御朱印 ・御代替	継目	継目	継目	御朱印・御代替
京都出発	3月24日	?	2月13日	?	3月2日	閏正月2日	3月22日
江戸到着	4月5日	4月24日	2月24日	?	3月21日	閏正月22日	4月15日
旅宿	銀座三丁目 岡西卜立	麹町平川町	麹町平川町二丁目 尾張屋藤七	本郷元町興安寺 →本石町三丁目 大和屋	本石町四丁目 岩本徳左衛門屋敷 →浅草門跡地内 善照寺	茅場町薬師別当 智泉院	茅場町薬師別当 智泉院
着府届	4月6日	?	2月26日	?	3月23日	閏正月23日	4月17日
継目御礼関係							
寺社奉行に願出	4月6日	—	2月29日	9月?日	3月26日	閏正月24日	—
継目御礼	4月15日	—	3月15日	10月1日	4月1日	2月1日	—
時服拝領	4月19日	—	3月20日	10月7日	4月5日	2月5日	—
御朱印御改関係							
御朱印写持参	—	?	2月28日	—	—	—	4月18日
着帳	—	?	2月28日	—	—	—	5月18日
御朱印御改	—	5月26日	3月29日	—	—	—	5月24日
御代替御礼関係							
寺社奉行に願出	—	5月23日	3月22日	—	—	—	4月17日
御代替御礼	—	6月1日	4月1日	—	—	—	4月28日
時服拝領	—	6月10日	4月7日	—	—	—	閏4月3日
立花上覧関係							
立花上覧願	—	5月12日	4月2日	10月1日	4月1日	2月1日	4月28日
立花上覧仰付	—	5月11日	4月26日	10月5日	4月18日	2月6日	閏4月6日
上覧日通知	—	5月16日	5月7日	10月20日	4月26日	2月8日	閏4月18日
床・花瓶等拝見	—	5月16日	5月14日	10月22日	5月1日	2月10日	閏4月20日
下組	—	—	5月17日	10月25日	5月3日	2月11日	閏4月23日
立花上覧	—	5月18日	5月18日	10月26日	5月4日	2月12日	閏4月24日
御褒美頂戴	—	5月29日	5月19日	11月1日	5月6日	2月14日	閏4月26日
江戸出発	5月6日	6月24日	5月26日	?	5月20日	3月1日	5月25日
京都到着	5月22日	7月6日	6月12日	12月?日	6月28日	4月10日	6月19日

※参府記欄に記載しているのは略称。正式名称は本文参照。

※旅宿欄には、江戸滞在中に旅宿の変更があった場合、一で前後関係を示した。

※日付は、当該参府記に記されているもののほか、のちの参府記に先例として挙げられているために判明するものもある。

研究ノート 近世における二条城の「番所」

杉谷 理沙

【要旨】

本稿では、近世二条城の様々な番所について検討する。現在、元離宮二条城には東大手門に近接する番所が残っているが、近世においては複数の番所が存在した。番所は、寛永行幸の頃には境界(各御門前)に配置されていたが、二条在番による警衛体制が整って以降の絵図には境界に加え各御蔵前に番所が配置されている様子が見える。これは二条城が、実質的に幕府の米や銀子を貯蔵する施設という機能を持つようになったことと連動していると考えられ、二条在番による二条城警衛の役割には、これらの警固という面も含まれていたと考えられる。

はじめに

本稿は、近世における二条城の「番所」について、特に二条在番との関わりにおいてその機能や役割を検討するものである。

現在、元離宮二条城には東大手門入ってすぐ北側に番所が現存している(口絵4)。この番所は寛文三年(一六六三)に建てられたもので、全国でも数少ない現存する城郭の番所である。実は、かつて二条城には複数の番所が存在した。大番頭堀田正民による「二条在番手留」(神宮文庫蔵、五門一〇九号。『研究紀要元離宮二条城』第三号に翻刻を掲載。以下「手留」とする)には、柳番所・北門内番所・西御門切手番所・二之丸番所・与力番所・西御門内奥之番所・西御門与力番所といった様々な番所が記録されている。しかしながら、特定の番所が単に「番所」と記されていることが多く、文面だけでは判別が難しいことや、同一の番所が様々な名称で呼ばれることもあり、これらが城内のどこに存在し、どのような機能があり、誰が担当したのか等明らかでない部分が多い。そこで本稿では、まず二条城全体の番所の名称と場所の整理を行い、その全体像を把握することを目指す。

ここで、近世の二条城に関する概要を述べておきたい。⁽¹⁾ 二条城は、幕府から派遣され、一年交代で二条城内に居住した二条在番の大番組と、二条城近辺に

居住した御門番組や御殿番らによって警衛・維持・管理が行われていた。二条在番は寛永一二年(一六三五)に制度が整えられたもので、一組につき大番頭一名・組頭四名・番士四六名、および与力一〇騎・同心二〇騎によって構成され、江戸から赴任してきた二組が二条城を警衛した。御門番組は東西御門番頭を筆頭として、二組が東西の門番を担当した。御殿番は代々三輪家が担当し、その名の通り御殿(二之丸御殿)の管理などを行った。

一 やまざまな番所

(1) 時代別の番所の比較

寛永三年(一六二六)、二条城への後水尾天皇の行幸が行われた。これを迎えるにあたり、二条城の城域は西側に拡張され、この部分に本丸が新造された。また行幸御殿も築かれた。行幸の翌年以降、行幸のために造られた諸施設は順次他所へ移築された。それと同時に、二条城警衛体制が整備されていくのに伴い、城内に諸役人の小屋や長屋が築かれていく。東西の番頭小屋および番衆小屋が新造されたのは寛文三年(一六六三)で、この時点で二条在番による警衛体制が完成したと言える。⁽²⁾

表1は、大工頭中井家による寛永行幸に際しての作事記録から番所を抜き出

表1 寛永2～3年の二条城内外の番所

名称	坪数
御番所	3 坪
〔御本丸西口之高麗御門〕番所	3 坪
〔御唐門〕番所	3 坪
〔御門矢倉御長屋→〕番所	12 坪
〔御二之丸西橋→〕番所	3 坪
〔南突違御門→〕番屋	10 坪
二ノ丸外番所式ツ	
〔北突違御門→〕番所	10 坪
太鼓番屋	4 坪 5 分
御二ノ丸北御門番所	16 坪
御築地御門番所	19 坪 5 分
北ノ辻御番所	10 坪
御城外艮隅御番所	26 坪
御城外巽角御番所	31 坪
神明町通猪熊町通大宮町通古番所（三ヶ所繕）	
御城外坤隅御番所	30 坪 5 分
二ノ丸外乾角御番所	20 坪
追手御門御番所	30 坪
二ノ丸外二条通御番所	22 坪

〔凡例〕
・「寛永二丑年より寅ノ年迄二条御城御作事（大工数覧）（相賀徹夫編集・発行『元離宮二条城』小学館、1974年）より作成。
・順番は史料の記載順。
・（ ）内は前条に記されている場所を示す。本文に「一、同～」とある場合はそのまま、「同」で結ばれていない場合は→を記入した。

したものである。二条城の作事として、城外の番所も記されている。図1は、行幸御殿・行幸後取り壊された部分、および残された部分を示した絵図である。便宜上、番所の位置を黒塗りで示した。図1のトレース元絵図は、天保一五年（一八四四）に大工頭の中井によって作成されたものだが、行幸御殿取り壊し後、寛文三年以前の様相を示している。表1において場所の比定が難しいものもあるが、表1と図1を照合するに、共通して存在する番所、表1にあつて図1にない番所（行幸後なくなった番所）、表1になく図1にある番所（行幸後造られた番所）、と分けられる。また総じて、これらは二条在番が二条城を警衛する体制が整う以前の番所の配置を示している。

対して、天保一四年（一八四三）の絵図をもとに番所の配置を示したものが図2である（図2②に示した本丸は天明八年（一七八八）の大火により焼失）。城外と城内をつなぐ御門に置かれた番所は共通しているが、唐門そばの番所・鳴子門の番所・南中仕切門の番所はなくなり、一方で各所の蔵のそばに番所が置かれるようになっていいること、また③の柳番所（足軽番所）が追加されていることがわかる。この時代、二条城には複数の米蔵が存在し、ここには將軍直轄領の年貢米が詰米として貯えられていた。また米蔵だけでなく金蔵も存在しており、本丸・二之丸とも金蔵のそばに大番所が置かれていることがわかる。

後に述べるが、この両大番所は二条在番衆の詰所であり、番衆により金蔵を見張る機能もあわせ持つものであったと予想される。

（2）各所の番所

次に、図2にみえる各番所について見ていきたい（各絵図の正式名称等は表2凡例を参照）。

① 北御門前の番所

北御門周辺は所司代の管轄で、二条城と城北の所司代屋敷を往来する際の通門であり、在番の番頭であつても自由に出入りすることは出来なかった。①は大体の絵図に「番所」とあるが、天保一四年（一八四三）の歴彩中井には「モノオキ」とある。それ以上の詳細は不明。

② 北御門番所

①と同じく所司代の管轄であり、中井35には「所司代与力同心」と、中井37には所司代の「与力」とある。北御門を通行する必要があるときにはこの番所でチェックされたと考えられる。

③ 柳番所（足軽番所）

「手留」など大番頭の在番日誌には、両大番頭が北御門から出城して所司代屋敷へ向く際、この「柳番所」前で落ち合い、また別れの挨拶を行っている様子が頻繁に見える。つまり、柳番所は両番頭が北御門へ出るための中継地点であつた。

柳番所は足軽番所とも呼ばれた。中井35には「大御番頭足軽番所」とあり、丹波亀山藩及川家文書の「二条城図」には「東小屋足軽」とあつて、番頭の足軽、とりわけ東組番頭配下の足軽が詰めていたと考えられる。すなわち、番頭付の足軽にも城内での役割が与えられていたことがわかる。

中井家文書の「柳ノ番所見分帳」によれば、柳番所は六帖で、南面に出格子が付けられていた。また、文政四年（一八二二）の「手留」には「柳番所前石橋を越」と、また文久元年（一八六一）の所司代酒井忠義の日記にも「足軽番所前石橋」とあり、番所前に石橋があつたことがわかるが、絵図類には描かれていない。

④ 二之丸御門同心番所

建物自体は米蔵に附属し現存している番所である。この場所は「二之丸御門」の入口にあたり、⑥の大番所へ行く際など番頭や番衆はこの門を通った。なお、行幸御殿取壊前は唐門脇に番所が存在したが、これはなくなっている。「手留」を見るに、番頭らが唐門をくぐるのは城内見分の際のみであって、日常的に唐門が通用門として使用されることはなかった⁹⁾。またこの番所は米蔵にも隣接していることから、これを警固する機能もあつたと考えられる。

中井35には「東御番頭同心番所」とあり、東組の同心が詰めたことがわかる。現存のこの場所には、同心によると思われる落書きが多く残されており、その一例が写真1である。年・日付・〇〇組同心と記されているものが多く、同様の文言が柱全体や番所内部にも見られる。ここに記されている四月中旬は、二条在番の交代の時期にあたり、つまり同心は自身の在番時期と所属を記し残したと考えられる。同様の落書きは、後に述べる⑥御料理之間の室内にも見え、このように在番の痕跡を残すことが一種の慣例となつていたのであろう。

⑤二之丸御門与力番所

多くの絵図に「与力番所」と、とりわけ中井35には「東御番頭与力番所」とあり、東組の番頭付与力が詰めたことがわかる。④と同じく、二之丸への往来および米蔵を見張る機能のものと考えられる。

⑥御料理之間／二之丸大番所・東大番所(口絵5)

現在、元離宮二条城において「御清所」と呼ぶ建物である。近世においては「御料理之間」、あるいは「二之丸大御番所」「東大御番所」と呼ばれた。ここは四つの部屋からなり、中央の小部屋を除いて畳敷きで、大部屋には囲炉裏が備えられている。囲炉裏からは煙突が出ており、煙を外へ排出した¹⁰⁾。

二之丸の御料理之間自体は、寛永行幸当時から存在した(中井34)。しかしながら、行幸御殿が取り壊される以前は、二之丸御殿内の御料理之間西に「御番所」が置かれており、取り壊し後にその機能が御料理之間へ移されて二之丸大番所と称されるようになったと考えられる。大番所として用いられるようになって以降も「御料理之間」とは言うが、行幸以降日常的に料理を専らとして用いていた記録はない¹²⁾。行幸御殿修造時に厩が置かれ、それが無くなって以降も同所を御厩曲輪と呼び習わしたのと同様、その機能にかかわらず、かつての

名称がそのまま残されたのだろう。

また、天明八年(一七八八)の本丸焼失以前は、本丸内に「西大御番所」(⑪)が存在し、一方の二之丸大番所は「東大御番所」と呼ばれた。中井35には⑥が「東御番衆詰所」、一方の⑪が「西御番衆詰所」とある。すなわち、二之丸の大番所には東御番衆(先登組)が、本丸の大番所には西御番衆(跡登組)が詰めた。そして、焼失後は⑥のみが大番所となり、東西双方の番衆の詰所となった。国立公文書館内閣文庫蔵「雑事記」(請求記号・二一三・〇三二・『紀要』第三号に翻刻を掲載)には、二条在番は「一ヶ所の御番所を両組にて八番に勤む」ため、二ヶ所の御番所に勤番しなければならない大坂在番よりも好ましいと記されているが、勤めるべき御番所が一ヶ所しかないのは、西大番所が大火によって焼失したためであった。

この二之丸大番所には大きく分けて二つの機能があつた。番衆の詰所としての機能と、幕府関係者と番衆との対面所としての機能である。

①詰所としての機能

右に述べたように、二之丸大番所には東西の番衆が輪番で詰めた。おそらく、月番の番衆が担当する月に詰めたのだろう。

④同心番所の項でも述べた通り、もと二之丸大番所、現在の御清所内部の柱や壁面には、膨大な数の落書きが残されている。口絵6に挙げた絵もそのひとつで、多くは墨や掘り疵・掻き疵による文字である。その一例を写真2に挙げた。故郷を想う歌のようなものや、明和九年(一七七二)に「下立売下ル武衛町」で火事があつたという旨の文言も見えるが、多くは「年月日・『大納婦(あるいは大泊納)』という文言・名前」という構成になっている。

まず年月日は、そのほとんどが三月末〜四月上旬の日付となっており、これは二条在番の交代の時期にあたる。また、刻まれている文字の中には「四月有明帰府」(四月、明け方に江戸へ帰る)というものがある。そして、書かれているのは大番士の名前である。例えば口絵6には、宝暦七年(一七五七)のものとして「平岩親信・長尾景親・雨宮正央・八重盛教道」とある。平岩親信は宝暦二年(一七五二)から天明四年(一七八四)まで、長尾景親は宝暦五年(一七五五)から間を空けて明和五年(一七六八)以降まで、八重盛教道は寛保元

年（一七四一）から天明五年（一七八五）まで大番組に属した番士である。雨宮正央は大番組としての活動は不明だが、宝暦五年（一七五五）に御小性組として見える。¹⁶ ちなみに、宝暦七年四月に在番を終え帰府したのは、七番組（番頭は酒井忠香）と一〇番組（番頭は堀田正実）の大番衆であった。これらを勘案すると、帰府を控えた番衆は、大番組勤めを納める最後の日に、在番の痕跡を残していったのではないだろうか。これら御清所の落書きについては引き続き調査を進めている。その詳細な検討は今後の課題としたい。

②対面所としての機能

本書所収「二条在番諸絵図外絵図」の4・5・13・30（以下、諸絵図〇と表記）に見えるように、二之丸大番組は老中・所司代・目付が来城した際の番頭・番衆との対面所としても使用された。例えば、嘉永三年（一八五〇）に老中松平乗全と所司代内藤信親が来城した際は、両者は北御門から入城し北御門櫓を見分した後、二之丸御門をくぐって米蔵と台所を見分、その後二之丸大番組に上がり、組頭が着座場所の案内をした。着座後、老中松平は上意を申し渡し、番頭らが御礼を述べ、老中・所司代は退出している。¹⁷ このように、二之丸大番組には老中や所司代、目付、番頭の出座があった。ちなみに、彼らが落書きをどう認識していたのかは知る術がないが、これらが咎められた形跡はない。

⑦廊下橋御門番所

本丸と二之丸をつなぐ廊下橋付近に存在した番所である。絵図類には単に「番所」とあるが、中井家文書の「所々鑑有所之覚」に「廊下橋同心番所」と、京都大学附属図書館蔵中井家文書の「二条御城中御廊下橋御普請仮小屋絵図」にも「同心御門番所」とあって、東西番頭の同心が詰めたと考えられる。また、貞享三年（一六八六）の破損見分の記録によれば、番所が置かれた東寄三間分に床が張られていた。¹⁹ ちなみに、廊下橋南御門および廊下橋二階は両番頭により厳重に封印が施されている。²⁰

⑧東御門番所

二条城内で唯一独立した番所として現存しているものである（口絵4）。中井35には「山岡七右衛門与力」と記されている。山岡七右衛門は『柳営補任』の「二条御城代」の項に最後の城代として見える人物である。同史料には、「（前

略）廿日代り東西御門番勤、但西御門二条御城番ト号、往古ハ老人宛、同心三十人属ス、山岡七右衛門跡江御定番式人被仰付」とある。ここで東西御門の警固について今一度確認しておく、寛永二年（一六二五）に伏見城門番をとめていた春日・柘植が二条定番（東御門は城代とも言う）となり、春日が東大手門を、柘植が西御門の警固を担当することとなった。これらは元禄一二年（一六九九）に御門番組として再編成され、両御門番頭の下にそれぞれ与力一〇騎、同心二〇人が所属する体制となる。²¹ この再編成前の最後の城代が山岡七右衛門であった。

ここは絵図類に「御門番預り」とある。²² すなわち、東御門番所は一貫して城代（定番）あるいはその後続となる御門番組の管轄であって、二条在番が担当するところではなかった。

⑨北中仕切門の番所

北中仕切門付近に存在した番所。絵図類には単に「番所」とある。表1に見える「北突違御門」付近の番所がこれにあたると考えられる。ちなみに、寛永の時点で存在した南中仕切門の番所がなくなっているのは、同所に西番衆小屋が建てられたためと考えられる。

⑩西番頭小屋の番所

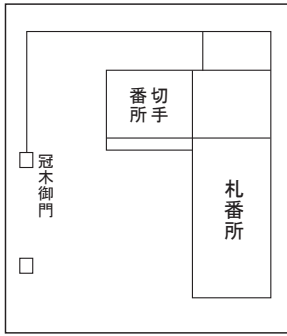
歴彩中井には「番所」とあるが、ほかには見えない。西番頭小屋の門番所か。

⑪本丸大番組／西大番組

⑥で述べたように、本丸大番組は本丸北西に位置していたが、天明八年（一七八八）の大火による本丸火災に伴い焼失し、その後再設置されることはなかった。大火以前の絵図では、⑪が「西大御番所」、⑥が「東大御番所」と呼び分けられているが、焼失後は⑥のみ大番組、あるいは二之丸大番組と称されるようになる。また、二章で述べる「誓詞箱」は、焼失前は西大番組に置かれていたが、焼失後は東大番組（二之丸大番組）に置かれるようになった。²³ なお、西大番組の東隣には金蔵が存在した。二之丸大番組の隣にも金蔵があったことから分かるように、大番組は番衆の詰所であり、かつ金蔵を警固する機能をあわせ持つものであったと考えられる。

⑫西奥番所

●枅形番所



(諸絵図42より作成)

中井35には「鈴木市兵衛与力同心」とある。鈴木市兵衛は、⑧で述べた山岡七右衛門と同時期の二条定番で、同じく元禄二年(一六九九)に門番頭へと替わる前の最後の定番であった。諸絵図42には、「御門番頭小林弥兵衛」とあり、東御門番所同様、この番所は御門番組の管轄であった。つまり、東御門番所と対になる西御門番所はこの西奥番所を指す。そして、諸絵図42や「手留」文政三年(一八二〇)四月一七日条に見えるように、二条在番の交代に際し、番頭は西御門から城入りし、御門番頭の案内で西奥番所へ入り交代の儀を行っている。

⑬ 枅形番所／札番所および切手番所

天保五年(一八三四)の「二条御城中西御門并内廻出来形絵図」に「枅形番所」とある通り、西門の枅形に配置された番所である。諸絵図42からわかるように、ここには札番所と切手番所が併設されていた(左図)。中井35には「両御番頭家来札改番所」とある。また幕末の安政元年(一八五四)に両番頭が所司代に宛てた城内警衛に関する覚には「西御門切手番所、私共家来人数相増、昼夜共勤番為仕可申候事」とある。すなわち、札番所・切手番所ともに枅形御門番所には両番頭の家来が詰めた。また、延享四年(一七四七)に丹波亀山藩及川家の及川周広が、諸家の絵図から情報を補記したという「二条城図」には、「此枅形内番所御定番同心一人、両番頭方侍一人、徒一人ツ、相詰、出入之札相改也」という小書がある。すでに定番は廃止されているため、定番がその後身にあたる御門番のことと解釈すると、この枅形番所には御門番組同心一人と、両大番頭の家来(侍二人、徒二人)が詰めたことになる。

さて、札と切手は、どちらも二条城に入城するための許可証であった。二条在番を担当する大番組の番衆は、京都への出立前に番頭から「御城御門木札」を手渡されている。

また、「二条在番登前留下帳上」の札番所宛の覚書には、「初而 御城中へ出入候医師者、迎送札ニ而組頭衆奥書之紙切手番頭裏判有之者通し可申候、二度目よりハ迎送札ニ組頭衆裏判之紙切手ニて可通

之事」とある。すなわち、初めて二条城に出入りする医者には、迎送札十組頭衆の奥書と番頭の裏判を捺した切手を持参すれば入城を許可し、二度目以降は迎送札十組頭衆が裏判を捺した切手を持参すれば入城を許可したことがわかる。このように、札と切手はセットで確認されたようである。また元禄一〇年(一六九七)頃の「御番所へ極月相渡候諸道具之覚」(中井家文書)には次のようにある。

一、西之御門札番所へ拙者共判鑑之札遣置申候、是者御城外御破損之節諸道具出候拙者共切手札ニ而出申候、此旨前方御番頭江申上、鑑札も懸御目、御番頭方札改番所へ被遣候、右之切手札拵候而拙者共月番之方ニ指懸申候、文意が取りづらい部分があるが、中井の署判と印鑑を付した札(番頭が目を通し札番所に渡したもの)が札番所に渡され、城外に破損箇所があった際に諸道具を持ち出す場合、これに加えて中井から用意した切手札(月番の者に渡した)を持参すれば、西御門を通行することが出来た、と解釈できるだろうか。

ところで、枅形番所に近接する西御門の控柱の貫にもまた、多く落書きが残されている(写真3)。此処の落書きは番所に残されたものと違い、多くは絵で、狐や船、また馬印と思われるものが掘られている。一部の文字には「元文二年巳四月十一日」とあり、また「遠江国豊田郡口崎村」といった地名も見られ、京都外からやってきた者が在城の証を残していることがわかる。

⑭ 高麗御門与力番所(本丸の与力番所)

本丸消失前にあった、本丸金蔵西側の番所。中井35には「西御番頭与力御番所」とある。すなわち、本丸焼失前には、本丸は西組、二之丸は東組という分担があったことがわかる。

⑮ 高麗御門同心番所(本丸の同心番所)

本丸西橋に存在した高麗御門付近に置かれた番所。中井35には「西御番頭同心御番所」とある。なお、本丸西橋も天明の大火により罹災し、架橋されていない時期があった。当然ながらこの期間には番所も存在しておらず、実際天保一四年(一八四三)の歴彩中井には、本丸西橋および高麗御門番所は描かれていない。一方、幕末に本丸天守台から撮影された写真(松戸市戸定歴史館所蔵)には西橋が写っており、橋は何時かの時点で再建されたらしい。なお、焼

失後を描く宮内庁中井には、橋・高麗御門およびこの同心番所が描かれており、この番所も再建された期間があったと思われるが、詳細は不明。

⑬米見番所

歴彩中井には「米見番所」とあるが、ほかの絵図には単に「米見所」とある。米蔵を警固するために置かれたと考えられる。また同様の「米見所」はそれぞれの米蔵付近に置かれていた。中井家文書の「御城内外跡御修復箇所之内手伝方永野屋七右衛門請負之分仕分御入用内訳帳」という史料には、「二之丸御台所前御米蔵附米見番所」とあり、絵図には番所と記されなくとも、これらは米見番所として認識されていたことがうかがえる。

その他——城外の番所

表1に城外番所が二条城作事として見えるように、二条城外の周囲には六ヶ所の番所が置かれていた。³³ 城外の番所については史料が少なく、その実態は不明ながら、『京都町触集成』には「御城番場六番所」とある。安政元年の寛には、「御城外柵木戸内往来之者共、口々番所に而相改候之様奉存候事」とあり、口々（三条口、竹屋町口など）に置かれた番所で、往来の者の改めを行っていたことがわかる。

また江戸東京博物館蔵「二条在番着後留」³⁶ 寛政一〇年（一七九八）四月二二日条には、次のようにある。

一、右進達書備前守召使ニ付我等老人大蔵大輔殿江罷越、進達候処、御承知之旨被御申聞候、
（遠藤風書、大番頭）
 （建部政賢、大番頭）
 （堀田正順、所司代）

（中略）

浅野老岐守組江戸表跡立之御番衆道中川支二而、今朝上着仕候、依之備前守組跡立之御番衆、明廿三日御番代仕候ニ付、夜八時方人馬御城内江呼入申候間、三条口柵木戸無滞入候様、被仰付可被下候、以上、
（長政、大番頭）
 （政賢、大番頭）

四月廿二日

遠藤備前守
 建部内匠頭

このとき、二条城には寛政九年（一七九七）の跡登組番頭遠藤胤富と、寛政一〇年の先登組番頭建部政賢が在城していた。この両者から所司代に宛て、川止めのため遅れて城入する番衆（寛政一〇年跡登組、番頭は浅野長致）の、三

条柵木戸の通行を許可するようお願い出ている。すなわち、口々柵木戸の通行許可を出すのは所司代であった。

二 番所の機能

（1）二条城の御蔵と番所

前章にて見たように、また図1と図2を見比べてわかるように、二条城の番所は各門前だけでなく、御蔵のそばに置かれるようになった。すなわち、番所には御蔵の警固としての機能もあつたと考えられる。

飯島千秋氏によれば、二条城の御蔵は寛永行幸に備えた一連の普請事業の中で修築され、正徳期（一七一―一六）頃には城内三ヶ所に三棟一戸前が、城外に一一棟二戸前が存在した。また寛政二年（一七九〇）段階では城内に五棟一七戸前、城外に一二棟二四戸前、証文蔵一ヶ所と縄藁入蔵一ヶ所が存在したというから、その数は増加している。³⁸ さらに、元禄六年（一六九三）頃には二条城に金蔵が存在せず、金蔵ではない御蔵に幕府の銀子が納められていたと言いが、元禄六―一二年の様子を表していると思われる中井35にははつきりと「金蔵」が描かれ、そばには番所も見える。

（2）番所に何を置いたか

記録類には番所に様々な物を置いていた様子が見え、警備に留まらない番所の位置づけが見えてくるように思われる。そこでこの節では、番所に置かれていた物を通じてその機能について考えたい。

①御黒印・御下知状・誓詞箱を置く

「手留」文政二年（一八一九）四月二六日条には次のようにある。

一、右相済、二丸御番所ニ有之 御黒印・御下知状之箱并誓詞箱、今朝出雲守小屋江取寄セ被置候ニ付、封印切拝見之上 御黒印・御下知状入半櫃、且誓詞箱之鍵、是又封し候而、両封印いたし候上、出雲守方二丸御番所江差越置被申候、尤切り替之節者用方之者罷出候、

右の前文では、両番頭が組頭衆と面会、例格の書付および所司代より下された在番の心得を組頭へ達して挨拶をかわし、各役者が誓詞の血判を行うなど、在番を開始するにあたっての儀礼を行っている。

ここで見える御黒印・御下知状は、「手留」に「寛永十七年三月七日御黒印老通」
 「慶長十八年七月十八日御黒印写老通」「下知状并伏見下知状写老通ツ、」とある。
 寛永一十七年(一六四〇)三月七日の御黒印および下知状は、同日に幕府が二条と大坂の在番に下した、在番の心得を定めた条々を指す⁽⁴⁰⁾。

また慶長一八年(一六一三)七月一日の御黒印写および下知状写は、次の黒印状とこれに付随する下知状が写されたものを指すと考えられる。

伏見在番之面々江之御条目并下知状

伏見城在番中法度

- 一、喧嘩口論堅令停止之上、於違背之輩者、不論理非、双方可為成敗、或親類、或依知音之好、令荷担者、従本人為曲事之条嚴重可申付事、
- 一、自然如何様之儀雖有之、不可出城中事、
- 一、在番中、若有用所、於罷出者、番頭兩人江相尋、可任其意、番頭用所付而者番衆中江相断へき事、
- 右嚴重可申付之、令用捨濫之儀有之者、兩人可為曲事者也、

慶長^(十脱)八年七月十七日 御黒印

井伊掃部頭とのへ
 (直孝)

渡邊山城守とのへ
 (茂)

なぜ伏見城の在番中法度が封印を施され大番所に置かれていたのかという
 と、伏見城の廃城および二条城の警衛体制確立の歴史が関係している。以下、
 渡邊忠司氏の論稿⁽⁴¹⁾よりその経緯をまとめておく。二条城の築城当初、徳川氏の
 軍事拠点は伏見城であった。慶長一二年には伏見城の城代に松平定勝、大番頭
 に右の史料に見える渡邊茂が配置され、元和三年(一六一七)には在番が一年
 交代と定められている。そして元和五年(一六一九)に伏見城の廃城が決定、
 寛永元年(一六二四)には伏見城の天守が二条城に移築された。徳川政権は廃
 城前に伏見城の恒常的警衛態勢を整えており、この伏見城の守衛部隊が二条城
 へ移り、二条城の警衛体制が形成されることとなる。寛永二年(一六二五)に
 は渡邊茂が二条定番に任命され、また前述の通り、伏見城の御門警衛を担当し
 ていた春日・柘植も二条定番へ移った。春日・柘植は東御門・西御門の警備を
 担当することとなった。渡邊は二条城代となり、また渡邊が大番頭であったこ

とから、二条城は大番組に所属する番衆三〇人二組、また城代に附属する同心
 三〇人が渡邊の配下として二条城を守衛することとなった。渡邊は寛永一二年
 (一六三五)に職を解かれ、これに代わって大番頭保科正貞・安部信盛が在番
 を命じられ、それぞれが番衆五〇人を引き連れて二条城へやってきた。これが
 二条在番の「濫觴⁽⁴²⁾」である。

すなわち、大雑把に言えば伏見在番は二条在番の前身であり、それゆえに伏
 見在番に下された在番中法度が、二条在番の基本法則のひとつとして、大番所
 にて嚴重に保管されていたと考えられる。

次に「誓詞箱」とは、その名の通り誓詞を入れる箱である。誓詞とは起請文
 のことで、初めて二条在番に従事する番衆は出立前に誓詞を提出し、精勤を神
 仏に誓う必要があった⁽⁴³⁾。また城入りの儀礼の際、御破損奉行や御弓奉行などの
 役者は、番頭の右筆が誓詞罰文を読み上げた後、これに血判を据え提出してい
 る。提出された誓詞は箱に入れて両番頭の封印を施し、二之丸大番所にて保管
 された。また誓詞箱の鍵は「月番箱」という月番の番頭が持ち回る箱に入れら
 れており、御黒印・御下知状・誓詞ともに嚴重な管理がなされていた。これら
 はいずれも在番としての心構えを規定した文書であり、これが二之丸大番所に
 保管されていたということは、ここが二条在番にとつての城内における拠点で
 あったことを概念的に示していると考えて良いのではないだろうか。

②諸道具を置く

前項でみた寛永一十七年(一六四〇)に幕府から出された条々には、「御番所
 に武具并得道具可置之事」とある。この条文の通り、番所には武器類が置かれた。
 諸絵図42には、⁽⁴⁴⁾西奥番所に置かれていた鍵等とみられる絵が描かれている。
 右側に置かれているのは三つ道具と呼ばれるもので、捕り物に使用する突棒・
 袖搦・刺股を表す。また文化七年(一八一〇)の御門番組与力による「月番控
 帳⁽⁴⁵⁾」には、西奥番所・東御門番所ともに鍵や鉄炮などの武器類が置かれていた
 ことが見える。

また「二条二之丸御番所御道具申送帳⁽⁴⁶⁾」には、二之丸大番所に置かれた武器
 類も書上げられている。これによれば、鉄炮や胴乱など武具に類するもののほ
 か、御紋付の提灯や御門の海老錠、鋸や斧といった実用品、棕櫚箒や手桶など

の掃除用具も置かれていた。各道具は、二条在番の入れ替わり時に、員数や疵の有無などがチェックされ、必要に応じて修復や新調が行われた。

③ 所々の鑑を置く

各番所には、城内各所の鑑も置かれていた。元禄十一年（一六九八）頃のものと考えられる「所々鑑有所之覚」（中井家文書）には、「廊下橋同心番所」⁽⁷⁾に本丸玄関前御門の鑑・本丸玄関脇御門の鑑・本丸玄関前火之用心道具入れの鑑（破損奉行の封印）・廊下橋御門の鑑・同所南の御門の鑑（両番頭が箱に捺印）・同所北の開戸の鑑・二之丸堀端御門の鑑を、また「高麗御門与力番所」⁽¹¹⁾には御本丸良（北東）櫓の鑑（番頭が箱に印）、高麗御門の鑑、御廊橋二階の鑑、御焰硝石蔵戸前の鑑を、「二之御丸与力番所」⁽⁵⁾には二之丸火用心道具を入れている所々の鑑（破損奉行の封印）を置いていたとある。

このように、近世の二条城ではあらゆる場所や物に鑑が付けられていたことがわかると同時に、番所には鑑を管理する役割も与えられていたことが知られる。

むすびにかえて

以上、瑣末ながら二条城の番所について検討した。寛永行幸が行われた当時には、各門々の警固を中心として番所が配置されていたが、城内に蔵が建てられ、幕府の詰米や銀子が貯蔵されるようになるのと連動してか、番所の数も増え、これらが警固されるようになった。これらを担当したのは、主に二条在番の与力や同心で、また大番頭の家来・足輕にも番所勤めの職務が与えられていた。

このように見て行くと、築城時より行幸が行われた頃の二条城と、將軍の御成がなくなり、また城内に二条在番の居住施設が整えられて以降の二条城とは、その位置づけや役割が変化していることに気づく。近世における二条城は、幕府が京都と天皇・朝廷を守護する存在であることの象徴であったとされるが、二条在番は決して空虚なシンボルを守護していたのではない。実質的に言えば、二条城は幕府の貯蔵施設であったと捉えることもでき、これらを含めて二条在番には「二条城の警衛」が任されていたと言わなければならないだろう。

【注】

- (1) 詳細は柴崎謙信「二条在番と二条城」『研究紀要元離宮二条城』第一号、二〇二二年）参照。
- (2) 今和泉大「第二章 二条城大改造（寛永期～元禄期）」『平成三〇年度史跡二条離宮（二条城）保存活用計画策定に係る歴史調査業務報告書「概要版」』（二〇一九年）。図1からわかるように、番衆長屋自体は寛永行幸時から存在した。
- (3) 渡邊忠司「近世二条城蔵詰米と京都商人」『佛教大学宗教文化ミュージアム研究紀要』一〇、二〇一三年。
- (4) なお、絵図を用いる際に注意が必要なのは、その描かれた年代や内容がいつのものであるのか明確でない場合が多いことに加え、図の主旨により存在しても描かれない場合があるということである。例えば、西組与力同心小屋そばには稲荷社が存在していたが、中井家の絵図にはほとんど描かれることがない。これは稲荷社が大工頭中井家の管轄外の建物であったことによると考えられる。
- (5) 京都府立京都学・歴史館蔵、請求記号…館古一六四・三〇四・一。同じ文言を記す類似の絵図が、兵庫県立歴史博物館喜田文庫にもある。
- (6) 番頭・番衆の居住区域は東西に分かれており、東には先登組が、西には跡登組が居住した。
- (7) 京都府立京都学・歴史館蔵、請求記号…館古〇二三・一六二・一六。
- (8) 日本史籍協会編『所司代日記』文久元年六月九日条。
- (9) なお、宮内庁中井によれば、唐門は御殿番三輪の預かりであった。
- (10) 京都大学附属図書館蔵中井家文書「七番終大御番所廻」（請求記号…中井家絵図・書類／四六・一〇）。
- (11) 天保一四年の歴彩中井には「御料理之間、当時大番所」とある。「当時」は「今」の意。
- (12) 囲炉裏があったため煮炊きは行っていたと思われるが、料理のための施設ではなくなっている。
- (13) 『新訂寛政重修諸家譜』（続群書類従完成会、以下『諸家譜』）巻一八、一〇五頁。
- (14) 『諸家譜』巻九、二六五頁。
- (15) 『諸家譜』巻一九、二八六頁。

- (16) 『諸家譜』巻四、二八一頁。
- (17) 『紀要』第一号編⁴⁰³。
- (18) 請求記号…中井家絵図・書類／五一―九。
- (19) 西和夫・荒井朝江「二条城二階廊下・溜りの部材調査と復原について」『日本建築学会関東支部研究報告集』一九八六年。
- (20) 「手留」文政三年五月一日条。
- (21) 渡邊忠司「徳川政権と京都二條城警衛体制の確立」『佛教大学歴史学部論集』三、二〇一三年。
- (22) 三井文庫旧蔵「順覧筆記」(国文学研究資料館蔵、請求記号…MX―三〇三―六)には、「東御門に番処あり、御裏門番の組頭のもの勤番」とある。二条城における「御裏門」が何を示すのかは不明。
- (23) 中井家文書「諸道具之覚」。
- (24) 京都府立京都学・歴史館蔵中井家文書、請求記号…館古〇二三一―一五九―二。
- (25) 『大日本古文書』幕末外国関係文書之五、三九五頁。
- (26) 前掲注(5)。
- (27) 「手留」文政三年三月一日条。
- (28) 東京大学法学部研究室図書法制史資料室蔵、請求記号…甲…二…一三四〇。
- (29) 城内出入のための木札の雛形が、京都大学附属図書館蔵中井家文書に残されている(御城内出入札御鑑札札等絵図)請求記号…中井家絵図・書類／五〇―一八)。
- (30) ちなみに、これらは北側の貫にしか見えない。「手留」文政三年四月一七日条の番頭城入の条に「西御門江罷越候所、御門片扉開申候」とあり、西御門は片側のみ開かれた、とあることと関連しているように思われるが、詳細は不明。
- (31) 在番の番士は旗本であり、また与力や同心も江戸からやってくるが、番士に随従する下人は旗本領の在地から徴発される場合があった(岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会」『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年、初出二〇〇二年)。ここには遠江国とあり、また四月の日付も見られることから、これらも二条在番に伴い京外からやってきた者が残した落書きの可能性もあるが、詳細は不明。
- (32) 元離宮二条城事務所編『史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画』二〇二〇年に掲載の写真七四。
- (33) 『研究紀要元離宮二条城』第三号の参考図1参照。
- (34) 『京都町触集成』巻六―一五三九、一五八〇。
- (35) 前掲注(25)。
- (36) 請求記号…FIS／〇〇〇一／〇二〇五。
- (37) 跡登番頭は番衆の後に上京する。また、このとき夜八時(午前二時〜四時頃)に人馬を城に入れているが、「手留」にも同時刻に在番交代の儀が開始され、城入りする番衆が堀端にて行列をなしている様子が見え、在番の交代はこの時間に行われる慣例であったことがわかる(文政三年四月一七日条、翌年同日条)。
- (38) 飯島千秋「江戸幕府の米蔵」『江戸幕府財政の研究』吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇〇年。
- (39) 「京都役所方覚書 下」による。
- (40) 『紀要』第一号の編²⁴⁹。黒印状は將軍が直接発給者となって黒印を捺したもの、下知状は黒印状に書かれた將軍の上意を老中が下達、黒印状を受けて職務内容を詳しく規定したものである(菊池勇夫「箱館奉行の基本性格について——黒印状・下知状の分析」『北方史のなかの近世日本』校倉書房、一九九一年、初出一九八七年)参照。
- (41) 前掲注(21)。
- (42) 『慶延略記』による。
- (43) 「手留」文政三年二月一日条等。
- (44) 渡邊忠司編『近世京都二條城御門番組与力記録』(名著出版、二〇一八年)所収。
- (45) 京都府立京都学・歴史館蔵、請求記号…館古五〇三。
- (46) 笠谷和比古「禁裏と二条城をめぐる政治的表象」『武家政治の源流と展開』清文堂出版、二〇一一年、初出二〇〇六年)。

【付記】本文中使用した史料の閲覧につきまして、ご高配を賜りました各所に謝意を申し上げます。

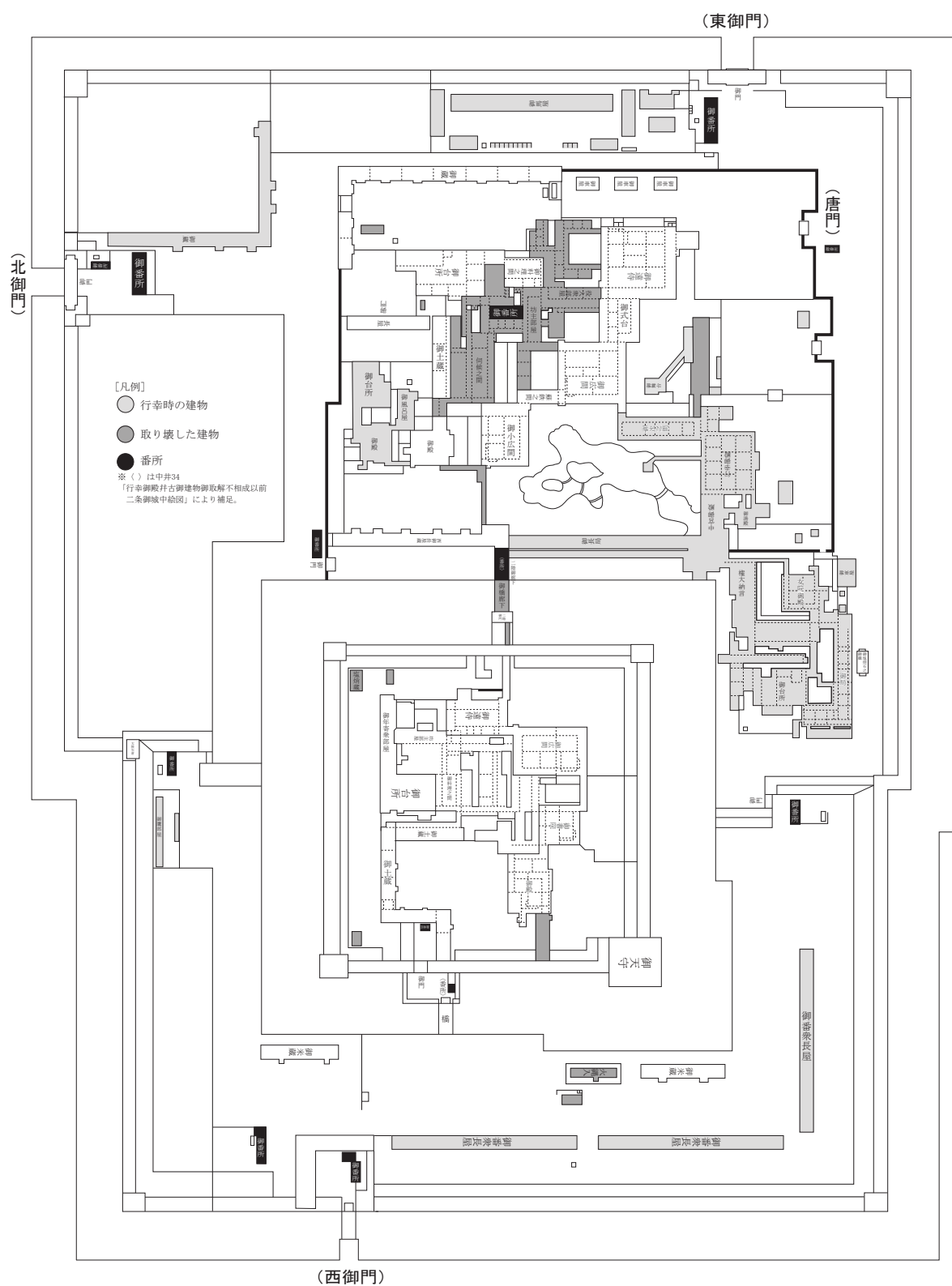


図1 行幸御殿取壊前の二条城内の番所配置

京都大学附属図書館蔵「二条御城中絵図」（請求記号：中井家絵図・書類/52-4）をトレース。

便宜上番所を黒塗りで示した。

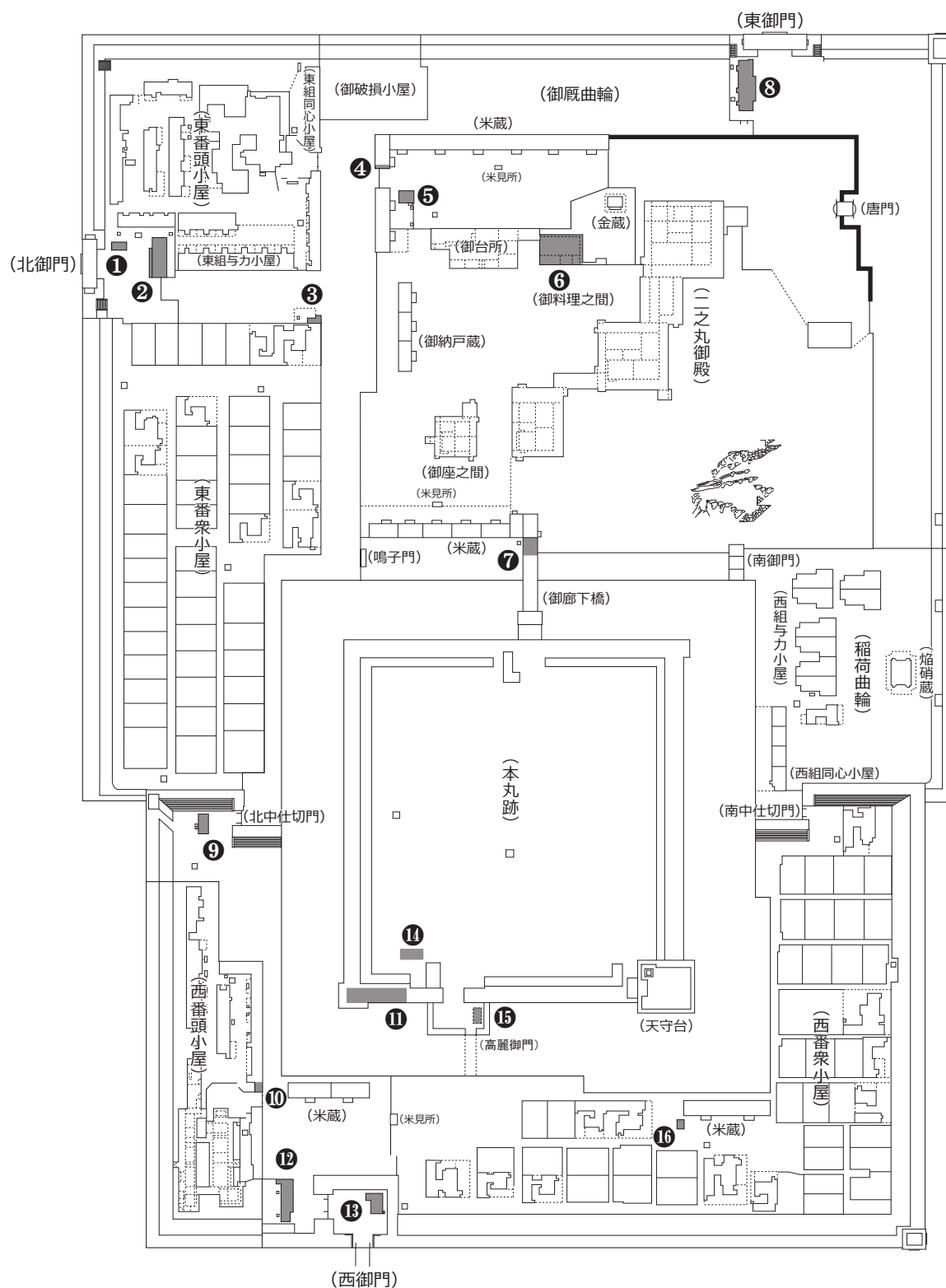


図2-① 二条城内の番所配置

歴彩中井をトレース。⑪・⑫・⑬は中井35により補記した。

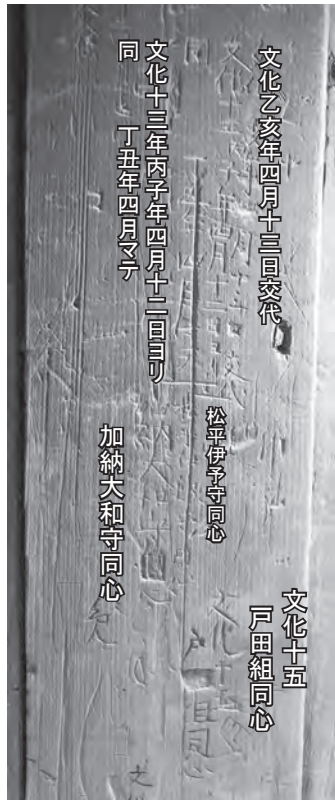


写真1 ④二之丸御門同心番所の柱

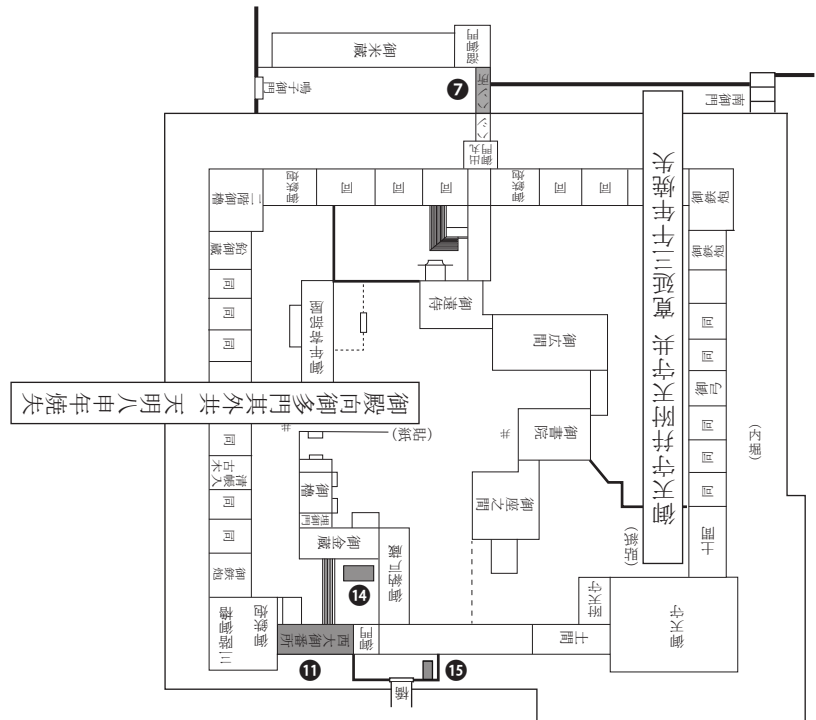


図2-② 焼失前の本丸（行幸御殿撤去後）
中井 37「二条御城中絵図」より本丸部分のみトレース



写真3 西御門の控柱の貴



写真2 ⑥御清所（御料理之間・二之丸大番所）の東面小壁の柱

※写真1・2・3とも通常非公開箇所

表2 絵図に見える番所

絵図 場所	中井 35 元禄 6 ～ 12 (1693 ～ 1699)	中井 36 享和 2 年以後 (1802 ～)	中井 37 本丸焼失※後 ※天明 8 年 (1788)	中井 38 享和 2 年 (1802)	中井 42 本丸焼失前	中井 93 本丸焼失前	歴彩中井 天保 14 年 (1843)	宮内庁中井 本丸焼失後
①	番所	御番所	ハン[] (付箋で見えず)	番所 (カ)	御番所	番所	モノオキ	番所
②	御番所〈御所 司与力同心〉	御番所	所司代与力 ハン所	番所	御番所	与力番所	北御門番所	番所〈御所司 御預り〉
③	〈大御番頭足輕〉 番所	番所	ハン所	□□ (番所カ)	御番所	柳番所	番所	番所〈御破損 奉行預り〉
④	東御番頭同心 番所	—	ハン所	—	番所	番所	番所	番所
⑤	番所〈東御番頭 与力〉	御番所	与力ハン所	番所	御番所	与力番所	番所	番所
⑥	御料理之間 〈東御番衆詰所〉	御料理之間、 二ノ御丸大 御番所	御料理間	大御番所	御料理之間	御料理之間	御料理之間 〈当時大番所〉	大御番所 御料理之間
⑦	両御番頭 同心番所	—	ハン所	番所	—	—	番所	— (二階御□□)
⑧	御番所〈山岡 七右衛門与力〉	御番所	与力ハン所	番所	御番所	番所	東御門番所	番所 〈御門番預り〉
⑨	〈西御番頭足輕〉 番所	御番所	(付箋で 見えず)	番所	御番所	番所	番所	番所
⑩	—	—	×	—	×	×	門番所	×
⑪	西御番衆詰所	御本丸大御番所	【西大御番所】	【大御番所】	大御番所	西大御番所	×	×
⑫	番所〈鈴木市 兵衛与力同心〉	御番所	与力ハン所	番所	御番所	御門番 (カ) 与力番所	西奥番所	番所 (御門番預り)
⑬	〈両御番頭家来 札改〉番所	御番所／ 御番所	ハン所	番所	御番所／ 御番所	番所／番所	—	番所／番所
⑭	〈西御番頭与力〉 御番所	×	【与力ハン所】	(貼紙で 見えず)	×	〈与力〉番所	×	×
⑮	〈西御番頭同心〉 御番所	高麗御門御番所	【ハン所】	(貼紙で 見えず)	御番所	番所	×	番所
⑯	×	御米見所	米見所	□□	米見所	米見所	米見番所	米見所

[凡例]

・各絵図の出典は以下の通り。

中井 35、36、37、38、42、93：谷直樹編『大工頭中井家建築指図集』（思文閣出版、2003 年）所収。番号は本書の通し番号による。

歴彩中井：京都府立京都学・歴彩館所蔵中井家文書「二条御城中惣絵図」（請求記号：館古 023 - 160）

宮内庁中井：宮内庁書陵部蔵「二条城内外之図 二条御城内之図」（函架番号：209.373）

・「—」は建物は描かれているが名称等情報が記されていないことを、「×」は建物自体描かれていないことを示す。

・〈 〉は絵図中の小書きを、【 】は絵図中本丸焼失域として貼紙にて覆われている部分を示す。

研究ノート 離宮時代の「二条城」の保存と活用

降矢 淳子

【要旨】

徳川幕府の終焉後、「二条城」は主人を失った。明治政府の掌握の下、その管轄は流転したが、軍事的に利用することも可能だった陸軍省の管轄から、皇室の離宮となり宮内省の管轄に移ったことは、軍事拠点としての城郭を脱却し、離宮として保護されるという大きな転換点となった。

二条離宮は、国内外の美術への関心が高まる中、外国人の視線も意識しながら整備された。そのため、「二条城」の遺産を変質させるような改造がされずに保存され、さらに皇太子らの宿泊所として活用されることで、新たな価値が加わった。一方で、拝観者を受け入れ、国内外のガイドブックに掲載されるなど、観光名所としての一面もあった。

「二条城」の遺産は、皇室の近代化を象徴する二条離宮の時代があったからこそ、現在へと伝えられた。

はじめに

「二条城」^①は、寛永の行幸や大政奉還の舞台になったことなどで知られる。一方で、それが二条離宮となったことについては、先行研究において触れられているものの、^②いまだ明らかにされていないことが多い。

徳川の城であった「二条城」は、江戸時代が終焉を迎えると徳川という主人を失った。その後、明治政府によって掌握され、太政官代が置かれた後、留守官、京都府、陸軍省、宮内省へと、その管轄が流転した。^③こうした「二条城」の管轄の変化は、明治政府が旧体制の遺産をいかに統制し、また地方城郭を掌握したかの一端を示す。

二条離宮は、どのような歴史的な流れの中で成立したのか。明治以降の離宮の整備は、国家行事や外交儀礼の場としても用いられる日本の近代化を象徴したものであり、「二条城」の離宮化も、同様の視点でとらえなければならぬ。本稿では、まず「二条城」から二条離宮への管轄の変遷を確認し、その成立の背景にあるものを探る。また、離宮として使うために施された「二条城」への改変工事について触れると共に、二条離宮がどのように使われ、また人々に、いかに意識されていたのかについて述べる。それにより、二条離宮の実態に迫

りたい。

1. 「二条城」の管轄の変遷

徳川の城であった「二条城」は、大政奉還がされた後、速やかに離宮となつたわけでない。表1は大政奉還後、太政官代が置かれてから現在までの管轄の変遷を示したものである。ここでは、その流れを確認するとともに、管轄の変遷が「二条城」にとって、どのような意味を持つものだったのか触れたい。

(1) 太政官代から京都府の管轄へ

江戸時代が終焉を迎えると、慶応四年（一八六八）一月二十七日「二条城」に、太政官代が置かれた。太政官代は、大政奉還後に「二条城」を収めていた尾張藩の徳川慶勝（一八二四・八三）によって警固されることになった。^④それは、程なく「二条城」から他へ移され、明治元年（一八六八）六月四日に三輪嘉之助へ、また同三年三月二日に留守官の管轄となった。しかし、留守官によって「二条城」は、使われなかったようだ。この時、「二条城」の財産管理は、大蔵省によって行われた。^⑤

明治四年三月八日、留守官より京都府へと、その管轄が移された。それに先

立って京都府は、便宜が良いので速やかに京都府庁を移転したいと願ひ出て、「二条城」内に京都府庁が置かれることになった。同時に、大蔵省は、「二条城」内にある所諸品を引き渡し、また城内の仮建物について、「城内仮建物ノ儀ハ殊ノ外大破ニ相成居候間、此俟差置候テハ追々朽腐致シ不舛載ニモ有之候間御払ニ取計」と、大破している仮建物を、このまま置いておいても後々朽ちて体裁が悪いので、取り壊すとした。⁽⁶⁾

明治四年八月、四鎮台・八分宮の配置に際し、全国の地方城郭は、兵部省が統轄した。すでに「二条城」には京都府庁が置かれていたため、京都府はその管轄について問い合わせたところ、京都府が管轄するようにとの沙汰があった。⁽⁷⁾兵部省が地方城郭を掌握するなかで、「二条城」は、その一つでありながら、京都府が管轄するということになったのである。

(2) 陸軍省管轄と京都府

明治五年、兵部省は陸軍省へと変わると、陸軍省は鎮台の再編成と徴兵制の実施などのために各地の城郭調査を行った。明治六年一月九日の鎮台制度の改定に伴い、軍事において必要な存城と必要のない廃城が決められた。存城になったものは引き続き陸軍省の管轄となって軍事的拠点として存続し、廃城となったものは売却や解体がされた。⁽⁸⁾

この時、「二条城」は存城となり、また、陸軍省の管轄となった。京都府に對して、「二条城ハ、姑ク本府ニ付シテ保管セシメ、毀損失亡等毎時該省ニ具稟セシム」と、「二条城」は、しばらく京都府で保管し、毀損や失亡等について、その都度、陸軍省へ報告することとされた。陸軍省が管轄する下で、京都府が管理することになったのである。

「二条城」の中に府庁を置いていた京都府は、以下のように申し出て回答を得た。「他ノ府県庁ト違ヒ城郭ノ事故、最広大ノ場所ニテ其修繕費悉ク地民ヘ賦課致候テハ迷惑相窮、去迎他ヘ転移候トモ存城ニ付官費ハ矢張省ケサル儀ト考候趣ヲ以、支庁其他城郭外ノ分ハ地民ヘ賦課致シ、城郭宇内ノ入費ハ官給相成度(中略)存城ニ付到底ハ何レ他ヘ移転可致儀ニ候ヘトモ目今官費節略ノ際(中略)当分ノ内右城内ニ据置申度段当省ヨリ陸軍省ヘ照会及ヒ候処意見通り取計差支無之旨回答」と、他府県庁と違い城郭という広大な場所なので、その

修繕費を府民へ賦課するのは迷惑であり、一方で府庁を他へ移転するにしても存城のため国費がかかる。支庁その他の城郭外の分は税金で、「二条城」のことは国費で補いたいこと、存城となったので何れは他へ移転するにしても、国費節約のため、当分は府庁を城内に据置きたいことを内務省を通して陸軍省へ照会した。陸軍省からは、京都府の意見通りに取計って差支えないとの回答を得た。京都府が府庁の移転時より、「二条城」の営繕費などに多額の費用がかかり、頭を悩ませていたことは、すでに指摘されており、その維持費が京都府にとつて大きな課題となっていたことがわかる。

その後、京都府と陸軍省之間で貸借契約書が結ばれ、「二条城」は陸軍省の管轄の下、京都府に貸し付けられた。この貸借契約がいつの段階で結ばれたか不明だが、確認できる最初の史料は明治一〇年(一八七七)で、「二条城」の修繕および管理費用など全てを京都府が負担する貸借契約となっていた。この契約により、京都府の負担が以前より増したとみられる。同一二年、京都府は本丸のみを陸軍省に返した。これは、その費用的な面を考慮して返還したのである。

この時、本丸には仮建家八棟と仮廊下があり、うち二棟は、それぞれ瓦葺で板張の床、戸が約三〇枚、障子が約二〇枚、二二八坪と一一五坪といったもので、大破した状態だった。これらは、陸軍省に返されて間もなく処分されたと指摘されている。一方で、本丸には、慶応三年(一八六七)頃に建てられた徳川慶喜(一八三七・一九一三)の「居室」があったことがわかっている。⁽⁹⁾この時に取り壊された仮建物が、それに当たる可能性が高いように思われるが断定できない。また、先述した大蔵省の引き渡しの際も、大破した仮建物を取り壊すとしたように、「二条城」を管轄したものは必要に応じて仮建物を建てたり、取り壊したりして、「二条城」を管理した。

ところで、ここで最も注目すべきことは、「二条城」が存城となり、その管轄になったことである。存城とは、軍事的に必要と認められたことを示しており、それは京都府との貸借契約にも「貸渡期限中ト雖モ、該地建屋陸軍省ニ於テ入用之節ハ、其報知到達当日ヨリ日数三十日限り取払ヘキ事、但、非常ノ際、本文ノ日限ニ拘ハラズ直ニ返付ヘシ」と、陸軍省が必要な時は、三〇日以内に

速やかに返す事、また非常の際は直ちに返却することと記されていることからいえる。「二条城」は、陸軍省が求める軍事目的を果たさねばならない可能性を常にはらんでいたのである。

明治一五年、京都府は本丸に囚獄を建設するべく、再び借用を願い出たが、許可されなかった。本丸にあった仮建物が取り壊されたため、そこを活用しようとしたのだろう。そうした動きの一方で、第三代京都府知事の北垣国通は、明治一四年頃より「二条城」の離宮化を目指した。明治一七年、「二条城」が離宮に定められると、同年八月八日、陸軍省は京都府へ貸渡しているまま、内務省へ返付した。¹⁴⁾

(3) 宮内省の管轄

明治一七年(一八八四)七月、「二条城」は皇室の所有する二条離宮となり、宮内省の管轄となった。陸軍省の管轄から離れたということは、軍事に關涉する城郭からの脱却であり、また宮内省の管轄になったということは、皇室の所有物として保護されることを意味した。

時を遡る。離宮成立以前の一六年九月、宮内省は、「二条城」が離宮になるにあたって、陸軍省から指図を受けるべきか太政官へ伺った。太政大臣三條実美(一八三七・九一)が陸軍卿西郷従道(一八四三・一九〇二)に対し「京都二条城ヲ以テ離宮ト被定之件、其省意見可被申出此段及照会候也」と、離宮に定められることに対して意見を述べるよう照会したところ、差し支えないとの返答を得た。¹⁵⁾これにより、離宮が成立する流れになったのである。このやり取りは、離宮となる直前のことであり、形だけのものだったかもしれない。しかしながら、その管轄が変更するにあたって、宮内省と陸軍省との間で調整がされたことがわかる。

同年七月二八日、宮内省が二条離宮を管轄することが官報に告示され、また同日に宮内省、陸軍省、内務省、京都府へ通達された。さらに、内務省へは、官有地とされた二条城の地所六万一千九百四十四坪一合五夕を第一種皇宮地に組替すること、京都府へは借用の場所を返納して府庁を移転するように、また移転の期限を宮内省と打ち合せるようにすることが伝えられた。同一年八月五日、京都府庁は現在地に移された。¹⁶⁾

二条離宮は、京都に点在する御所や他の離宮と共に管理され、また、明治三年(一八九〇)に世襲の皇室財産である世伝御料へと編入された。¹⁷⁾昭和十四年(一九三九)、京都市へ下賜されて元離宮二条城となり、現在に至る。

2. 明治時代に成立した離宮と「二条城」の離宮化

離宮は、皇居とは別に設けられ、行幸などの際に利用された宮殿である。明治になると、保養のほか公的行事、たとえば国賓の宿泊や接待の場所として使われたことが漠然と知られている。

この明治前後の離宮のあり方の変化は、いうまでもなく、徳川將軍家に代わる統治者として、天皇が据えられたため生じたものであり、皇室制度が近代的に整備された象徴の一つといえるものである。しかしながら、近代の離宮についての実態が総括的に明らかにされた研究はない。

明治以後に定められた離宮には、大きく以下のものがある。徳川家の御浜御殿であった浜離宮、紀州藩邸を受け継いだ赤坂離宮、紀州徳川家の浜屋敷であった芝離宮、有栖川宮邸であった霞閣離宮、徳川家の城であった名古屋離宮と二条離宮である。¹⁸⁾建物などが転用され、離宮となったものが多い。

明治一〇年、明治天皇(一八五二・一九一二)の主導によって進められた大内保存の後、それを引き継ぐ形で同一六年、岩倉具視(一八二五・八三)により京都皇宮保存の意見書が提出され、「二条城」を離宮にすることが進められた。¹⁹⁾岩倉の背景には、「二条城」を離宮にすることを願う第三代京都府知事の北垣国通(一八三六・一九一六)がいた。明治十四年には、北垣の招きにより岩倉が「二条城」を視察した。また、北垣の日記『塵芥』で「京都御所大修繕、支庁設置、二条城・桂御茶屋・修学院御茶屋、離宮卜定メラレ、百般ノ整理基礎全ク立ツ」と、御所修繕や宮内省京都支庁の設置、二条、桂、修学院などを離宮とすることにより諸々の整理の基礎ができた²⁰⁾と述べる。これらのことから、「二条城」を離宮とすることは、それ単体に論ぜられるべきでなく、岩倉が主導した京都皇宮保存および皇室の近代化という視点で見る必要があるといえる。

北垣は、「二条城」を離宮とするべく、宮内卿徳大寺実則に対して、以下のよう⁽²⁾に上申した。

離宮ニ至テハ旧政府及ヒ某等ノ遺蹟ヲ論セス東京存在ノ巨廈ニ就キ或ハ形勢ノ便ヲ択ヒ或ハ結構規模ノ雅麗宏壮ナルニ取リ芝浜ヲ始メ追々之ヲ定置セラレ以テ外国貴賓御接遇等ヲ挙行セラレタリ(中略)此後臨時御大札ヲ被為行坎、或ハ外賓御接遇等ノ事無シト云可ラス然ルニ現今ノ大裡ハ周圍大ナリト雖トモ其宮殿ニ至テ本ト宏壮ナラサルヲ得ス幸ニ当地存在ノ巨廈ニシテ之ニ適當スヘキモノハ唯二条城アルノミ抑二条城ハ慶長六年徳川家康ノ造宮ニ係リ當時勤王ノ大儀ニ周旋スルノ処ニシテ復タ攻守決戦ノ為ニ設置セルニ非サルカ故ニ自ラ結構雅麗ニシテ且ツ其規模ノ宏壮ナル実ニ内裡補充ノ用ニ於テハ完全ノ勝場ト称スヘシ(中略)当城ヲ以テ西京離宮と被定度候然ル上ハ後來御大札ノ節ハ勿論外賓御接遇ノ場所トモ相成又以テ東西兩京対峙ノ權衡ヲ得ル(中略)昧死々々頓首謹白

離宮は、旧政府や誰の遺跡かを論じるのではなく、東京に存在する大きな建物、あるいはその情勢の良いものを選び、あるいは規模が華麗壮大な芝、浜から始まり、追々これを置かれ、外国の貴賓を接遇することなどが行なわれている。今後、臨時御大札や外賓の按遇等がないとも限らない。それなので、現在の内裏は周囲が大きい、その宮殿はさらに壮大でなければならない。幸い、当地に存在する大きな建物で適当となる「二条城」がある。そもそも「二条城」は、徳川家康の造宮で朝廷との儀式を仲立ちする場所であり、また戦うために置かれたのでないため、それ自身が雅麗で規模は壮大、内裏を補充するには完全な場所だといえる。「二条城」を西京の離宮と定めたい。そうすることで、御大札の節はもちろん、外賓御按遇の場所ともなり、また東西兩京対峙の權衡が得られるだろう、という内容であった。その結びを「昧死昧死頓首謹白」と、死を顧みずあえて申し上げていることから、北垣の切実さが伝わる。宮内卿へのこの上申は、この時「二条城」を管轄する陸軍省の陸軍卿大山巖(一八四二―一九一六)へも伝えられた。

また、北垣は日記に「非凡ノ殿宇ニシテ三百年ノ星霜ヲ経タル者ニ付、宮内省御所有ノ離宮トナリ、永久御保存アランコトヲ具状ス」また「国通曩キニ二

条城殿宇ノ壯觀美麗、全国無比ノ構造建築ナルニ、徒ラニ朽廢ニ附スルヲ歎シ、之レヲ離宮トセラレンコトヲ建白ス」と記す。「二条城」が、「非凡」「全国無比」であるからこそ、宮内省の離宮となつて保存すべきだと、北垣は考えていたことがわかる。ただし、先に挙げた上申書では、大札や外賓の接遇をする場所として活用することが前面に押し出された。

二条離宮が成立する直前の明治一七年六月、宮内卿徳大寺実則から太政大臣三條実美へ、また宮内省内へ「海外各国人モ之ヲ称揚候場所ニ付自今離宮ト被定永ク御保存可相成候」と外国人も称揚する場所なので、離宮となつて永く保存すると伝えられた⁽²³⁾。他の離宮が国賓の接待の場所とされており、また北垣の上申も同様の用途が想定されたように、二条離宮が成立する上で、外国人に対する意識は重要視された。

明治一九年「日出新聞」は、二条離宮が外国の皇族などの旅館に充てられることになったと報じた⁽²⁴⁾。しかし、二之丸御殿が外賓の休憩所とされたことはあったものの、二条離宮がその旅館として使われたことはなかった。

3. 「二条城」の離宮への改変工事

徳川という主人を失った「二条城」は、先述したように、様々に管轄が変わった。それらの管轄のもとで、寛永三年(一六二六)に整えられた「二条城」の姿が変質するような改造がされたことは、ほぼなかった。また、宮内省の手による修繕等の工事でも同様であった⁽²⁵⁾。

例外として、大正天皇の即位式である大正大札の饗宴場となった際、南橋が掛けられ、また現在の清流園に饗宴場が設けられ、また二之丸御殿の一部も改変がされるなど、式典会場として大規模に整備された。しかし、これらは南門や二之丸御殿に附属するトイレなど一部を除き、ことごとく大札前の元の姿に戻された。いわば、祭礼のための一時的な改変であった。⁽²⁶⁾二条離宮は、「二条城」という遺産を、ほぼそのまま継承する形で離宮の体裁を保ったのである。

ここでは、「二条城」を保存しつつ、二条離宮へと変化させるために行われた改変工事について触れる。それは、離宮となった後、すぐに行われたのでな

く、段階を追って徐々に改変されたものであった。

(1) 明治一八年から二〇年にかけての修理

離宮になると程なく、宮内省の手によって二条離宮は修繕された。この時の修理は、二之丸御殿の各棟および城内の門、高塀、長屋蔵などを修理し、またその他の大破の建物を取払うものだった。あわせて、外廓に巡査交番所を二ヶ所設け、表門と堀際の二ヶ所に照夜燈を四基建設し、石垣を修繕することなどが行われた。はじめ、土塁を煉瓦塀に変えることも検討されたようだが、これは実現しなかった。⁽²⁶⁾ また、唐門と車寄は、瓦葺から檜皮葺に葺き替えられた。重量のある瓦屋根を支える仮柱をなくすことで、馬車の通行をより安全なものにするため、行われたものであった。

このうち、二之丸御殿の修理は、柱の根元部分の朽腐の根継、屋根瓦の苔落、戸襖や障子、襖や壁張付、天井張付、床板、飾金物、襖引手等の汚れ落とし、屋根の修繕、また不足品を補充しながら損傷した張付や戸袋などを繕うことがされた。廊下には、大蔵省印刷局の壁紙が貼られた。また、漆塗の天井や襖、框などに漆拭が行われ、さらに部屋内の床板が敷居面に張り直された。特に、床下の腐食が進んでいたため、そこに重点が置かれて行われた。

この時の修理は、「二条城」の遺産を美しく整えるという内容であった。その中でも、離宮としての体裁を整えるために施されたものを以下に挙げる。

(ア) 絨毯の敷き込み

二之丸御殿の部屋内は、元々、畳が敷かれていたが、この時の修理で変更が加えられた。床板が敷居の近くに張り直され、「二条離宮ハ総テ板敷ニ決定シタリ」と、畳が取り除かれて板敷とされることになった。⁽²⁷⁾ しかし、現在に伝わる床面から推測すると、板敷のまま使用することが想定された床材でないと思われる。また床板と敷居に段差があることから、板敷の上に絨毯または薄縁などを敷くことが想定されていたと考えられる。

明治一九年(一八八六)九月二八日、「日出新聞」は、「仏国里昂府へ注文したる絨毯を敷詰めらる事になるよし」と、絨毯を敷き詰めるためフランスのリヨンに注文したことを報じた。しかし、同二三年に白書院には畳が敷かれており、実際に絨毯が敷き詰められたか不明である。同二七年二月には薄縁を敷

くこととなった。⁽²⁸⁾ 大正四年(一九一五)の大正大礼の際、廊下を含めて全面が絨毯張りとなった。同五年には廊下の絨毯が全て撤去されており、部屋内だけに絨毯が残されたようだ。同八年には黒書院一之間、二之間、三之間に敷かれていた絨毯が撤去され、薄縁が敷かれた。同九年には、二之丸御殿内に敷かれていた絨毯が全て撤去された。⁽²⁹⁾

このように、床面をどのようにするのか模索しているような状況であり、また部屋によっても、その状況はまちまちだったようだ。

次に、写真でその様子を確認する。

「二条・桂岡離宮写真」⁽³⁰⁾は、いつの時点のものか特定することはできないものである。遠侍一、二、三之間、勅使之間の上段下段、式台之間、大広間一、二、三之間、黒書院一、二之間、白書院一、二、三之間に絨毯が敷かれていることを確認できる。

「二条離宮(写真帳)／大正・昭和」も同様に、撮影時期を特定することができないものである。しかし、黒書院一、二之間は大正八年に絨毯が撤去されて薄縁となっており、この写真帳でその様子が確認できるため、大正八年以後に撮影されたものとわかる。この写真では、遠侍一之間、勅使之間、式台之間、大広間一、二之間、黒書院四之間に、絨毯が敷かれている。

一方、昭和七年(一九三二)に刊行された『二条離宮御写真及実測図』⁽³²⁾では、絨毯が敷かれていた遠侍一之間、勅使之間、式台之間、大広間上段・下段、黒書院四之間が薄縁敷きになっていることを確認できる。

離宮になった後、部屋によって違いがあったものの、大きな流れとして、床面は板敷から絨毯へ、そして薄縁へと変えられた。この中で、特に、絨毯が敷かれるという洋式が取り入れられたことは、外国人を意識したものであり、皇室の国際化に則したものであったといえよう。それが、薄縁へと変えられた理由については、今後の研究に期待したい。

(イ) 明治一九年白書院の改変

二之丸御殿の中には、到る所にかつての主人、徳川家の家紋である葵紋が散りばめられており、二之丸御殿の最も奥に位置する白書院も、同様の設えがされていた。白書院は、江戸時代を通して主人の御座所となった場所で、離宮成

立以後も同様の使い方が想定された。そのため、新たな主人である天皇がくつろぐ白書院に、葵紋はふさわしくない。明治十九年、明治天皇を迎える準備として、二之丸御殿の中で白書院だけは、格天井や帳台構といった室内に散りばめられた葵紋の金具が、皇室の象徴である菊紋に変えられた⁽³³⁾。また、襖の引き手金具も菊紋に変えられており、史料で確認できないものの、これも同時期に変えられた可能性が高い。天皇の御座所となる白書院に、政権が交代したことが象徴的に示されたのである。

この時の菊紋への改変工事は、葵紋の上に同じ大きさの菊紋を重ねることで違和感なく、それを隠すものだった。帳台構は、この時に菊紋の飾り金具が取り付けられたものの、いつの時点か不明だが菊紋が外され、現在は葵紋が露出している。また同様に、一之間の天井の飾り金具の所々に、葵紋が露出していることを確認できる。

明治二〇年(一八八七)一月三〇日、明治天皇は二条離宮へ行幸した。「日出新聞」は、この時の様子を「大手門より入り、車寄より昇殿。黒書院・白書院を経て、西の御座間にて休憩。この玉座で昼食を食べ、本丸旧天主台辺を巡覧。再び玉座に就き、暫く休憩して、還御の節、間ごとを見学、白書院には大徳寺什宝の牧溪の筆、猿猴及び龍虎の図を始め、六・七幅を見学の上還御。」と報じた⁽³⁴⁾。このうち「西の御座間」とは、白書院を過ぎた西の御座間とも読めるが、この時期に白書院の西に建物はない⁽³⁵⁾。西に位置する御座所という意味にも取れるため、白書院の一之間が御座所となり、二から四之間が天覧の場として使われたと考えられる。

(2) 明治二十六年から二十七年桂宮御殿の移築とそれに伴う二之丸御殿の改変

(ア) 桂宮御殿の移築

明治二十六年から二十七年にかけて、御所の北にあった桂宮御殿が空地になっていた本丸に移築された。いつ、この構想が生まれたかを特定することはできない。先述したように、同一六年に岩倉が提出した京都皇宮保存の意見書で、「二条城」を離宮にすることと、桂宮御殿を保存することは、別に記されている。そのため、離宮となった明治一七年の時点で、桂宮御殿を本丸へ移築するという構想があったとは、考えにくい。しかしながら、同二十六年に桂宮御殿は、本

丸御殿となるべく移築された。

四親王家の一つである桂宮家は、徳川の城「二条城」と歴史的に、ほぼ接点がなく、本丸に桂宮御殿を移築することは、いわば異物の移植であった。武家の象徴であった「二条城」に、皇室とつながりの深い桂宮御殿を移築することで、二条離宮がより皇室とゆかりの深いものとなったことは間違いない。

ところで、桂宮御殿を移築する目的として、「明治天皇紀」は明治天皇の「思召」で本丸に移築し、「先朝の遺跡を保存」すると記す⁽³⁷⁾。「二条城」を離宮とすることで保存しようとしたことを先述したが、保存するということに、共通点が見いだせる。

桂宮御殿の移築工事は、その主要部分の建物が移築され、さらに大膳職東脇と車寄の西北に便所が新設された。また西側の本丸入口の大破していた橋が架け替えられた。これは、高低差を石段で解消する東側の入口では、馬車や人力車で車寄まで行くことができないため、あらかじめ馬車などが使えるよう準備されたものであった。移築時には、保存するためだけでなく、実際の使用が想定されていたのである。

二条離宮は、迎賓などのため、二之丸御殿以外に活用するための施設が必要となったのだろう。それは、離宮にふさわしい建物でなくてはならなかった。その施設として選ばれたのが桂宮御殿で、移築して活用することは、他の離宮と同様に旧来の建物を転用して活用するという当時の気風に合うものだった。また、二之丸御殿は、迎賓施設に改造されることなく、その姿が保存された。

その後、本丸御殿は皇太子らの宿泊所として使われた。離宮の様相を伝える『明治工業史』⁽³⁸⁾は、皇室の宮殿を実用と非実用に分けて整理しており、二条離宮の本丸御殿を、「実用的建造物」、二之丸御殿を「非実用建造物」とした。離宮として活用するための本丸御殿と、「二条城」を色濃く残す二之丸御殿から、二条離宮の活用と「二条城」保存の意図が垣間見えるのである。

(イ) 破風

桂宮御殿の移築と共に行われたのが、二之丸御殿の各棟の破風に付けられた飾り金物の家紋の変更であった。特に、圧倒的な大きさを誇る遠侍は、玄関に面しており、二之丸御殿の主人をシンボリックに表現する破風の飾り金具は、

来訪者が必ず目にするものである。

葵紋を菊紋に変えることについて、「内外国人拝観モ不少場所ニシテ尤モ注意ヲ容候」とそのデザインに注意を払い、京都市美術学校にその図案を送付し、加筆を依頼した。⁽³⁹⁾ この飾り金物の変更は、訪れたものに政権交代が象徴的に示されたものといえる。

明治二十六年から二十八年にかけて遠侍、大広間、式台、蘇鉄之間、二十九年に黒書院及び御清所と、破風の飾り金物が順を追って変えられた。⁽⁴⁰⁾

(ウ) 明治三十二年以降の二之丸御殿の廊下天井画改変

二之丸御殿の廊下の障壁画は、外気や光の影響などを強く受けるため傷みやすく、寛永期に描かれた障壁画は取り外され、幕末には白張になっていた。明治三十一年以降、二之丸御殿の廊下の天井画と長押上貼付は、新たに制作された。これは、離宮にふさわしいよう改修するべくおこなわれた。制作監督は、明治二十二年に完成した明治宮殿の室内装飾制作を監督した帝国京都博物館（現京都市国立博物館）館長の山高信離（一八四二—一九〇七）で、平家納経と正倉院宝物を参照した明治宮殿障壁画の意匠と技法が「二条離宮」に受け継がれた。⁽⁴¹⁾

改修工事が始まった明治三十一年は、嘉仁皇太子（後の大正天皇）が二条離宮に一カ月ほど滞在した年で、二之丸御殿も以後の活用が見込まれたと考えられる。工事は、三五年にかけて、白書院、黒書院、蘇鉄之間、大広間、式台、遠侍と順を追って行われた。そのため、この障壁画の改修は、損傷の激しかっただろう廊下廻りを整え、かつ障壁画の画題を皇室に由来するものに改変されたものだった。これにより、二之丸御殿の中に、皇室の要素が加えられたのである。

4. 二条離宮の活用

二条離宮は、「二条城」の遺産を保存しつつ、皇太子らの宿泊所として活用された。その日常的な管理は、宮内省主殿寮が中心となり、内匠寮と協力して行われた。注目すべき点は、宿泊所となっていない時に、拝観者を受け入れていたことである。もちろん、皇太子らの宿泊中、関係者以外は立ち入ることができなかった。

二条離宮は、皇太子らの宿泊所という本来の離宮としての役割と、観光名所という役割を兼ねていたのである。

(1) 行啓時の宿泊所

明治三十一年（一八九八）、後の大正天皇である嘉仁皇太子が学習のための地方行啓をはじめると、本丸御殿は宿泊所となり、度々、皇太子を迎えた。それは、後の昭和天皇である裕仁皇太子へも受け継がれ、約二〇年間にわたって使用された。皇太子だけでなく皇子も宿泊することがあったが、天皇が宿泊することはなかった。大正大礼の際にも皇太子等の宿泊所となっており、二条離宮は、天皇のいる御所に対し、皇太子等のものと位置づけられていたようだ。また、通常は本丸御殿で行われた皇太子らへの拝謁を、二之丸御殿で行うことがあった。⁽⁴²⁾

(2) 拝観者への公開

二条離宮の公開は、離宮となつて間もなく始められたと考えられ、はじめ宮内省の許可が必要だった。これが昭和七年頃には許可が不要となっており、また拝観料が必要となった。さらに、御殿を拝観するには、別料金を要した。⁽⁴³⁾ 二条離宮の拝観者の受け入れ方は、離宮であった時代を通して同じでなく、変化したようだ。

明治二十五年には外国人の拝観者が増加し、言葉が通じず、指示に従わないことがあるので、係員に外国語を教えるか、または外国語のできるものを新たに任用することが協議された。同年、拝観者は八カ月ほどで四三二人、昭和十一年（一九三六）に六五〇一五人を迎えた。⁽⁴⁴⁾

外国からの貴賓は、大正十一年（一九二二）までに確認できるだけでも五〇名ほどが訪れた。⁽⁴⁵⁾ 二条離宮を訪れる際に円山也阿彌楼などに宿泊し、二条離宮に宿泊することはなかったが、時に、二之丸御殿がその休憩所として用いられることはあった。

国内外の人は、何を求めて二条離宮に来たのだろうか。それを探るために、二条離宮を紹介するガイドブックを探りたい。

(ア) 外国人向けガイドブック

ここで、いったん世界情勢に目を向ける。時を遡り、明治二年（一八六九）

にスエズ運河が開通すると、世界の交通と貿易に革命がもたらされた。世界で初めての旅行会社であるトーマス・クック・アンド・サン社が同四年に設立され、大量輸送、大衆観光の時代が訪れた。⁽⁴⁶⁾ インターネットなどがない時代の、かつての旅行者にとって、旅行先の見どころを紹介するガイドブックは、欠かせないものであった。その代表的なものがロンドンのマレー社のハンドブックで、天保六年(一八三五)から大正二年(一九一三)まで版を重ねて続けられた。日本を紹介したハンドブック *A Handbook for Travellers in Japan*⁽⁴⁷⁾ は、このシリーズの一部である。

この本の第四版は、チェンバレン(一八五〇-一九三三)とメイソン(一八五四-一九三三)によって明治三十一年に書かれたものである。ここで「二条城」は、「この宮殿は、内部は黄金色の夢のような美しさで、外観は日本の要塞の良い見本である。」と紹介される。特に、「二之丸御殿の部屋の様子に多くの文字数を割き、彫刻や障壁画などの素晴らしさが詳細に伝えられ、礼賛されている。その一方で、注目すべきことは、「当時、古美術品を損傷することが文明と「進歩」の象徴と見なされていた。二条離宮が修復によって、かつての輝きを取り戻したのは、明治一八年(一八八五)から同一九年にかけてのことで、この時、ほとんどの場所で徳川将軍家の紋章の代わりに十六弁菊の御紋が用いられた。」と記される。

また、明治二六年(一八九三)に日本において貴賓会が設立され、外国の貴賓の誘致がはじまる。それは、大正元年(一九一三)にジャパン・ツーリスト・ビューローが設立されることで、賓客から中産階級へ、すなわち少数人数から大人数へと対象が移行した。鉄道などのインフラが進んだことも、これを可能とした。ジャパン・ツーリスト・ビューローは、*SIGHT OF OLD CAPITAL*⁽⁴⁸⁾ を同八年に販売し、昭和五年(一九三〇)までに三版を重ねた。

同書は、「二条城」の素晴らしさについて言及し、「二条離宮は大和の国の誇りであり、どんなことがあっても見逃すことはできない」と最後を結ぶ。称賛する一方で、「西洋文明を丸呑みし、自国の美術を蔑ろにし、外来の好ましくないものを大量に持ち込もうとした不届きな役人たちによって、貴重な絵画や金工品の数々が修復不可能なほど損なわれてしまった。幸いにも、明治一七

年(一八八四)七月に離宮となり、現在見られるように徹底的に改修された。」と離宮になって、「二条城」が保存されたことを挙げる。

世界では、嘉永四年(一八五二)に国際博覧会が始まるなど、美術に対する意識の高まりが顕著であり、日本は、それに遅れながらも、殖産興業とともに美術への意識が高まった。離宮となり「二条城」が修復されて保存されたことは、世界的に見ても称賛されることであり、二条離宮の魅力が世界に紹介されたのである。

(イ) 日本人向けガイドブック

明治、大正、昭和時代、国内旅行向けのガイドブックは、数多く出版されており、全体数を把握することは難しい。その中で、可能な限り京都のガイドブックを収集、分類したものが表2である。ここで二条離宮がどのように紹介されているのか確認することで、それがいかに認識されていたのか、一つの傾向を知ることができると考える。

まず、明治二八年に発行されたものが多くみられるのは、第四回内国博覧会が京都で開催されるため、旅行者の増加が見込まれたためであった⁽⁴⁹⁾。また、ガイドブックにおける全体の共通点は、主に歴史的な変遷が記されることである。二条城の原点を織田信長にするものと、徳川家康にするものとに分かれることは、興味深い。信長が足利義昭のために築城した「二条城」は別の場所であるが、ともに「二条城」と呼称されたことから、混乱が生じたとみられる。それは大正時代を過ぎても、家康築城と混在した。版元の一つである風月堂は、明治一三年の出版以来、信長築城としたが、明治四二年『京都名勝帖』(表2 No.25)で、和文は家康築城、英文は信長築城とし、修正を図ったとみられる。また、昭和に入ると、その誤りを指摘するガイドブックも出てきた。

当初のガイドブックは、築城、大政奉還、太政官代、府庁など、その歴史的経緯が淡々と述べられており、さらに離宮になると、その情報が付加えられた。時代が下るにつれ、歴史的な経緯だけでなく、御殿や障壁画、庭園などに触れ、「拝観せざるべからず」「燦然たる大殿」など、著者の主観が加えられ、その美術的価値が賞賛されるようになった。二条離宮のみどころは、その長い歴史を感じさせるものとしてだけでなく、それ自体の美術的な価値も広く紹介

されるようになったのである。これにより、日本国内でも高まる美術的な関心は、二条離宮にも寄せられることになっただろう。また、大正一一年より版を重ねた『観光の京都』^⑤（表2 No.37）には、「今や皇室のものとなって、永くその美を保存されることとなった。」とあり、「二条城」が、二条離宮になったからこそ保存されたことに触れる。

国内の美術的な関心の高まりは、二条離宮への称賛にもつながったのである。それは、「二条城」を保存した皇室への称賛につながるものであった。

おわりに

「二条城」は、徳川という主人を失った後から離宮になるまでの間、太政官代や府庁など、時の流れと共に管轄が変わった。特に、城郭である「二条城」を軍事的に利用することも視野に入れていた陸軍省の管轄から、皇室の離宮として宮内省の管轄となったことは、大きな転換点であった。これはすなわち、軍事拠点としての城郭からの脱却であった。

二条離宮は、日本が近代化を進めるなかで、外国人の視線を意識し、また国内外での美術への関心の高まりに呼応するものとして成立した。皇室の離宮になることで、「二条城」の修繕や管理が行われて、その遺産が保存された。また、「二条城」の遺跡を変質するような改造は行われず、飾り金具の葵紋を菊紋に変えるなどして、離宮としての整備がされた。あわせて、日本の統治者である皇太子らの宿泊所として活用されることで、さらに新たな価値が加わったのである。その一方で、宿泊所とされていないときは、拝観を許した。離宮としての役割と、観光名所としての役割という二つを担ったのである。

二条離宮は、「二条城」という遺産を保存、活用したものであり、それは皇室の近代化を象徴しつつ、現在へと「二条城」を伝える架け橋となるものだった。

【注】

（1）本稿では二条離宮について論じるため、混乱を避けるべく離宮以前を「二条城」と記す。また、「二条城」とは、寛永三年の後水尾天皇の行幸に際し、西に城

域が拡張されるなどして整えられたものを指す。

- （2）『元離宮二条城』（小学館、一九七四年）、高木博志『近代天皇制と古都』岩波書店、二〇〇六年）、中谷至宏「象徴の場、維新後の二条城」『江戸東京博物館二〇周年記念二条城展』（東京都江戸東京博物館、元離宮二条城事務所編、二〇一二年）、拙著「二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察」『研究紀要 元離宮二条城』（第二号、京都市文化市民局元離宮二条城事務所、二〇一三年）、「二条離宮本丸御殿における行幸行啓の準備とその使用」『研究紀要 元離宮二条城』（第三号、京都市文化市民局元離宮二条城事務所、二〇一四年）ほか。以下、離宮や桂宮御殿の移築に関するものは、拙著を出典とする。
- （3）『平成三〇年度史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画策定に係る歴史調査業務報告書（概要版）』（株）シー・ディー・アイ、二〇一八年三月）、『史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画』（京都市文化市民局元離宮二条城事務所、二〇二〇年三月、以下『保存活用』とする。）
- （4）「二条城ヲ太政官代ト為シ尚ホ尾張藩ヲシテ警衛セシム」（アジア歴史資料センター、以下JACARと記す）Ref.A15070744000 国立公文書館
- （5）「二条城ヲ京都府ノ管轄ニ属ス」（JACAR Ref.A15070847600 国立公文書館）、「二条城ヲ留守官ノ管轄ニ属ス」（JACAR Ref.A15070847500 国立公文書館）「京都府庁二条城内へ移転」（JACAR Ref.A15070602600 国立公文書館）
- （6）前掲（5）に同じ。また弾正代巡察出張所、大蔵省出張所も共に二条城内に移すという史料があるが、実際に移転したかは不明である。「弾正台巡察出張所ヲ二条城中ニ移ス」（JACAR Ref.A15070177300 国立公文書館）、「大蔵省出張所ヲ二条城中ニ移ス」（JACAR Ref.A15070167800 国立公文書館）
- （7）「二条城甲府城長崎砲台奥州間生産問合明法寮より」（JACAR Ref.C0402511100 防衛省防衛研究所）
- （8）森山英一『名城と維新 まぼろしの城郭史』（日本城郭資料館出版会、一九七〇年）、森山英一『明治維新・廃城一覽』（新人物往来社、一九八九年）、石川寛「名古屋離宮の誕生」『愛知県史研究』（第二十二号、愛知県総務部総務課県史編さん室「愛知県研究」編集委員会、二〇〇八年）
- （9）『京都府史』（第一編第五四号制度部兵制類完、京都府立京都学・歴史館所蔵、

以下歴彩館とする。

- (10) 「京都府存城内設置ニ付修繕費ヲ地民ヘ賦課セス」(JACAR Ref.A24010849500 国立公文書館)

- (11) 前掲(3)のうち『保存活用』

- (12) 前掲(3)に同じ、西和夫、荒井朝江「幕末・明治初期に二条城本丸に存在した徳川慶喜の「居室」について」『昭和六十二年度日本建築学会関東支部研究報告集』(日本建築学会、一九八七年)

- (13) 「二条城借受定約並本丸返戻一件」(明一一〇〇二七、歴彩館所蔵)

- (14) 「二条城内本丸全部不貸渡申進」(JACAR Ref.C04030208100 防衛省防衛研究所)「陸軍省京都二条城ヲ内務省ニ返付ス」(JACAR Ref.A15110817700 国立公文書館)、「公文録(副本)・明治一七年・第七四巻・明治一七年六月〜九月・宮内省」(請求番号 公副〇三八三八一〇〇、国立公文書館所蔵)、「京都二条城ヲ以テ離宮ト定ム」(JACAR Ref.A15110796800 国立公文書館)

- (15) 前掲(14)のうち「公文録」,「京都二条城ヲ以テ離宮ト定ム」

- (16) 「官報 明治一七年七月二九日第三二五号」(大蔵省印刷局「編」『官報』一八八四年七月二九日、日本マイクロ写真、国立国会図書館デジタルコレクション)、前掲(15)に同じ、「京都府庁ヲ上京区藪之町ニ移ス」(JACAR Ref.A1511011200 国立公文書館)

- (17) 「土地物件ヲ世伝御料ト定ム」(JACAR Ref.A1511969400 国立公文書館)

- (18) 『明治工業史』建築編(工学会明治工業史発行所、一九二七年)、『皇室事典 令和版』(株式会社 KADOKAWA、二〇一九年)

- (19) 前掲註(2)のうち拙著

- (20) 塵海研究会『北垣国通日記「塵海」』(三頁、一一頁、六四頁、二七六頁、思文閣出版、二〇一〇年)以下、北垣の日記の引用は、同書とする。

- (21) 「建議の儀に付申達」[北垣京都府知事から大山陸軍卿宛](JACAR Ref.C08052791600 防衛省防衛研究所)

- (22) 前掲(15)と同じ

- (23) 「日出新聞」明治一九年三月三十一日

- (24) 元離宮二条城事務所『重要文化財二条城修理工事報告書 第三集』(一九二八年)、

「二条離宮沿革誌」(識別番号二二九二四、宮内公文書館)ほか

- (25) 原戸喜代里、大場修『大正大礼における下賜建物の教育施設への転用過程』(日本建築学会計画系論文集 第七六巻第六五号、二〇一一年)、原戸喜代里、大場修『大正大礼における下賜建物の宗教施設への転用過程』(日本建築学会計画系論文集 第七五巻第六五八号、二〇一〇年)ほか

- (26) 「二条離宮修繕工事録一 明治一八〜二〇年」(識別番号四二七三、宮内公文書館)以下、「工事録」の所蔵先は、宮内公文書館であるため、記載を省略する。

- (27) 前掲(26)に同じ

- (28) 「日出新聞」明治一九年九月二八日

- (29) 「工事録 明治二七年」(識別番号四五二五)

- (30) 「大札設備復旧工事」(識別番号四三二六八、宮内公文書館)、「工事録一 大正八年」(識別番号四三七二二)、「工事録二 大正八年」(識別番号四三七二二)、「工事録三 大正九年」(識別番号四三七二八)

- (31) 「二条・桂両離宮写真」(識別番号三三三七四、宮内公文書館)、「二条離宮(写真帳/大正・昭和)」(識別番号四六八五二、宮内公文書館)

- (32) 『二条離宮御写真及実測図』(川上邦基編、古建築及庭園研究会、一九三二年)

- (33) 前掲(26)に同じ

- (34) 前掲(32)に同じ

- (35) 「日出新聞」明治二〇年一月三〇日

- (36) 「二条離宮図五千分一/明治二二年」(識別番号三八九九三、宮内公文書館)、「二条離宮之図六百分一/明治」(識別番号三九〇一八、宮内公文書館)、「二条離宮之図三百分一/大正写」(識別番号三八三五一、宮内公文書館)ほか

- (37) 宮内省臨時帝室編修局編『明治天皇紀』(第八一八二〇頁、吉川弘文館、二〇〇一年)

- (38) 前掲(18)に同じ。

- (39) 前掲(29)に同じ。

- (40) 「工事録一 明治二六年」(識別番号四三六〇〇)、「工事録 明治二六」(識別番号四五二四)、「工事録一 明治二七年」(識別番号三九八〇一一)、「工事録二 明治二七年」(識別番号三九八〇一二)、「工事録一 明治二九年」(識別番号

三九八二一）、前掲（24）のうち「二条離宮沿革誌」。これらの史料では明治二六年、二七年、二九年の工事について確認できるが、二八年の工事は確認できない。しかし、二七年の工事竣工箇所が多いことから、二八年も引き続き工事が行われていたと思われる。

- (41) 中野志保「二之丸御殿の明治期障壁画」『研究紀要 元離宮二条城 第一号』（元離宮二条城事務所、二〇二二年）、恵美千鶴子「明治宮殿御殿襖絵の考案―正倉院鴨毛屏風模造・平家納経模本の引用と山高信離―」（『MUSEUM 京都国立博物館研究誌』六一七、東京国立博物館編・発行、二〇〇八年）、恵美千鶴子「二条離宮と明治宮殿襖画のその後の影響」第三章 明治の皇室に選ばれた表象」『天皇の美術史 6 近代皇室イメージの創出 明治・大正時代』吉川弘文館、二〇一七年）、山崎鯛介「明治時代の二条離宮における入側天井・小壁の改修経緯と意匠変更の意図」『日本建築学会学術講演梗概集（九州）』日本建築学会、二〇〇七年）

- (42) 行幸、行啓については、前掲（2）拙著において述べたので、ここでは詳しく触れない。

- (43) 前掲（32）の「拝観に就ての御注意」

- (44) 「日出新聞」明治二五年四月一日、同年一〇月二三日、「二条離宮参考史料／昭和二二年」（識別番号三八九八六、宮内公文書館）

- (45) 明治二〇年三月一七日ドイツ皇族レオポルド、同年一〇月一九日イタリア全権公使デマルト、オーストリア代表公使シーボルト、明治二四年ロシア皇太子ニコライなど、いずれも出典は「日出新聞」

- (46) 野瀬元子・古屋秀樹・太田勝敏「戦前における日本の国際観光政策に関する基礎的分析」（土木計画学研究・講演集、巻四〇、二〇〇九年、http://library.jsce.or.jp/jsce/open/00039/200911_no40/pdf/5.pdf）井戸桂子「クロードルと二条城―「松の中の譲位」でのコンキスタドル」（『クロードルとその時代』二〇二三年、株式会社水声社）、清水由布紀「（試論）マレー社と日本…ガイドブックが映し出す人・技術・文化の越境」（津田塾大学言語文化研究所報、巻三八、津田塾大学言語文化研究所、二〇二三年）

- (47) BASIL HALL CHAMBERLAIN, W. B. *Mason, A Handbook for Travellers in Japan*.

(London, J. Murray, 1901. "This palace, a dream of golden beauty within, is externally a good example of the Japanese fortress, with its turrets at the corners and its wall of cyclopean masonry." "The restoration of the Nijō Palace to some thing like its former splendour dates from 1885-6, at which time the Imperial crest of the sixteen-petalled chrysanthemum was substituted in most places for that of the Tokugawa Shōguns."

- (48) 秋山愛三郎 *SIGHT OF OLD CAPITAL*（洋洲社、一九一九年）"Nijo Detached Palace should be taken as a national pride of the Imperial Land of Yamato and should never be missed under any circumstances." "In March, 1871, the Castle was provisionally turned into the Kyoto Prefectural Office, in the course of its occupancy a number of its treasured paintings and metal-works were irreparably damaged by some unrefined officials who swallowed a drastic dose of Western civilization entirely too much and suddenly began to despise their own fine arts in order to introduce a lot of undesirable things foreign. Luckily it was made an Imperial Detached Palace in July, 1884, and was thoroughly renovated as seen at the present day."

- (49) 志水鳩峰『京都名勝図絵』（風月堂、一八九五年）、凡例に「明治二十八年京都に於て第四内国勸業博覧会を開設するに際し諸国の旅客必市郡の名勝古跡を尋覧する者多きこと知るべし風月堂主人旅客の提携に便なる者を謀る乃ち此書ある所以なり」とある。

- (50) 『観光の京都』（福井義次郎、一九四五年、歴彩館所蔵）

表 1 「二条城」管轄変遷表

	太政官代	三輪嘉之助	留守官	京都府	陸軍省	宮内省	京都市
明治元年	■						
明治 2 年		■					
明治 3 年			■				
明治 4 年				■			
明治 5 年				■	■		
明治 6 年				■	■		
⋮				■	■		
明治10年				■	■		
明治11年				■	■		
明治12年				■	■		
⋮				■	■		
明治17年				■	■	■	
⋮						■	
⋮						■	
昭和14年						■	■
⋮							■
⋮							■
現在							↓

※詳細は、以下の通り。

太政官代：明治元年 1 月 27 日～

三輪嘉之助：明治元年 6 月 4 日～明治 3 年 3 月 21 日

留守官：明治 3 年 3 月 22 日～明治 4 年 3 月 7 日

京都府：明治 4 年 3 月 8 日～明治 6 年 2 月 14 日、■ ■ ■ は、陸軍省管轄で京都府に貸与された。

陸軍省：明治 6 年 2 月 15 日～明治 17 年 7 月 27 日

宮内省：明治 17 年 7 月 28 日～昭和 14 年 10 月 24 日

京都市：昭和 14 年 10 月 25 日～現在

※明治 4 年 8 月に兵部省が地方城郭を管轄するが、「二条城」は京都府の管轄であった。

※明治 12 年、京都府は本丸を陸軍省に返付した。

※以下より作成した。

「二条城ヲ京都府ノ管轄ニ属ス」(JACAR (アジア歴史資料センター以下省略) Ref. A15070847600、国立公文書館)

「二条城ヲ太政官代ト為シ尚ホ尾張藩ヲシテ警衛セシム」(JACAR、Ref. A15070744000、国立公文書館)

「二条城甲府城長崎砲台奥州間生産問合明法寮より」(JACAR、Ref. C04025111100、防衛省防衛研究所)

「二条城ヲ留守官ノ管轄ニ属ス」(JACAR、Ref. A15070847500、国立公文書館)

『京都府史』(第 1 編第五四号制度部兵制類完、京都府立京都学・歴史館所蔵)

森山英一『明治維新・廃城一覽』(新人物往来社、一九八九年)

表 2 日本人向けのガイドブック

No.	刊行年	書名	分類	タイトル	主な内容	出典
1	M10	『京都名所順覧記改正各区色分町名』	A	二条城京都府	信長築城、太政官代、京都府	福富正水、1877 年
2	M13	『京都名勝一覽図会』	A	二条城京都府	信長築城、太政官代、京都府	橋本澄月編、風月堂、1880 年
3	M14	『京都名所案内図会 乾』	B	京都府	家康築城、太政官代、京都府	遠藤茂平編、正宝堂、1881 年
4	M16	『三府名所独案内図会 2 京都之部 上』	B	京都府	家康築城、太政官代、京都府	馬場文英編、1883 年
5	M20	『京都名所案内記』	A+	二条旧城 離宮	信長築城、太政官代、離宮	樺井達之輔編、風月堂、1887 年
6	M20	『京都名所案内図会 和 1 冊 (上)』	B+	二条離宮	家康築城、太政官代、京都府、離宮	石田旭山ほか編、正宝堂、1887 年
7	M24	『帝国京都名所図絵』	A+	二条旧城 離宮	信長築城、太政官代、離宮	片岡賢三編、風月堂、1891 年
8	M25	『明治改正京都名所便覧図会』	A+	二条旧城 離宮	信長築城、太政官代、京都府庁、離宮	内藤彦一著、1892 年
9	M26	『京都名所案内』	B++	二条離宮	家康築城、太政官代、京都府庁、近年宮内省の管轄 二条離宮、建築宏壮、拝観手続	加藤定毅著、村上勘兵衛等、1893 年
10	M27	『京都案内都百種増補 2 版』	A+	二条離宮	信長築城、太政官代、京都府庁、離宮	辻本治三郎編、尚徳館、1894 年
11	M28	『京都案内記：歴史美術名勝古跡』	B++	二条城	家康築城、離宮、「殿屋皆宏壮」「大作の工を学ば んとせハ、拝観せざるべからず」	広池千九郎著、史学普及雑誌社、1895 年
12	M28	『京都名所案内』	A+	二条離宮	信長築城、京都府、離宮	竹内庄之助編、中村浅吉、1895 年
13	M28	『京都名所独案内』	A+	(二条離宮)	信長築城、家康再築、離宮	的場麗水著、吉野屋、1895 年
14	M28	『京都名所案内 上』	A	二条城	家康築城、太政官代、京都府庁	岩崎喜助著、細川開益堂、1895 年
15	M28	『京都名所図会』	A+	二条離宮	信長築城、家康再築、京都府庁、離宮	清水晋之助著、笹田弥兵衛、1895 年
16	M28	『京都名所案内記』上、下の巻	A+	二条離宮	信長修理、徳川氏保護、離宮	浅井広信著、鳥居又七、1895 年
17	M28	『京都名勝案内記』	A++	二条離宮	信長築城、家康再築、京都府庁、離宮、「規模宏大 ならずとも雄も壯麗無双なり」	金森直次郎著、飯田信文堂、1895 年
18	M28	『京都名所図会 上』	A+	二条離宮	信長築城、家康再築、太政官、京都府庁、離宮、 外圍の塀を撤して観を改むる	志水鳩峰著、風月堂、1895 年
19	M28	『京都名所』	A+	二条離宮	信長築城、家康再築、離宮	的場麗水著、巽々堂、1895 年
20	M28	『京都名所と美術の案内 上』	A++	二条離宮	信長築城、家康再築、天守閣類焼、太政官代、「京都 府庁を置しかば名匠名手の遺物も汚洗せられて荒涼 の姿なりしをその後修繕」、離宮	松山高吉著、田中治兵衛、1895 年
21	M28	『京都名所手引草』	B++	二条離宮	家康築城、後水尾行幸、京都府、離宮修理 「金殿玉楼其内にあり」	平安遷都記念祭協賛会編、村上勘兵衛、 1895 年

22	M32	『京都名所案内』	A+	二条離宮	信長築城、太政官、京都府、離宮、主殿寮所轄	片岡賢三編、風月堂、1899 年
23	M34	『京都名勝図会 明治改正 再版』	A+	二条離宮	信長築城、家康再築、太政官、京都府庁、離宮、外圍の塀を撤して観を改むる	志水嶋峯著、風月庄左衛門、1901 年
24	M36	『京都名勝帖』	B++	(二条離宮)	後水尾行幸、家光、家茂、慶喜の上洛、明治天皇親征の詔、「雉蝶いと白く老松空に吼ゆ」	藤井孫六編、五車楼、1903 年
25	M42	『京都名勝帖』	B+/A+	二条離宮	家康入城、家光、家茂、慶喜の上洛、明治天皇親征の詔 / "Here in 1569 was built a castle by Oda Nobunaga", "Detached Palace".	風月庄左衛門著、風月堂、1909 年
26	M44	『京都名所地誌』	B++	二条離宮	家康築城、後水尾天皇行幸、家光、家茂、慶喜上洛時とまる、明治天皇詔、太政官代、京都府庁、離宮、美今一々挙くるに暇なし」	川村文芽著、中村弥左衛門、1911 年
27	T6	『奈良と京都』	C	(二条離宮)	襖と壁の絵画の雄大豪華さ	黒田朋信著、趣味普及会、1917 年
28	T6	『京都名所案内』	A+	二条離宮	信長築城、家康改築、大政返上、大典大饗	大槻さゝ舟著、清文堂、1917 年
29	T6	『京都史蹟案内：修学旅行 訂再版』	B++	二条離宮	家康造営、大政奉還、太政官代、京都府庁、離宮、「殿舎桃山時代の特徴を窺ふを得べし」	西田直二郎、魚澄惣五郎、京都帝国大学学友会、1917 年
30	T11	『近畿古美術案内 東京美術学校修学旅行』	A++	二条離宮	信長築城、天守炎上、大政奉還、京都府庁、離宮、「燦然たる大殿、宏壮の規模華麗な装飾、徳川時代の住宅建築の代表」、「庭園は雄大明快なる趣致」	田辺孝次著、東京美術学校々友会、1922 年
31	T13	『京都案内』	B++	二条離宮	家康築城、天守類焼、桂宮御殿移築、「粧飾華麗眼を奪うものがある」	京都市編、京都市、1924 年
32	T14	『登山と遊覧：近畿名所その附近』	B+	二条離宮	家康、大政返上、太政官代、京都府庁、離宮	関西体育奨励会編、小西猪之助、1925 年
33	S3	『古美術史蹟 京都行脚』	B++	二条離宮	家康築城、大政奉還、太政官代、二の丸「御殿桃山風」	川勝政太郎、スズカケ出版部、1928 年
34	S3	『京都名所』	B++	二条離宮	家康築造、幕府の権勢を示すもの、後水尾行幸、大政返上、太政官代、京都府、陸軍省、宮内省、「府庁を他に転じて大修理を加へ、内外を補修して再び前の面前に返り以て今日に及べり」	京都府編、京都府、1928 年
35	S3	『京を訪ねて』	B++	京都御所と二条離宮	家康築城、信長創建は間違い、天守類焼、本丸移築、大正大礼大饗宴場、「建物といい庭園といいその美しさは今猶、人目を奪うもの」	京都市教育会編、杉本書店、1928 年
36	S4	『京都離宮要誌』	B++	二条離宮	家康築城、信長創建は間違い、天守類焼、太政官代、京都府庁、陸軍省、離宮、「華院瑰麗を極め、光怪陸離人目を奪ふに足る」	古建築及庭園研究所、1929 年
37	S20	『観光の京都』	B++	二条離宮	家康築城、大政奉還、府庁、離宮、「桃山時代の遺風」「今や皇室のものとなって、永くその美を保存されることとなった。」	『観光の京都』福井義次郎、1945 年

※ 分類は、以下の通りである。

- A 原点を信長とするもの
- A+ Aに離宮が加わったもの
- A++ A+に著者の主観が加わったもの
- B 原点を家康とするもの
- B+ Bに離宮が加わったもの
- B++ B+に著者の主観が加わったもの
- C 美術的価値のみ

〔表紙 題箋〕
「昭徳公事蹟 三」

〔中表紙〕

「從文久二戌年十月二日
至元治元年二月十八日

昭徳公事蹟 上洛之部 卷三」

昭徳公事蹟

初度 御上洛之記第一
〔實三郎〕
野村 静山
手記

文久二戌年

十月二日

一、左之通被 仰付候、

〔姓以下同〕
御小性一統

来二月 御上洛之節御供被 仰付之、

〔水野忠精〕
右和泉守殿、於笹之間御年寄衆列座、若年寄衆侍

坐被 仰渡之、

文久三亥年

正月廿二日

一、御軍艦ニテ 御上洛之節、

御召船 順動丸

御小性頭取

諏訪安房守

〔實三郎〕
野村 丹後守

御小性

渡邊大隅守

木村下野守

石川備後守

山名佐渡守

鈴木摂津守

藤井若狭守

竹内日向守

御前詰

大久保新右衛門

木造銚太郎

右之通於御談之部屋伊豆守殿御通詞ニテ、被

仰付候事、

一、高井備中守初御小性陸路廻り候様被 仰付候、

御用御取次見習

佐野伊予守

御小性組番頭格

高井備中守

新御番頭格

木村紀伊守

同御小納戸頭取

糟谷筑後守

御小性一同

銀三百枚

銀四百枚

銀六百枚

此御金貳百拾五両、

銀貳百四拾枚 御小納戸一同

右 御上洛ニ付御金被下、儉約可致旨、和泉守

殿被 仰渡候、

御礼左之通、

一、御前御礼

一、兩御部屋

一、御用掛衆御宅直勤

一、伊予守江使者

殿中御宅廻り共、服紗小袖・麻上下、

一、〔アキママ〕

高井備中守

木村紀伊守

御小性

右今日御金被下候面々、明廿三日 御目見被

仰付候事、

但、四時揃麻上下着之事、

一、同廿三日

一、奥向之面々於笹之間一同御礼、拝領物被

仰付、難有旨周防守殿言上も相済、

一、御上洛之節、奥向之者は迄之通白叩キ裏金

陣笠相用不苦旨、伊豆守殿被申聞候、

同廿七日

一、咸涼丸蒸氣船乗様メシ被 仰付、翌廿八日夕刻罷歸り、直ニ泊り候事、

同廿九日

一、昨廿八日御預り御馬、西丸下御厩へ別当添遣し、御馬ト一所ニ上京致候事、

二月七日

一、今日頭取高井備中守方初御登り面々并御船乗組之者家来、今日出立之事、

一、金老両

御供之六尺へ遣し候、

一、金百疋

同御給番へ遣し候、

同十三日

一、卯上刻御供揃ニ而、五時過御坐之間ニ而御三家様 御対顔、御熨斗匏出ル、御小性相勤、

備 御前、直ニ引、相済テ溜詰初御年寄衆・若

年寄衆 御目見相済、大広間御駕籠台より四時

前 出御、品川御休、東海寺へ 被為入、

御注進之廉左之通、

一、御幕

一、御先馬

一、御宿入

但委しくハ拔書帳ニ認置候間略ス、

一、御笠ハ御旅中 御歩行之節、白叩裏金御用ひ

ニ相成候間、伊豆守殿被申聞候、

一、御先立 御旅館ハ御年寄衆、御昼休ハ御側衆、

一、御旅館へ 御注進左之通、

一、小荷駄御先

一、御先馬

一、御宿入

一、御旅中五時御夜詰引、朝ハ一番貝ニ而一統起立、支度次第入込、二番貝ニ而御先番出払、伺之上為吹候事、

同廿一日

一、六半時、御供下りニ而駿府 御発駕、久能山江被為 来德音院ニ而御紋付・御召替、御参詣被

遊、七ツ時過駿府 御城代邸へ 還御、

一、久能山 御宮へ自拝被 仰付、麻上下着自拝、

御神前ニ而神酒頂戴、非番ニ付 御着前下宿致

候事、

三月四日

一、今日益御機嫌克、二条 御城へ被遊 御着候、

御初献

御熨斗三方

御三方

御吸物

御土器

御酌

御加

但御給仕之者帯劔ニ無之相勤申候、

右之通御三献差上ル、委細ハ別帳ニ記ス、

同七日

一、今日 御参内初テ被為 濟候事、

但御衣冠差上候事、尤高倉侍從罷出候、

同八日

一、二条 御城御多門之御武器類 御覧、夫より御本丸御厩へ被為 成候事、

同十一日

一、二条 御城 出御、施薬院へ被為 入御、召替

外ニ而 御下輿、御歩行ニ而 御車寄より被為

成候事、

一、今日ハ加茂 行幸ニ付 御供奉、御跡より

御乗馬ニテ 御行列ニ御加り、下加茂一ノ鳥居

より御下馬、御跡より御参詣御次第有之御気色

ニ而、最前之通り御行列、上加茂一ノ鳥居ニ而

御下馬、御跡より 御参詣相済、四時比御参内、

九時頃比一旦施薬院へ被為入、 御櫛等上り、

夜七時過二条 御城へ 還御、

同十日

一、勅使参上ニ付、御衣冠被為 召、御対顔有之

候事、

同十二日

一、二条御厩曲輪ニ而 御乗馬有之候事、

同十四日

一、御手当金四分一被下候、

一、金五拾三両三分宛 御小性へ
三月十七日

一、紀伊中納言様へ(徳川茂承) 御対顔有之候事、
一、来ル廿一日 御発駕被 仰出候事、

同十九日

一、今日御先帰(高井実孝)り備中守初御小性七人致出立候事、
一、今日 御参内被遊候事、
但御衣冠上ヶ候事、

一、明後廿一日 御発駕御延引ニ相成候段、被
仰出候事、

同廿日

一、今日 御乗馬被遊候事、

同廿一日

一、明後廿三日 御発駕、東海道筋 還御可被遊
旨被 仰出候事、

同廿二日

一、夕刻 御参 内被遊候事、

同廿三日

一、今日 御発駕御延引被 仰出候事、

同廿四日

一、今日水戸殿へ(徳川慶篤) 御対顔被遊候事、

同廿五日

一、此度図書頭殿江戸表へ帰府ニ付、御手自 御
羽織被下候事、(小笠原長行)

同廿六日

一、松平春嶽殿総裁職 御免、逼塞被 仰付候事、

同廿八日

一、今日 御乗馬有之候事、

四月二日

一、今日 御参内被遊(御冠、御直垂)、御夏扇毛抜形、御
帶無之、去ル廿日之通り 御参内中寮之御馬
御拝領 天盃其外御頂戴有之 還御、

同三日

一、御黒書院ニテ、西本願寺門跡・同新門跡・同新々
門跡へ 御対顔有之候事、

同四日

一、今日 御乗馬被遊、一ツ橋様并松平肥後守、
御老若御用掛り衆、御目付并一橋殿附之者迄乗
馬被 仰付候、

一、左之通御先帰り被 仰付候、
御小性頭取介

内藤老岐守
御小性

石川備中守(後之)
関口筑後守
藤井若狭守

竹内日向守
外二

御納戸

拾人

同九日

一、此度奥向之者猶又御先帰り被 仰付候義ハ深
き 御趣意有之候御事ニ付、一同厚く申合、何
レも介合御差支不相成様、忠勤相励可被申事、
但時宜ニ寄り頭取両掛り之面々も介合相勤
可被申事、

右於御灯部屋両頭取江伊豆守殿被申聞候事、
(坪内保之)

同十日

一、明十一日、石清水社江(江) 御供奉之处、御風邪
ニ付御断被 仰上、御延引被 仰出候事、

同十三日

一、内藤老岐守初御先帰之者、今日出立致候事、

同廿一日

一、今曉七半時、御供揃ニ而大坂表へ 被為 成
候段被 仰出候ニ付、石清水八幡へ御先番ニ罷
出、御同所御手水役相勤、直ニ大坂御城へ御先
番ニ罷越候、八幡宮 御参詣済、直ニ橋本宿よ
り船ニ乗り、大坂八軒家より上り止宿致し、支
度之上直ニ大坂 御城へ罷出候、尤宿へ御番直
ニ相勤申候、

一、上二者二条御城六時過 御発駕、夫より石清

水社へ 御参詣、同所九半時過 出御、橋本宿より 御乗船、夕七時大坂御城 着御被遊候、

同廿三日

一、六時過、御供揃二而 出御、安治川筋^⑩ 御乗船、天保山沖合二而蒸汽船へ 被為 召、摂海岸 御巡覽被遊、所々 御上陸被遊、相済元御川筋御通船、夜九時 還御、
但御供相勤候事、

同廿六日

一、今日神寄川^⑫ 御成、所々御台場等 御巡覽被遊、還御掛 御乗船二而 六時前還御被遊候、

同廿八日

一、曉七半時、御供揃二而大手御門より 御乗馬、天王寺御通抜、天下茶屋^⑬二而御小休、夫より堺奉行御役宅二而、御二度目御膳上ル、立花^⑭飛騨守御預り砲台 御覽、大砲打方相済、夫より紀州表より御出迎之御関船へ 被為召、沖二而順動丸蒸気船へ 御召移り、泉州沖手より紀州友ヶ島^⑮へ被為 入、夫より御引戻し、大川浦^⑯二而 御碇泊、翌日朝六半時前 御出帆、加太浦より御関船二御乗移り、同所より御上陸、紀伊中納言様御出迎ひ、御案内二而淡嶋神主宅^⑰江御休ミ、中納言様被 御対顔、四半時過勝野^⑱流小筒打方 御覽被遊、友ヶ島御固之御家来江御目見被 仰付、相済順道丸へ 御召移り、天氣模様不宜候二付、直二御引戻し、七時前目印

山沖江^⑲ 御着船、夫より 御上陸、松平相模守^⑳砲台 御覽、并大砲打方御好二而御覽相済、陸路通り、五半時過 還御、

一、紀州加太浦迄御供相勤、夫より和歌 御宮并御霊前へ御内々、御名代相勤、夫より浜中長保寺^㉑御廟へ無急度 御名代相勤、五月三日朝五半時過大坂御城江着致し候事、

一、御代拝相勤候二付、紀伊殿御用人宮地久右衛門万端世話致し、大坂表迄送り参り候事、
但右二付、久右衛門江御反物被下候事、外

二附添之者へ銀沓枚も被下候、

一、和歌雲蓋院長保寺江左之通御納候二相成候、

一、御宮 白銀拾枚

一、御霊前江 右同断

一、頭龍院様 別段

一、憲章院様 白銀沓枚ツ、

一、鶴樹院様 同同断

長保寺

一、南龍院様御初 白銀拾枚

右之通り、

五月四日

一、今日御早召二而、幸栄島御渡越、幸町海岸船場より御召船へ被為 召、播州舞子浜・淡州由良戸所々 御巡覽、翌朝六半時比 還御被遊候、
一、御乗馬御召切二而被為成候二付、御召梅崎へ乗馬致し、幸町迄御供、夫より大坂御城へ相戻し候、

同六日

一、今日御乗馬被遊候事、

同十日

一、明日大坂 御発駕被 仰出候二付、二条 御城江御先番二付、同日八時過一旦下宿、大坂八軒家より乗船致し、翌十一日四ツ時比京地旅宿へ一旦参り、八半時頃より二条御城江罷出候処、又七半時 還御被遊候、

同十八日

一、今日 御参 内 被遊候事、
但施薬院江御先番相勤候事、

五月廿三日

一、本阿弥^㉒へ御預ケ二相成居候鬼丸太刀御取寄、御覽有之候二付、拝見致し候事、

同廿四日

一、御短刀身 綾小路定利
右ハ本願寺より内献上致し候事、

同廿六日

一、竹本隼人正・高井備中守・中川右京亮・竹田越前守・木村中務少輔・酒井対馬守、右支度次第上京仕候様被 仰付候段、江戸表より申来候事、

六月三日

一、今日御暇之 御参内有之候事、

但施棄院へ御先番相勤候事、

同九日

(徳川茂徳)

一、今日尾張様へ 御対顔、肥後守 (松平将徳)

御目見被

下物等有之、二条 御城御玄関より 御発駕被

遊、淀川筋 (30) 御乗船、備前島より (31) 御上り、七

半時比 御着城被遊候事、

六月十三日

一、今朝七半時御供揃二而、六半時比大坂御城御

発駕、安治川筋 御乗船、天保山沖合二而蒸気

船順動丸へ被為 召候、

一、御乗船御供左之通り、

御小性頭取

(実孝) 高井備中守

諏訪安房守

野村丹後守 (實三郎)

御小性

渡邊大隅守

木村中務少輔

大久保隠岐守

鈴木摂津守

石谷安芸守

池田伯耆守

一、七半時過紀州由良港 (32) へ御碇泊被遊候事、

同十四日

一、朝六半時過同所 御出帆、同大嶋港 (33) へ 御着船、

夫より 御上陸、錦江山無量寺 (34) 江御立寄、御召

湯等有之、御側向入湯いたし、夕刻 御乗船二

相成、御碇泊無之直二御出帆、同十六日朝品川

沖 (35) へ 御着船、夫より御端舟へ被為召、浜御庭 (36)

へ被為 入御、供宜段申上り、八半時頃益御機

嫌能 御帰城被遊候、

一、品川沖より御先江参り、一旦帰宅、直ニ支度

之上登 城致し候事、

一、二月十三日 御発駕より京地へ 御着渡、諸勤

向其外并六月十六日 御帰城迄之留扣別帳ニ委し

く認置候間略ス、

六月十八日

一、於 御休息 御着城御祝ひ御三献上り、御給

仕相勤候事、

七月朔日

御小性組番頭格

御小性頭取 竹本隼人正

新御番頭格

同 木村紀伊守

御小性頭取

中川右京亮

御小性

藤沢讃岐守

竹田越前守

室賀但馬守

川口志摩守

坪内但馬守

神原美濃守

山名佐渡守

依田筑前守

大久保備前守

酒井対馬守

戸田土佐守

村松長門守

新見相模守

諏訪甲斐守

跡部出雲守

右之通今日跡より着致し候事、

一、御預り御馬今日着致し候段、御厩より申来り

受取候事、

同二日

一、今日家来甚左衛門一同無事二帰府致候事、

昭徳公事蹟

再度 御上洛之記第二 (實三郎) 野村静山 手記

文久三亥年

十一月朔日

一、今度京都より 御上洛被 仰出候、

十一月五日

一、京都より被 仰出候趣も有之候ニ付、御軍艦

ニテ 御上洛可被遊旨被 仰出候事、

十一月 (アキマツ)

一、御上洛御供左之通被 仰付候、

総裁職

御先廻し御小サ刀
一、長光 一、行光
御船中御用御短刀
一、来国俊 一、来国次
一、貞吉 一、師景
右之通、
十二月五日
御召御軍艦入
一、御長持 壹棹
一、両掛 三十荷
御軍艦入御供之分
一、御長持 四棹
右之通朝倉播磨守へ達置候、
一、国時 御太刀
一、兼光毛拔形 同
一、貞真毛貫形 同
一、国俊御鞘卷 同
但御先廻し、
一、御軍艦ニテ 御上洛二付、御小性一同御召船
へ乗組候様被 仰付候段、出羽守殿被申聞候、
十二月十一日
御腰物奉行御供無之候、
御腰物方
鈴木与左衛門
柳沢孫左衛門
加藤寛介
本多晋之丞

同 同心
四人
御研師
市川庄之丞
一、御上洛御軍艦御召船へ御茶・弁当二荷共入組
候様、出羽守殿被申聞候、
一、御召船へ乗組候御小納戸頭取初左之通、
朝倉播磨守
野田三郎右衛門
溝口源右衛門
服部藤左衛門
服部七五郎
青山三右衛門
守山金太左衛門
河田助兵衛
駒井志津麿
近藤甚左衛門
右之通り、
十二月六日
一、一役一人ツ、笹之間ニテ雅樂殿御出坐、若年寄
衆侍坐、御上洛御供二付、御金被下、鍔約相用
可申旨雅樂頭殿被 仰渡候、
銀三百枚 御小性
右之通、御札左之通、
御前御札 御小性頭取取扱
御用掛衆 両御部屋へ出ル
御泊方
御用掛衆宅廻勤

但御用捨、
一、御上洛御先廻御馬、
一、鳴門 御召一、名生
御召一、畑岡 同 一、鶴ヶ沢
同 一、大宮 同 一、秋山
同 一、栗谷川 同 一、若柳
同 一、梅崎 御覧一、藤ノ森
同 一、岩井沢 同 一、錦戸
同 一、瀧ノ上 同 一、西村
同 一、若宮 同 一、法伝
同 一、津谷川 御次一、末吉
一、若村 一、中沢
一、杉沢 一、下宮
一、中春
御厩向御供
村松静之助
諏訪部鎮次郎
曲木仙之助
大武藤助
鶴見忠兵衛
都築藤一郎
諏訪部鎮次郎支配
御馬乗
岡部献藏
所半三郎
織田直吉
同見習
小川金之助
長谷川鍵三郎

御医師 壹人

御別艦

順動丸

御小性組番頭 壹人

同御番 壹人

御先手 壹人

御輿力同心 四十二人

御使番 壹人

御持小筒組之頭並 壹人

御先番御徒頭 壹人

同御徒 廿五人

但組頭共

奥詰方 三十人

御医師 壹人

十二月七日

一、御法令并下知状今日被 仰出候、

別紙火之事

一、自然火事之節、御坐所へ参上之役々、

御老中

若年寄

御側衆

大目付

御目付

一、御衣紋掛并二御次衣紋、御小納戸十人御供致し候事、

一、御衣紋方松岡重三郎御供被 仰付候事、

一、人馬繼立之儀、銘々印鑑ヲ以雛形之通致し、人馬引替遣ひ申候、

但別帳ニ認有之候ニ付略ス、

十二月十五日

御側衆へ、

人足貳十人 御小性組番頭格

馬 三疋

人足拾一人 新御番頭格

馬 貳疋

人足八人 ツ、 御小性

馬 貳疋 御小納戸

一、来ル廿三日出立之者泊割、

御側衆五人家来

御持小筒組之頭並但一小隊并家来

御小性 二十人 家来

御小納戸

一、同廿五日出立之者、

御小性家来今日も出立致候事、

但拙者家来荷物共今日出立為致候事、

一、同廿六日出立之者御小性家来出立致し候事、

十二月廿五日出立之者泊割、

川崎宿 藤沢宿

小田原宿 三嶋宿

由井宿 岡部宿

掛川宿 舞坂宿

御油宿 鳴海宿

桑名宿 関宿

水口宿 大津宿

右之通、委細ハ別帳ニ有之略ス、

同十八日

一、金七十両、

右者再度 御上洛ニ付拝借被 仰付候、尤仮手形入置候事、

但子ノ十月九日本手形指入候事、

一、両掛一荷 御軍艦へ積入、大坂へ相廻申候、

十二月廿七日

一、五半時御供揃ニテ 御発途被遊候ニ付、御当日当番之者ハ浜御庭江直々参揃候、四ツ時過端舟江乗り、九半時過 御召船へ御先へ乗組居候、

御召船 翔鶴丸

御小性頭取

木村紀伊守

中川飛驒守

野村丹後守

御小性

大沢豊前守

木村備後守

山名佐渡守

池田伯耆守

室賀伊予守

榊原美濃守

酒井対馬守

諏訪甲斐守

新見相模守

金田英之助

一、今日四ツ時過、田安御仮御殿^① 御発途、浜御庭へ被為 入候、二度目御膳上ル、無程御端舟ニ而御同所 御出帆、八半時比品川沖へ被為

成、御召翔鶴丸へ 御乗船被遊、御同所へ 御碇泊被遊候、

同廿八日晴

一、朝五ツ時頃、品川沖 御出帆、四時過浦賀港^⑳
江 御着船 御上陸、所々 御巡見、六ツ時前
御召船^江 御移り 被遊 御碇泊、

同廿九日、少々風

一、朝五時比、浦賀港 御出帆、四時前より相模
灘^㉑ 御通船、八半時頃下田港へ^㉒ 御着船、夫より
御上陸、同所海善寺へ 御立寄、夕刻御乗
船被遊 御碇泊、

同晦日、風

一、今日烈風ニ付、下田港へ 御滞留、御上陸
被遊、同所玉泉寺^㉓へ 御立寄、無程 出御、所々
御巡覽被遊、相済海善寺へ 被為 入、同所へ
御一泊被遊候、
但御供之者夫々下宿へ参り支度等致し、明
番之者ハ下宿へ泊り申候、

元治元子年

正月朔日、晴風

一、五半時比海善寺^㉔へ罷出、当番之者ト代り合、四
時頃浜辺へ被為 入、御船祝砲打候ヲ 御覽被
遊、所々 御一覽、同所へ御戻り被遊、御一泊
被遊候、

同二日、晴風

一、今朝風模様宜敷相成候ニ付、五時頃同所港御
出帆、伊豆之海御通船之處、又々西風強、御船
へ浪打込動揺強候ニ付、俄ニ同所小浦湊へ御風
待被遊、同所へ 御上陸、西林寺^㉕江御立寄被遊、
所々 御一覽被遊、夕刻 御召船へ 被為 入
御一泊、

同三日

一、五時前 御船より 御先ニ 上陸致し、下宿支
度等致し、西林寺^江罷出ル、
一、五時過 御上陸被遊、風模様不宜候ニ付、同所
へ 御一泊被遊候、

同四日、曇ル

一、今日風模様宜相成候ニ付、五時比 御乗船、
同刻過小浦港 御出帆、遠州灘順風ニテ 御
通船、夜五時比志州安乗港^㉖へ 御着船、同港^江
御碇泊、

同五日、曇ル

一、今朝六時過安乗港 御出帆、八半時頃紀州
大島港へ 御着船、夫より大島之寺院蓮生寺^㉗江
御立寄被遊、直ニ鯨舟^㉘へ被為 召、同所串本村^㉙
江 御上陸、錦江山無量寺^㉚へ七ツ時過被為 成
御一泊被遊候、
串本村無量寺^江
紀州役人出張致居候、

御用人 大野蔵人
御先手物頭 岡山勘ヶ由

御目付 村上与十郎

一、大野蔵人御内々 御目見被 仰付 上意等有
之、御召八丈島御反物被下置、跡二人ハ同所於
庭 御目見被 仰付候、
一、明ヶ番之者ハ無量寺^江 御先へ参り居被為
成、直ニ下宿致し、当番之者ハ於同所入湯等致
し候事、

同六日、風

一、朝五半時比大島港 御出帆、夕七ツ時比由良
港^江 御着船、一旦同所へ 御上陸、無程御召船
へ御戻り被遊 御碇泊、明ヶ番之者御先へ乗組、
同所へ紀州役人出張

御用人

三輪源十郎

御先手物頭

大沢五百次郎

御目付

久世三右衛門

同七日

一、今日ハ御供船御待合ニ付 御滞留、四時過昨
日之通 御上陸、所々 御一覽、九ツ時頃散金
寺へ被為 成、七ツ時過翔鶴丸へ御戻り被遊候、

同八日

一、今日六半時前由良港 御出帆、九時過摂州目
印山沖へ 御着船、遠江守殿・右京亮殿始御出迎、
八時比天保山へ 御上陸被遊、八半時比麒麟丸^江

同十五日泊り

沓番類

飛驒守(中川) 讃岐守(藤沢) 越前守(竹田) 豊前守(大沢) 伊予守(室賀) 摂津守(鈴木) 美濃守(神原) 老岐守(山名) 土佐守(戸田) 相模守(新見) 甲斐守(諏訪) 肥後守(前々大沢) 日向守(竹内) 徳之助(能力) 堀(堀)

同十六日泊り

二番類

紀伊守(木村) 安房守(諏訪) 丹後守(野村貫三郎) 備後守(石川) 隠岐守(大久保) 佐渡守(山名) 伯耆守(池田) 筑前守(依田) 対馬守(酒井) 長門守(村松) 駿河守(平岩) 安芸守(石谷)

信濃守(松平)
元之丞(中根)

同十二日

一、紀州様御登城、御対顔有之候、御休息へ
被為入、緩々御咄等も有之、御菓子御茶上ル、
御給仕御小性、

同十四日

一、暁八半時御供揃ニ而七半時頃御供宜敷段申上
り、御狭筥出御、召物触無之、無程出御、京
橋口より備前島御上り場より二ノ御船へ被為
召、淀川通被為成、

一、御玄関より被為成候二付、御先御頭取老人・
御小性五人御付ケ御頭取老人、御小性二人、

御付御

丹後守(野村貫三郎)
日向守(竹田)
安芸守(石谷)

御船へ追手門ヨリ駈抜

越前守(竹田)
伯耆守(池田)
美濃守(神原)

一、朝六時前中御船へ御乗船、淀川筋御通船
枚方宿辺ニ而淀川茶船差配人串餅一筥入御覽
候二付、くらわんか船へ

白銀 三枚

柱本煮売
茶船持舟共へ

右播磨守相渡し候、

一、前同様くらわんか船ト唱、

白銀 三枚

淀茶差配人

并茶船稼トモ

右櫛餅二重入御覽候二付、右之通り白銀被下、
御小納戸頭取朝倉播磨守相渡し候、

一、六半時比伏見豊後橋より御上陸被遊、御役宅江
御一泊被遊候、

一、伏見御役宅迄御供致し、直二下宿、与力何ノ
国四郎宅へ宿り、同所へ家来呼出置候二付、侍

老人・中間二人参り居候、

一、明日御供揃時刻左之通、

一番貝 西洋四字 七時半

二番貝 同五六ノ間六ツ時

三番貝 六時半

一、御道筋、伏見街道左へ、五条通り右へ、寺町
通左へ、三条右へ、室町左江、二条通被為成、

右之通御道書出候事、

同十五日

一、沓番貝ニテ起、二番貝ニテ支度出来、御先へ
伏見街道歩行ニ而参り、朝四時前旅宿へ着致し
候事、

一、家来勘左衛門始一同東海道筋無滞去ル九日到
着致し候段申出ル、

一、六半時比伏見御役宅御発駕被遊候、御道書通
り二条御城へ九時御入城被遊候、

一、四半時三条通り御徑進ニテ、役当之者御玄関江
御出迎、虎之間御板縁ニテ御下輿、大広間通

御白書院より御休息へ被為入御上段御
着座、御三献左之通上ル

御初献
免々角昆布
同断勝栗
吹ちらし熨斗
御二献
同断数ノ子
小角スミ 五種盛
甲立 土器御臈煮
御三献
間土器 御吸物
下輪 御土器
御土器
御銚子
御加
右之通差上相済、
一、八ツ時比 御座之間 出御御小袴丸御羽織 被為召、
一橋様 御対顔、年寄衆 御着城之恐悦被申上、
御下段 御着座、春嶽殿被出 (松平) 上意有之、畢テ
入御、
一、同刻過御召物触前同断、 御座之間 出御
御櫛御刀拭 上之御供其外諸大名被召出、相済 御下段
立御 入御、
但入御之節御白書院御振合ニ付、 御先立
御側衆被致候事、
同十六日
一、九時過 勅使参上ニ付、 御衣冠毛貫形御太刀
上ル、勅使参向之節、 御玄閑上拭板迄 御出迎
御誘引、大広間ニ而 御対顔被遊候事、
一、親王 (睦仁後の明治天皇カ) 准后より 御口上之趣御同様相済、勅
(鷹司政通)

使退去最前之通 御送り相済 入御、
役当頭取
衣冠 竹田越前守
同御小性
同 四人
勅使 坊城大納言 (俊克)
野々宮宰相中将 (定功)
一、九半時過坊城大納言・野々宮宰相中将登 城、
御黒書院ニ而 御対顔被遊候、
右相済、 御下段 立御、
伝奏
家老
右棒者前へ置、一同平伏相済 入御、
一、御着城恐悦出仕有之候事、
一、御板輿
右ハ、禁裏より被進候事、
同十八日
一、御跡廻り 御馬并御預り 御馬着ニ付、見廻
りニ参り候事、
一、禁裏より被進ニ相成候、 御板輿為 御覽、御
麻上下被為 召、御表へ 被為 入候事、
同十九日
松平春嶽 (久通)
島津三郎 (定紀)
伊達伊予入道
右 御目見被 仰付、御座之間ニテ御菓子・御茶・

御料理等被下候事、
同廿日
一、今日 堂上方登 城、 御座之間ニテ 御対顔、
御菓子・御茶等被下候事、
一、今夜五時比俄ニ 勅使参上、 御衣冠被為 召、
御対顔御送り相済、 同人御白書院へ被通、 前文
同様御菓子・御茶・御料理等被下候事、
同廿一日
一、五時御供揃ニテ二条御城 出御、 御衣冠被為
召、初テ之 御参 内、高倉侍(永祐)從被参、 御衣紋
差上申候、
但御下重子上ル、御太刀毛拔形、
一、此程 御拝領之 御板輿 被為 召候事、
一、初テ之 御参 内被為済候ニ付、恐悦申上候事、
同廿二日
一、初テ之 御参 内之節、供奉相勤候諸大名六
側ニ被 召出、 上意有之候事、
一、中納言様へ 御休息ニ而 御対顔、御料理御
菓子被進 御手自御側簞笥被進候、
同廿三日
一、
松平下野守 (長岡護美)
細川良之助 (細川護久)
同澄之助
右被 召出、御菓子・御料理被下候事、

同廿四日

一、年頭之 勅使参向、大表 出御 御対顔被遊候事、

一、勅使自分御礼申上候二付、御直衣 御召替被遊、御対顔有之候事、

一、勅使之節ハ役当、衣冠自分、年頭御礼之節ハ大紋ニ而相勤候、

同廿五日

一、両本願寺門跡参上ニ付、御熨斗目・御半上下ニテ 御対顔被遊候事、

一、左之御品々 思召ニテ肥後守・大和守へ被下候事、

一、縞縮緬 三反

御目録書ニテ 松平肥後守

一、御鞍鍔 金壹万両

一、縞縮緬 三反 松平大和守

右之通、

同廿七日

一、今日四時御供揃ニテ、施薬院へ被為成、御衣冠御下重無之、毛貫形御太刀差上、御参内被遊候、

但高倉侍從罷出、御衣紋差上ル、土御門罷出 御身固差上ル、

同廿九日

一、九半時過 御小直衣被為 召、大広間 出御、御上段 御着座、

高辻少納言^(修長)

御位記入 御覧、箱持之、於御下段入 御覧、

直ニ 入御、

一、中納言様へ 御対顔、

御三所物 御鏢

右被進候、

二月朔日

一、御休息ニ於テ中納言様へ 御対顔、御料理被進、

御半ニテ松平春嶽殿被出、御同様御下ケ之御印籠被進被下候、

金地目ノ出二鶴御印籠

金地御印籠

右御手自被進被下候事、

同二日

一、今日 御城内 御覧、所々御廻り被遊、当番・明番共御供被 仰付候事、

一、稻葉長門守御休息ニテ 御目見被 仰付、左之御品々被下候事、

八丈島 二反

御印籠 金三百両

但御印籠ハ御目録、

同三日

一、今日紀州様御旅館へ御旅中御安否御尋被仰進候御使相勤ル、

被進物

一、御交肴、木地台積

一、御菓子、御杉重

右御使御口上之趣、御用人広田李之右衛門へ申

演候処、中納言様御直ニ御礼被 仰上候二付、

御前へ罷出候様、津田三助申聞、御目見仕候処、

右御礼御直ニ被 仰上候間、其段入 御聴御用

掛衆へも申上置候、

同四日

一、御厩曲輪於御馬場御乗馬有之候、明番ニ付居残申候、

一、(アキママ)

去月廿七日 御参 内被遊候処、神武天皇御陵⁽⁶⁰⁾

当節御修補御成功ニ至、深宸賞被為、在従一位

可有 宣下 御内意被 仰出候処、此度 御転

任被 仰出候上之儀ニ付、御辞退被為 在候得

共、格別ニ 思召ヲ以被 仰出候義ニ付、宣旨

被遊 御頂戴候、此段申達候様 御意ニ候、

右之通出仕之面々へ於席々和泉守申達候、老中列坐、

一、(アキママ)

一、来ル七日泉湧寺⁽⁶¹⁾ 御参詣、

御供揃 五ツ時、

右之通被 仰出候、

御道書

一、二条 御城東御門左へ、二条通り右へ、室町通寺町通り左へ、五条橋御渡り右へ、伏見街道左へ、大路橋御渡り、泉涌寺表門、還御御道筋中断、

同五日

松平春嶽

島津大隅守^(久光)
伊達伊予守^(宗城)
右御休息へ被召出御用等有之、三人へ御菓子・御茶被下、尤御給仕御小性ニテ致し、思召ヲ以大隅守・伊予守兩人へ御提ケ之御印籠 御手自被下候事、
同六日
一、奥御稽古場ニテ詰合、講武所之者⁽⁸²⁾剣術試合被仰付、御覽濟、
小菊 一束
御下緒 一掛
扇子 二本ツ、
右之通被下候事、
一、左之御品々^(徳川茂孝)紀州様より御内々伊達内蔵助を以御上ケ 被遊度、旅宿へ同人参り申聞候間、直々登城入 御覽候、其段下野守殿^(土岐前昌カ)へも申上置候、
一、御印籠
一、御羽箒
一、鴈 六羽
右之通り、
同七日
一、今日五時御供揃ニテ 御直衣御表宜しき段申上り、出御、
殿中役当
熨斗目半袴
御先立 戸田土佐守
御刀 木造肥後守

御太刀 大久保隠岐守
泉湧寺役当
御衣紋兼
野村丹後守
御先勤 諏訪甲斐守
御手水兼 新見相模守
金田日向守
大紋
御唐門内 御手傘兼 溝口出羽守
御傘 大紋御小納戸^(常純カ) 服部筑後守^(常純カ)
御途中 諏訪安房守
御供 酒井対馬守
村松出羽守
永田駿河守
松波安芸守
飯塚信濃守
中根若狭守
一、路次悪敷、わらじ白足袋相用申候、
一、四半時比泉涌寺へ被為 成、御休息ニテ 御櫛御衣冠被為 召^(毛貫形)上ル、伝奏野宮宰相^(定功)中将・勤修寺左小弁兩人召出し有之御対顔、御正面少々横 御座所相濟テ 御正面ニ御通被遊、長老始 御目見有之、御都合宜敷段申上り、伝奏御先立ニテ御開基四条院 御影堂へ 御拝、夫より 御位牌所へ被為 入、夫より 御廟へ御参詣、相濟テ御休息ニテ 御直垂 御召替、御供宜しき段申上り、同所玄関より 出御、八半時過二条 御城へ 還御、

一、御手水ハ 御影堂へ 被為 入候節上ル、夫より 御廟へ被為 入候節差上候事、
一、泉湧寺御太刀ハ取扱高家致し候事、
同九日
一、旅御扶持三十日分被下候事、
一、八半時比^(徳川茂孝)紀州様御登城、御休息ニ而 御対顔、種々御咄等有之、御菓子・御茶上ル、御給仕御小性、御同所様御国元より御取寄セ之御干菓子御持参、御前ニテ 御膳番御開御試致し候上、中納言様にも御試、公方様へ御上ケニ相成、相濟テ剣術稽古場へ 御同道ニ而 被為 入、奥詰剣術試合御覽被遊、紀州様より被為進候御台様之品々 御前ニテ奥詰之者^(江被下)、相濟テ御休息へ 被為 入、御酒・御吸物上ル、御小納戸御給仕御酌ハ御小性之方相勤ル、御半ニテ 御手自御文具被為 進、御黒書院へ 被為入御、同所ニテ中納言様へ会席御料理被為進、御小納戸御給仕致し、其節丹後守・伊予守・土佐守・長門守御相手ニ罷出、六半時過御退散、
同十日
一、九時過 御黒書院へ 出御、御上段ニテ^(尊秀法親王)知恩院宮へ 御対顔被遊候事、
一、八ツ時過 御座之間御替序御黒書院出御、御下段御着座、
^(松平容保)松平肥後守
家来
右被 召出被 仰含事有之、相濟テ 入御、

一、同刻過御厩御馬場へ被為 入 御、乗馬被遊候、明番二付居残り候事、

同十一日

一、今日御番方劔術試合 御覧、御好等有之、於御前左之通被下候事、

- 一、御扇子 三本
- 一、小菊 五帖

- 御好之者へ
- 一、御扇子 三本
- 一、小菊 五状

右之通り、

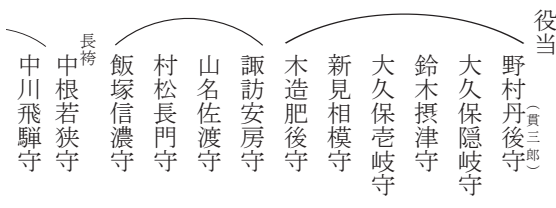
同十二日

一、五時御玄閑より 出御、御管笠被為 召、御道書之通金地院へ被為 成候、

本願寺ニテ襦高袴平服着替、枳殻御殿へ御供、

金地院⁽⁶⁴⁾方東本願寺御先番、

御刀



知恩院より御先番

御刀

智恩院御先番ヨリ兼枳殻御殿へ平服襦高、袴白足袋着替御先番

大沢豊前守
木村備後守
榊原美濃守
中川飛驒守
木村備後守
室賀伊予守^(正寄)
池田伯耆守

一、二条御城御唐門内より 御乗馬、梅崎金地院唐門外ニテ 御下馬、夫より方丈駕籠^方被為 入、御休息ニテ 御長麻御上下ニ 御召替、無程御内通し 被為 成、御透門内ニテ御手水上ル、御縁り付ニテ御括り下し、御宮へ 御参詣、相済テ御休息へ被為 入、御供宜敷段申上り、御駕籠台より 御駕籠へ被為 召、知恩院へ 被為 成御下輿、知恩院宮同所へ 御出迎ニ 御対顔、夫より御休息^江被為 入、無程 御位牌所^江 御参詣、相済テ御麻御襦・高袴ニ御召替、御下段ニ而宮様へ 御対顔、相済大僧正初 御目見有之、無程本堂へ被為 入、神祖之御木像・ 台徳院様⁽⁶⁵⁾ 伝通院様⁽⁶⁶⁾ 御木像 御拝、夫より所々 御覧被遊、一旦御休息へ 被為 入御宜段申上り、御車寄ヨリ 御步行ニテ出御、同所黒門前より御乗馬、梅崎東本願寺へ 被為 成、同所玄閑門外ニテ 御下馬ニ相成、九時過玄閑脇駕籠台^方被為 成、其節一橋様御年寄衆御出迎、廊下折曲り候処へ御門跡・新門跡御出迎、夫より御先立ニテ御休息、御下段ニ而御開き、公方様ニハ御上段附書院之方へ御着座、御門跡御上段へ被出 御対顔、其節一橋様御年寄

衆被出、御咄等も有之候、御休息御廊下より新々御門跡御先立ニテ本堂へ 被為入、本尊等 御同所 御通抜、御宮へ 被為 成、御唐門内ニテ御手水上ル、御参詣、夫より元御道通り、御門跡御先立ニ而御休息へ被為 入候、

一、金地院 御宮へ 御参詣之節ハ御刀・長袴、本願寺 御宮へ 御御参詣之節ハ半袴ニ而相勤ル、

一、九半時比より枳殻御殿へ 被為 成、御駕籠台^方御上りニ相成、同所迄御門跡御出迎、御先立ニテ御休息へ 被為 入御対顔、夫より奥坐敷ニテ无上覺院へ 御対願、夫より同所庭へ 被為 入、所々 御覧、一橋様・春嶽殿^(松平)・御老若御供致し、尤新御門跡御先立ニ而、所々御順覧相済、御上りニ相成、御二階ニ而御料理・御酒・御肴海山之御馳走御膳上ル、中納言様御同座、御膳御料理春嶽殿御老若へも被下、御側向^江も御門跡御酌ニテ御酒被下、御供表御役人坊主共迄、於庭御酒被下有之、夕七半時比御供下りニ相成、同所ニ出御、夫方御道書之通二条 御城へ 還御被 遊候、

同十三日

一、中納言様へ御休息ニ而 御対顔、御料理出、御手自御袴地五反御目録ニ而被遣候、春嶽殿^(松平)へ御召御袴二具被下候事、

同十四日

一、神劔写波平行平 御刀一腰 右島津大隅守上ル、

一、今日不時之 御参 内被遊候、
但高倉侍(永帖)從罷出候、明番より 御先へ 施菓
院へ 参り居、御衣紋済退出、
同十五日
一、御座之間 出御、
松平春嶽
守護職被 仰付之、
松平肥後守(容保)
軍事総裁職被仰付之、
一、御在京中頭取老人附添、出張申合、劔術稽
古致し度、下野守殿へ御咄申上候処、宜敷旨
被申聞候、
同十六日
一、御休息へ松平春嶽殿被差出、大藏大輔と名被下、
御手自御短刀美濃守 兼道 被下候事、
一、松平肥後守御休息へ被召出 御懇之 上意有
之、御手自御拵付御刀備前国 秀光 被下、相済引、
同十七日
一、今日五半時より 御乗馬 被遊候、当番二付
早出致候事、
一、毎月
一、二七 会読
一、四九 輪講
右定日出席之事、
但御小性・御小納戸共重立并世話之者、当
番・明ヶ番共銘々可罷出候事、

一、定日之分秋月右京亮殿・林大学頭等所々出席
之事、
一、定日御用不被為 在候節ハ、可成丈 出御被遊、
御会読・御輪講等一同 可被遊候事、
一、一ヶ月兩三度詩文会可仕候、御題ハ 思召ニテ
被 仰付候事も有之候事、
侍文会之節ハ猶々 思召ヲ以 御菓子被下候
事、
右之通下野守殿被御申聞候、
同十八日
一、今日於 御廐、一橋様・橋本中納言御一所ニ
御乗馬被遊候処、天氣相ニ而御延引ニ相成候事、
一、禁裏より左之御品ヲ 被為 進候、
一、青目籠 御肴
一、御火鉢 一對
一、御文庫 二
一、御菓子 一台
御使
土山淡路守
准后より被為 進候御品
一、御衝立 一
一、純子 三反
御杉重
一、御菓子 一組
御使
右同断
親王より被為 進候御品
一、御屏風 一双

御使
右同人
一、七時過、於御休息橋本中納言 御対顔、御茶・
御菓子等被下、相済、御吸物・御肴・御酒被下、御
小納戸給仕ニ而持出ル、上江も同様上ル、一橋様・
大藏大輔・肥後守御相伴、夫々御肴出、御酌ハ平御
小性ニ而相勤、御医師御取持ニ出ル、御膳被下、相
済テ 御手目録白羽二重被下置、一同六ツ時過退散
候事、

【翻 注】

- (1) 現在の東京都品川区北品川に所在する臨済宗大徳寺派の寺院。寛永一五年（一六三八）に徳川家光によって創建された『日本国語大辞典〔第二版〕』以下、『日国』とする。
- (2) 現在の静岡市駿河区根古屋にある東照大権現（徳川家康）を主神とする神社。久能山東照宮と呼ばれる。元和二年（一六一六）に家康の遺骨が埋葬された。翌年、日光に改葬された後は、故地として東照社が創建された『日国』。
- (3) 久能山東照宮の学頭（諸大寺等の学事を統括するもの）『和漢三才図会』『日国』。
- (4) 近世、京都御所の北西にあった施設であり、参内における更衣装束の所とされた『徳川諸家系譜 第三』。
- (5) 現在の京都市左京区にある下鴨神社（賀茂御祖神社）のこと『日国』。
- (6) 現在の京都市北区にある上賀茂神社（賀茂別雷神社）のこと『日国』。
- (7) 現在の京都府八幡市にある石清水八幡宮のこと。旧称は男山八幡宮『日国』。
- (8) 石清水八幡宮が所在する男山の北にあった宿場（現在の京都府八幡市橋本）『日本歴史地名大系』以下、『歴地』とする。
- (9) 大川（旧淀川）に架かる天満橋と天神橋の中間にあった船着場（現在の大阪市東区京橋二・三丁目）『歴地』。
- (10) 現在の大阪府を流れる旧淀川の本流のうち、中ノ島に沿う堂島川と土佐堀川の合流点から大阪湾に注ぐまでの部分。貞享元年（一六八四）に淀川の治水のために開削された『歴地』。
- (11) 天保二年（一八三一）、安治川の浚渫土を積み上げて形成された小山（現在の大阪府港区）『歴地』。
- (12) 現在の大阪府北西部を流れる淀川水系に属する河川『歴地』。
- (13) 現在の大阪府西成区の東部で旧住吉街道（紀州街道）に面する地域『日国』。
- (14) 現在の和歌山市加太の西方、紀淡海峡にある四つかなる島（地ノ島、沖ノ島、虎島、神島）の総称『歴地』。
- (15) 旧深山村（現在の和歌山県大川）における、北東は和泉国に接し太平洋に臨む入江『歴地』。
- (16) 紀伊国海部郡旧加太村（現在の和歌山市加太）に同定される。西と南側が海に面

する。西方の海場には友ヶ島が浮かぶ『歴地』。

- (17) 現在の和歌山市加太にある淡島神社。紀州加太淡島神社とも呼ばれる。江戸時代には加太神社とも称された『歴地』。
- (18) 『南紀徳川史』（以下、『南紀』とする）には、「勝野流由緒書」と「勝野流火炮圖」が掲載されている。
- (19) 天保山は廻船が入津する際の目標となったことから、目印山（目標山）とも呼ばれた『歴地』。
- (20) 現在の和歌山市和歌浦中三丁目にある神社。徳川家康と初代の紀州藩主・徳川頼宣を祀る。和歌浦東照宮、紀州東照宮と呼ばれる『歴地』。
- (21) 現在の和歌山県海草郡下津町に所在する天台宗の寺院。紀州徳川家における歴代の菩提所『日国』。
- (22) 元和七年（一六二一）、和歌浦東照宮の創建に伴って建立された別当寺・天曜寺の院号、一般の称『歴地』。
- (23) 和歌山藩第一一代藩主徳川斉順の院号。家茂は、斉順の長子に当たる『国史』。
- (24) 和歌山藩第一二代藩主徳川斉彊の院号『南紀』。
- (25) 徳川斉順の正室の院号『南紀』。
- (26) 和歌山藩初代藩主を務めた徳川頼宣の院号『南紀』。
- (27) 明石海峡の最狭部に当たる瀬戸内海に面した地域（現在の神戸市垂水区東舞子町）『歴地』。
- (28) 和歌山県北西部と徳島県東海岸、淡路島との間の狭まった海域・紀淡海峡もしくは由良ノ瀬戸の古称『日本大百科全書』『国史』。
- (29) 近世に刀剣の研磨、浄拭、鑑定を生業とした家柄『本阿弥行状記』。
- (30) 京都府内を流れる宇治川・桂川・木津川の三川が合流し、大阪平野を南西に流下して、大阪湾に注ぎ出る河川『日国』。
- (31) 寝屋川に並行して流れる鯉江川に浮かぶ島。公儀橋・備前島橋が架けられていた。備前島町（現在の大阪府都島区網島町、東区京橋一〜二丁目）にあったが、鯉江川は昭和初期に埋め立てられた『歴地』。
- (32) 現在の和歌山県日高郡由良町に流れる由良川の河口にある横浜の付近に比定される地域『歴地』。

- (33) 紀伊半島の南端に当たる現在の和歌山県西牟婁郡串本町の潮岬から東側の太平洋に向かう海域(熊野灘)に面する漁港の一つ『歴地』。
- (34) 現在の和歌山県西牟婁郡串本町にある、臨済宗東福寺虎関派の寺院『金谷上人行状記 ある奇僧の半生』。
- (35) 現在の東京都品川区の東京湾に接する東部の沖合。古くは品川浦などと呼ばれた『歴地』。
- (36) 現在の東京都中央区にある浜離宮庭園『国史』。
- (37) 「水野忠精日記」文久三年一月二六日条によると、江戸城本丸の焼失に伴い家茂と和子は、徳川御三卿の「田安御屋形御引移被遊候」とある(大口勇次郎監修『水野忠精 幕末老中日記』第六卷、一九九九年、ゆまに書房)。
- (38) 現在の神奈川県横須賀市東部にある港『歴地』。
- (39) 静岡県の伊豆半島の南端と伊豆大島、神奈川県の三浦半島の南端を結んだ線の内側の海域『日本大百科全書』。
- (40) 伊豆半島の南東部に位置し、稲梓川と稲生沢川が合流して注ぐ河口の港『歴地』。
- (41) 現在の静岡県下田市柿崎にある曹洞宗の寺。その境内は南に下田港を臨む位置にある『歴地』。
- (42) 現在の静岡県下田市一丁目にある浄土宗の寺院『歴地』。
- (43) 駿河湾に臨む旧子浦村(現在の静岡県賀茂郡南伊豆町子浦)の港『歴地』。
- (44) 旧子浦村に所在する浄土宗の寺院『歴地』。
- (45) 静岡県の御前崎と愛知県の渥美半島を繋ぐ海域『歴地』。
- (46) 現在の三重県志摩郡阿児町の安乗崎にある港。志州四箇津(安乗・鳥羽・浜島・超賀)の一つ『歴地』。
- (47) 現在の和歌山県串本町大島にある臨済宗東福寺派の寺院『歴地』。
- (48) 現在の和歌山県西牟婁郡串本町『歴地』。
- (49) 現在の串本町串本にある臨済宗東福寺派の寺院『歴地』。
- (50) 現在の東京都八丈支庁八丈町にある南部伊豆諸島の中で最大の島『歴地』。
- (51) 現在の大阪市北区の中之島北側を流れる旧淀川の本流。同島の西端で土佐堀川と合流して安治川になる『歴地』。
- (52) 大坂城の正門(大手門)『解説版 新指定重要文化財 一三 建造物Ⅲ』。
- (53) 大坂城本丸の正門(前掲書)。
- (54) 大坂城天守の西北に位置する京橋門の出入口『江戸参府紀行』。
- (55) 現在の大阪府枚方市にあった、京と大坂を結ぶ淀川左岸に沿って通じる京街道の宿駅『歴地』。
- (56) 近世に京都の伏見と大坂との間を就航した三十石船の乗客に対し、大坂の枚方を中心とする流域において、酒や食物を押し売りした煮売船『歴地』。
- (57) 現在の京都市伏見区向島の宇治川に架かっていた橋『歴地』。
- (58) 現在の京都市東山区本町一丁目(五条橋口)から旧伏見町までの街道『歴地』。
- (59) 東本願寺(浄土真宗大谷派)と西本願寺(浄土真宗本願寺派)のこと。
- (60) 第一の天皇と伝えられる神武天皇の陵墓。所在地には諸説あるが、文久三年、勅裁により畝傍山の東北に位置する旧慈明寺村の神武田(現在の奈良県橿原市慈明寺町)にある小丘を陵として、修理が施された『国史』。当該の箇所は、老中の井上河内守正直が老中・水野忠精ら三名に対して、將軍家茂の従一位宣下の賀詞を伝えた書(元治元年二月一三日付け)と同様である(外池昇「江戸城多聞櫓文書にみる「文久の修陵」 調布学園女子短期大学『調布日本文化』八号、一九九八年、一〇七・八頁)。
- (61) 現在の京都市東山区泉湧寺山内町にある真言宗泉涌寺派の寺院『日国』。
- (62) 江戸時代の末期に幕府が設置した武術の練習場『日国』。
- (63) 現在の京都市下京区東玉水町に所在する東本願寺の別邸。涉成院、東殿とも呼ばれた『日国』。
- (64) 現在の京都市左京区南禅寺福地町に所在する臨済宗南禅寺の塔頭『日国』。
- (65) 第二代將軍・徳川秀忠の院号『日国』。
- (66) 初代將軍・徳川家康の生母「お大」の院号『国史』。

【史料紹介 解説】

1 「昭徳公事蹟」の成り立ち

「昭徳公事蹟」(以下「事蹟」とする)は、一四代将軍・徳川家茂(一八四六、六六)の小姓頭取衆を勤めた野村丹後守貫三郎⁽²⁾が著した記録を、太政官修史館が書写したものである。野村は、家茂が将軍になる際に、紀州から近侍として江戸へ上った者の一人である。「事蹟」は、本編九巻と附録一巻からなる計一〇巻から構成される(表1)。記録の期間は、もともと和歌山藩主であった家茂が将軍に就いた安政五年(一八五八)の翌年正月から病没するひと月前の慶応二年(一八六六)年六月である。

「事蹟」のうち、二条城に関する範囲は以下の通りである。「事蹟」巻三「初度御上洛之記第一、再度御上洛之記第二」には、文久二年(一八六二)一〇月二日から元治元年(一八六四)二月一八日迄の出来事が記される。この巻では、一回目の上洛準備から帰府、二回目の上洛準備から京都滞在中の二か月弱の出来事が取り上げられる。

文久三年の一回目は、寛永十一年(一六三四)に三代将軍家光(一六〇四、五一)が訪れて以来、将軍として三十九年振りの上洛かつ二条城への入城であった。

「事蹟」巻四は、「二度目御上洛之記」と題され、元治元年二月一日から六月一日迄のことが記述される。慶応元年閏五月二日から十一月三日迄の約半年にわたる三度目の上洛については、「事蹟」巻七・八「毛利大膳征伐之記」に記載される。家茂は、将軍に就き亡くなる八年間において、三年続いて上洛し二条城に滞在したことになる。

「事蹟」と同じく野村の記録を用いて編集した史料に、「御小姓頭取野村丹後守筆記」(以下、「筆記」とする)がある。「筆記」は、堀内信が編纂した『南紀徳川史』に収録される。堀内は、野村が将軍に近侍した時代の記録を有していることを知り、野村の住まいがある富士見町を訪れた。ところが野村は重病であり会えなかったばかりか、間もなくして亡くなった。堀内は、野村の家の者へ旧時の記録がないか尋ねた。明治二十九年(一八九六)の冬、野村の自筆によ

る二冊の記録が残っていることを知った。堀内は、それらの資料が家茂の将軍在任時における、幕府の政務を窺い知る上で重要な記録であり、後世に伝えたいわけにはならないと考えたという。堀内曰く、「筆記」は「自記原稿の儘なる」ものに基づいて作成されている。

「筆記」は「事蹟」と照らし合わせると、「事蹟」巻一と巻二の一部、巻九の内容と同様である(表2)。「事蹟」のうち巻一・二は、いわば巻三以降の概要版となっている⁽⁹⁾。例えば「事蹟」巻三に該当する箇所を巻一と照合すれば、巻三に記された日数が一〇五日に対して巻一は三四日と、内容が省略されている。いわば「筆記」は「事蹟」の概要版を再構成して成立している。

「事蹟」の巻一・二は、多くの場合、巻三以降の内容を省略するか、複数の日の出来事をまとめて記述している。しかし一方で、元治元年四月二十八日の記述などのように、巻二の方が巻三よりも詳しく記述されている箇所もある。さらには、巻三に認められないが「筆記」には記述されている日数が一三日ある⁽¹¹⁾。

以上のことから「事蹟」には、その大元となった手記が別にあつた可能性がある。「昭徳公事蹟」と同時期に記された家茂の上洛に関する記録は、数多くある。一例を挙げると、幕府の重臣の立場で書かれたものでは、老中の水野忠精、尾張徳川家当主の徳川慶勝⁽¹⁴⁾、元福井藩主の松平春嶽⁽¹⁵⁾の日記などがある。

2 「昭徳公事蹟」巻三の概要

本編では、紙面の都合上、「事蹟」巻三に所収された「初度御上洛之記第一」と「再度上洛之記第二」を掲載した。

(1) 初度御上洛之記第一

① 第一回目の上洛と滞京の期間

書き始めは、文久二年(一八六二)一〇月二日であり、徳川家茂による翌年の上洛に向けた準備の段階より記される。

時に江戸幕府では、安政一五年(一八五八)に大老の井伊直弼が、日米修好通商条約を締結していた。それは孝明天皇(一八三一―一六六)の勅許を得ずに進められたものであった。天皇は、意に沿わない条約に反対すると共に攘夷論を主張した。幕府に対しては、海防の強化を唱えていた。一方、天皇は公武合

体を意図して、文久二年二月に妹の親子親王(和宮)を家茂へ降嫁させた。朝幕関係が揺れ動く最中の同九月、家茂による上洛の意志は示された。⁽¹⁶⁾

上洛に当っては、江戸城において將軍に近侍する者たちが供奉した。文久三年一月二二日の時点では、陸路と海路に分かれて上洛が行われる予定であった。小姓のうち野村らは、家茂と共に御召船(蒸気船)に乗ることになっていた。最終的に家茂は、陸路の東海道を選んだ。⁽¹⁷⁾

この時に供奉した者たちは、『御上洛御供奉御用掛』や『御上洛御用掛供奉御役人附』(図1)に記載されており、野村貫三郎をはじめとする「事蹟」に掲載された人物との照合ができる。供奉した者たちは、位や職種・立場に関わらず多岐にわたり、大番や勘定奉行、作事方、鷹匠、絵師、坊主衆などがいた(表3)。家茂が江戸城を出発したのは、二月一三日であった。同二日、駿府城に立ち寄った際には、初代將軍・家康が最初に埋葬された久能山東照宮への参詣が行われた。春先の三月四日、家茂は京都に到着して二条城に入った(図2)。当初、滞京の期間は十日間の予定であったが、三月一七日の時点では二日に延長することになった。それが勅諭によって延引し、さらに朝廷の意向を汲んで二三日まで伸びた後、帰府は一旦取り止めとなった。⁽²⁰⁾結局、六月三日に帰府の許しを得るために参内し、家茂が京都を出発できたのは六月九日であった。その後、大坂城を出発したのが六月一三日、江戸に到着したのは真夏の六月一六日であった。結果として一回目の滞京は、九五日間に及んだ。

②参内

家茂が初めて参内したのは、三月七日のことであった。この時の家茂は歓待を受けつつ、攘夷の為の策略や期限などについて問われた。降嫁した和子の安否も聞かれた。⁽²¹⁾その後も同一・一九・二二日、四月二・四日、五月一八日、六月三日に参内が行われた。参内の際には、御所の北西にあった施薬院に立ち寄り、衣冠が改められた。四月二日に参内した際には、天皇より馬を拝領している。⁽²²⁾

五月二〇日には、尊王攘夷派の公卿であった姉小路公知(一八三九・六三)が御所北面の朔平門外にて殺害された。⁽²³⁾將軍の滞京中に殿上人が御所近辺で暗殺されたことは、朝幕関係の一大事であった。御所周りの門は各藩に振り分けて固められ、同月二五日には十萬石以上の大名へ京都の警衛の命が下された。⁽²⁴⁾

③御成

家茂は参内に加え、二条城から出掛けた。三月一日には、攘夷の親征を兼ねて、孝明天皇による上賀茂・下鴨神社への行幸に仕えた。⁽²⁵⁾続いて四月一日には、石清水社への行幸が行われた。それは、攘夷の奮起を促す意味合いを持った。⁽²⁶⁾一橋慶喜ら警衛の武士が随行した。家茂は病により供奉しなかった。⁽²⁷⁾

四月二日、家茂は日を改めて石清水社を参詣した。その後、橋本宿より乗船して淀川を下り、大坂八軒家より上陸して大坂城へ入った。二三・二六日には、船で大坂湾や神崎川辺りの台場などを巡覧した。

四月二八日から五月四日にかけての六日間は、大坂から和歌山、兵庫、徳島の瀬戸内海・太平洋沿岸に海防の強化を目的として設置された、砲台等の巡覧に出かけた。家茂は馬に乗って大坂城を出発した。天王寺経由で泉州に至り、船に乗り込んで大坂湾と紀州半島の沿岸を巡った。家茂は、出身の地である紀州等の所々を巡見した。その一方で野村は、名代として和歌宮(神社)の参詣や南紀徳川家の菩提寺である長保寺で先祖参りに勤めた。家茂は、五月十日に二条城へ戻った。

④二条城の利用

二之丸御殿では、徳川御三家や、家茂の後見職を務めた一橋慶喜(一八三七・一九一三、後の一五代將軍・徳川慶喜)ら重臣との対面が行われた。三月一〇日には勅使を受け入れた。四月三日には、黒書院で西本願寺の門跡らと対面した。三月八日には、城内における武器類の確認が行われた。同月一二・二〇・二八日、四月四日には、厩曲輪にて乗馬がなされた。そのうち四月四日については、一橋慶喜や京都守護職の松平容保(一八三六・九三)らも乗馬に加わった。

⑤海路による帰府

三月二二日の時点では、東海道筋より江戸に帰ることが予定されていた。⁽²⁸⁾六月一三日、大坂城を出発した家茂は、川船で大坂湾へ出て蒸気船に乗り換え、紀州半島周りで江戸へ向かって出航した。同二六日には品川沖へと至り、端舟(小舟)に乗り換えて浜御庭より上陸した後、江戸城に帰着した。

(2) 再度御上洛之記第二

①第二回の上洛

書き出しは、文久三年一月一日である。二回目の上洛は海路を採ることになった。総裁職から老中、若年寄を始めとして、小姓、小納戸衆、腰物方、研師などに至るまで供奉人が記される。船団は、御座舟一隻と特別艦三隻から構成された。上洛に当たっては、二〇数頭の馬が先回りで手配され、馬の世話役たちが同行した。一部の御側衆と小姓らは、東海道を使い陸路で上洛した。

文久三年二月二十七日、家茂は、その前月に焼亡した江戸城本丸・二之丸に代わって居所としていた田安仮御殿を出発した。浜御庭を経由して品川沖より蒸気船に乗り、紀州半島周りで大坂湾に至る航路は、初度の復路と同様である。大坂城に到着したのは、翌年一月の八日であった。一四日には大坂城を出発し、伏見の役宅にて一泊した後、翌日の正午頃には二条城へ入った(図2)。なお再度上洛の記録では、天候の変化や立ち寄り先など航海の様子が事細かに記されている。

②参内と御成

家茂の参内は一月二・三・二七日、二月一四日に行われた。一月二七日の参内の際には、孝明天皇が従一位の宣下の意を家茂へ伝えた、勅書によると叙位の理由には、神武天皇陵の整備に対する功績が挙げられている。家茂は、一旦辞退しようとしたが、格別な思召により、同二九日に宣下を受けることになった。二月四日には、將軍が従一位に叙せられたことについて、老中より野村ら出仕の者たちへ向けて報告がなされた。

家茂による御成は、二月七日の泉涌寺、同二二日の南禅寺塔頭・金地院と知恩院、東本願寺及び枳殻邸を対象地として挙行された。

③二条城の利用

文久四年一月一五日の正午頃、家茂が二条城に入った際は、輿に乗ったまま玄關より二之丸御殿に入った。家茂は、虎の間(遠侍三の間)南面の板縁で輿を下り、大広間から白書院を通って、御休息(奥向きの居間)の上段に着座した。同所では三献の儀が行われた。八時には御座の間に出て、一橋慶喜や年寄衆らと着城に伴う対面が行われた。時期をずらして、他の大名との対面が行われた。翌一六日の九時過ぎに勅使が登城した際には、大広間において対面が行われた。その半時後に坊城俊克ら公卿が登城し、黒書院で対面がなされた。この時

には、御所より板輿⁽³⁶⁾を賜っている。

前述の二日間の記述の中には、二之丸御殿の室として、虎の間・大広間・白書院・御休息・御座の間・黒書院の表記が見られる。表4は、家茂を中心として各室を使った月日、用途、滞在した人々を取りまとめたものである。

上洛に供奉した者たちが、二条城に詰める際は、御目見の身分かそれ以下に関わらず料理は原則として出なかった。それゆえ、弁当は各自が旅宿より持参しなければならなかった。一方、奥向の者たちには料理が出された。ここから台所が使われていたことが窺い知れる。

(3) 結び

文久三年三月四日、徳川家茂は、東海道を通って上洛し二九年振りに將軍として二条城に入った。將軍不在の間、二条城を職務の地とした二条在番は、文久二年閏八月の二条定番の設置に伴って廃止されていた(『柳営補任 五』)。

家茂にとつての二条城は、三代將軍家光までと同じく参内のための居所であると同時に、上方における江戸城の出先機関の一つと言える位置づけにあった。

二条城には、老中ら重臣に加え、將軍の周りの用事をする小姓たちや、城の取り扱いや案内を担う坊主衆らが勤めていた(『翻刻』華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目記録」『研究紀要元離宮二条城 第三号』)。それら家茂に近侍する者たちが詰める為の建物が、二之丸御殿と台所、御清所の周囲に増築された状況は、「二条御城二之丸御殿向并仮建物絵図」(口絵3・参考図)と照合できる。

二之丸御殿は、將軍が勅使や側近ら、来客との対面や会食、儀礼等に用いられた。また家茂は、城内で武器を確認し、乗馬を愉しむなどした。家茂の滞在中、二条城では一部の近侍たちが寝食を伴って実務を行っていた。ゆえに台所や、炊事場、井戸、風呂、便所なども稼働していたことが窺い知れる。

長年の將軍の不在中、台所と御清所は利用されていたが(『翻刻』東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」(本書に翻刻を掲載)、二之丸御殿の利用の実情は詳らかではなかった。本史料紹介を通じて、二之丸御殿に御休息や御坐間等が設けられたことを立証し、それら建物の利用について具体例の一端を示した。

【解説 注】

- (1) 国立公文書館蔵。元は内閣文庫にあったものが同館に移された。
- (2) 野村は、小姓を指揮し將軍の身邊の用事を取り扱う立場にあった。知行高は三七五俵である。家茂が亡くなった後には静山と号した(『南紀徳川史』三卷)。
- (3) 「事蹟」が記された野紙には、中央下部に「修史館」の印字がある。そこから「事蹟」は、太政官直轄の組織であった修史館が、野村の記録を書写したものと思われる。修史館は、明治一〇年(一八七七)に国史の編纂を目的として設置され、史料の調査と蒐集を行った。現在の東京大学史料編纂所の前身に当たる。内閣制度の実施に伴って、修史館は同一九年に廃止された(『国史』)。
- (4) 『南紀徳川史』三卷に所収。
- (5) 堀内信(ほりのうちまこと)は、幕末から明治時代にかけての紀州藩堀内家九代藩主であり、『南紀徳川史』全一二二卷を編纂した。
- (6) 田代博『富士見』の謎(祥伝社、二〇一一年)によると、富士見町は日本全国に数多くあるという。野村の住まいがあった富士見町の詳細は詳らかではない。
- (7) 「幕府御継承の翌年安政六月正月より慶應二年六月廿八日則ち 薨御前迄八年間の御事蹟を私記したる日記也信御本記を編するに當り貫三郎は旧時の知己今尚存するを聞き就て聞く処あらんと富士見町なる其居を訪ふに遇々病篤しとして面語を得ず」(『南紀徳川史』三卷、一八八頁)
- (8) 「筆記」と「事蹟」の記述そのものは、ひらがなとカタカナの違いなど表記の違いが一部で見られる以外、同一である。
- (9) 堀内による二冊の自筆本とは、「事蹟」の卷一・二と卷九に該当する。堀内は「事蹟」の卷三から卷八に当たっていないと見られる。
- (10) 「事蹟」三卷と「筆記」に記述された年月日が重複するのは、以下の通りである。
文久三年 正月二三日、二月一三日、三月四日・一一日、四月二日・二二日から二八日、五月四日・一〇日、六月九日・一三日、一二月二七日から晦日
元治元年 正月朔日から八日、一四日から一六日、二月六日から九日、一一日、一二日、一七日
- (11) 例えば「事蹟」卷三における文久三年四月二八日条「御對顔、四半時過勝野流小

筒打方 御覽被遊、友ヶ島御固之御家来江 御目見被 仰付 相濟」の記述は、同卷二において「御對顔、遊被四半時比右海岸ニテ勝野流早込小筒打方 御覽被遊、友ヶ島御固並加太浦ニ罷出居候紀州様御家来一同通御掛 御目見被 仰付」となっている。このような違いは、その他にも一部で認められる。よって卷一、二は、その後の卷の単なる省略と言い切れない。

(12) 「事蹟」卷三には記述されていないが同卷二に記述されている年月日の記述を、以下に補完として抜粹する。

(文久二年)
十二月廿六日

一、塩谷弘蔵・芳野立蔵於 御坐之間講釈被 仰付、御聴聞被遊候、
(文久三年)
正月十八日

一、千住筋へ鶴御鷹野として被為 成、黒鶴四羽御手二入申候、
但京都へ例御進献ニ相成候事、

(※以下、卷三に収録されているため中略)

(同四月)
同廿八日(前略) 陸路之通夜五半時比大坂 御城へ 還御被遊候、

一、御実父様 頭龍院様 御廟紀州浜中長保寺ニ有之候ニ付、兼テ 御参詣被遊度
被 思召候折柄、幸ひ紀州加太浦迄被為 成候ニ付テハ、御参詣被遊度、且 神
祖御宮并紀州様 御代々御霊屋和歌浦ニ有之候ニ付、旁御両所へ 御参詣被遊度
旨、御老中御供之板倉周防守へ 御意有之候処、御孝道之程、乍恐奉感直様道法
等被尋候処、其筋之者より申出候ニハ、陸路ニテハ和歌浦迄四里程、浜中長保寺
へ十里余も可有之哉ニ申出候、御船ニテ被為 入候ハ、御日合も相掛り不申候
得共、風模様不宜陸路ニテ被為 成候テハ御日合相掛り、且ハ撰海 御巡覽之折
柄故、御手間被為 取候テハ如何可有御座哉と申上候処、御尤ニ被 思召、御見
合ニ相成申候、併 御残念之御様子ニテ、御供ニ被 召連候御小性頭取野村丹後
守へ 思召ヲ以 御名代相勤候様内々被 仰付、御供先より直ニ和歌 御宮初并
浜中長保寺 頭龍院様 御廟へ 御名代相勤、陸路通り五月三日大坂へ戻り言上
仕候、御孝道ニ被為 在候段、乍恐人々奉感候、

(※以下、卷三に収録されているため中略)

七月三日

孟子 林大学頭

右於御休息、講釈被 仰付、御聴聞被遊候、

一、還御後諸御稽古事并御次稽古事等、例之通り御初相成候事、

八月二日

一、山吹之間へ 出御、表御儒者其外三人罷出輪講申上、入御、

山吹之間

毎月

一ノ日 孟子輪講 六ノ日 史記会読

右表方・御番方不殘其外供罷出候事、

但布衣以上御役人聴聞ニ出候事、

御黒書院前稽古場

三ノ日 八ノ日

右同断稽古相始メ候ニ付、御用透之節度々 出御、被遊 御覧有之候、

同三日

一、御黒書院へ 出御、右御稽古場ニテ表方槍劔二術 御覧被遊候、

同六日

一、西湖之間より羽目之間へ 出御、於山吹之間史記会読 御聴聞有之候、

同十一日

一、羽目之間へ 出御、山吹之間輪講 御聴聞被遊候、

右之通 御聴聞時々有之候ニ付、以後略ス、

同廿二日

一、御黒書院へ 出御、御同所御入類へ 御着座、講武所劔術方 御上洛御供之面々

ト奥詰之者交リ劔術試合被 仰付、終日 御覧被遊候、

一、武術御引立之折柄、表方ハ勿論、奥向ニテモ日々稽古出精致候ニ付、御満足ニ

被 思召、学問之方モ猶又御世話被為 在候ニ付、追々上達之者も出来、誠ニ難

有事ニ御坐候、

九月廿三日

一、学問所 一、繰練所 一、講武所 一、開成所 一、越中島

右之ヶ所へ 思召ヲ以テ御小性・御小納戸申合、明ヶ番ヨリ五六人ツ、折々罷

越、稽古場之様子修行人之出精之廉々、翌日当番罷出候上、委しく申上候様
被 仰付、夫ヨリ一際諸稽古出精致し候由、

十月六日

一、仙台御用馬吹上御馬場ニテ 御覧可被遊旨被 仰出、兼々御馬御好被遊候ニ付、
御自身御極被遊候、

十一月十五日

一、御本丸 御炎上奉絶言語驚入候御事ニ御坐候、直ニ吹上新御構へ 御立退被遊、
翌々十七日清水御殿へ御引移被遊候事、

同廿六日

一、田安 御館へ御引移被遊候事、

(13) 「水野忠精日記」『水野忠精 幕末老中日記』。

(14) 「公辺御用留記」(徳川林政史研究所蔵)。

(15) 『松平春嶽全集』第三・四巻。

(16) 「昭徳院御実記」文久二年九月七日条によれば、「来(文久三) 亥二月御上洛

可被遊旨、被 仰出候ニ付、被 仰遣之」とある。この時、小普請奉行や、作
事奉行らの人事も同時に行われている(『統徳川実記』第四編)。

(17) 「昭徳院御実記」文久三年二月九日条によれば「御軍艦ニ而 御上洛可被遊旨
被 仰出候處、御都合も有之ニ付、来十三日 御発駕、東海道筋御上洛可被遊
旨」とある(『統徳川実記』第四編)。

(18) 江戸東京博物館蔵『御上洛御供奉御用掛』(文久二戊年二月開板、同三亥年
二月改正、出雲寺萬次郎ほか)、「御上洛御用掛供奉御役附」(文久三年)。

(19) 「昭徳院御実記」文久三年一月二五日条には「右東海道ハ凡五百人、二百五十
足程、中山道ハ凡三百人余、百五十足程之人馬遣高を目当に、両道ニ割合」と
あり、約八〇〇人が二手に分かれて陸路を採ることが記されている(前掲書)。
この時に上洛した者たちを記録した『御上洛御供奉御用掛』には、徳川御三家
や老中ほか六六九名が記されている。

(20) 「忠能卿記」文久三年三月五日条によると「晴、今日征夷大將軍内大臣家茂公
自大津上京直入二條城云々」とある(『孝明天皇紀』第四)。

(21) 「非蔵人日記」文久三年三月五日条によれば「二月十五日辛卯、大樹公来廿一

日御出帆御京著之上日数十日之間在京被為在之旨奉行清水谷殿被相觸」とある(前掲書)。

- (22) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年三月廿一日条における「三月十九日御参内之節御渡有之由之勅書」によると、「大樹帰府之事、段々以 勅諭被 召止候事、先日 御沙汰為在候通」とある(『統徳川実記』第四編)。

- (23) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年三月廿三日条によると「納言(慶篤)殿、一、御参内被遊候処、再応 御所より被 仰出之趣も有之候ニ付、今二十三日当地御発駕御延引被 仰出候」とある(前掲書)。

- (24) 「璞記抄」文久三年三月七日条には、「主上ヨリ大樹へ和宮御安否ヲ御聞被遊 御氣丈ニ被為入候ト大樹被申」とある(『孝明天皇紀』第四)。

- (25) 「実麗卿記」文久三年四月二日条によれば、「大樹参内於小御所御対面御馬(置倭鞍総轡如常) 左右馬寮二人牽之三匠之後高家二人相渡了更於御学門所御対面賜酒肴菓子等」とある(前掲書)。

- (26) 「実麗卿記」文久三年五月二日条(前掲書)。

- (27) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年五月二五日条(『統徳川実記』第四編)。

- (28) 「前掲書」文久三年三月一日条。

- (29) 「忠能卿記」文久三年四月一日条によれば、「今日、卯刻石清水社行幸攘夷叡願御祈請云々其辰刻出御」とある(『孝明天皇記』)。

- (30) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年四月一〇日条によると「公方様御風邪発熱ニ付、明十一日石清水社 行幸之節、供奉御断被 仰出候」とある(『統徳川実記』第四編)。

- (31) 「前掲書」文久三年三月二一日条。

- (32) 「水野忠精日記」文久三年一月一五日条によると、「一、夜六時過 御城内出火之旨(中略)一、御本丸西丸共御炎上ニ相来」とある(『水野忠精 幕末老中日記』)。

- (33) 「昭徳院殿御上洛日次記」元治元年一月二五日条(『統徳川実記』第四編)。

- (34) 外池昇「江戸城多門櫓文書にみる「文久の修陵」」(調布学園女子短期大学『調布日本文化』八号、一〇一―一二七頁、一九九八年)。

- (35) 元離宮二条城事務所蔵「二条城御城二之丸御殿向并仮建物絵図」(文久二年(一八六二)の記載を参照した。現在、同所は柳の間と呼ばれる)。

- (36) 屋根や腰の両側に板を張った奥のこと(『日国』)。

- (37) 御休息と御座の間は、文久二年以降に建設されたものであり、現存はしない。また一月八日と二四日の記述には、それぞれ御表、大表という表記が見られる。これは、江戸城における表向に該当すると見られる。引いては、御休息と御座の間は、江戸城の中奥に比定される(深井雅海『図解 江戸城をよむ』原書房、一九九七年)。

- (38) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年正月二二日条によると「御在京中二条 御城江相詰候面々、布衣以下之分者、御賄料被下候間、銘々旅宿より弁当持参候様可致候、尤布衣以上之面々へハ御料理被下ニ而可有之候」とあり、第一回目の上洛に引き続くものと見られる(『統徳川実記』第四編)。

表 2 「御小姓頭取野村丹後守筆記」と記載範囲
と「昭徳公事蹟」との照合

記録期間	「御小姓頭取野村 丹後守筆記」 『南紀徳川史』 巻 3	「昭徳公事蹟」	
安政 6 年 1 月 1 日～ 文久 2 年 6 月 6 日	190—217 頁	巻 1	全 頁
文久 2 年 7 月 8 日～ 元治 2 年 6 月 25 日	217—246 頁	巻 2	32—136 頁
元治 2 年 7 月 1 日～ 慶応 2 年 6 月 28 日	236—279 頁	巻 9	全 頁
—	279—282 頁	巻 2	23—31 頁

表 1 「昭徳公事蹟」全巻の構成と記録の期間

巻	部 題 名	題 名	期 間
1	野村静山手記 至巻九附録皆同	—	安政 6 年 1 月 1 日～ 文久 2 年 6 月 6 日
2	赤坂御在住中 御言行大意	—	文久 2 年 7 月 8 日～ 元治 2 年 6 月 25 日
3	上洛之部	初度御上洛之記第一 再度御上洛之記第二	文久 2 年 10 月 2 日～ 元治元年 2 月 18 日
4	上洛之部	二度目御上洛之記	元治元年 2 月 19 日～ 〃 6 月 12 日
5	長防進発之部	松平大膳大夫御征伐 御進発之記第一	元治元年 8 月 2 日～ 〃 10 月 27 日
6	長防進発之部	毛利大膳 御征伐之記第二	元治元年 11 月 1 日～ 元治元年 5 月 9 日
7	長防進発布告之部	毛利大膳 御征伐之記	慶応元年 5 月 20 日～ 〃 9 月 13 日
8	長防進発布告之部	毛利大膳 征伐之記	慶応元年 9 月 13 日～ 〃 12 月 25 日
9	長防進発滞坂中	—	元治 2 年 7 月 1 日～ 慶応 2 年 6 月 28 日
附	—	—	(家茂の生い立ちから 晩年までの事柄)

表 4 徳川家茂による二条城二之丸御殿の利用状況

月	日	室	行 為	相 手
【文久 3 年】				
3	4	御座間※ (休息)	三献の儀	—
	17	黒書院※	対面	徳川茂承
	24	御座間※	〃	徳川慶篤
4	3	黒書院	〃	西本願寺門跡等
6	9	休息※	対面、贈与	徳川茂徳／松平容保
【元治元年】				
1	15	休 息	三献の儀	—
	16	御座之間	対 面	一橋慶喜、年寄衆、 松平春嶽、其外諸大名
	19	大広間	〃	勅 使
		黒書院	〃	坊城俊克、野々宮定功
		御座之間	会 食	松平春嶽、島津久通、 伊達定紀
	20	〃	対 面	堂上方 (公家)
		—	〃	勅 使
		白書院	会 食	
	22	休 息	会食等	中納言
	23	—	会 食	松平下野守、長岡護美、 細川護久

月	日	室	行 為	相 手
1	24	大 表	対面	勅使
	25	—	対面	東・西本願寺門跡
	29	大広間	位記入御覧	高辻修長
		—	対面	中納言
2	1	休 息	対面、会食、 贈与	中納言／松平春嶽
	2	休 息	贈与	稲葉正邦
	5	〃	喫茶、贈与	松平春嶽、島津久光、 伊達宗城
	9	〃	対面、喫茶	徳川茂承
		〃	飲酒等	—
		黒書院	会食	徳川茂承
		〃	対面	尊秀法親王
	10	〃 (御座之間)	〃	松平容保、家来
		休 息	対面、会食、 贈与	中納言
	13	〃	贈与	松平春嶽
	15	御座之間	任命	松平春嶽、松平容保
	16	休 息	任官、贈与	松平春嶽
			命令、贈与	松平容保
	18	〃	対面、喫茶	橋本実麗
			会食、飲酒	橋本実麗、一橋慶喜、 松平春嶽、松平容保

※室の項目において「※」を付記した室名は、『続徳川
実記』第四編を参照し、補記した。
※室の項目のカッコにおける室名は、本来使用する所。

表3 『御上洛御供奉御用掛』記載の供奉人等の人数構成

御上洛御用掛 (人)		御勘定奉行	1	両御番格御座敷	3
御老中、若年寄、御側衆、大目付、御勘定奉行、御目付、御勘定吟味役	13	御目付	2	小十人格御座敷	5
		御上洛之節御先江 (人)		御召馬頭	1
		総裁職	1	御馬頭	1
御上洛御道筋御用掛 (人)		御上洛御供奉御役人 (人)		御馬方	2
人御目付、御目付	2	御老中	2	御馬医方	1
御上洛御宿割 (人)		御老中 公用人	8	御膳奉行	2
御目付	2	若年寄	2	御貺頭	1
御目付御徒目付衆	3	若年寄 公用人	6	御膳所御臺所頭	2
御目付御小人目付衆	6	御側衆	3	御膳所組頭	3
御上洛御先登 (人)		御供押溜之間	1	御細工頭	1
御老中格	1	御先御供	2	御同朋頭	1
御老中格公用人	4	講武所御奉行	1	御同朋	1
御高家衆	5	講武所頭取	2	奥御坊主組頭	1
御勘定奉行	1	講武所調方	4	奥御坊主御小道具役	4
御勘定吟味役	1	講武所勤番	2	奥御坊主衆	38
御勘定衆	2	講武所師範役 劍術	2	御用部屋御坊主衆	10
支配勘定衆	2	講武所教授方	5	御時計役御坊主衆	6
御作事奉行組頭	1	講武所師範役 槍術	1	御土圭間御坊主衆	16
御作事奉行下奉行	1	講武所教授方	3	表御坊主組頭	2
元払御納戸頭	1	講武所師範役 砲術	4	表御坊主衆	16
元払御納戸組頭	1	歩兵頭並	1	御数寄屋頭	1
御納戸衆	3	砲術教授方	1	御数寄屋組頭	2
奥御右筆組頭	1	砲術方千人頭	2	御数寄屋坊主衆	7
御代官衆	1	長柄方千人頭	1	御徒目付組頭	1
御徒目付衆	3	御書院御番頭	2	御徒目付衆	20
御馬頭	2	御書院組頭	2	御徒押衆	4
御馬医方	1	御小性組御番頭	2	黒鋤頭	1
御上洛之節御先江 (人)		御小性組組頭	2	御挑灯奉行	1
(尾張前大納言)	3	御小性組組番頭格	2	御中間頭	1
(水戸中納言)		御小性組次席	1	御小人頭	1
(一ツ橋中納言)		学問所御奉行	1	御小人目付衆	31
御差添御役人衆 (人)		大御目付	2	御駕籠頭	2
大御番頭 (与力十騎、同心二十人)	31	御勘定奉行	1	御代官衆	2
大御番頭 組頭	4	御勘定奉行組頭	2	御上洛之節御旅館勤番 (人)	
御書院番頭 (与力十騎、同心二十人)	31	御小性頭取衆	6	新御番頭	2
御書院組頭	1	御小性衆	27	新御番組頭	2
御小姓組番頭	1	御小納戸頭取衆	5	御持筒頭	2
御小姓組組番	1	御小納戸衆	71	御先手御鉄砲頭	4
大御目付	1	御目付衆	11	御小人頭	2
御勘定奉行	1	御使番衆	4	御小人組頭	4
御目付	1	御徒頭	8	御徒頭	2
講武所頭取	3	御徒組頭	16	御徒組頭	4
講武所師範役 劍術	2	御腰物方	2	御旅館并御警衛向其外御入用取調御用	2
講武所師範役 槍術	2	御鷹匠組頭	1		
講武所師範役 砲術	1	御鷹匠衆	4	御供奉御大名 (人)	
講武所教授方	4	御鳥見組頭	1	〃 21	
講武所調方出役	4	御鳥見	5	御上洛逗留中二条御城警衛 (人)	
一橋様御附 (人)		奥御儒者	1	〃 7	
御家老	2	奥御医師	10	同断之節御火之番 2	
御番頭	2	御番医師	3	同断之節京地御警衛援兵御用	5
御用人	4	奥御絵師	2		
御物頭	2	奥御右筆組頭	1	総 計 (人)	669
郡御奉行	2	奥御右筆衆	4		
		表御右筆組頭	1		
		表御右筆衆	2		

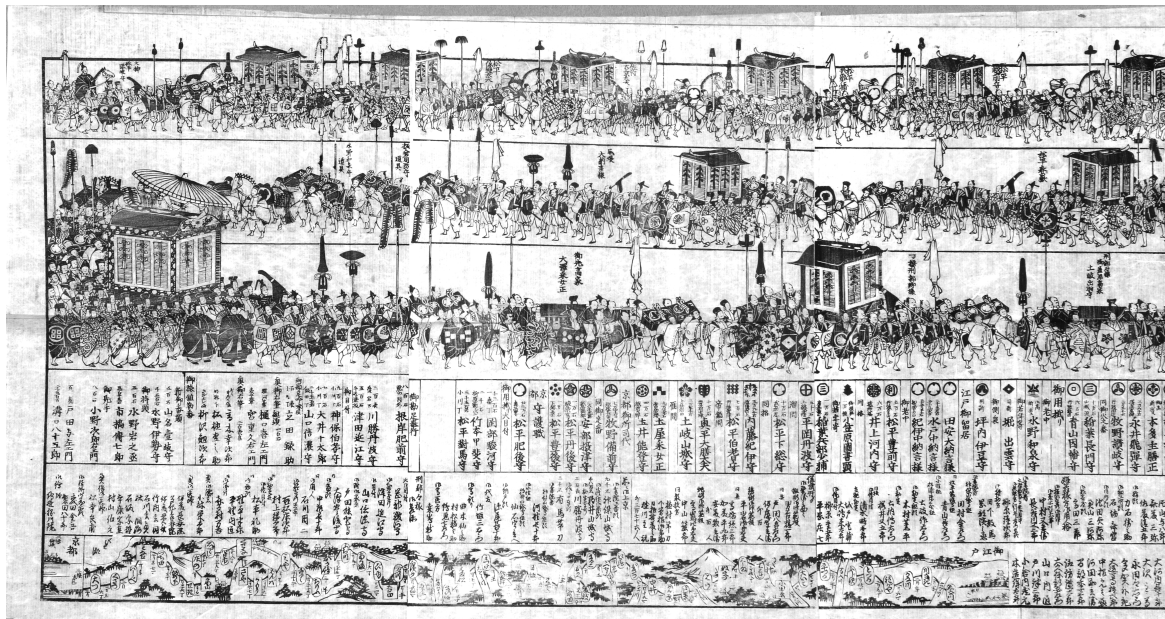
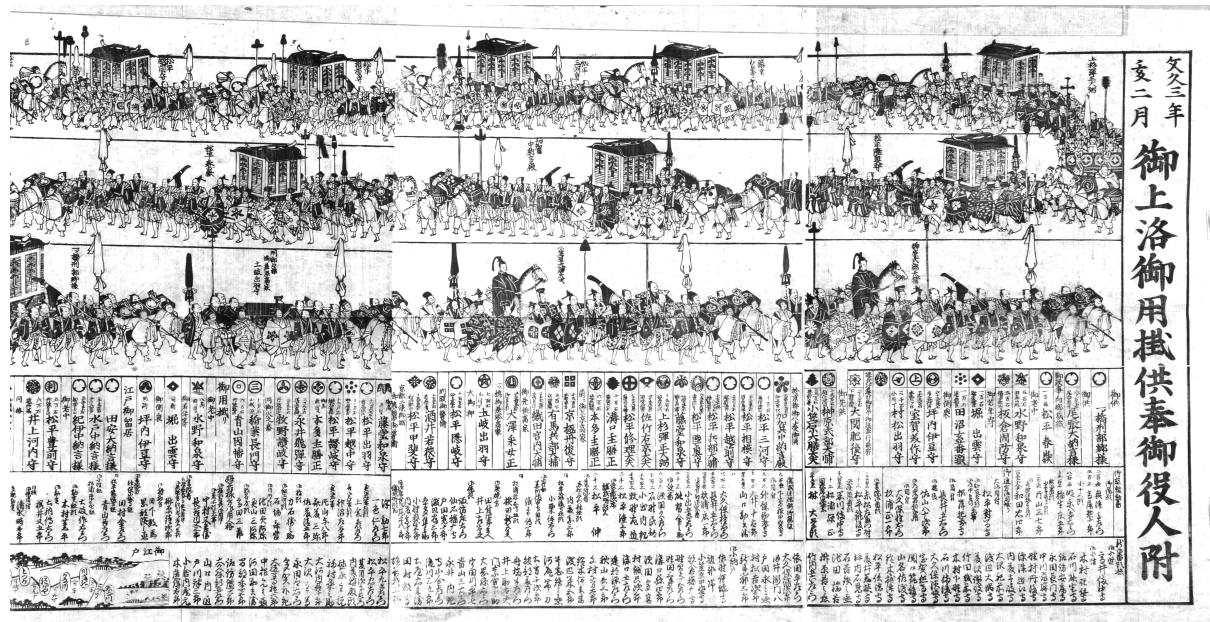


図1 京都市歴史資料館蔵「御上洛御用掛供奉御役人附」(大塚コレクション 1109)

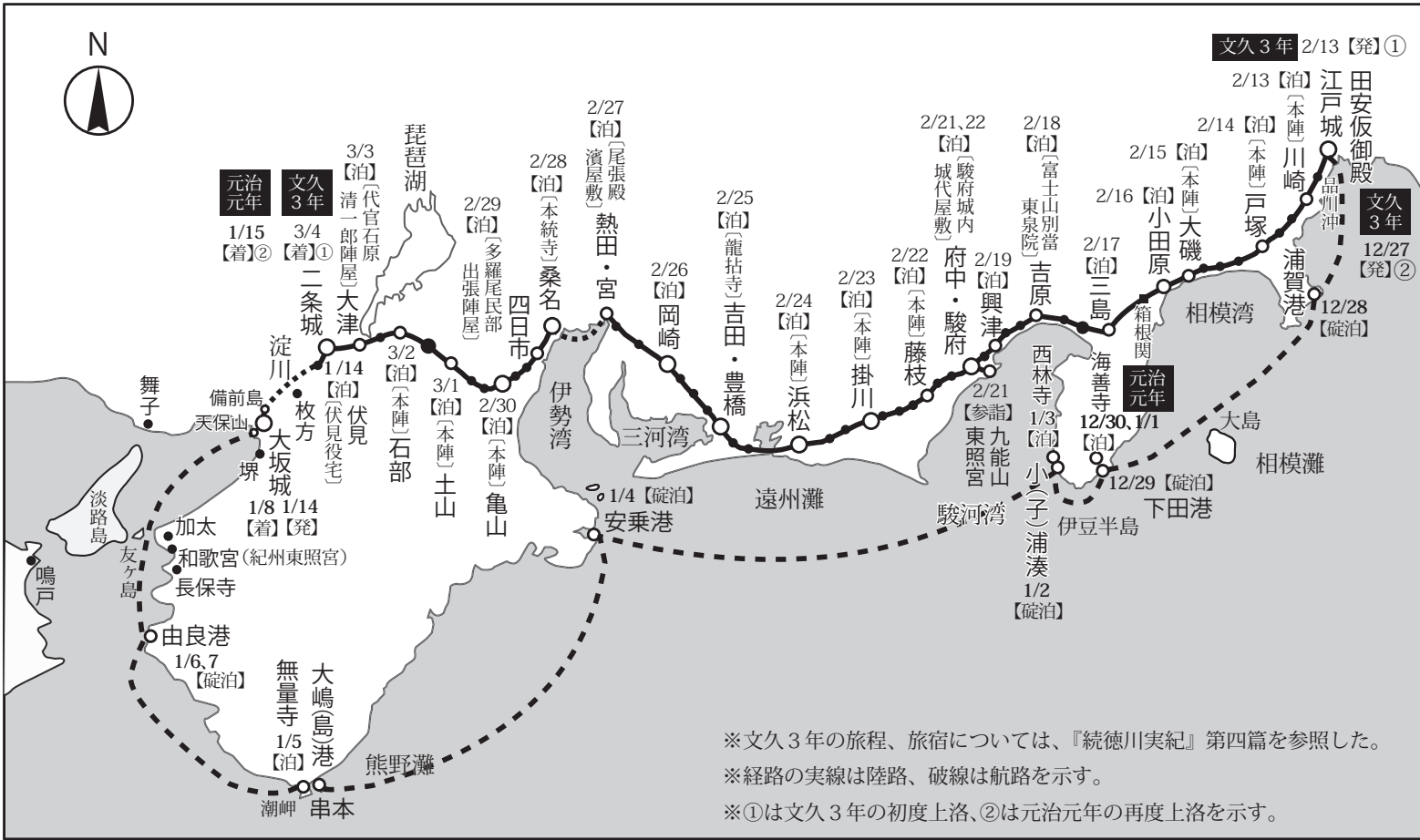


図2 文久3年・元治元年における徳川家茂上洛の旅路（往路）

る戸襖の材料変形に屋内外温湿度が及ぼす影響」

第 38 回日本文化財科学会大会研究発表要旨集 78

～ 79 頁（口頭発表：B-016）、2021 年

- (2) 三浦定俊「美術史研究者のための環境工学講座その（1）」1-10 頁、物理的劣化は、温湿度環境変化に基づく戸襖の構成部材の膨張収縮に、生物的劣化は微生物の生育しやすい温湿度環境に、科学的劣化は紫外線による退色に影響を受けやすい。
- (3) 植松みさと（2015）「文化財建造物の室内環境と障壁画の経年劣化—水戸偕楽園内好文亭奥御殿を事例として」日本建築学会計画系論文集 第 80 巻第 707 号 213-220 頁 等
- (4) 二之丸御殿では銅板を戸板に貼り込み、補強するとともに、その手前に木製の組子を入れることで、本紙を受ける支持体としていた。
- (5) ポリカの相対湿度が他 2 つよりも低いのは、ポリカ試験体の外枠を 11 月末からクッション材で覆ったことにより、支持体の温度が室内側に近づいたためだと思われる。
- (6) 作成にあたっては、株式会社大谷建具工芸に委託した。

（小椋大輔：京都大学大学院教授

岡村知明：元離宮二条城事務所文化財保護技師）

※各温湿度、複数計測箇所の平均、変位は幅を示す。

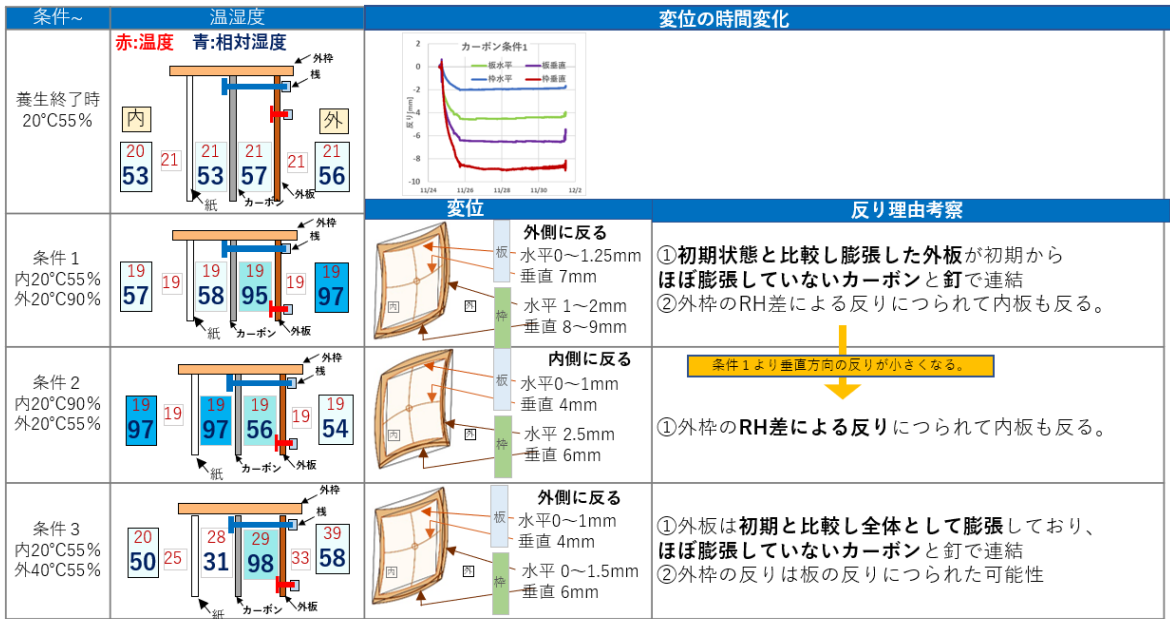


図13 カーボン試験体の実験結果と考察の概要

ンの前後空間が支配的で、膨張しないカーボンと膨張した材が釘で連結した影響で戸襖全体が反っていると考えられ、合板試験体と反りのメカニズムが一部異なる。

3.3 実験室実験のまとめ

支持体が合板、カーボンの2種類の模擬戸襖を作製し、2室型恒温試験機内で、戸襖を挟んだ両空間の温湿度を変更させ、戸襖の反り発生量を確認した。①室内側低湿外気側高湿、②室内側高湿外気側低湿、③室内側低湿外気側高温の計3パターンの実験を行った。いずれの場合も、合板とカーボンの試験体は反りが確認されたが、それぞれの戸襖内の温湿度と材の特徴を考慮すると、合板とカーボンの反りの発生メカニズムは異なると予測される。合板試験体の場合は、各材前後空間の相対湿度差によって材単体として反りが発生し、かつ膨張率の異なる材同士が釘で連結していることにより反りが発生していると考えられる。これらの反りの仕組みの解明および保存公開に適した戸襖の構成材料及び接合方法を明らかにするため、戸襖の変形解析を行う必要があり、今後実施予定である。

4. 施工にあたって

本丸御殿の修理工事では、雁之間北面の戸襖8

枚について、支持体にカーボンを施工することとした。今回の現地計測と実験室実験より、戸襖の支持体として合板とカーボンの性能を比較した結果、支持体にどちらを選択しても戸襖全体の反りに大きな差はない。また、支持体としてのカーボン自体に、反りは発生していないと考えられた。戸襖全体の反りは、カーボンと外板とを釘でしっかりと固定したため、戸襖木部（框、外板）の動きにつられたことによる。したがって、支持体としてカーボンを選択する場合は、材料単体としては水分膨張しないカーボンと、水分膨張する外板（木材）との接合の仕方を考慮することで、環境変化による戸襖木部の挙動につられることなく、全体の反りを抑える方法が考えられる。

謝辞 本研究の一部は、JSPS 科研費 21H01491（研究代表者：小椋大輔）の助成を受けたものです。

【注】

- (1) 本報告は、以下の既往研究に基づいている。
 - ・陶器美詠「文化財建造物における障壁画を有する戸襖の材料変形に屋内外温湿度が及ぼす影響」京都大学修士論文、2021 年
 - ・小椋大輔他「文化財建造物における障壁画を有す

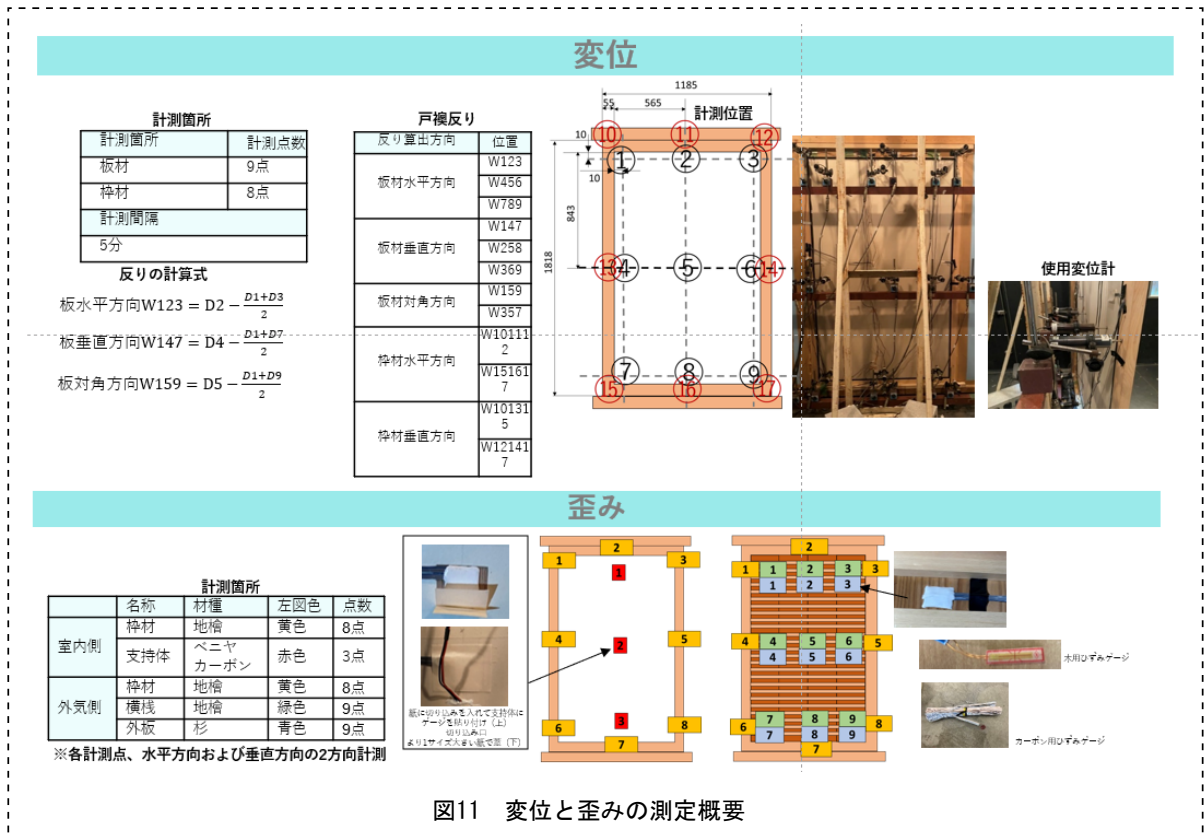


図11 変位と歪みの測定概要

※各温湿度、複数計測箇所の平均、変位は幅を示す。

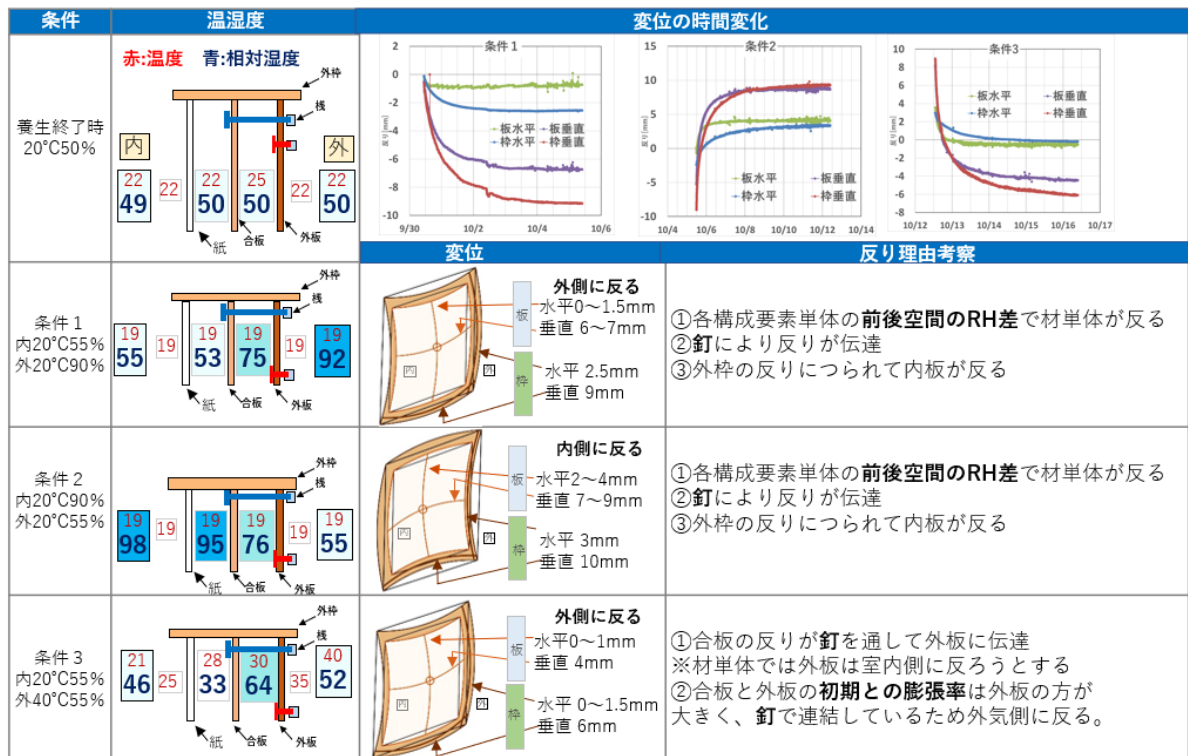


図12 合板試験体の実験結果と考察の概要

表 5 実験条件

合板試験体

期間	場所	環境条件
9/1~9/30	養生室	養生 20℃55%
9/30~10/5	2 室型環境試験機内	条件 1 室内側 20℃50%外気側 20℃90%
10/5~10/11	2 室型環境試験機内	条件 2 室内側 20℃90%外気側 20℃50%
10/11~10/16	2 室型環境試験機内	条件 3 室内側 20℃50%外気側 40℃50%

カーボン試験体

期間	場所	環境条件
11/10~11/24	養生室	養生 20℃55%
11/24~12/1	2 室型環境試験機内	条件 1 室内側 20℃55%外気側 20℃90%
12/1~12/8	2 室型環境試験機内	条件 2 室内側 20℃90%外気側 20℃55%
12/8~12/14	2 室型環境試験機内	条件 3 室内側 20℃55%外気側 40℃55%

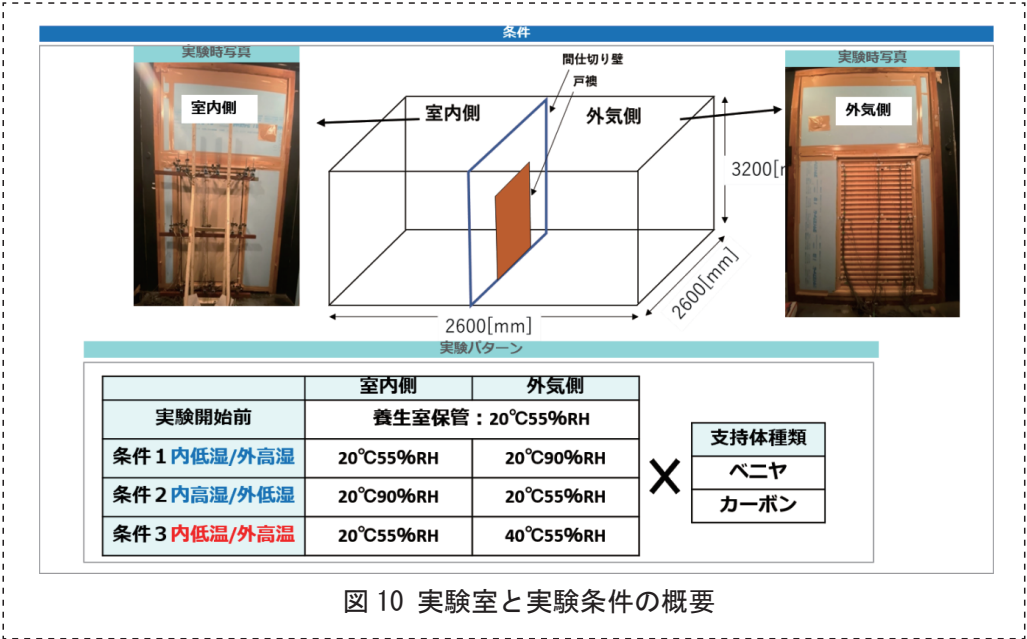


写真 4 養生室での試験体の保管状況

３． 実験室実験

３．１ 実験室実験の概要

戸襖を挟んだ２室に異なる環境条件を与えた実験室実験を行った。対象戸襖となる同じ材料、工法、構成の模擬試験体を新たに作成し、２室の異なる温湿度を設定可能な２室型環境試験機（定常環境下）を用い、温湿度変化に基づく戸襖の反りを確認した。

１）実験室

日本建築総合試験所試験研究センター環境試験室にある２室型環境試験機内で実験を行った。２室型環境試験機の詳細を表４に示す。

表４ ２室型環境試験機の詳細

設備名称	２室型環境試験機
型式	CH=N010
製造番号	210101012
性能	温度範囲～20～80℃湿度範囲20～95% 内法寸法 W2600×D2600×H3200mm 間仕切り壁 W2000×H3000×厚150mm 温湿度 PD制御

２）試験体

模擬試験体となる戸襖は、対象の戸襖と同じ材料、工法によって１枚を作製した（図９）⁽⁶⁾。模擬戸襖の支持体は、ベニヤ、カーボンの２種類を用いた。ポリカは、実環境下での測定から、明らかに他２種と比べて反りが顕著であったので、支持体として適切ではないと考えたため、２室型環境試験機内での実験時はベニヤとカーボンを支持体を選択した。

模擬戸襖試験体の２つの支持体の交換については、まず合板の日本建築総合試験所での２室実験を終了し、約２週間20℃55%の一定環境下の養生室に保管した後に二条城に輸送および解体し、合板とカーボンを入れ替えた。図８に試験体の概要を示す。戸襖は、外気側から室内側の向きに、舞良棧（①）、外板（②）、柿渋紙（③）、鳥ノ子紙（④）、支持体ベニヤ（⑤）、目貼り（⑥）、楮紙（下浮）（⑦）、楮紙（上浮）（⑧）、本紙（⑨）、そしてそれらが、外枠（⑩）に囲われている。外枠及び舞良棧は地檜を使用し、外板は杉を使用している。柿渋紙、鳥ノ子紙、目貼り、楮紙、本紙はそれぞれ和紙で、柿渋は渋紙を使用し、本紙は雁皮紙および楮紙を使用している。

３）実験条件

表５、図１０に示すように２室の温湿度を変化させ、合計３条件の実験を実施した。

各計測項目は試験体の表面温度、空間温湿度、環境温湿度及び面外変形、含水率、面内変形で、５分間隔で連続測定した。試験体は、２室型環境試験機横にある20℃55%RHの一定環境下の養生室（写真）で保管した後、模擬戸襖移動前に事前に20℃55%RHに調整しておいた２室型環境試験機内に移動し、試験体設置およびセンサの取り付けが終了した後に、実験を開始した。模擬戸襖試験体は、２室型環境試験機の２室間の開口部に設置し、変形を拘束しない状態で試験体の周囲の隙間を発泡スチロールおよび粘着テープでふさいだ。

４）測定項目

温湿度は、両室の空間、模擬戸襖の室内側の紙と支持体の間、支持体と外板の間で計測を行った。また図１１に模擬戸襖の変位とひずみの計測概要を示すように、面外変形について、変位計を用いて計測し、戸襖全体の反りを算出し、ひずみゲージを用いて、温湿度変化時の材の伸縮率を計測した。

３．２ 実験室実験による模擬戸襖内外温湿度および戸襖変位の測定結果

１）合板試験体の実験結果

図１２に合板試験体の場合の実験結果と考察の概要を示す。

図より、相対湿度（以下RH）は戸襖内部で分布があることがわかった。条件１、２の反りの発生理由は、①戸襖構成要素の前後空間のRH差で材単位が反り、②釘により反りが伝達し、③外枠の反りが内板に伝達することによると考えられる。また、条件３の反りの発生理由は、①合板の反りが釘を通して外板に伝達し、②合板と外板の初期からの膨張率差と釘の連結の影響によると考えられる。

２）カーボン支持体試験体の実験結果

図１３にカーボン試験体の場合の実験条件ごとの実験結果と考察の概要を示す。

図より、相対湿度はカーボンを挟んで大きな差が生じていることが分かった。条件１は①外板とカーボンの初期からの膨張率差と釘の連結の影響により反りが生じていると考えられる。

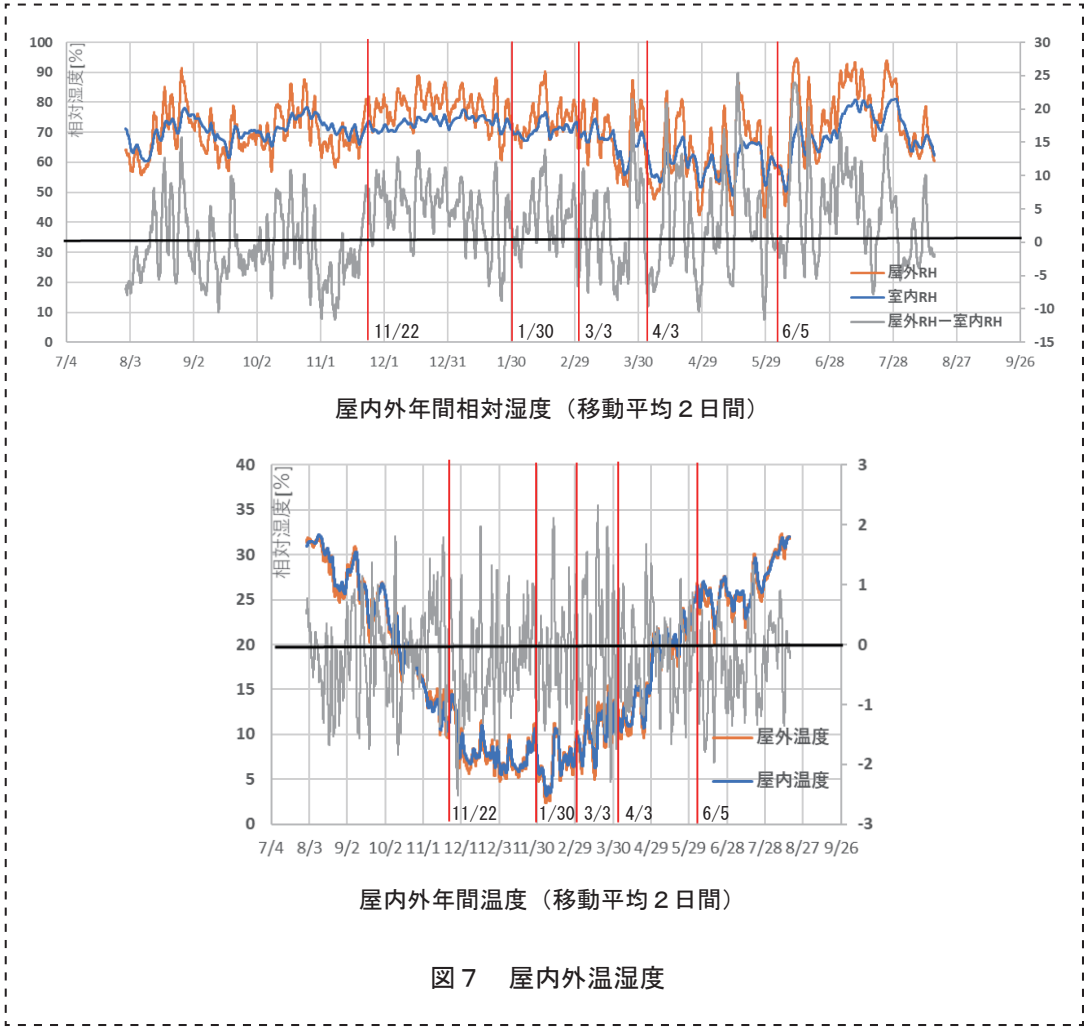
カーボン試験体の場合、相対湿度の変化はカーボ



表３ 戸襖反りおよび室内外温湿度結果

		施工日 7/13	11/22 13:30	1/31 10:40	3/3 10:00	4/3 10:00	6/8 11:40
反り※ [mm]	カーボン		+2	+4	-2	-2	0
	ポリカ		+19	+20	+14	+4	0
	合板		+3	0	-1	-3	0
相対湿度	室内側	74%	70%	71%	69%	66%	62%
	外気側		64%	69%	60%	54%	47%
温度	室内側	26℃	10℃	7℃	9℃	9℃	26℃
	外気側		14℃	6℃	11℃	12℃	31℃

※ ＋：室外側に反る　－：室内側に反る



に、室内変動は屋外に追従して変化するが、変動幅は、屋外と比較して大幅に抑えられている。屋内外の相対湿度差は最大時で約30%程度である。

支持体の比較については、特に夏季において戸襖内の環境の差が見られ、合板は、他2つより断熱性と吸放湿性が高い結果となった。

紙と支持体の間の相対湿度は、支持体の種類によって若干の差はあるものの、その差は最大時で3%

程度であり、大差はみられなかった。

反りの簡易測定では、ポリカは室外側に大きく反り、カーボンと合板は若干の反りがあった。次の実験室実験では、更に定量的な戸襖の反りを検討するため、支持体としてカーボンと合板の2つをとりあげる。

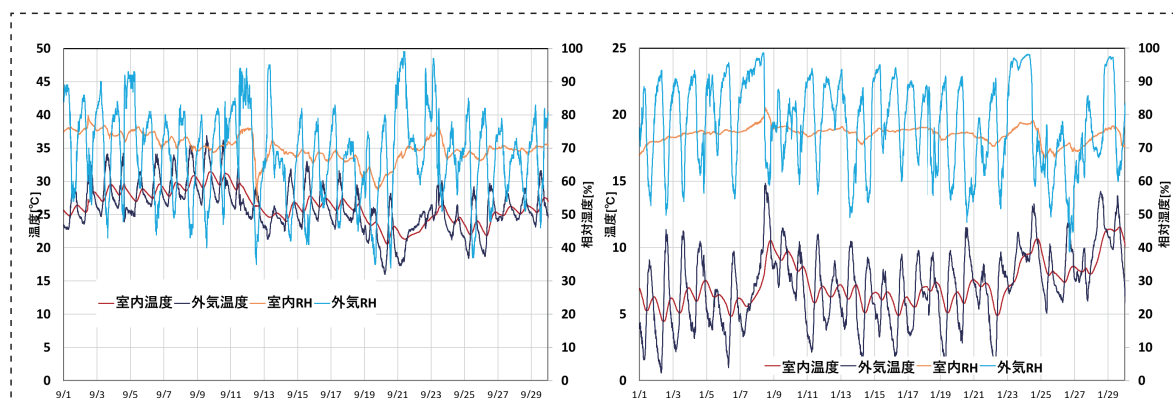


図5 温湿度結果（左：9月、右：1月）

- ・9月の室内外の相対湿度差は、最大時に約30%程度
(ex 9/9 13:30 外気 RH40% 室内 RH70% 9/13 5:10 外気 RH92% 室内 RH68%)
- ・1月の室内外の相対湿度差は、最大時に約30%程度
(ex 1/20 14:00 外気 RH47% 室内 RH75% 1/16 5:50 外気 RH94% 室内 RH75%)

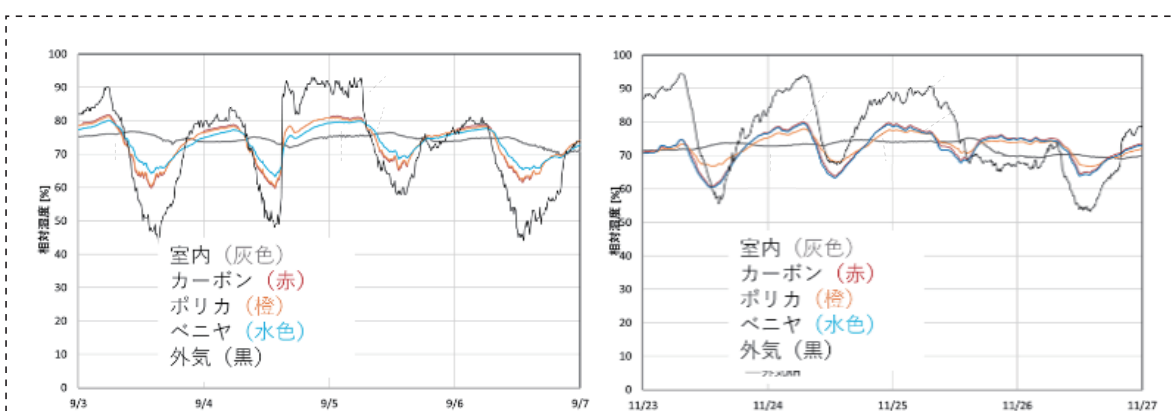


図6 支持体別戸襖内部相対湿度（左：9月 右：11月）

年11月23日～27日（冬初期）の各試験体支持体紙内空間での相対湿度を示す。

9月の屋外、戸襖内、室内の順に相対湿度の変動幅は小さく、月間を通して屋外の日較差は約40～70%程度で、戸襖内は約15～20%程度、室内は5%以下である。支持体同士を比較すると、合板の相対湿度変動幅は他2つの試験体よりも小さく、相対湿度が最大値をとる。明け方はポリカ、カーボンよりも値が小さく、最小値をとる昼過ぎはその逆であることが分かる。これはポリカやカーボンには吸放湿性がないが、合板は吸放湿性が高いことと、合板が他2つよりも断熱性が高いことが関係していると考えられる。

11月の屋外、戸襖内、室内の変動幅は9月と同ような傾向を示す一方で、支持体同士を比較する

と合板の相対湿度はカーボンとほとんど一致する。これは温度差も絶対湿度差もほとんどなくなるためだと考えられる。⁽⁵⁾

3) 戸襖反りの測定結果

表3、図7に、戸襖の反り測定の結果および室内外の温湿度を示す。表3より、ポリカは反りが顕著であることがわかった。また、カーボン、合板は若干ではあるが、冬期は屋外側に反り、春先は室内側に反る結果となった。

2.3 現地計測のまとめ

実際の戸襖周辺の環境を把握するため、簡易な模擬戸襖を作成し、実環境下での現地計測を行い、戸襖内温湿度および反りの年間測定を実施した。

室内と屋外の温湿度関係については、温湿度とも

表 1 支持体の種類

合板	ポリカーボネート (以下ポリカ)	カーボンシート (以下カーボン)
普通合板，輸入，ラワン材 1 類 1 等 F☆☆☆☆ 製造業者：ウヰジヤトリタ株式会社工場 製造日：2014/12/14 サイズ：3mm×1100mm×1700mm	ｸﾘｵﾎﾟﾘｶｰﾎﾞﾈｰﾄﾌﾟﾚｰﾄ 国産 PC1600（プラスチック板） 製造業者：ｸﾘｵﾝｼﾞｹｲ株式会社 表示年月日：2017/4/1 サイズ：2mm×1100mm×1700mm	CABKOMA シート成型版 国産 12K2plyﾌﾟﾚｽｼｰﾄ成型版 製造業者：小松精練株式会社 製造日：2019.4 サイズ：1.2～1.3mm× 1100mm×1700mm

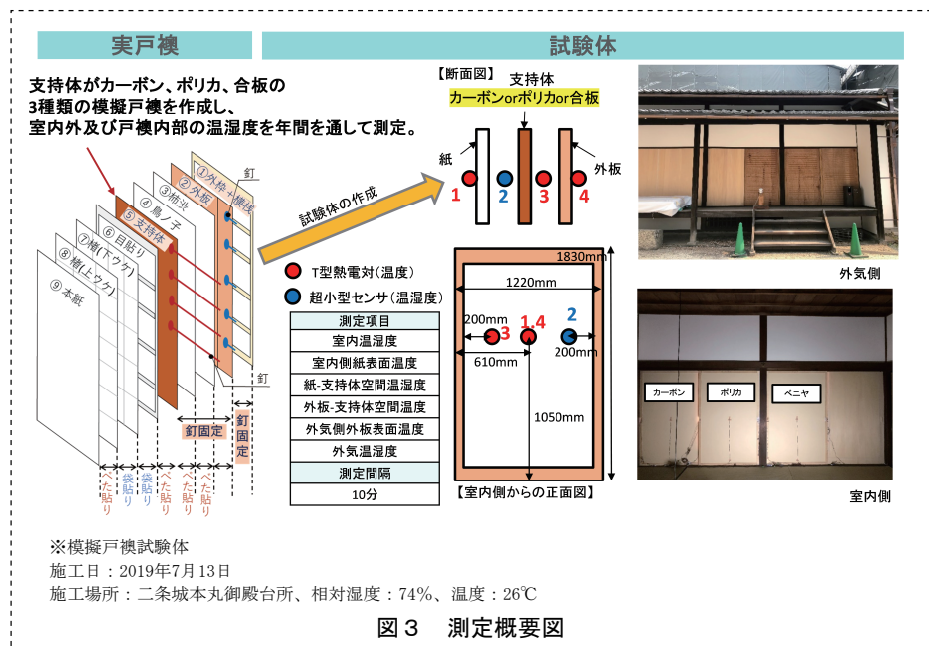
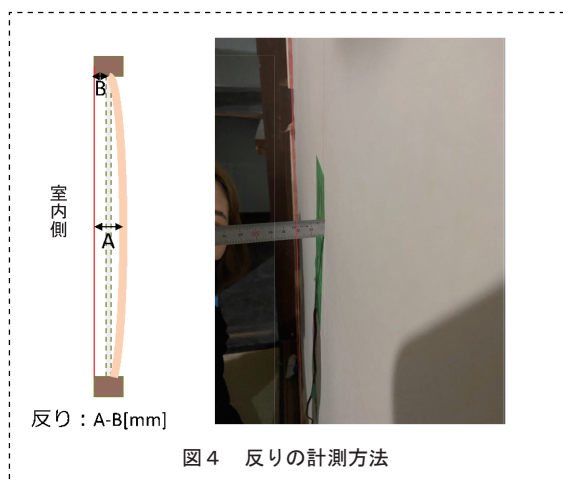


表 2 測定項目

測定項目	測定機器
外気温湿度	Onset HOB0 pro v2 u23-002(日射シールド付き)
室内温湿度	Onset HOB0 UX100-011
各試験体戸襖表面・室内温度	T型熱電対
外板－支持体間空間温度	T型熱電対
支持体－和紙間空間温湿度	超小型温湿度センサ SHT35＋小型ロガー SHTDL-3



2 現地計測

2.1 現地計測の概要

実環境下の温湿度把握を目的に、簡易な模擬戸襖を作製し、実環境下に設置し、年間を通して温湿度測定を行った。

1) 現状の戸襖の構成

戸襖は、主に框、綿板（以下では綿板を「外板」と呼ぶ）、舞良棧等で構成されている。

写真2に戸襖の解体時の様子を示す。戸襖は上下左右の框を組み、その中に舞良棧が挿入されている。外側から内側の順に、舞良棧、外板、支持体、目貼り、下浮、上浮、本紙で構成されている。支持体には合板（ベニヤ）約3mm厚が用いられていた。下貼りのうち、みの縛り～骨縛りは施されていなかった。戸襖のチリが薄いこと、防水防風のために代わりに合板をいれていたとみられる。

2) 模擬試験体の構成

現状の戸襖を参考に簡易に作製した（図2）。支持体の材料の違いによる戸襖内温湿度及び戸襖の反りを確認する目的で、現状用いられている合板に変わる支持体として、ポリカーボネード（以下「ポリカ」と呼ぶ）、カーボンを加えて、3体の戸襖を作製し、現地に設置した（表1、図3）。

測定項目は表2に示すとおりである。測定は10分間隔で、2019年10月17日から2020年3月まで計測を実施した。

戸襖の反りの計測は、上下框に糸を張り、糸から戸襖の反りを測定（A）し、上下框室内側端部から戸襖までの距離（B）を引くことで、戸襖の反り（A-B）を計測した（図4）。測定の実施は温湿度データ回収時である。

2.2 現地計測による模擬戸襖内温湿度および戸襖反りの測定結果

1) 温湿度結果

図5に2019年9月、2020年1月の温湿度、降雨量の変化を示す。なお、降雨量は、京都地方気象台の測定値である。温湿度ともに、屋外変化に追随して変動している。室内は屋外に較べて日変化の幅が大幅に小さい。

9月の屋内外の相対湿度差は最大時に約30%、1月の屋内外の相対湿度差も、最大時で約30%程度であることがわかる。降水のある日は屋外の相対湿度が100%近くまで上昇するが、室内はいずれも低いままである。

2) 支持体同士の比較

図6に、2019年9月3日～7日（夏季）、2019

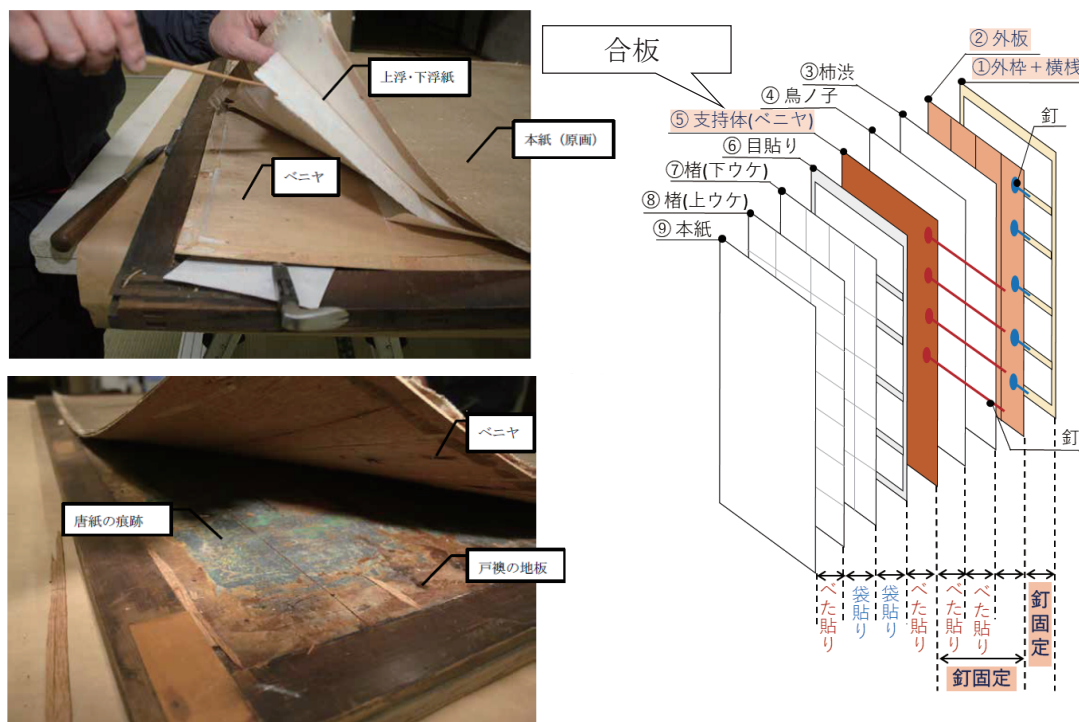


写真2 戸襖解体時の様子（上、本紙側、下、外板側）

図2 模擬試験体の構成、模式図

修理記録（建造物）

環境調査報告（１）本丸御殿雁之間障壁画の支持体について

—屋内外温湿度環境が戸襖の反りに及ぼす影響の検討—

小椋 大輔
岡村 知明

１ はじめに

本報告は、文化財障壁画の現地保存及び公開に適した構成材料、工法等について環境調査を行い検討する⁽¹⁾。本稿では、第一報として、これまで原因が明らかになっていなかった戸襖の反りに着目し、原因と反り量を定量的に評価することを目的とする。

障壁画は襖や壁、屏風、障子等に描かれた絵画であり、建造物の一部を構成している文化財である。博物館の収蔵施設等の安定した環境と違い、文化財建造物内は温湿度や日照等の室内環境の変化が大きい。特に美術工芸品指定を受けていない障壁画は、現地保存せざるを得ない場合も多く、保存公開において温湿度等の条件規定がないまま、都度修理を重ねながら現地での公開が行われてきた。障壁画の劣化要因には、本紙の亀裂や破れ等の物理的劣化、カビなどの生物的劣化、光による科学的劣化等がある⁽²⁾。障壁画の劣化要因に関する研究はこれまで行われてきているが⁽³⁾、常時公開され、室内環境変化の大きい文化財建造物の内部における保存と公開を念頭とする適切な対処法への取り組みは十分になされていない。

二条城本丸御殿の雁之間の戸襖８面は、片面舞良戸で仕立てられ、室内側の障壁画には雁が羽ばたく様子が描かれる。本丸御殿内で唯一外部に面する障壁画付きの建具である。この戸襖は、屋内外を仕切る外壁としての役割を果たす建具であり、建物内で最も屋内外の環境の影響を受け、変動の大きい外気環境との関連が想定された。

これまで、二条城における障壁画付きの建具の現地保存では、風雨対策として、本紙の支持体（本紙を受ける平滑な材料）が検討されてきた⁽⁴⁾。こうした本紙を支える支持体に着目し、その性能を検討することは、保存修理での仕様や工法を考える上でも重要と考える。

本報告では、以上の経緯から、修理工事に伴う環境調査報告の第一報として、障壁画本紙の亀裂等の

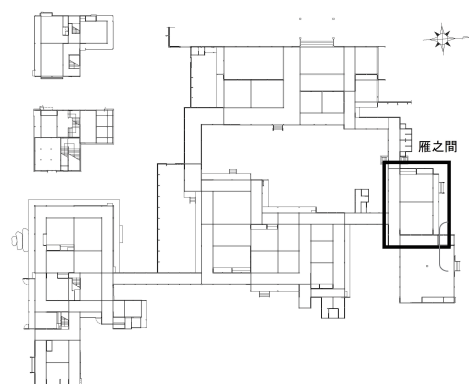


図１ 本丸御殿雁之間の位置



写真１ 雁之間、廊下より東室をみる

要因と考えられる戸襖構成部材の膨張収縮に基づく戸襖の反りに着目する。調査の方法は二つである。

①現地計測（実環境下による）

簡易な「模擬戸襖」を作成し、実環境下において年間を通して測定した模擬戸襖内の温湿度、および簡単な方法で測定した戸襖の変形（反り発生量）について考察する。

②実験室実験（２室の異なる環境条件による）

現状に倣った仕様の模擬戸襖を作成し、支持体がベニヤとカーボンの２種類の模擬戸襖に対して、２室の異なる環境条件を与えた実験室実験を行うことで、周囲の温湿度環境と戸襖内部の温湿度関係、環境条件と材料変形の関係より、戸襖の変形について考察する。

south on the west side) depicts autumn plants such as daffodils and bush clover.

These murals show traces of metal fittings and patching, indicating that they were originally painted for different locations and were later reused in the Chodai-no-ma of the Ohiroma and the Kuroshoin of the Ninomaru-goten Palace.

Murals from the Imperial Palace

According to previous research, among the above-mentioned murals, the *Tatsuta Fuzoku-zu* and *Musashino-zu* in the Ohiroma, and the *Meisho Fuzoku-zu* in the Kuroshoin were originally painted for the Princess's Palace, which was part of the Imperial Consort's Palace within the Imperial Palace, used when a princess was born. The artists have been identified as Kano Kunai (birth and death dates unknown) for the *Tatsuta Fuzoku-zu*, Kano Eihaku(1687-1764) for the *Musashino-zu*, and Tsurusawa Tanzan(1658-1729) for the *Meisho Fuzoku-zu*.

The Imperial Consort's Palace, including the Princess's Palace, was built between 1715 and 1716 for Konoe Hisako(1702-20), who became the consort of Emperor Nakamikado(1702-37) in 1716. However, in 1720, Hisako passed away less than a month after giving birth to a son (who later became Emperor Sakuramachi). When it was decided that this son would become Crown Prince in 1727, the Crown Prince's Togu Palace was built over the next year, repurposing most of the Imperial Consort's Palace. Since there are no records of the Princess's Palace being repurposed at this time, it is believed that the building was dismantled and only the murals were preserved.

A document from 1885 lists murals stored in Nijo-jo Castle at that time, and since murals that appear to correspond to the *Tatsuta Fuzoku-zu* and *Musashino-zu* in the Ohiroma and the *Meisho Fuzoku-zu* in the Kuroshoin are included in this list, it is believed that they were transferred to Nijo-jo Castle at some point between 1727 and 1885. Incidentally, Konoe Hisako, the owner of the Imperial Consort's Palace, was from the Konoe family, one of the five regent families. Hisako's father, Konoe Iehiro(1667-1736), and grandfather, Konoe Motohiro(1648-1722), both held important positions in the imperial court and were particularly known for valuing connections with the shogunate. Motohiro's daughter and Hisako's aunt, Konoe Hiroko(1666-1741), became the lawful wife of the sixth shogun Tokugawa Ienobu(1662-1712), and after Ienobu's death, she supported the young seventh shogun Ietsugu(1709-16) and is said to have had strong influence over the appointment of the eighth shogun Yoshimune(1684-1758). There was talk of Hisako going to the Kanto region (Edo [now Tokyo] and surrounding prefectures) as an adopted daughter of the shogun, but this did not materialize, and through Hiroko's intervention and the approval of Cloistered Emperor Reigen (1654-1732), she became Emperor Nakamikado's consort.

By coincidence, the murals of the Princess's Palace, which were meant to be used when Hisako gave birth to a daughter, were eventually installed in the Ninomaru-goten Palace of Nijo-jo Castle after it changed hands from the Tokugawa shogunate to the imperial family, and have been preserved to this day. These murals from the Imperial Palace not only convey the court culture of the early 18th century but also represent an important collection that tells the history of Nijo-jo Castle as an imperial villa.

(Shiho Nakano)

Nijo-jo Castle Painting Gallery: Winter Exhibition in 2024

Murals from the Imperial Palace: Chodai-no-ma of the Ohiroma and the Kuroshoin

Nijo-jo Castle, built in 1603 by Tokugawa Ieyasu (1543-1616), the first shogun of the Edo shogunate, was renovated in preparation for Emperor Gomizunoo's visit in 1626. The Honmaru area was newly established, and the Ninomaru-goten Palace was renovated with new murals created for its interior. After the shogunate came to an end in 1867, Nijo-jo Castle came under the ownership of the Meiji government. Subsequently, from 1884 until it was bestowed to Kyoto City in 1939, Nijo-jo Castle served as an imperial villa known as "Nijo Imperial Villa." During this period, the palace of the Katsuranomiya family was relocated to the Honmaru area, and decorative metal fittings on places such as the Ninomaru-goten Palace were changed from the wild ginger crest to the chrysanthemum crest, among other changes to make it suitable as an imperial villa. Additionally, some murals that were originally created for different locations were installed in parts of the Ninomaru-goten Palace. In this exhibition, the murals in the Chodai-no-ma of both the Ohiroma and the Kuroshoin among these murals are introduced.

The Function of the Chodai-no-ma and Murals from the Kanei Period (1624-1644)

In the Ichi-no-ma (First Rooms) of both the Ohiroma and the Kuroshoin of the Ninomaru-goten Palace, there are *chodaibusuma* decorative sliding doors, one of the elements of Shoin-zukuri style, and when they are opened, a room called the Chodai-no-ma appears. Although no historical documents have been found, there is a theory that this room served as a kind of antechamber through which the shogun would enter the First Room. According to historical documents, during the Edo period (1603-1868), the Chodai-no-ma of both the Ohiroma and the Kuroshoin were decorated with murals of birds and flowers. However, currently, these bird and flower murals remain only on the back of four *chodaibusuma* sliding doors in both the Ohiroma and the Kuroshoin (not on display) and two *tobusuma* sliding doors in the Ohiroma (the second and third panels from the east below the *nageshi* [horizontal beam] in the exhibition room front), while the other fixtures and walls are covered with different murals as described below.

Famous Places, Genre Themes, and Birds and Flowers

Among the murals in the Chodai-no-ma of the Ohiroma, the *Tatsuta Fuzoku-zu* (Tatsuta Genre Theme) below the *nageshi* (first panel from the east in the exhibition room front, five panels on the east side) depicts the Tatsuta River stream known for autumn leaves, the mountain ranges, tea houses and houses at the foot of the mountains, and people visiting or living there. At the Tatsuta River stream, noble figures wearing *eboshi* caps can be seen admiring the autumn leaves floating on the river. The *Musashino-zu* above the *nageshi* (first and second panels from the east in the exhibition room front, five panels on the east side) depicts an autumn scene of Musashino fields with a full moon floating above a field of autumn grasses and trailing mist.

The murals in the Chodai-no-ma of the Kuroshoin are divided into three themes: *Meisho Fuzoku-zu* (Famous Places and Genre Themes), *Matsuyanagi Shirasagi-zu* (Pine Trees, Willows and White Herons), and *Akikusa-zu* (Autumn Grasses). Among these, the *Meisho Fuzoku-zu* depict the landscapes of Mount Fuji (below the *nageshi* on two panels on the west side of the exhibition room front), Miho no Matsubara (below the *nageshi* on the first to fourth panels from the north on the west side), Wakanoura with Tamatsushima-jinja Shrine dedicated to the god of waka poetry (below the *nageshi* on the first to third panels from the south on the west side, above the *nageshi* on the first panel from the north on the west side), and Sumiyoshi-taisha Shrine, which is also dedicated to the god of waka poetry (above the *nageshi* on the second and third panels from the north on the west side). The *Meisho Fuzoku-zu* are characterized by their bird's-eye view of places associated with waka poetry, depicting visitors with light brushwork and soft colors that bring the scenes vividly to life. The *Matsuyanagi Shirasagi-zu* (above the *nageshi* on two panels on the west side of the front) depicts a winter scene with snow-covered pine trees and white herons perched on them, while the *Akikusa-zu* (above the *nageshi* on the second and third panels from the

metal fittings, and the Shiroshoin was decorated similarly. However, the Mitsuba-Aoi was not suitable for the Shiroshoin where the new master, the Emperor, would relax comfortably. Therefore, in preparation for welcoming Emperor Meiji, in Meiji 19 (1886), only in the Shiroshoin, the Mitsuba-Aoi on the corner metal fittings of the coffered ceiling and the edge metal fittings of the *chodaigamae* decorative doors were changed to chrysanthemum by covering or replacing them. Also, although the exact date is unknown, the drawer pulls on the *fusuma* sliding doors were replaced with ones bearing the chrysanthemum crest.

At this time, care was taken to ensure that the size of the chrysanthemum metal fittings matched that of the Mitsuba-Aoi. Even now, we can confirm that some of these chrysanthemum metal fittings that were attached at that time seamlessly hide the Mitsuba-Aoi.

The Shiroshoin welcomed Emperor Meiji the next year, Meiji 20 (1887).

Murals in the First and Second Rooms of Shiroshoin

Unlike the gold-leafed murals that adorn other buildings, the Shiroshoin is decorated with ink wash murals. Using a technique called *bokuga tansai*, which involves partial coloring, a lakeside landscape is depicted from an overhead view, creating a calm atmosphere. This lake is the actual West Lake, a famous place in Zhejiang Province, China, and West Lake paintings have been a favored subject of ink wash paintings in Japan since the Muromachi period, representing one of the most representative subjects. Ink wash *sansui-zu* (Chinese-style landscape) paintings are often painted in the most formal places, and it is thought that the West Lake scene was painted in response to the formality of the First and Second Rooms of the Shiroshoin.

A snow landscape is painted on the *odoko* (large alcove) (displayed at the front) of the First Room. Snow is expressed by sweeping thin ink in the background and leaving the base exposed. In the far right of the picture, a rocky mountain with a temple pagoda and pavilion stands tall, and in the center of the picture, a watchtower by the water is depicted. Inside, two literati are seated in front of a screen painted with a *sansui-zu*, looking out over the wide lake surface.

On the *tobusuma* sliding door next to the *tsukeshoin* (built-in table) (displayed on the left), a cliff by the water is shown in the center, with houses surrounded by trees above, and a person sitting on a covered platform under pine trees by the water, catching fish.

On the *fusuma* sliding doors bordering the Second Room (displayed on the left), two noble figures accompanied by a child advancing next to a pavilion and a tower gate surrounded by a waterside grove are depicted in the foreground, while a pavilion visible between mountain shadows and a grove is depicted in the background. We can see what appears to be the Su Causeway or the Bai Causeway, characteristic causeways of West Lake.

On the south side of the Second Room (displayed on the right), a mansion surrounded by willows is depicted. To the right on the water surface, there is a boat carrying a literati heading towards the mansion, and in the courtyard of the mansion, a man who appears to be the host is seen welcoming guests, while in front of the gate, a woman holding a baby and a child can be seen.

On the west side of the Second Room (displayed on the right), small figures are drawn into the landscape with a pavilion and bridge. On the bridge, a monk-like figure is riding an ox, and on the *tobusuma* sliding door to the left, a noble figure and an attendant resting in a gazebo are depicted.

Except for the *chigaidana* (staggered shelves), every scene has water at the bottom, creating a view that spreads throughout the room as if looking at the shore from a boat floating on the lake.

Also, on the small *fusuma* sliding doors above the *chigaidana* (displayed at the front), Nadeshiko(Pinks) are painted. It is thought that at some point, these small *fusuma* sliding doors were reversed so that the back side became the front, and they were remounted.

The painter of these murals is said to be Kano Naganobu (1577-1654).

(Junko Furiya)

period, and professional painters who followed the lineage of the Maruyama school and the Shijo school. However, it can be seen from the “Diary” and “Kyoto Hinode Shimbun” articles at the time that Imperial Household Ministry staff from the department that managed the palace who had a sense of painting were also engaged. In addition, according to a newspaper article published about a month before the repairs were completed, the ceiling paintings were repaired (color repair) first, and although the *fusuma* sliding doors and other areas were started later, it was difficult to paint them so that the missing parts blended in with the original pictures, and there were not enough days or manpower to complete the repairs. As a result, in the repairs at that time, the missing parts were painted as new parts and the faded parts were repainted. The vivid colors of the pine leaves and waterfront that you are currently viewing are the colors that were added during these repairs. Many of the repaired pine leaves were repainted without following the original lines of the pine leaves, and the characteristics of the added lines differ depending on the screen, so it can be seen that the repairs were done in a short period of time using a large number of painters to finish up the work.

Although this method and approach are far removed from current mural repairs, at that time, the main priority was to improve the appearance of the imperial villa quickly.

(Naoko Matsumoto)

Nijo-jo Castle Painting Gallery: Fall Exhibition in 2024

From Wild Ginger to Chrysanthemums: Shiroshoin Ichi-no-ma (First Room), Ni-no-ma (Second Room)

Nijo-jo Castle becomes Nijo Imperial Villa

In Keicho 8 (1603), Nijo-jo Castle was founded by Tokugawa Ieyasu (1543-1616), who established the Edo Shogunate, and in Kan’ei 3 (1626), it underwent major renovations including westward expansion of the castle area for the Imperial visit of Emperor Gomizunoo (1596-1680). In October of Keio 3 (1867), the 15th Shogun Yoshinobu (1837-1913) expressed his intention to return political power to the Imperial Court in Ninomaru-goten Palace, and with the Court’s acceptance, the 250-year era of the Tokugawa Shogunate came to an end.

In Meiji 17 (1884), Nijo-jo Castle became an Imperial villa, a separate residence for the Emperor, and its name was changed to Nijo Imperial Villa. This changed the master from the Tokugawa family to the Emperor. Through the 30s of the same period (around 1900), Ninomaru-goten Palace was repaired by the Imperial Household Ministry to make it suitable as an Imperial palace. The decorative metal fittings of the Tokugawa family crest “Mitsuba-Aoi” (Wild Ginger) on the gables of the Ninomaru-goten Palace which boasted an overwhelming size and expressed the castle’s master, were changed to the Imperial family crest “chrysanthemum,” symbolically showing the change of power to those who visited Nijo-jo Castle.

Furthermore, the palace of the Katsuranomiya family (Katsuranomiya-goten Palace) that was north of Kyoto Imperial Palace was relocated to the Honmaru of Nijo Imperial Villa in Meiji 27 (1894) and became Honmaru-goten Palace. Accompanying this, a carriageway was developed from in front of the Karamon gate, crossing the inner moat via the West Bridge, and wells and toilets were secured around the palace. The Honmaru-goten Palace was prepared to be the center of Nijo Imperial Villa.

Shiroshoin of Nijo Imperial Villa

Shiroshoin, located in the innermost part of Ninomaru-goten Palace, was called the “Goza-no-ma” during the Edo period and was used as the Shogun’s living quarters. Therefore, unlike the other two audience halls, Ohiroma and Kuroshoin, *fusuma* sliding doors are fitted at the border between the upper and lower sections. This makes the First Room which is the upper section, a separate 15-tatami room.

After becoming Nijo Imperial Villa, Shiroshoin became the living quarters of the Emperor, the new master. Throughout the Ninomaru-goten Palace, the Mitsuba-Aoi crest of the former masters, the Tokugawa family, was scattered on decorative

The repair of the murals by master mounters began around January 1886. The repair specification prepared by the Imperial Household Ministry stated that when repairing the missing parts of the gold paper, the remaining “old gold leaf (residue of the original gold leaf)” and “new old gold leaf (old color applied to new gold leaf)” owned by the Imperial Household Ministry should be used. In fact, the Imperial Household Ministry owned not only gold leaf, but also old murals collected from various sources. The “Nijo Imperial Villa Delivery Dossier,” created by Kyoto Prefecture in 1885 for the transfer of Nijo Imperial Villa from the Kyoto Prefectural Government to the Imperial Household Ministry, contains a list of old murals that were removed from the walls and fixtures at that time and stored flat. This document includes removed murals that were produced in the Kan’ei period, murals of unknown origin, and murals that were originally created for Imperial Palace buildings. Of these, it is known from previous research that murals that were not produced in the Kan’ei period were used in the repairs at that time.

Renovated *Kacho-zu* (Flowers and Birds)

It is known from historical sources that the *koshi-shoji* (paper sliding doors with waist-high wooden panels on the bottoms) in the Shikidai-no-ma originally depicted spring and summer flowers and a waterfront, but these features have been lost. The current *Kacho-zu* is one of the Meiji period renovations of a mural that was not produced in the Kan’ei period. Unfortunately, it is not clear which one of the murals in the list mentioned above this mural is. There is a possibility that this mural is not on the list.

So, what were the murals like before the renovations? In this *Kacho-zu*, you can see unnatural joints in the image. If you look closely at these parts, you can see that, in order to reduce this unnaturalness, additional drawings and gold dust have been added later and there are regular traces where the paper has been joined. At that time, large sheets of paper could not be produced, so large screens such as murals and folding screen paintings were made up of several sheets of paper. Normally, there is regularity in the way the paper is joined. When these joints are irregular, it means that something has happened to the mural or folding screen painting. In many cases, as in this *Kacho-zu*, it means that the original image has been cut and rearranged. In this *Kacho-zu*, there are many places where the vertical paper joints are irregular, and misalignments in the horizontal paper joints can also be seen in multiple places. If the vertical paper joints that show that the pattern was not connected originally are detached and the horizontal paper joints are arranged so that there is no misalignment, this mural can be restored into two groups: a spring *Kacho-zu* centered on an Asiatic apple tree and an autumn *Kacho-zu* featuring wild geese and ducks. For the part depicting the Asiatic apple tree, it can be found from the traces of the catches and hanging brackets (such as the second one from the right on the front) that it was originally a *fusuma* painting. In addition, on the autumn *Kacho-zu*, there are also catch marks on the left and right sides below the paper joint part of the second *koshi-shoji* from the left, which is displayed on the left wall facing the exhibition room.

However, each restored mural is damaged at both ends. It is believed that the screens continued further to the left and right. In fact, there are screens in other palace rooms that seem to be continuations of both the spring and autumn murals. The group of thin bamboos gently drawn on the left end of the spring *Kacho-zu* follows the pattern on the eastern wall of the Tozamurai Fuyo-no-ma. The trees depicted on the bottom left of the autumn *Kacho-zu* are covered with cut foil that has been applied afterwards, and trees that seem to follow them are depicted on images attached to the south side *nageshi* (horizontal beams) in the Kuroshoin Chodai-no-ma.

Matsu-zu (Pine) and color repair

An important aspect of the mural repairs at Nijo Imperial Villa is the color repair by painters. According to the “Nijo Imperial Villa Repair Work Record Diary” (hereinafter referred to as “Diary”), a total of 14 painters participated from their hiring on November 15, 1885 until the completion on August 25, 1886. These included Tosa Mitsutake (1844-1916), a member of the Tosa family who served as the Edokoro-azukari of the Imperial Court for multiple generations in the Edo

rooms are murals of pine trees, which are thought to have been intended to embody the Tokugawa Shogunate's wishes for eternal prosperity. Golden pheasants, another motif of the murals, were so rare in Edo-period Japan that they were sometimes offered as gifts to those in power. The entire image of multiple huge pine trees is contained in the surface covered with a ground of gold leaf without any depictions of their roots on the ground or any other motifs, such as golden clouds, hiding the trees. Therefore, the forms of the pine trees clearly stand out. In the large alcove behind the shogun, a curved pine tree is depicted to look like an umbrella over the head of the shogun, sitting on the upper floor, while on the eastern and western sides, between which the alcove is, are pine branches and leaves inclining toward the shogun. This composition strongly impressed the viewer with the majesty of the shogun seated in the center.

Meiji-era repairs to the murals and the Ohiroma

After Nijo-jo Castle turned into Nijo-rikyu Villa, Ninomaru-goten Palace became a place for the imperial family and foreign dignitaries. Many of the murals there, mainly severely damaged ones along the corridors were repainted and replaced from around 1897. This project was supervised by Yamataka Nobuakira of the Kyoto Imperial Museum, who oversaw the decoration of Meiji-kyuden Palace in 1884, with then active painters repainting those murals while referring to the designs of treasures housed in the Shosoin Repository.

In 1900, the ceiling paintings of the corridor in the Ohiroma were repainted. Although the 250 ceiling paintings were initially planned to be repainted and installed on the coffered ceiling of the corridor, Crown Prince Yoshihito visited the building when only 120 of the 250 ceiling paintings had been completed. However, according to the Hinode Shimbun newspaper, the predecessor of the current Kyoto Shimbun, the prince saw those paintings and said, "They look beautiful and elegant."

Around the same time, the murals above the *nageshi* along the corridor in the Ohiroma were also repainted to depict clouds and haze with three kinds of metal leaf powders with metal leaf strips of various sizes and forms placed inside the clouds, as well as a wave pattern created with *moriage gofun*.

This project to renew the murals along the corridor, which was implemented after the premises became an imperial villa, resulted in the coexistence of murals dating back to 1626 and murals created in the Meiji era in Ninomaru-goten Palace. The Ohiroma and its corridor thus became a place where visitors could feel a kind of fusion of old and new, the new breath of the Meiji era as they walked through the corridor and the atmosphere of the Edo period when entering the Ohiroma.

(Junko Furiya)

Nijo-jo Castle Painting Gallery; Summer Exhibition in 2024

Repurposed Murals : Shikidai-no-ma

After 1871, Nijo-jo Castle, which was used as a facility for the Kyoto Prefectural Government and the army, became "Nijo Imperial Villa" under the jurisdiction of the Imperial Household Ministry in 1884. In response, large-scale repairs were carried out over two years from the following year. The Ninomaru-goten Palace was also decorated to be suitable as a palace of the Imperial Family. This exhibition introduces mural repair at that time and murals that have been repaired and restored with alterations from their original form.

Nijo Imperial Villa major repairs and murals

After 1634, facilities such as utility buildings at Ninomaru-goten Palace were demolished since the shogun, who was the owner, never visited the palace. During the turbulent late Edo period, Ninomaru-goten Palace became a political arena again, but by that time, some of the murals created in 1626 had been lost or removed due to damage. After the Meiji Restoration, Kyoto Prefecture used the Ninomaru-goten Palace as a government building, so the deterioration of the murals continued.

[英文]

Nijo-jo Castle Painting Gallery Exhibition in 2024 “Age of Nijo-rikyu Imperial Villa” Series

The original murals of the Ninomaru-goten Palace at Nijo-jo castle were created by Kano-school artists during major renovation of the castle in 1626, in preparation for a visit by Emperor Gomizunoo (1596–1680). This year's exhibitions, entitled "Age of Nijo-rikyu Imperial Villa" Series, focus on the Imperial Villa period of Nijo-jo castle and introduce the roles and situations around the murals of Ninomaru-goten Palace at the time.

Nijo-jo Castle Painting Gallery; Spring Exhibition in 2024

Ohiroma of Nijo-rikyu Imperial Villa: Ichi-no-ma (First Room) of the Ohiroma

Nijo-jo Castle was built in 1603 by order of Tokugawa Ieyasu as a place for the shogun to stay and hold rituals and other events while in Kyoto. Later, in preparation for a visit from Emperor Gomizunoo in 1626, the Ninomaru-goten Palace and other castle buildings underwent major repairs. After the Meiji Restoration, the castle was subject to many changes, including being placed under the control of the Daijokandai (Office of the Great Council of State) and the Kyoto Prefectural Government, before it became a villa for the imperial family and was renamed “Nijo-rikyu” in 1884. In 1939, the responsibility for managing Nijo-rikyu imperial Villa was transferred to the Kyoto City municipality, which has since been managing the villa until today.

Ninomaru-goten Palace during the age of Nijo-rikyu imperial Villa

Around the end of the Edo period, Nijo-jo Castle saw a period of turbulence, serving as a place for Tokugawa Yoshinobu, the last Tokugawa shogun, to declare his intention to return political power to the Emperor. Ninomaru-goten Palace in particular also played a variety of roles after the Meiji Restoration. After Nijo-jo Castle became Nijo-rikyu Villa, the Ministry of the Imperial Household carried out repairs to Ninomaru-goten Palace, which were completed in 1886. The repairs included laying carpets to make the building look suitable for an imperial villa. From 1897, the old murals in corridors and other areas were replaced with new ones.

From 1893 to 1894, the Katsuranomiya-goten Palace, the palace of the Katsuranomiya family located to the north of the Kyoto Imperial Palace, was relocated to the then vacant Honmaru area and became Honmaru-goten Palace, resulting in Nijo-rikyu as a imperial villa with two buildings: Honmaru-goten Palace and Ninomaru-goten Palace.

Honmaru-goten Palace was used as an accommodation facility for the imperial family, and Crown Prince Yoshihito (later Emperor Taisho) and Crown Prince Hirohito (later Emperor Showa) often stayed there. Meanwhile, Ninomaru-goten Palace was not only visited by the crown princes during their stays in Kyoto but was also sometimes used as a place for them to meet important people in Kyoto or as a resting place for distinguished guests from abroad. For the enthronement ceremony of Emperor Taisho in 1915, a banquet hall was set up in the current Seiryuen area.

When a crown prince visited Nijo-rikyu imperial Villa, hundreds of ordinary people sometimes gathered in front of the Higashi-otemon Gate to catch a glimpse of him.

Murals of the Ohiroma

During the Edo period (1603–1867), Nijo-jo Castle was a castle of the Tokugawa shogunate, and the Ohiroma building there, the most formal place designed to display the shogun's power, served as a place for official meetings between the Tokugawa shogun and visitors. For this purpose, various special details were added to the Ohiroma. One example is the double height coffered ceiling of the Ichi-no-ma (First Room) and its floor being raised approximately 20 centimeters higher than the Ni-no-ma (Second Room). In addition to the architectural features, the motifs and styles of the murals there were also designed especially to serve the purpose of the building.

The murals in the First and Second Rooms were painted by Kano Tan'yu. On all sides of the continuous space of the two

の名所、竜田川の流れと連なる山並み、その麓の茶店や民家と、そこを訪れ、あるいはそこで生活する人々が描かれます。竜田川には、烏帽子を被った貴人達が、川に流れる紅葉を眺める姿が見えます。長押上の《武蔵野図》（正面東より1・2、同東側5面）は、秋草が生え、霞が棚引く野原に、満月が浮かぶ秋の武蔵野を描きます。

〈黒書院〉の帳台の間の障壁画は、《名所風俗図》、《松柳白鷺図》、《秋草図》の3つの画題に分かれています。そのうち《名所風俗図》は、富士山（展示室正面西より1・2の長押下）と三保松原（西側北より1から3の長押下）、和歌の神様を祀る玉津島神社のある和歌浦（西側南より1から4の長押下、西側北より1の長押上）と、同じく和歌の神様を祀る住吉大社（西側北より2・3の長押上）の景観を描きます。《名所風俗図》は、和歌にまつわる名所を俯瞰的に捉え、そこを訪れる人々の様子を、軽妙な筆致と柔らかな色彩で、生き生きと描き出す点に特徴があります。《松柳白鷺図》（正面西より1・2の長押上）は、雪の積もる松と雪、松にとまる白鷺を描き、《秋草図》（西側南より2・3の長押上）は、水仙や萩などの秋草を描きます。

これらの障壁画には、金具跡や切り貼りした痕跡があり、もとは別の場所のために描かれたものが、二の丸御殿の〈大広間〉と〈黒書院〉の帳台の間に再利用されものと分かります。

御所から来た障壁画

上記のうち、〈大広間〉の《竜田風俗図》と《武蔵野図》、〈黒書院〉の《名所風俗図》は、先行研究によって、御所の中にある、天皇の正室、女御のための御殿（女御御殿）の一部で、女子が産まれた際に使う姫宮御殿に描かれたものであり、筆者は、《竜田風俗図》は狩野宮内（生没年不詳）、《武蔵野図》は狩野永伯（1687-1764）、《名所風俗図》は鶴沢探山（1658-1729）であることが分かっています。

この姫宮御殿を含む女御御殿は、享保元年（1716）に中御門天皇（1702-37）の女御となった近衛尚子（1702-20）のために、正徳5年（1715）から享保元年（1716）の間に建造されたものでした。しかし、享保5年（1720）、尚子は、男子（後の桜町天皇、1720-50）を産んだ後、一月も経たずに亡くなってしまいます。この男子が皇太子となることが決まった享保12年（1727）から翌年にかけて、女御御殿の大半を転用する形で、皇太子が使う東宮御所が建てられました。この時、姫宮御殿は転用された記録がないことから、その建物は撤去され、障壁画のみが保管されたと考えられます。

明治18年（1885）の史料に、当時、二条城内に保管されていた障壁画の一覧があり、〈大広間〉の《竜田風俗図》と《武蔵野図》、〈黒書院〉の《名所風俗図》に該当すると思われる絵がここに含まれることから、これらは、享保12年（1727）から明治18年（1885）の間のどこかの時点で、二条城に移されたと考えられます。ちなみに、この女御御殿の主、近衛尚子は、五摂家の一つ、近衛家の出身です。尚子の父、近衛家熙（1667-1736）と祖父、近衛基熙（1648-1722）は、共に朝廷の要職を勤め、とりわけ幕府との繋がりを重んじた人物です。基熙の娘で尚子の叔母、近衛熙子（1666-1741）は、6代将軍徳川家宣（1662-1712）の正室となり、家宣が亡くなると、幼い7代将軍家継（1709-16）を支え、8代将軍吉宗（1684-1758）の就任にも強い影響力を持ったとされます。尚子は、将軍の養女として関東に下向する話もありましたが実現はせず、熙子の働きかけと霊元法皇（1654-1732）の裁可によって、中御門天皇に入内することとなったのです。

奇しくも、尚子に女子が産まれた際に使われるはずだった姫宮御殿の障壁画は、時を経て、徳川将軍家から皇室へと主が変わった二条城二の丸御殿に貼り込まれ、今に伝わることとなりました。これら御所から来た障壁画は、18世紀初頭の御所文化を伝えるとともに、皇室の離宮となった二条城の歴史を伝える、重要な作品群でもあるのです。

（中野 志保）

淡彩という技法で、湖岸の風景が俯瞰して描かれ、落ち着いた雰囲気演出されています。この湖は中国浙江省に実在する名所の西湖で、西湖図は日本において室町時代以降に好んで描かれた、水墨画を代表する画題の一つです。水墨による山水画は、最も格式の高い場所に描かれることが多く、〈白書院〉一の間、二の間の部屋の格式に呼応して、西湖図が描かれたと考えられます。

一の間の大床（正面に展示）には、雪景山水が描かれます。背景に薄墨を掃き、素地を残すことで雪が表現されています。画面右奥には、寺塔や楼閣を擁する岩山が屹立し、画面中央には水辺の望楼が描かれています。その屋内には、山水図を描いた衝立の前に二人の文人が座し、広い湖面を眺めています。

付書院横の戸襖（向かって左側に展示）には、中央に水辺の懸崖を現し、その上には木々に囲まれた家屋があり、また水辺の松下の篷台に座り込み、魚を採っている人物がいます。

二の間との境の襖（向かって左側に展示）には、水辺の樹林にかこまれた楼閣や楼門に一童子を従えて進む二高士の姿が近景で、また山影や樹林の間に見える楼閣が遠景で描かれています。特徴的な西湖の堤である蘇堤あるいは白堤と思わしき堤を見ることができます。

二の間の南側（向かって右側に展示）には、柳に囲まれた屋敷が描かれています。その右側の水面には、屋敷に向かう文人を乗せた一艘の船があり、屋敷の中庭には客人を迎え出る主人らしき男性が、門の前には赤子を抱いた女性と子供の姿が見えます。

二の間の西側（向かって右側に展示）には、楼閣や橋のある山水に小さく人物が書き込まれています。橋の上には、牛に乗った僧形の人物が、その左隣の戸襖には四阿で休憩する高士と従者が描かれます。

違棚を除けば、どの画面も下部を水辺としており、湖上に浮かべた船に乗って岸边を見渡すような景観が、部屋の中に広がります。また、違棚上部の小襖（正面に展示）には、撫子が描かれています。いつの頃から、この小襖は裏面が表面となるように反転され、仕立て直されたと考えられています。

障壁画の筆者は、狩野長信（1577-1654）とされます。

（降矢 淳子）

冬期「御所から来た障壁画 ～〈大広間〉・〈黒書院〉帳台の間～」

慶長8年（1603）、江戸幕府の初代将軍、徳川家康（1543-1616）が築城した二条城は、寛永3年（1626）の後水尾天皇（1596-1680）の行幸を控えて改修されました。本丸が新設され、二の丸御殿は改修、内部の障壁画も新たに描かれました。慶應3年（1867）に幕府が終焉を迎えた後、二条城は明治政府の所有となります。その後、明治17年（1884）から、京都市に下賜される昭和14年（1939）までの間、二条城は皇室の離宮「二条離宮」となります。この間、桂宮家の御殿が本丸に移築され、二の丸御殿等の飾金具が葵紋から菊紋に取り換えられるなど、皇室の離宮に相応しい体裁が整えられました。また、二の丸御殿の一部に、もともと別の場所のために描かれた障壁画が、嵌め込まれました。今回は、これらの障壁画のうち、〈大広間〉と〈黒書院〉、それぞれの帳台の間の障壁画を紹介します。

帳台の間の機能と寛永期の障壁画

二の丸御殿の〈大広間〉・〈黒書院〉の一の間には、書院造の要素の一つである帳台構が備わり、帳台襖を開くと、帳台の間と呼ばれる部屋が現れます。史料は見つかっていませんが、この部屋を通して、将軍が一の間に入った、いわば前室のような機能を果たしたという説もあります。史料によれば、江戸時代には、〈大広間〉と〈黒書院〉の帳台の間には、花鳥画が描かれていました。しかし現在、この花鳥画は、帳台襖の裏側各4面（展示なし）と〈大広間〉の戸襖2面（展示室正面の長押下、東より2・3）にのみ残り、それ以外の建具や壁面には、以下に述べる、別の障壁画が貼られています。

名所風俗と花鳥

〈大広間〉帳台の間の障壁画のうち、長押下の《竜田風俗図》（展示室正面東より1、同東側5面）には、紅葉

外に、宮内省の御殿を管理する部門の職員のうち、絵心がある者も従事したことが、『日記』や『京都日出新聞』の当時の記事から窺えます。また、修理完了の一月程前の新聞記事では、天井画の修理（補彩）が先行して行われ、襖等は後から着手されたものの、欠損部を原画と識別できないように描くことは難しく、それをやり遂げるには到底、日数も人工も足りないと言われています。このように、当時の修理では、欠損した部分を新たに描いたり、褪色した部分は塗り直されたりしたのです。現在ご覧いただいている鮮やかな松葉の色や、水辺の色は、修理の際に補われた色なのです。補われた松葉は、原画の松葉を描く線とは無関係に描きなおされているものも多く、また画面によって補筆の線の特徴が異なることから、人海戦術で短期間に修理したことが窺えます。

現在の障壁画の修理とは手法も考え方もかけ離れていますが、当時は迅速に離宮としての体裁を整えることが最優先されたのです。

（松本 直子）

秋期「葵から菊へ ～〈白書院〉一の間、二の間～」

二条城は二条離宮へ

慶長8年（1603）、二条城は、江戸幕府を開いた徳川家康（1543-1616）によって創建され、寛永3年（1626）の後水尾天皇（1596-1680）の行幸のため、城域が西に拡張されるなど大改修されました。慶應3年（1867）10月、15代将軍慶喜（1837-1913）は、二の丸御殿で大政奉還の意思を表明し、朝廷がこれを認めたことで250年に渡る徳川幕府の時代が終了しました。

明治17年（1884）、二条城は、天皇の別邸である離宮となり、名称を二条離宮に改められます。これにより、主人が天皇へと変わりました。同30年代にかけて、皇室の宮殿にふさわしいよう、宮内省によって二の丸御殿の修繕がされました。圧倒的な大きさを誇る二の丸御殿遠待をはじめとする破風に付けられた、城の主人を表現する徳川家の家紋「三つ葉葵紋」の飾り金物は、天皇家の家紋である「菊紋」に変えられ、二条城を訪れた人に、政権の交代が象徴的に示されたのです。

さらに、京都御所の北にあった桂宮家の御殿（桂宮御殿）が、明治27年（1894）に二条離宮の本丸に移築され本丸御殿になりました。これにともなって、唐門前から内堀を西橋で渡るルートで馬車道が整備され、また御殿の周囲に井戸や厠が確保されました。本丸御殿は二条離宮の中心となるべく整えられたのです。

二条離宮の〈白書院〉

二の丸御殿の最も奥に位置する〈白書院〉は、江戸時代に「御座の間」と称され、将軍の居室として使用されました。そのため、〈白書院〉の対面所は、他の二つの対面所である〈大広間〉と〈黒書院〉と違い、上段と下段の境に襖がはめられています。これにより上段である一の間は、15畳の隔てられた部屋になります。

二条離宮になった後、〈白書院〉は、新たな主人である天皇の御座所となりました。二の丸御殿の中には、いたる所にかつての主人、徳川家の家紋である「三つ葉葵紋」が飾り金物に散りばめられており、〈白書院〉も同様の設えがされていました。しかし、新たな主人である天皇がゆったりとくつろぐ〈白書院〉に、「三つ葉葵紋」はふさわしくありません。そのため、明治天皇を迎える準備として、明治19年に〈白書院〉だけは、格天井の辻金物や帳台構の縁金物にあった「三つ葉葵紋」が、上から被せたり、取り替えたりして「菊紋」に変えられました。また、年代は不明ですが、襖の引手金具も、菊紋を施したのものに取り換えられました。

この時、「菊紋」の金物の大きさが「三つ葉葵紋」と同様になるよう、注意して細工されました。現在も、この時に取り付けられた「菊紋」の金物が、「三つ葉葵紋」を違和感なく隠していることを確認できるものもあります。

翌20年、〈白書院〉は明治天皇を迎えました。

〈白書院〉一の間、二の間に描かれた障壁画

〈白書院〉は、他の棟を彩る金碧障壁画と異なり、水墨画で障壁画が描かれます。部分的な着色がされた墨画

二条離宮の大修理と障壁画

二の丸御殿は、寛永 11 年（1634）以降、主である将軍が訪れること無く、便益施設であった棟などが撤去されました。激動の幕末期、二の丸御殿は再び政治の舞台となりますが、その頃までに、寛永 3 年（1626）に制作された障壁画は損傷が進んで失われたり取り外されたりしたものもありました。明治維新を経て、京都府が二の丸御殿を庁舎として使用していたので、障壁画の劣化はさらに進みました。

表具師による障壁画の修理は、明治 19 年（1886）の 1 月頃から着手されました。宮内省が作成した修理の仕様書には、金地の本紙が欠失した箇所を繕うにあたっては、残っている「古箔（当初の金箔の残欠）」や、宮内省が保有している「新古箔（新しい金箔に古びた色を付けたもの）」を使用する旨が記されています。しかし、宮内省は金箔だけではなく、様々なところから集めた古い障壁画も保有していました。京都府庁から宮内省に移管されるにあたり、明治 18 年（1885）に京都府が作成した文書『二条離宮引渡一件』の中に、当時、壁や建具から取り外してシート状にして保存されていた古い障壁画の一覧が記録されています。そこには、寛永に制作された障壁画を取り外したもの以外に、出所不明のものや、元来は御所の建物のために制作されたものも含まれています。これらのうち、寛永制作分ではないものが、この時の修理で使用されたことが、先行研究により判明しています。

リフォームされた《花鳥図》

式台の間の腰障子には、元は春夏の草花と水辺が描かれていたことが史料から判明していますが、それらは失われています。現在の《花鳥図》は、明治の修理で、寛永制作分ではない障壁画をリフォームしたものの一つです。残念ながら、先に述べた障壁画一覧のうちのどれが該当するのかは明確に出来ません。一覧以外の障壁画であった可能性もあります。

それでは、リフォーム前はどのような画面だったのでしょうか。この《花鳥図》には、図の繋がりが不自然なところが見られます。その部分をよく見ていただくと、不自然さを和らげるために、後から描き足したり、砂子を蒔いたりといった手加えられているだけでなく、決まって紙を継いだ痕があります。当時は、大きな一枚物の紙は生産できなかったため、障壁画や屏風絵等の大画面は、何枚かの紙を継ぎ合わせて成り立っています。通常であれば、継ぎ方には規則性があります。それが崩れている障壁画や屏風絵は、何らかの事情があるのです。多くの場合、それはこの《花鳥図》のように元の画面を切り貼りして再構成したことを示しています。この《花鳥図》には、縦方向の紙継ぎが不規則な箇所が多く、横方向の紙継ぎも複数箇所ズレが見られます。元は図柄が繋がっていなかったと判断できる縦方向の紙継ぎ部分を切り離し、さらに横方向の紙継ぎをズレが無いように配置すると、海棠を中心とする春の花鳥図と、雁や鴨を配した秋の花鳥図という二つのグループの障壁画に復元できます。海棠を描いている部分は、元来襖絵であったことが引手や掛金具の痕跡（正面右から 2 枚目など）から判明します。また秋の花鳥図のうち、展示室向かって左の壁面に展示している左から 2 枚目の腰障子の紙継ぎ部分の下の方の左右にも引手痕があります。

しかし、復元した各障壁画は、それぞれ両端で図が途切れています。元はさらに左右に画面が続いていたと考えられるのです。実は、春と秋のそれぞれについて、御殿内の別の部屋に続きの部分と思われる画面があります。春の花鳥図の左端にうっすらと描かれている細い竹の一群は、〈遠侍〉芙蓉の間の東の壁貼付の図柄に続きます。秋の花鳥図の左端の下に描かれている樹木は、後から施された切箔に覆われていますが、この続きと思われる樹木が、〈黒書院〉帳台の間の南側の長押上貼付に描かれています。

《松図》と補彩

二条離宮の障壁画修理の重要な側面として、画工による補彩があります。『二条離宮修繕工事録 日記』（以下『日記』と記す）によると、明治 18 年 11 月 15 日を皮切りに画工の雇用が始まり、翌年の 8 月 25 日に完了を迎えるまで、合計 14 名の画工が参加しました。その中には、江戸時代に代々朝廷の絵所預を務めた土佐家の一門である土佐光武（1844～1916）や、円山派や四条派の流れをくむ職業絵師が含まれています。しかし、それ以

本丸御殿は、皇族の宿泊所として使われ、嘉仁皇太子（後の大正天皇）や裕仁皇太子（後の昭和天皇）の行啓が頻繁にされるようになりました。二の丸御殿は、行啓の際に皇太子らが拝観するだけでなく、時には京都在住の名士らとの拝謁の場所や外国から訪れた貴賓の休憩所としても用いられました。

大正4年（1915）の大正天皇の即位式の際は、現在の清流園あたりに饗宴場が設けられました。

二条離宮へ皇太子が行啓した際、皇太子らを一目見ようと、東大手門の前に数百人の人々が集まることもありました。

〈大広間〉の障壁画

江戸時代（1603-1867）、徳川幕府の城である二条城の〈大広間〉は、徳川将軍と公式に対面する儀礼の場であり、将軍の権威を誇示する最も格式の高い場所でした。そのため、〈大広間〉には様々な工夫が施されており、たとえば一の間天井を「二重折上格天井」とし、また二の間より20cmほど床を高くしています。建築上の特徴だけでなく、描かれた障壁画の画題や様式にも様々な工夫が施されています。

一の間と二の間に描かれた障壁画は、狩野探幽（1602-74）によって描かれたものです。ぐると部屋を取り囲むようにデザインされた松には、徳川将軍家の永遠の繁栄への願いが込められていると考えられ、また、松に添えられた錦鶏鳥は権力者への贈答品とされた珍しいものでした。巨大な複数の松は、一面の金地にその根本の地面を描かず、全容を画面の枠の内側に収め、また金雲等の松を隠すモチーフがないため、その形が鮮明に浮かび上がります。

松は、将軍の背後となる大床で、上段に座する将軍の頭上に傘を掛けるよう松を屈曲させ、大床の左右にあたる東面と西面で、将軍に向かって枝を傾斜させて枝葉を伸ばします。この構図は、中央に着座した将軍の威光を、見るものに強烈に印象づけるものでした。

明治時代の障壁画修理と〈大広間〉

二条離宮となり、皇族や外国の貴賓を迎えた二の丸御殿は、明治30年（1897）頃より、損傷の激しい廊下の天井や長押上の障壁画を中心に新たに描き直され、交換されました。それは、明治21年に明治宮殿の装飾を監督した京都帝国博物館の山高信離（1842-1907）が監督にあたり、当時活躍した画家の手で、正倉院の宝物の図案などが参考にされました。

明治33年、〈大広間〉の廊下の天井画は、改めて描かれました。廊下の格天井に取り付けられる予定の250枚のうち120枚の天井画が取り付けられたところで嘉仁皇太子の行啓があり、これを観賞して「美麗なり」と述べたことが、現在の「京都新聞」の前身である「日出新聞」に報じられています。

また、同じ時期に〈大広間〉の廊下の長押上障壁画も、三種類の箔の砂子によって雲形と霞が表され、大小の方形、細長い切箔が雲形の中にあしらわれ、胡粉の盛り上げによって波文様が象られたものに変えられました。

二条離宮になって行われた廊下の障壁画の新調により、寛永3年（1626）に描かれた障壁画と明治時代に描かれた障壁画が、二の丸御殿の中で共存することになりました。廊下を歩きつつ明治時代の新しい息吹を感じ、いまだ江戸時代の雰囲気が残る〈大広間〉に入室する、いわば新旧の融合を感じられる場所となったのです。

（降矢 淳子）

夏期「障壁画再生 ～式台の間～」

明治4年（1871）以降、京都府庁や陸軍の施設として使用されていた二条城は、明治17年（1884）に、宮内省が所轄する「二条離宮」となりました。それを受けて翌年から翌々年にかけて、大規模な修理が行われました。二の丸御殿も、皇室の宮殿に相応しい内装へと整えられていきました。当時の障壁画修理の様相と、修理によって元の姿から形を変えて再生した障壁画を紹介します。

二条城障壁画 展示収蔵館活動報告

1、二条城障壁画 展示収蔵館 概要

二条城障壁画 展示収蔵館は、重要文化財の二の丸御殿障壁画を保存、公開するために、平成 17 年（2005）10 月 10 日に開館しました。二の丸御殿障壁画は、徳川将軍家が寛永元年から 3 年（1624-26）にかけて行った大改修の際、狩野探幽率いる狩野派の絵師たちによって描かれました。二の丸御殿には、寛永期の障壁画を含む約 3600 面の障壁画が残されており、昭和 57 年（1982）には、うち 1016 面が美術工芸品（絵画）として重要文化財に指定されました。

これらの障壁画は、約 400 年間、御殿内で温湿度の急激な変化や虫害、紫外線などの影響を受け続けてきたため、褪色・亀裂・剥落など状態の悪化が進んでいます。そこで二条城では、昭和 47 年（1972）より、原画を収蔵庫で恒久的に保存することを目的として模写を制作し、御殿内の原画とはめ替える「模写事業」を開始しました。現在、重要文化財に指定された 1016 面は、全て御殿から取り外されて収蔵庫で保管されています。当館では、修理が完了した障壁画を中心に、年 4 回の展示替えを行い計 240 日ほど公開しています。また、エントランスでは、鋳金具や城内から発掘された埋蔵文化財等も展示しています。

2、令和 6 年度 原画公開の概要と入館者実績

展覧会名	会期	日数	入館者数
二条離宮の大広間 ～〈大広間〉一の間～	4 月 25 日（木）～ 6 月 23 日（日）	60 日間	20,192 人
障壁画再生 ～式台の間～	7 月 18 日（木）～ 9 月 15 日（日）	60 日間	20,182 人
葵から菊へ ～〈白書院〉一の間・二の間～	10 月 10 日（木）～ 12 月 8 日（日）	60 日間	14,453 人
御所から来た障壁画 ～〈大広間〉・〈黒書院〉帳台の間～	12 月 23 日（木）～ 令和 7 年 2 月 23 日（水）	60 日間	18,955 人

3、令和 6 年度 原画公開展示解説〔和英〕

二条城二の丸御殿障壁画は、寛永 3 年（1626）、後水尾天皇（1596-1680）の行幸を前に行われた二条城の大改修の際、狩野派の絵師たちによって描かれました。今年度は、「シリーズ二条離宮の時代」と題し、離宮時代に焦点を当てて、二の丸御殿の障壁画を紹介します。

〔和文〕

春期「二条離宮の大広間 ～〈大広間〉一の間～」

二条城は、慶長 8 年（1603）に徳川家康（1543-1616）が、将軍上洛時の滞在場所、また儀礼を行う場所などとして創建され、後水尾天皇（1596-1680）の寛永行幸（1626）に際して二の丸御殿の大改修などが行われました。

明治維新以降、太政官代や京都府の所管になるなど変遷を遂げ、明治 17 年（1884）に皇室の別邸である離宮となり、その名称を二条離宮に改めました。昭和 14 年（1939）、二条離宮は京都市に移管され、現在にいたります。

離宮時代の二の丸御殿

幕末、二条城は徳川慶喜（1837-1913）による大政奉還の発表の場所になるなど激動の時代を経験し、また、二の丸御殿は明治維新後に様々な役割を担いました。二条城が二条離宮になると、宮内省によって二の丸御殿の修繕が行われ、また皇室の宮殿にふさわしいよう絨毯が敷かれるなどして、明治 19 年に完了しました。同 30 年代には、廊下などの障壁画が、新しいものに交換されました。

同 26 年から 27 年にかけて、京都御所の北にあった桂宮家の御殿（桂宮御殿）が、空き地となっていた本丸に移築されて本丸御殿になると、二条離宮には本丸御殿と二の丸御殿の二つの御殿が整います。

調査・研究活動報告

令和6年3月	元離宮二条城御清所内部落書撮影及び調査
令和6年5月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会①〔元京都女子大学教授 柴田純氏・京都大学 名誉教授 藤井譲治氏・華道家元池坊総務所池坊中央研究所主任研究員 細川武稔氏〕※
令和6年5月	華道家元池坊総務所蔵史料の翻刻に関する協議〔細川武稔氏・今江秀史・杉谷理沙〕
令和6年5月	元離宮二条城事務所職員向け歴史研修会
令和6年6月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会②〔柴田純氏・藤井譲治氏〕
令和6年7月	二之丸御殿〈式台〉式台の間特別入室解説会①〔松本直子〕
令和6年7月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会③〔柴田純氏・藤井譲治氏〕
令和6年8月	二之丸御殿〈式台〉式台の間特別入室解説会②〔松本直子〕
令和6年9月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会④〔柴田純氏・藤井譲治氏・細川武稔氏〕
令和6年10月	京都国立博物館《寛永行幸図屏風》の調査〔松本直子〕
令和6年11月	宮内庁書陵部宮内公文書館「工事録」（明治31年）の調査〔杉谷理沙〕
令和6年11月	京都市歴史資料館との共催による特別展「二条離宮―元離宮二条城 本丸御殿公開記念―」開始
令和6年11月	京都新聞連載「近くて遠い二条城と寛永 その四」掲載
令和6年12月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会⑤〔柴田純氏・藤井譲治氏・細川武稔氏〕
令和6年12月	特別展「二条離宮―元離宮二条城 本丸御殿公開記念」第1回ギャラリートーク〔於京都市歴史 資料館、今江秀史〕
令和6年12月	東京都江戸東京博物館「二条在番着後留」・「御用瓦師仲ケ間定法名前帳写」の調査〔杉谷理沙〕
令和6年12月	講演会「二条城から二条離宮への軌跡」開催〔於京都市中京区役所、京都市歴史資料館 秋 元せき、今江秀史・降矢淳子〕
令和7年1月	特別展「二条離宮―元離宮二条城 本丸御殿公開記念―」第2回ギャラリートーク〔於京都 市歴史資料館、今江秀史〕
令和7年1月	二之丸御殿〈大広間〉帳台の間特別公開解説会①②〔中野志保〕
令和7年2月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会⑥〔柴田純氏・藤井譲治氏・細川武稔氏〕
令和7年2月	京都・泉屋博古館《寛永行幸図屏風》の調査〔中野志保・松本直子〕
令和7年2月	特別展「二条離宮―元離宮二条城 本丸御殿公開記念―」第3回ギャラリートーク〔於京都 市歴史資料館、今江秀史〕
令和7年2月	京都新聞連載「近くて遠い二条城と二条在番 その一」掲載
令和7年3月	『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会⑦〔柴田純氏・藤井譲治氏〕
令和7年3月	東京都立中央図書館「江戸城御本丸万延度御普請御殿向表奥惣絵図」の調査〔今江秀史〕
令和7年3月	『研究紀要 元離宮二条城』第4号発行

※収載史料検討会には今江・杉谷も参加。以下同。

執筆者等紹介

執筆者

小椋 大輔	京都大学大学院教授
細川 武稔	華道家元池坊総務所池坊中央研究所主任研究員
今江 秀史	京都市文化市民局元離宮二条城事務所調査・研究担当
岡村 知明	京都市文化市民局元離宮二条城事務所保存整備（建造物）担当
杉谷 理沙	京都市文化市民局元離宮二条城事務所調査・研究担当
中野 志保	京都市文化市民局元離宮二条城事務所保存整備（障壁画）担当
降矢 淳子	京都市文化市民局元離宮二条城事務所保存整備（障壁画）担当
松本 直子	京都市文化市民局元離宮二条城事務所保存整備（障壁画）担当

調査・研究指導

小寄 善通	学校法人 京都成安学園 成安造形大学学長、京都市元離宮二条城保存整備委員会委員
柴田 純	元京都女子大学教授
藤井 譲治	京都大学名誉教授、京都市元離宮二条城保存整備委員会記念物部会委員

編集担当

今江 秀史	京都市文化市民局元離宮二条城事務所調査・研究担当
杉谷 理沙	京都市文化市民局元離宮二条城事務所調査・研究担当

編集後記

各位からのご協力を賜り、『研究紀要 元離宮二条城』第四号が無事刊行にいたしましたこと感謝申し上げます。

第四号では池坊中央研究所主任研究員・細川武稔氏および京都大学大学院教授・小椋大輔氏にご寄稿いただきました。また、史料編、研究ノート、史料紹介、展示収蔵館記録に加え、本号より修理記録を掲載していくこととしました。前号まで以上に内容の充実を図れたのではないかと思います。

今回掲載した拙稿では、二条城に存在した「番所」について論じました。現存の御清所（かつての二之丸大番所）在番衆詰所や米蔵（一部にかつての同心番所を含む）には、数百年前に在番の武士たちが居た痕跡が見事に遺されています。当然のことではありますが忘れがちな、ここ元離宮二条城が歴史の現場のひとつであったことを、文献で読み解く以上に改めて実感する良い機会となりました。

（杉谷理沙）

研究紀要 元離宮二条城 第四号

令和七年三月発行

編集・発行 京都市文化市民局元離宮二条城事務所

〒六〇四―八三〇―一

京都市京都市中京区二条通堀川西入二条城町五四一

TEL (〇七五) 八四一―〇〇九六 FAX (〇七五) 八〇二―六一八一

<https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/>

印刷・製本 山代印刷株式会社

京都市印刷物 第〇六三一六三号



京都市
CITY OF KYOTO